

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年9月29日
【中間会計期間】	自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日
【会社名】	ドイツ銀行 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft)
【代表者の役職氏名】	取締役会共同会長 ユルゲン・フィッチェン (Jürgen Fitschen, Co-Chairman of the Management Board) 取締役 マルクス・シェンク (Marcus Schenck, Member of the Management Board)
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラ ゲ12 (Taubusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 箱田 英子
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【事務連絡者氏名】	弁護士 箱田 英子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当なし

(注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」または「当行」とはドイツ銀行を指し、「当行グループ」とはドイツ銀行とその連結子会社を指す。

(注2) 本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ = 136.06円の換算率(平成27年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)による。

(注3) 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1 会社制度等の概要

(1) 提出会社の属する国・州等における会社制度
変更なし

(2) 提出会社の定款等に規定する制度
変更なし

2 外国為替管理制度

変更なし

3 課税上の取扱い

変更なし

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(a) ドイツ銀行グループ(連結ベース)(注1)

年度/期間	1/1 - 12/31 2013	1/1 - 12/31 2014	1/1 - 6/30 2013	1/1 - 6/30 2014	1/1 - 6/30 2015
	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)
純収益合計(注2)	31,915 (43,424)	31,949 (43,470)	17,606 (23,955)	16,253 (22,114)	19,553 (26,604)
税引前利益	1,456 (1,981)	3,116 (4,240)	3,206 (4,362)	2,597 (3,533)	2,708 (3,685)
純利益	681 (927)	1,691 (2,301)	1,995 (2,714)	1,341 (1,825)	1,377 (1,874)
包括利益合計(税引後)	-1,144 (-1,557)	6,102 (8,302)	1,368 (1,861)	2,332 (3,173)	3,582 (4,874)
普通株式	2,610 (3,551)	3,531 (4,804)	2,610 (3,551)	3,531 (4,804)	3,531 (4,804)
株主持分合計	54,719 (74,451)	68,351 (92,998)	57,479 (78,206)	64,686 (88,012)	70,762 (96,279)
資産合計	1,611,400 (2,192,471)	1,708,703 (2,324,861)	1,909,879 (2,598,581)	1,665,410 (2,265,957)	1,694,176 (2,305,096)
1株当たり株主持分 (ユーロ(円))	50.80 (6,912)	49.32 (6,710)	53.18 (7,236)	46.62 (6,343)	50.64 (6,890)
基本的1株当たり利益(ユーロ(円))	0.64 (87)	1.34 (182)	1.96 (267)	1.20 (163)	0.80 (109)
希薄化後1株当たり利益 (ユーロ(円))	0.62 (84)	1.31 (178)	1.90 (259)	1.17 (159)	0.78 (106)
Tier 1自己資本 比率(%) (注3)	16.9	12.9	17.3	12.4	12.5
規制自己資本合計 比率(%) (注3)	18.5	16.0	19.3	15.7	15.5
営業活動によるキャッシュ・ フロー	7,184 (9,775)	-630 (-857)	-5,639 (-7,672)	119 (162)	3,873 (5,270)
投資活動によるキャッシュ・ フロー	-3,015 (-4,102)	-12,824 (-17,448)	-3,714 (-5,053)	-6,554 (-8,917)	-6,422 (-8,738)
財務活動によるキャッシュ・ フロー	-544 (-740)	8,477 (11,534)	1,347 (1,833)	7,074 (9,625)	-3,726 (-5,070)
現金および現金同等物の中間 期末残高または期末残高	56,041 (76,249)	51,960 (70,697)	44,883 (61,068)	56,806 (77,290)	48,557 (66,067)
従業員数(常勤相当)(人)	98,254	98,138	97,158	96,733	98,647

(注1) IFRSによる。

(注2) 信用リスク引当金繰上額控除前

(注3) 2013年の数値はパーゼル2.5に、2014年および2015年の数値はCRR/CRD4完全適用ベースに基づいている。

(b) ドイツ銀行(非連結ベース)

ドイツ銀行(非連結ベース)の情報は、中間報告書において公表されていない。

2【事業の内容】

変更なし

3【関係会社の状況】

(1) 親会社

当行には親会社はない。

(2) 子会社および関連会社等 (2015年6月30日現在)

下記は当行の主要な連結子会社である。

名称	住所	資本金	ドイツ銀行グループの所有割合 (%)	主要な事業の内容	ドイツ銀行との関係内容
DBOIグローバル・サービス・プライベート・リミテッド	ムンバイ	554,554,550 インド・ルピー	100.0	その他サービス業	-
ドイチェ・バンク(チャイナ)Co., Ltd.	北京	4,426,000,000 人民元	100.0	商業銀行業 (ドイツ国外)	-
ドイチェ・バンク・ルクセンブルクS.A.	ルクセンブルク	3,959,500,000 ユーロ	100.0	商業銀行業 (ドイツ国外)	-
ドイチェ・バンク・ネダーランドN.V.	アムステルダム	45,002ユーロ	100.0	商業銀行業 (ドイツ国外)	-
ドイチェ・バンク・プライベート・ウント・ゲシェフツクンデン・アクチエンゲゼルシャフト	フランクフルト	550,000,000 ユーロ	100.0	商業銀行業 (ドイツ国内)	-
ドイチェ・バンクS.A. - バンコ・アレミアオ	サンパウロ	996,550,988 ブラジル・リアル	99.9	商業銀行業 (ドイツ国外)	-
ドイチェ・バンク・セキュリティーズ Inc.	ウィルミントン	2,000米ドル	100.0	証券業	-
ドイチェ・バンク・ソシエダード・アノニマ・エスパニョーラ	マドリッド	101,526,918 ユーロ	99.8	商業銀行業 (ドイツ国外)	-
ドイチェ・バンク・ソチエター・ペル・アツィオーニ	ミラノ	412,153,993.8 ユーロ	99.8	商業銀行業 (ドイツ国外)	-
ドイチェ・バンク(スイス)SA	ジュネーブ	100,000,000 スイス・フラン	100.0	商業銀行業 (ドイツ国外)	-
ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ	ニューヨーク	2,127,308,670 米ドル	100.0	商業銀行業 (ドイツ国外)	-
ドイチェ・CIB センター・プライベート・リミテッド	ムンバイ	10,020,160 インド・ルピー	100.0	その他サービス業	-
ドイチェ・ポストバンクAG	ボン	547,000,000 ユーロ	96.8	商業銀行業 (ドイツ国内)	-
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbH	フランクフルト	115,000,000 ユーロ	100.0	ファンドマネジメント会社	-
サル・オープンハイムjr.& Cie. AG & Co. KGaA	ケルン	700,000,000 ユーロ	100.0	商業銀行業 (ドイツ国内)	-
000ドイチェ・バンク	モスクワ	1,237,450,000 ロシア・ルーブル	100.0	商業銀行業 (ドイツ国外)	-
ドイツ証券株式会社	東京	72,728,000,000円	100.0	金融商品取引業	-
ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングスPte Ltd	シンガポール	1,166,687,663 シンガポール・ドル	100.0	投資持株会社	-
ドイチェ・ナレッジ・サービス Pte. Ltd.	シンガポール	17,800,979 米ドル 2シンガポール・ドル	100.0	その他の投資持株会社、及びドイツ銀行グループ会社のシェアードサービスセンター	-

4 【従業員の状況】（2015年6月30日現在）

(1) ドイツ銀行グループ（連結）

従業員数（常勤相当）	98,647人
個人顧客および中堅企業（PBC）	38,279
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）	7,895
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント（Deutsche AWM）	5,895
グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）	4,109
非中核事業部門（NCOU）	220
管理部門/リージョナル・マネジメント	42,249

(2) ドイツ銀行AG

ドイツ銀行（非連結ベース）の情報は、中間報告書において公表されていない。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

2015年上半期は、2014年上半期と比べて、事業部門全体で純収益が増加した。これは、市場環境の改善、市場ボラティリティの上昇および外国為替レートの有利な変動や、非中核事業部門（NCOU）によるリスク低減への取組みを反映した継続的な前進によるものであった。計画的な実施コストの削減に加えて、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムは、引き続きより複合的な取組みに注力し、2015年上半期にさらなるコスト削減を達成した。しかし、これらの節減効果は、訴訟関連費用によるコスト増加、銀行税費用の増加、規制要件の強化、事業基盤の統合およびプロセスの向上への投資の継続ならびに外国為替レートの変動によるマイナスの影響により相殺された。

2015年上半期の連結純収益は、外国為替レートの有利な変動により、2014年上半期の163億ユーロから33億ユーロ、率にして20%増加し、196億ユーロとなった。コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）の収益は、2014年上半期から14億ユーロ、率にして19%増加し、90億ユーロとなった。2015年上半期の個人顧客および中堅企業（PBC）の収益は、2014年上半期から2,700万ユーロ、率にして1%とわずかに増加し、48億ユーロとなった。2015年上半期のグローバル・トランザクション・バンキング（GTB）の収益は、2014年上半期から2億2,900万ユーロ、率にして11%増加し、23億ユーロとなった。ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント（Deutsche AWM）の収益は、2014年上半期から5億9,600万ユーロ、率にして27%増加し、28億ユーロとなった。非中核事業部門（NCOU）の収益は、2014年上半期から5億2,800万ユーロ増加し、2015年上半期は5億3,700万ユーロとなった。2015年上半期の連結および調整（C&A）の収益は、1億5,000万ユーロとなった（2014年上半期は3億5,300万ユーロの損失）。

2015年上半期の連結税引前利益は、2014年上半期の26億ユーロに対し、27億ユーロとなった。この増加は主に、収益の増加と信用リスク引当金繰入額の減少によるものであるが、利息以外の費用（主に訴訟に対する引当金）の増加により一部相殺された。

2015年上半期の純利益は、2014年上半期の13億ユーロに対し、14億ユーロとなった。2015年上半期の法人所得税費用は、2014年上半期と同じ13億ユーロとなった。2015年上半期の実効税率は、主に訴訟関連費用の影響を受け、49%となった。2014年上半期の実効税率は48%であった。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし

3【対処すべき課題】

該当事項なし

4【事業等のリスク】

変更なし

5【経営上の重要な契約等】

変更なし

6【研究開発活動】

該当事項なし

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(無監査)

経営および財務の概況

経済環境

2015年第2四半期、世界経済の成長は前年の第2四半期からやや減速して、年率3.2%の伸びとなったことが予想される。一方、先進国の成長はわずかに加速して、年率1.9%の伸びが予想されるが、新興国では年率4.5%に減速するものと見込まれる。

ユーロ圏の経済は、原油安およびユーロ安の恩恵により2015年第1四半期に年率換算で前期比1.6%の伸びとなったが、第2四半期は1.7%の伸びを見込んでいる。ドイツ経済については、内需による牽引を主な要因に、年率換算で前期比1.8%の伸びを予想している。2015年第1四半期の伸びは1.1%であった。

米国経済の成長率は、主に一時的要因により、2015年第1四半期に年率換算で前期比0.2%と低迷したが、第2四半期には、2.5%まで勢いを取り戻すとみている。日本経済は、2015年第1四半期に年率換算で前期比3.9%という伸びを示したが、第2四半期の伸びは1.0%に減速したと予想される。

中国の2015年第2四半期の経済成長率は前年同期比で7.0%となり、第1四半期から横ばいであった。2015年第1四半期に前年同期比1.9%のマイナスとなったロシアの成長率は、第2四半期には4.3%のマイナスとなることを見込まれる。

2015年第2四半期、グローバルな銀行業界においては、引き続き緩やかに回復が進み、ギリシャの状況悪化にもかかわらずこれまでのところ比較的堅調であることが示された。ユーロ圏では、個人向け貸出しは、引き続きゆるやかに増加したが、法人向け貸出しは基本的に低水準であった。預金高の増加は継続しており、法人預金高は初めて2兆ユーロの大台に乗った可能性がある(個人預金は既に6.5兆ユーロに到達済み)。2015年年初に銀行業界のバランスシートは急激に拡大したが、その後バランスシートの拡大には慎重になった。

ドイツの法人向け貸出しは、年初に堅調な滑り出しを見せた後、2015年第2四半期には低水準で推移した。しかしながら、住宅ローンは引き続き成長しており、消費者ローンも比較的安定していた。

米国では、法人向け貸出しは依然高い水準を維持したもののその伸び率は大幅に低下した。米国の法人向け貸出残高は、これまでに年率15%の成長を記録するなど過熱の兆候ととらえられていた。住宅ローンビジネスは再び低水準となったが、消費者ローンはわずかに上向いた。民間部門の預金残高の伸びはわずか5.3%に低下した。過去の平均の伸び率を大幅に下回るの、直近の3四半期中2度目となるが、現状の低金利環境を考慮すれば依然高い数値であり、米国の銀行では預金のリファイナンスが極めて高水準であることを考えると、比較的良好的な結果であった。

2015年第2四半期、投資銀行業務では前年第2四半期に見られた力強さは全体として幾分影をひそめたが、業績は引き続き非常に堅調であった。債券発行高は、過去最高水準であった前年同四半期から大幅に減少し、これに応じて銀行の収益も減少したものの、依然として堅調であった。投資適格債およびハイ・イールド債のいずれのセグメントもやや落ち込んだ。しかしながら米国においては、グローバルなトレンドとは対照的に全体としてプラス成長を達成した。株式発行も、発行高は高水準であった2014年同四半期をわずかに下回ったものの、引き続き好調であった。2015年第1四半期と同様、2015年第2四半期においても新規公開を除く株式発行は極めて活発であったが、新規株式公開(IPO)は減少し、銀行収益が、引き続き堅調ではありながらも、最終的には前年同期比で減少した要因の一つとなった。アジアの株式発行は大きな伸びを示したが、欧州市場は、予想に反しやや縮小した。M&Aビジネスにおいては、著しく良好な環境が続いているが、取引高の増加に見合った収益をもたらすことができなかった。M&Aビジネスにおいてもアジアが成長を牽引し、米国がそれに続き、欧州は低調であった。株式および債券の取引高は、2014年同四半期に比べわずかに増加した。

資産運用ビジネスにおいては、銀行は、資本市場で続いた高水準のバリュエーションと、同時に生じたボラティリティ上昇の恩恵を受けたようである。2015年第2四半期、グローバル金融市場は大きく変動したが、これは、ギリシャの状況悪化のみならず、多様化が進む米国およびユーロ圏の金融政策における不確実性、そして中国など多くの新興国経済における減速が要因であった。10年物ドイツ国債の利回りは、期初に史上最底のほぼゼロに低下し、その後突然上昇に転じ、2015年第2四半期

末には0.8%となった。米国債の利回りは、2015年3月末時点から約0.5パーセントポイント上昇し、2015年6月末時点でおおよそ2.3%となった。

総合すると、米国および欧州の銀行の2015年第2四半期の業績は、訴訟費用の減少を一つの要因として、比較的良好と見込まれる。貸倒引当金の状況は、銀行によって異なる可能性がある。

2015年第2四半期において、新たな規制の動向に関する主な焦点は、引き続き銀行に対する自己資本要件の厳格化に関する議論であった。議論の対象となった措置は、トレーディング勘定のリスク・ウェイト・アセットの抜本的見直し、リスク・ウェイト設定の調和を目標とする内部リスク評価モデルの基準値の導入、CET1資本に加え、必要とあれば再生またはペイルインに利用可能な追加の資本構成要素（すなわち総損失吸収力（TLAC））の保持を銀行に義務付けること、レバレッジ比率をバーゼル3で想定された3%を超える率にまで引き上げることなどであった。

ドイツ銀行の業績

2015年第2四半期の業績は、引き続き堅調な収益増加による恩恵を受けた。市場環境の改善、市場ボラティリティの上昇および外国為替レートの有利な変動により純収益は増加した。オペレーショナル・エクセレンス・プログラム（業務効率向上プログラム）による節減効果は、訴訟関連費用、外国為替レートの変動の影響および投資費用により相殺された。当行は、レバレッジ・エクスポージャーの低減を行い、資本、企業文化およびコストに関する取組みを継続的に実施している。

2014年上半年および2015年上半年におけるドイツ銀行グループの主要な業績の概要は、以下の表の通りである。

当行グループの主要な財務数値	2015年6月30日	2014年6月30日
純収益	196億ユーロ	163億ユーロ
税引前利益	27億ユーロ	26億ユーロ
純利益	14億ユーロ	13億ユーロ
税引後平均有形株主資本利益率 ¹	4.8%	6.2%
税引後平均アクティブ資本利益率 ¹	3.8%	4.7%
費用収益比率 ²	84.3%	81.0%
費用削減 ³	39億ユーロ	26億ユーロ
削減のための実施コスト ⁴	33億ユーロ	24億ユーロ
普通株式等Tier 1資本比率（CRR/CRD 4完全適用ベース） ⁵	11.4%	11.5%
CRR/CRD 4完全適用ベースのレバレッジ比率 ⁶	3.6%	3.4%

- 1 ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益に基づく。詳細は、第6 経理の状況、1 中間財務書類、注記「その他の情報（無監査）：非IFRS財務尺度」を参照のこと。
- 2 利息以外の費用合計が、信用リスク引当金繰入前の純利息収益合計に利息以外の収益を加えた額に占める比率。
- 3 オペレーショナル・エクセレンス・プログラムの実施により実現される費用削減。
- 4 削減のための実施コストは、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムにおける削減の実現に直接必要な費用。
- 5 普通株式等Tier 1資本比率（CRR / CRD 4完全適用ベース）は、CRR / CRD 4の暫定的な規定を考慮しない当行の普通株式等Tier 1資本比率の計算を表す。本比率の計算に関する詳細は、リスク・レポートに記載されている。
- 6 本比率の計算に関する詳細は、リスク・レポートに記載されている。

連結業績

単位：百万ユーロ （別途記載のものを除く）	2015年6月30日 に終了した3ヶ月	2014年6月30日 に終了した3ヶ月	変動額	増減（%）	2015年6月30日 に終了した6ヶ月	2014年6月30日 に終了した6ヶ月	変動額	増減（%）
純収益								
このうち：								
C B & S	4,313	3,509	804	23	8,967	7,549	1,418	19
P B C	2,358	2,353	6	0	4,828	4,801	27	1
G T B	1,144	1,029	115	11	2,277	2,048	229	11

Deutsche AWM	1,415	1,133	282	25	2,794	2,198	596	27
NCOU	201	(53)	253	N/M	537	9	528	N/M
純収益合計	9,177	7,860	1,317	17	19,553	16,253	3,300	20
信用リスク引当金繰入額	151	250	(98)	(39)	369	496	(127)	(26)
利息以外の費用	7,798	6,693	1,105	17	16,476	13,159	3,317	25
税引前利益	1,228	917	311	34	2,708	2,597	110	4
法人所得税費用	410	679	(269)	(40)	1,331	1,256	74	6
当期純利益	818	238	580	N/M	1,377	1,341	36	3

N/M：意味のある比較不能

2014年と2015年の四半期比較

2015年第2四半期は、2014年第2四半期と比べて、事業部門全体で純収益が増加した。これは、市場環境の改善、市場ボラティリティの上昇および外国為替レートの有利な変動があったこと、累積の時価評価損が2014年第2四半期に損益計算書に移行されたこと、ならびに非中核事業部門（NCOU）によるリスク低減への取組みが引き続き行われたことによるものであった。計画的な実施コストの削減に加えて、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムは、引き続きより複合的な取組みに注力し、2015年第2四半期にさらなるコスト削減を達成した。しかし、これらの節減効果は、訴訟関連費用によるコスト増加、投資費用および外国為替レートの変動によるマイナスの影響により相殺された。

2015年第2四半期の連結純収益は、外国為替レートの有利な変動により、2014年第2四半期の79億ユーロから13億ユーロ、率にして17%増加し、92億ユーロとなった。コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）の収益は、2014年第2四半期から8億400万ユーロ、率にして23%増加し、43億ユーロとなった。個人顧客および中堅企業（PBC）の2015年第2四半期の収益は、2014年第2四半期からわずかに増加して、24億ユーロとなった。グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）の2015年第2四半期の収益は、2014年第2四半期から1億1,500万ユーロ、率にして11%増加し、11億ユーロとなった。ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント（Deutsche AWM）の収益は、2014年第2四半期から2億8,200万ユーロ、率にして25%増加し、14億ユーロを計上した。非中核事業部門（NCOU）の収益は、2014年第2四半期から2億5,300万ユーロ増加し、2015年第2四半期は2億100万ユーロとなった。連結および調整（C&A）の収益は、2014年第2四半期の1億1,100万ユーロの損失から、2015年第2四半期には2億5,400万ユーロの損失となった。

信用リスク引当金繰入額は、2014年第2四半期から9,800万ユーロ、率にして39%減少し、2015年第2四半期は1億5,100万ユーロとなった。この減少は、ほぼすべてのビジネスにおいて、特定の顧客に対する重大な信用リスク引当金が発生しなかったことに加え、不良債権売却に関連して引き続き引当金繰入額の一部戻入れが行われたことを反映している。この全体的な減少は、主にレバレッジド・ファイナンス・ポートフォリオによるCB&Sにおける引当金繰入額の増加により一部相殺された。

利息以外の費用は、主に訴訟関連費用および外国為替レートの変動による不利な影響により、2014年第2四半期から11億ユーロ、率にして17%増加し、2015年第2四半期は78億ユーロとなった。報酬費用は、2014年第2四半期から4億5,600万ユーロ、率にして15%増加し、34億ユーロとなった。この増加の主な要因としては、規制遵守および事業成長のための特定の採用、ならびに業界内の競争に伴う給与の調整が挙げられる。一般管理費は、2014年第2四半期から7億7,000万ユーロ、率にして22%増加し、43億ユーロとなった。これは主に、前述の訴訟関連費用が、2014年第2四半期では4億7,000万ユーロであったのに対し、2015年第2四半期では12億ユーロとなったことによるものである。これを相殺する要因には、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムの継続的実施および2014年におけるザ・コスモポリタン・オブ・ラスベガスの売却からの恩恵や、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムの実施コストの減少が挙げられる。保険加入者による保険金請求額は、アビライフの保険加入者からの保険金請求に備えた投資に関する時価評価の変動により相殺され、2014年第2四半期から7,000万ユーロ減少して、2015年第2四半期は1,000万ユーロとなった。

2015年第2四半期の連結税引前利益は、2014年第2四半期の9億1,700万ユーロに対し、12億ユーロを計上した。この増加は主に、収益の増加と信用リスク引当金繰入額の減少によるものであるが、利息以外の費用（主に訴訟に対する引当金）の増加により一部相殺された。

2015年第2四半期の純利益は、2014年第2四半期の2億3,800万ユーロに対し、8億1,800万ユーロとなった。2015年第2四半期の法人所得税費用は、前年同四半期の6億7,900万ユーロに対し、4億1,000万ユーロとなった。2015年第2四半期の実効税率は、訴訟関連費用および繰延税金の認識・測定によるマイナスの影響を受けたものの、過去の期間の法人所得税の恩恵を受けて、33%となった。2014年第2四半期の実効税率は、主に税控除の対象外の費用（訴訟関連費用等）および過去の期間の法人所得税の影響を受けて、74%であった。

2014年と2015年の半期比較

2015年上半年は、2014年上半年と比べて、事業部門全体で純収益が増加した。これは、市場環境の改善、市場ボラティリティの上昇および外国為替レートの有利な変動や、非中核事業部門（NCOU）によるリスク低減への取組みを反映した継続的な前進によるものであった。計画的な実施コストの削減に加えて、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムは、引き続きより複合的な取組みに注力し、2015年上半年にさらなるコスト削減を達成した。しかし、これらの節減効果は、訴訟関連費用によるコスト増加、銀行税費用の増加、規制要件の強化、事業基盤の統合およびプロセスの向上への投資の継続ならびに外国為替レートの変動によるマイナスの影響により相殺された。

2015年上半年の連結純収益は、外国為替レートの有利な変動により、2014年上半年の163億ユーロから33億ユーロ、率にして20%増加し、196億ユーロとなった。コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）の収益は、2014年上半年から14億ユーロ、率にして19%増加し、90億ユーロとなった。2015年上半年の個人顧客および中堅企業（PBC）の収益は、2014年上半年から2,700万ユーロ、率にして1%とわずかに増加し、48億ユーロとなった。2015年上半年のグローバル・トラザクシオン・バンキング（GTB）の収益は、2014年上半年から2億2,900万ユーロ、率にして11%増加し、23億ユーロとなった。ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント（Deutsche AWM）の収益は、2014年上半年から5億9,600万ユーロ、率にして27%増加し、28億ユーロとなった。非中核事業部門（NCOU）の収益は、2014年上半年から5億2,800万ユーロ増加し、2015年上半年は5億3,700万ユーロとなった。2015年上半年の連結および調整（C&A）の収益は、1億5,000万ユーロとなった（2014年上半年は3億5,300万ユーロの損失）。

2015年上半年の信用リスク引当金繰入額は、2014年上半年から1億2,700万ユーロ、率にして26%減少し、3億6,900万ユーロとなった。この減少は、ほぼすべてのビジネスにおいて、特定の顧客に対する重大な信用リスク引当金が発生しなかったことに加え、不良債権売却に関連して引き続き引当金繰入額の一部戻入れが行われたことを反映している。その他のビジネスにおける全体的な減少は、船舶ポートフォリオおよびレバレッジド・ファイナンス・ポートフォリオによるCB&Sにおける引当金繰入額の増加により一部相殺された。

2015年上半年の利息以外の費用は、主に訴訟関連費用、外国為替レートの変動による不利な影響および銀行税費用により、2014年上半年から33億ユーロ、率にして25%増加して、165億ユーロとなった。報酬費用は、2014年上半年から5億4,000万ユーロ、率にして9%増加して、2015年上半年は69億ユーロとなった。この増加の要因としては、規制遵守のための継続的な採用および業界内の競争に伴う給与の調整や、主要な分野におけるその他の採用が挙げられる。一般管理費は、主に訴訟関連費用および銀行税費用により、2014年上半年から28億ユーロ、率にして43%増加して、94億ユーロとなった。訴訟関連費用は、2014年上半年では4億7,000万ユーロであったのに対し、2015年上半年では28億ユーロとなった。銀行税費用は、銀行税制度の変更により生じた2015年における規模の拡大と認識の期間差異により、4億9,300万ユーロ増加した。利息以外の費用は、規制に伴う費用の増加からも影響を受けた。これを相殺する要因には、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムに関連した実施コストの減少、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムによる継続的な経費節減、ならびに2014年におけるザ・コスモポリタン・オブ・ラスベガスおよびBHFバンクの売却の影響が挙げられる。保険加入者による保険金請求額は、アピーライフの保険加入者からの保険金請求に備えた投資に関する時価評価の変動により相殺されたが、2014年上半年から3,100万ユーロ増加して、2015年上半年は1億6,300万ユーロとなった。

2015年上半年の連結税引前利益は、2014年上半年の26億ユーロに対し、27億ユーロとなった。この増加は主に、収益の増加と信用リスク引当金繰入額の減少によるものであるが、利息以外の費用（主に訴訟に対する引当金）の増加により一部相殺された。

2015年上半年の純利益は、2014年上半年の13億ユーロに対し、14億ユーロとなった。2015年上半年の法人所得税費用は、2014年上半年と同じ13億ユーロとなった。2015年上半年の実効税率は、主に訴訟関連費用の影響を受け、49%となった。2014年上半年の実効税率は48%であった。

部門別業績

以下の表は、2015年6月30日および2014年6月30日に終了した3ヶ月間および6ヶ月間における事業部門別の業績（IFRSに基づく連結業績への調整を含む。）を示すものである。当行の部門別の開示の記載方法の変更に関する情報については、中間連結財務諸表の注記の「セグメント情報」を参照されたい。

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2015年6月30日に終了した3ヶ月						
	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	個人顧客および中堅企業	グローバル・トランザクション・バンキング	ドイチェ・アセット&ウェルルス・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
純収益	4,313	2,358	1,144	1,415	201	(254)	9,177
信用リスク引当金繰入額	57	100	(12)	1	5	0	151
利息以外の費用合計	3,035	1,775	874	993	1,104	17	7,798
このうち：							
保険業務に係る費用	0	0	0	10	0	0	10
無形資産の減損	0	0	0	0	0	0	0
再構築費用	7	(2)	(2)	0	3	0	6
非支配持分	22	0	0	0	0	(22)	0
税引前利益（損失）	1,200	483	283	422	(909)	(250)	1,228
費用収益比率（％）	70	75	76	70	N/M	N/M	85
資産	1,184,557	260,873	113,621	90,925	34,756	9,444	1,694,176
リスク・ウェイトド・アセット(CRR/CRD4完全適用ベース)	201,972	78,629	51,668	20,559	43,924	19,028	415,780
平均アクティブ資本	32,511	15,952	7,673	8,151	6,673	0	70,960
税引後平均有形株主資本利益率（％） ¹	11	11	11	40	N/M	N/M	6
税引前平均アクティブ資本利益率（％）	15	12	15	21	N/M	N/M	7
税引後平均アクティブ資本利益率（％） ¹	10	8	10	13	N/M	N/M	5

N/M：意味のある比較不能

- 1 当行グループの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均アクティブ資本利益率は、当行グループの報告ベースの実効税率（2015年6月30日に終了した3ヶ月：33％）を反映している。各セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均アクティブ資本利益率に関しては、適用税率は35％となっている。

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2014年6月30日に終了した3ヶ月						
	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	個人顧客および中堅企業	グローバル・トランザクション・バンキング	ドイチェ・アセット&ウェルルス・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
純収益	3,509	2,353	1,029	1,133	(53)	(111)	7,860
信用リスク引当金繰入額	44	145	47	(6)	19	0	250
利息以外の費用合計	2,636	1,828	761	936	518	14	6,693
このうち：							
保険業務に係る費用	0	0	0	80	0	0	80
無形資産の減損	0	0	0	0	0	0	0
再構築費用	37	3	6	10	1	0	57
非支配持分	1	0	0	0	0	(1)	0
税引前利益（損失）	828	379	221	204	(590)	(124)	917
費用収益比率（％）	75	78	74	83	N/M	N/M	85
資産	1,158,803	262,326	111,054	75,473	48,457	9,297	1,665,410
リスク・ウェイトド・アセット(CRR/CRD4完全適用ベース)	185,691	79,654	42,019	15,480	56,663	19,166	398,674
平均アクティブ資本	23,733	14,383	5,597	6,263	7,446	0	57,422
税引後平均有形株主資本利益率（％） ¹	11	10	12	32	N/M	N/M	2
税引前平均アクティブ資本利益率（％）	14	11	16	13	N/M	N/M	6
税引後平均アクティブ資本利益率（％） ¹	9	7	10	8	N/M	N/M	2

N/M：意味のある比較不能

- 1 当行グループの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均アクティブ資本利益率は、当行グループの報告ベースの実効税率（2014年6月30日に終了した3ヶ月：74%）を反映している。各セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均アクティブ資本利益率に関しては、適用税率は35%となっている。

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2015年6月30日に終了した6ヶ月						
	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	個人顧客および中堅企業	グローバル・トランザクション・バンキング	ドイチェ・アセット&ウェルルス・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
純収益	8,967	4,828	2,277	2,794	537	150	19,553
信用リスク引当金繰入額	93	235	2	4	33	1	369
利息以外の費用合計	6,994	3,574	1,583	2,077	1,794	455	16,476
このうち：							
保険業務に係る費用	0	0	0	163	0	0	163
無形資産の減損	0	0	0	0	0	0	0
再構築費用	29	(1)	(2)	0	3	0	29
非支配持分	38	0	0	0	0	(38)	0
税引前利益（損失）	1,842	1,019	692	713	(1,290)	(268)	2,708
費用収益比率（%）	78	74	70	74	N/M	N/M	84
資産	1,184,557	260,873	113,621	90,925	34,756	9,444	1,694,176
リスク・ウェイトド・アセット（CRR/CRD4完全適用ベース）	201,972	78,629	51,668	20,559	43,924	19,028	415,780
平均アクティブ資本	31,542	16,077	7,418	7,840	7,411	14	70,302
税引後平均有形株主資本利益率（%） ¹	9	11	14	36	N/M	N/M	5
税引前平均アクティブ資本利益率（%）	12	13	19	18	N/M	N/M	8
税引後平均アクティブ資本利益率（%） ¹	8	8	12	12	N/M	N/M	4

N/M：意味のある比較不能

- 1 当行グループの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均アクティブ資本利益率は、当行グループの報告ベースの実効税率（2015年6月30日に終了した6ヶ月：49%）を反映している。各セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均アクティブ資本利益率に関しては、適用税率は35%となっている。

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2014年6月30日に終了した6ヶ月						
	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	個人顧客および中堅企業	グローバル・トランザクション・バンキング	ドイチェ・アセット&ウェルルス・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
純収益	7,549	4,801	2,048	2,198	9	(353)	16,253
信用リスク引当金繰入額	60	285	71	(7)	86	1	496
利息以外の費用合計	5,203	3,662	1,399	1,836	1,056	4	13,159
このうち：							
保険業務に係る費用	0	0	0	132	0	0	132
無形資産の減損	0	0	0	0	0	0	0
再構築費用	81	6	9	14	3	0	113
非支配持分	22	0	0	(1)	0	(21)	0
税引前利益(損失)	2,265	854	578	371	(1,133)	(337)	2,597
費用収益比率(%)	69	76	68	84	N/M	N/M	81
資産	1,158,803	262,326	111,054	75,473	48,457	9,297	1,665,410
リスク・ウェイトド・アセット(CRR/CRD4完全適用ベース)	185,691	79,654	42,019	15,480	56,663	19,166	398,674
平均アクティブ資本	22,431	14,391	5,484	6,226	7,588	0	56,120
税引後平均有形株主資本利益率(%) ¹	16	11	16	30	N/M	N/M	6
税引前平均アクティブ資本利益率(%)	20	12	21	12	N/M	N/M	9
税引後平均アクティブ資本利益率(%) ¹	13	8	14	8	N/M	N/M	5

N/M：意味のある比較不能

- 1 当行グループの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均アクティブ資本利益率は、当行グループの報告ベースの実効税率(2014年6月30日に終了した6ヶ月：48%)を反映している。各セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均アクティブ資本利益率に関しては、適用税率は35%となっている。

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (C B & S)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2015年6月 30日に終了 した3ヶ月	2014年6月 30日に終了 した3ヶ月	変動額	増減 (%)	2015年6月 30日に終了 した6ヶ月	2014年6月 30日に終了 した6ヶ月	変動額	増減 (%)
純収益：								
債券およびその他商品の セールス/トレーディング	2,110	1,824	286	16	4,752	4,259	493	12
株式セールス/トレー ディング	975	701	274	39	1,987	1,471	516	35
オリジネーション(債 券)	456	416	40	10	889	774	115	15
オリジネーション(株 式)	253	265	(12)	(5)	459	425	34	8
アドバイザリー	144	130	14	11	290	237	53	22
貸出し	283	255	29	11	560	509	51	10
その他商品	92	(82)	174	N/M	31	(125)	157	N/M
純収益合計	4,313	3,509	804	23	8,967	7,549	1,418	19
信用リスク引当金繰入額	57	44	12	28	93	60	34	56
利息以外の費用合計	3,035	2,636	398	15	6,994	5,203	1,791	34
このうち：								
再構築費用	7	37	(29)	(80)	29	81	(52)	(64)
無形資産の減損	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
非支配持分	22	1	22	N/M	38	22	16	74
税引前利益	1,200	828	372	45	1,842	2,265	(423)	(19)

N/M：意味のある比較不能

2014年と2015年の四半期比較

ギリシャを取り巻くマクロ経済環境が引き続き不透明であったにもかかわらず、C B & Sは2015年第2四半期に堅調な収益を上げた。これは、市場ボラティリティの上昇や外国為替レートの有利な変動によるものであった。

2015年第2四半期の債券およびその他商品のセールス/トレーディングの純収益は、2014年第2四半期から2億8,600万ユーロ、率にして16%増加し、21億ユーロとなった。外国為替の収益は、市場ボラティリティの上昇により、2014年第2四半期を大きく上回った。ディストレスト・プロダクツの収益は、欧州および北米における好調な業績を受けて、2014年第2四半期から大幅に増加した。フロー・クレジットの収益は、厳しい市場環境やスプレッドの拡大により、前年同四半期を大きく下回った。グローバル・リクイディティ・マネジメントの収益は、欧州における業績の低迷を受けて、大幅に減少した。困難な市場環境により、住宅ローン担保債券(RMBS)の収益は前年同四半期を大きく下回り、またエマージング・マーケットの収益も、前年同四半期を下回った。クレジット・ソリューションおよび金利の収益は、いずれも2014年第2四半期とほぼ同水準であった。債券およびその他商品のセールス/トレーディングの純収益は、2つの評価調整項目による合計9,900万ユーロの利益を含んでいる。1つは、信用評価調整(CVA)から生じたRWAの軽減への取り組みに関連した8,700万ユーロの評価益(2014年第2四半期は4,300万ユーロの評価損)であり、もう1つは、調達評価調整(FVA)に関連する1,200万ユーロの利益(2014年第2四半期は300万ユーロの利益)である。

2015年第2四半期の株式セールス/トレーディングの純収益は、2014年第2四半期から2億7,400万ユーロ、率にして39%増加し、10億ユーロとなった。2015年第2四半期のプライム・ファイナンスからの収益は、顧客残高の増加を受けて、2014年第2四半期を大きく上回った。株式デリバティブの収益は、有利な市場環境を反映したアジアでの堅調な業績により、前年同四半期を大きく上回った。株式トレーディングの収益は、2014年第2四半期とほぼ同水準であった。

2015年第2四半期のオリジネーションとアドバイザリーの純収益は、2014年第2四半期から4,200万ユーロ、率にして5%増加し、8億5,300万ユーロを計上した。アドバイザリーの収益は、手数料プールの増加を反映して、前年同四半期を上回った。

債券オリジネーションの収益は、北米における収益の増加を受けて、前年同四半期を上回った。株式オリジネーションの収益は、前年同四半期とほぼ同水準であった。

2015年第2四半期の貸出しからの純収益は、2014年第2四半期の2億5,500万ユーロに対し、2億8,300万ユーロとなった。

2015年第2四半期のその他商品からの純収益は、9,200万ユーロとなった（2014年第2四半期は8,200万ユーロの損失）。その他商品からの純収益は、特定のデリバティブ負債に対する債務評価調整（DVA）の影響に関連する1億500万ユーロの利益（2014年第2四半期は6,400万ユーロの損失）を含んでいる。

2015年第2四半期のCB&Sの信用リスク引当金繰入額は、2014年第2四半期の4,400万ユーロ（純額）に対し、5,700万ユーロ（純額）となった。これは、レバレッジド・ファイナンスのポートフォリオにおける引当金繰入額の増加（船舶ポートフォリオにおける引当金繰入額の減少により一部相殺された）を要因とするものである。

利息以外の費用は、2014年第2四半期から3億9,800万ユーロ、率にして15%増加し、30億ユーロとなった。この増加は、外国為替レートの不利な変動や、銀行税を含む規制上必要な支出を要因とするものである。

2015年第2四半期の税引前利益は、2014年第2四半期の8億2,800万ユーロに対し、12億ユーロを計上した。この増加は、堅調な収益によるものであるが、銀行税を含む規制上のコストの増加により一部相殺された。

2014年と2015年の半期比較

2015年上半期のCB&Sは、市場ボラティリティの上昇や外国為替レートの有利な変動により、堅調な収益を上げた。

2015年上半期の債券およびその他商品のセールス/トレーディングからの純収益は、2014年上半期から4億9,300万ユーロ、率にして12%増加し、48億ユーロとなった。外国為替の収益は、市場ボラティリティの上昇により、2014年上半期を大幅に上回った。金利の収益は、特に欧州における顧客取引の増加を受けて、2014年上半期を上回った。フロー・クレジットの収益も、市場環境の改善により、2014年上半期を上回った。住宅ローン担保債券（RMBS）の収益は、困難な市場環境により、2014年上半期を大きく下回った。グローバル・リクイディティ・マネジメントの収益は、欧州における業績の低迷を受けて、2014年上半期を下回った。ディストレスト・プロダクツの収益は、堅調であった2014年上半期を下回った。2015年上半期のクレジット・ソリューションおよびエマージング・マーケットの収益は、2014年上半期とほぼ同水準であった。債券およびその他商品のセールス/トレーディングの純収益は、2つの評価調整項目による合計1億1,100万ユーロの損失を含んでいる。1つは、信用評価調整（CVA）から生じたRWAの軽減への取り組みに関連した7,100万ユーロの評価益（2014年上半期は1,500万ユーロの評価損）であり、もう1つは、計算の精緻化に係る8,400万ユーロのマイナスの影響を含む調達評価調整（FVA）に関連する1億8,100万ユーロの損失（2014年上半期は1,700万ユーロの利益）である。

2015年上半期の株式セールス/トレーディングからの純収益は、2014年上半期から5億1,600万ユーロ、率にして35%増加し、20億ユーロとなった。プライム・ファイナンスからの収益は、顧客残高の増加を受けて、2014年上半期を大きく上回った。有利な市場環境を反映して、株式デリバティブの収益は、2014年上半期を大きく上回り、株式トレーディングからの収益も、2014年上半期を上回った。

2015年上半期のオリジネーションとアドバイザーの純収益は、2014年上半期から2億100万ユーロ、率にして14%増加し、16億ユーロとなった。アドバイザーの収益は、手数料プールの増加を反映して、2014年上半期を上回った。債券オリジネーションの収益は、北米における堅調な業績を受けて、2014年上半期を上回った。株式オリジネーションの収益は、2014年上半期とほぼ同水準であった。

2015年上半期の貸出しからの純収益は、2014年上半期の5億900万ユーロに対し、5億6,000万ユーロを計上した。

2015年上半期のその他商品からの純収益は、3,100万ユーロとなった（2014年上半期は1億2,500万ユーロの損失）。その他商品からの純収益は、特定のデリバティブ負債に対する債務評価調整（DVA）の影響に関連する9,200万ユーロの利益（2014年上半期は1億600万ユーロの損失）を含んでいる。

CB&Sの信用リスク引当金繰入額は、2014年上半期の6,000万ユーロ（純額）に対し、2015年上半期には9,300万ユーロ（純額）となった。これは、レバレッジド・ファイナンス・ポートフォリオおよび船舶ポートフォリオにおける引当金繰入額の増加を要因とするものである。

2015年上半期の利息以外の費用は、2014年上半期から18億ユーロ、率にして34%増加した。この増加は、訴訟費用の大幅な増加、外国為替レートの不利な変動および規制対応関連のコストによるものであった。

C B & Sの2015年上半期の税引前利益は、堅調な収益により一部相殺されたものの訴訟費用および規制対応関連のコストが増加したことにより、前年上半期では23億ユーロであったのに対し、18億ユーロとなった。

個人顧客および中堅企業（P B C）

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2015年6月 30日に終了 した3ヶ月	2014年6月 30日に終了 した3ヶ月	変動額	増減 (%)	2015年6月 30日に終了 した6ヶ月	2014年6月 30日に終了 した6ヶ月	変動額	増減 (%)
純収益：								
クレジット商品	914	858	55	6	1,843	1,704	140	8
預金商品	685	749	(63)	(8)	1,379	1,505	(126)	(8)
支払・クレジットカード・ 口座管理	239	246	(7)	(3)	474	494	(19)	(4)
投資および保険商品	355	308	48	15	761	656	105	16
ポータルおよび付随的なポ ストバンク・サービス	61	103	(43)	(41)	122	208	(86)	(41)
その他商品	105	88	16	19	248	234	14	6
純収益合計	2,358	2,353	6	0	4,828	4,801	27	1
信用リスク引当金繰入額	100	145	(45)	(31)	235	285	(51)	(18)
利息以外の費用合計	1,775	1,828	(53)	(3)	3,574	3,662	(88)	(2)
このうち：								
無形資産の減損	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
非支配持分	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
税引前利益	483	379	104	27	1,019	854	165	19

P B C 事業別内訳¹

プライベート・アンド・コ マーシャル・バンキング：								
純収益	919	923	(4)	0	1,873	1,949	(76)	(4)
信用リスク引当金繰入額	15	19	(4)	(20)	29	39	(10)	(26)
利息以外の費用	768	809	(41)	(5)	1,583	1,613	(30)	(2)
税引前利益	137	96	41	43	261	297	(37)	(12)

アドバイザー・バンキ ング（インターナシ ョナル）：								
純収益	601	531	70	13	1,184	1,051	133	13
信用リスク引当金繰入額	57	63	(6)	(10)	117	129	(12)	(10)
利息以外の費用	320	322	(2)	(1)	638	671	(33)	(5)
税引前利益	224	146	78	53	430	251	179	71

ポストバンク： ²								
純収益	838	898	(60)	(7)	1,771	1,801	(30)	(2)
信用リスク引当金繰入額	29	64	(35)	(55)	89	117	(28)	(24)
利息以外の費用	687	697	(10)	(1)	1,353	1,378	(25)	(2)
非支配持分	0	0	0	(10)	0	0	0	(46)
税引前利益	122	137	(15)	(11)	328	305	23	7

N/M：意味のある比較不能

- 1 2015年1月1日付で、PBCは内部費用配分をプライベート・アンド・コマーシャル・バンキングおよびアドバイザー・バンキング（インターナショナル）のビジネス部門間で、精緻化した。それに伴い過去の期間については修正再表示されている。
- 2 ポストバンクAGならびにBHWおよびnorisbankの主要な中核事業活動を含んでいる。

2014年と2015年の四半期比較

2015年第2四半期においては、低金利、規制強化および非常に競争の激しい事業環境という強い逆風を受けて、厳しい市場環境が続いた。これらの逆風にもかかわらず、PBCは、2014年第2四半期からの利息以外の費用の減少、信用リスク引当金繰入額の減少、クレジット商品ならびに投資商品および保険商品からの収益の増加により、2015年第2四半期において堅調な業績を達成した。

2015年第2四半期のPBCの純収益は、2014年第2四半期から600万ユーロ増加した。クレジット商品からの収益は、特に住宅ローンおよび消費者金融における融資残高の増加を反映し、2014年第2四半期から5,500万ユーロ、率にして6%増加した。この増収には、ポストバンクのビジネス・パートナーとの契約条件の調整が奏功したことによるプラスの影響があった。投資商品および保険商品からの収益は、証券ブローカレッジおよび売買一任勘定ポートフォリオ・マネジメント業務の取引の増加により、2014年第2四半期から4,800万ユーロ、率にして15%増加した。預金商品からの純収益は、主に欧州における低金利環境の継続により、2014年第2四半期から6,300万ユーロ、率にして8%減少した。ポータルおよび付随的なポストバンク・サービスの純収益は、ドイツポストDHLとの新たな契約を要因として、2014年第2四半期から4,300万ユーロ、率にして41%減少したが、当該契約上の変更に関連する費用の減少により一部相殺された。支払い・クレジットカード・口座管理商品からの純収益は、カード手数料に関する規制強化を一つの要因として、2014年第2四半期から700万ユーロ、率にして3%の小幅な減少となった。その他商品からの収益は、2014年第2四半期から1,600万ユーロ、率にして19%増加した。華夏銀行への持分投資における業績改善は、ポストバンクに関する営業関連以外の活動に関連する減収により一部相殺された。

信用リスク引当金繰入額は、2014年第2四半期から4,500万ユーロ減少した。これは、ポートフォリオを選択的に売却した効果に加え、PBCの貸出金の信用の質の向上やドイツにおける良好な経済環境の継続を反映している。

利息以外の費用は、2014年第2四半期から5,300万ユーロ、率にして3%減少して18億ユーロとなった。当行のオペレーショナル・エクセレンス・プログラムおよびポストバンクの統合プログラムに関連した実施コストは、ストラテジー2020の協議を背景として、5,600万ユーロ減少した。また、2015年第2四半期は、2014年第2四半期に計上されていた2014年のドイツにおける法律実務の変更に基づく貸出手数料に係る費用が発生しなかったことによる恩恵も受けた。これらの効果に加え、PBCは引き続き、当行のオペレーショナル・エクセレンス・プログラムに基づいて実施された効率性向上に向けた施策による追加の節減効果を実現した。これらの効果は、主に規制要件および情報技術（IT）関連支出による費用の増加により一部相殺された。

税引前利益は、利息以外の費用の減少、信用リスク引当金繰入額の減少および収益の増加を反映して、2014年第2四半期から1億400万ユーロ、率にして27%増加し、4億8,300万ユーロとなった。

PBCの2015年第2四半期末現在の運用資産は、2015年3月31日現在から80億ユーロ減少した。これは、主に60億ユーロの相場下落と預金における資金流出によるものである。

2014年と2015年の半期比較

2015年上半年期において、PBCは、低金利環境という強い逆風にもかかわらず、過去の会計期間に完了した事業の売却に関連した一時的な利益が含まれていた2014年上半年期と比べても、非常に堅調な業績を達成した。PBCの堅調な業績は、信用リ

スク引当金繰入額および利息以外の費用の減少や、クレジット商品ならびに投資商品および保険商品からの堅調な収益によるものであった。

2015年上半期のPBCの純収益は、2014年上半期から2,700万ユーロ増加した。クレジット商品からの収益は、特に住宅ローンおよび消費者金融における融資残高の増加を主な要因として、2014年上半期から1億4,000万ユーロ、率にして8%増加した。この増収には、ポストバンクのビジネス・パートナーとの契約条件の調整が奏功したことによる特定の効果や、プライベート・アンド・コマーシャル・バンキングにおける内部資金調達モデルの更新に関連する影響もあった。

投資商品および保険商品からの純収益は、PBCの各部門を通じて投資事業が引き続き好調であったことを反映して、2014年上半期から1億500万ユーロ、率にして16%増加した。その他商品からの収益は、2014年上半期から1,400万ユーロ、率にして6%増加した。これは主に、華夏銀行の持分投資における業績改善や、ポストバンクに関する営業関連以外の活動に関連する増収によるものであった。これらの影響は、2014年上半期における過去の会計期間に完了した事業の売却に関連する一時的な利益の影響を相殺して余りあるものであった。預金商品からの純収益は、主に欧州における低金利環境の継続により、2014年上半期から1億2,600万ユーロ、率にして8%減少した。ポスタルおよび付随的なポストバンク・サービスの純収益は、ドイツポストDHLとの新たな契約を要因として、2014年上半期から8,600万ユーロ、率にして41%減少したが、当該契約上の変更に関連する費用の減少により一部相殺された。支払い・クレジットカード・口座管理商品からの純収益は、支払いおよびカード手数料に関する規制強化を一つの要因として、2014年上半期から1,900万ユーロ、率にして4%減少した。

2015年上半期のPBCの信用リスク引当金繰入額は、2014年上半期から5,100万ユーロ、率にして18%減少した。これは、ポートフォリオを選択的に売却した効果に加え、PBCの貸出金の信用の質の向上やドイツにおける良好な市場環境の継続を反映している。

2015年上半期のPBCの利息以外の費用は、2014年上半期から8,800万ユーロ、率にして2%減少し、36億ユーロとなった。当行のオペレーショナル・エクセレンス・プログラムおよびポストバンクの統合プログラムに関連した実施コストは、ストラテジー2020の協議を背景として、7,900万ユーロ減少した。また、2015年上半期は、2014年上半期に計上されていた2014年のドイツにおける法律実務の変更に基づく貸出手数料に係る費用が発生しなかったことによる恩恵も受けた。これらの効果に加え、PBCは引き続き、当行のオペレーショナル・エクセレンス・プログラムに基づいて実施された効率性向上に向けた施策による追加の節減効果を実現した。これらの効果は、主に規制要件および情報技術(IT)関連支出による費用の増加により一部相殺された。

2015年上半期のPBCの税引前利益は、利息以外の費用の減少、信用リスク引当金繰入額の減少および収益の増加を反映して、2014年上半期から1億6,500万ユーロ、率にして19%増加し、10億ユーロとなった。

PBCの2015年上半期末現在の運用資産は、主に相場上昇により、2014年末から40億ユーロ増加した。証券における資金流入は、預金における資金流出により相殺された。

グローバル・トランザクション・バンキング (GTB)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2015年6月 30日に終了 した3ヶ月	2014年6月 30日に終了 した3ヶ月	変動額	増減 (%)	2015年6月 30日に終了 した6ヶ月	2014年6月 30日に終了 した6ヶ月	変動額	増減 (%)
純収益：								
トランザクション・サービス	1,144	1,029	115	11	2,277	2,048	229	11
純収益合計	1,144	1,029	115	11	2,277	2,048	229	11
信用リスク引当金繰入額	(12)	47	(59)	N/M	2	71	(69)	(97)
利息以外の費用合計	874	761	113	15	1,583	1,399	184	13
このうち：								
再構築費用	(2)	6	(8)	N/M	(2)	9	(11)	N/M
無形資産の減損	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
非支配持分	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M

税引前利益	283	221	62	28	692	578	114	20
-------	-----	-----	----	----	-----	-----	-----	----

N/M：意味のある比較不能

2014年と2015年の四半期比較

2015年第2四半期においては、低金利の継続、地政学的リスクの高まりおよび競争の激しい事業環境により、厳しい市場環境が続いた。ユーロ圏は外貨建ての取引活動からの収益にプラスの影響を及ぼしたが、利息以外の費用はマイナスの影響を受けた。さらに、訴訟関連費用は2014年および2015年の各第2四半期いずれにおいても発生したが、2015年第2四半期の費用は前年同四半期の費用を上回った。

こうした環境の下で、G T Bの純収益は、外国為替レートの有利な変動や取引高の増加を受けて、2014年第2四半期から1億1,500万ユーロ、率にして11%増加した。貿易金融の収益は、長引くマージン低下にもかかわらず、増加した。法人信託サービスの収益は、主に米州において増加した。キャッシュ・マネジメントは、引き続き継続する低金利環境の影響を受けることとなった。

信用リスク引当金繰入額は、2014年第2四半期から5,900万ユーロ減少し、2015年第2四半期は1,200万ユーロの戻入れとなった。これは、高水準の戻入れや回収および低水準の引当金によるものである。

2015年第2四半期の利息以外の費用は、2014年第2四半期から1億1,300万ユーロ、率にして15%増加した。この増加は主に、訴訟関連費用や規制要件に係る費用の増加によるものであった。2015年第2四半期の利息以外の費用には、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムに関連した実施コスト1,700万ユーロ（2014年第2四半期は3,200万ユーロ）が含まれる。

税引前利益は、訴訟関連費用の増加にもかかわらず、2014年第2四半期から6,200万ユーロ、率にして28%増加した。この増加は、主に堅調な収益および信用リスク引当金繰入額の減少によるものである。

2014年と2015年の半期比較

前述のとおり、2015年上半期においては、低金利の継続、非常に競争の激しい事業環境および困難な地政学的状況によりG T Bの一部の市場環境は厳しい状況が続いた。2014年上半期および2015年上半期のいずれの期間にも、訴訟関連費用が含まれている。さらに、2014年上半期からの外国為替レートの変動は、外貨建ての取引活動からのG T Bの業績にプラスの影響を及ぼした。

2015年上半期のG T Bの純収益は、外国為替レートの有利な変動や取引高の増加を受けて、2014年上半期から2億2,900万ユーロ、率にして11%の大幅な増加となった。貿易金融の収益は、長引くマージン低下にもかかわらず、増加した。法人信託サービスの収益は、主に米州において増加した。キャッシュ・マネジメントは、継続する低金利環境による影響を受けることとなった。なお、2014年上半期には、レジストラ・サービスズG m b Hの売却益が含まれていた。

2015年上半期のG T Bの信用リスク引当金繰入額は、2014年上半期の7,100万ユーロに対し、200万ユーロとなった。この減少は、主に、高水準の戻入れや回収および低水準の引当金によるものである。

2015年上半期のG T Bの利息以外の費用は、2014年上半期から1億8,400万ユーロ、率にして13%増加した。この増加は、前述のとおり、外国為替レートの変動や訴訟関連費用の増加による影響を受けたものである。さらに、規制要件に係る費用および収益関連費用も前年上半期を上回った。オペレーショナル・エクセレンス・プログラムに関連した実施コストは、2014年上半期から2,200万ユーロ、率にして43%減少した。

2015年上半期のG T Bの税引前利益は、訴訟関連費用の増加にもかかわらず、2014年上半期から1億1,400万ユーロ、率にして20%増加した。この増加は、主に堅調な収益および信用リスク引当金繰入額の減少によるものであった。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント (Deutsche AWM)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2015年6月 30日に終了 した3ヶ月	2014年6月 30日に終了 した3ヶ月	変動額	増減 (%)	2015年6月 30日に終了 した6ヶ月	2014年6月 30日に終了 した6ヶ月	変動額	増減 (%)
純収益：								
マネジメント・フィーおよびその他経常収益	816	642	174	27	1,596	1,255	341	27
運用報酬および取引フィーならびにその他の一時的な収益	225	159	66	41	410	342	68	20
純利息収益	191	151	40	27	383	299	84	28
その他商品による収益	182	101	81	80	228	172	55	32
アピーライフの保険契約のポジションに係る時価の変動	1	80	(79)	(98)	178	130	48	37
純収益合計	1,415	1,133	282	25	2,794	2,198	596	27
信用リスク引当金繰入額	1	(6)	7	N/M	4	(7)	12	N/M
利息以外の費用合計	993	936	57	6	2,077	1,836	241	13
このうち：								
保険業務に係る費用	10	80	(70)	(88)	163	132	31	24
再構築費用	0	10	(10)	N/M	0	14	(15)	N/M
無形資産の減損	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
非支配持分	0	0	0	N/M	0	(1)	0	(67)
税引前利益	422	204	218	107	713	371	343	93

N/M：意味のある比較不能

2014年と2015年の四半期比較

2015年第2四半期のDeutsche AWMは、相場水準の上昇、新規純資金の増加およびこれによる運用資産残高の拡大の恩恵を受けて、商品と地域の両面で引き続き成長した。

2015年第2四半期のDeutsche AWMの純収益は、2014年第2四半期から2億8,200万ユーロ、率にして25%増加し、14億ユーロとなった。

マネジメント・フィーおよびその他経常収益は、資金流入、相場水準の上昇および有利な外国為替レートの影響による平均運用資産の増大を反映して、前年同四半期から1億7,400万ユーロ、率にして27%増加した。運用報酬および取引フィーならびにその他の一時的な収益は、オルタナティブ商品の運用報酬の増加や、株式、外国為替および仕組み商品の取引高の増加による取引の収益の増加を受けて、増加した。純利息収益は、外国為替レートの変動による好影響、資金調達コストの減少および貸出残高の増加を受けて4,000万ユーロ、率にして27%増加した。その他商品からの収益は、2014年第2四半期から8,100万ユーロ、率にして80%増加したが、これは主に退職関連商品における公正価値の保証に対する有利な影響およびオルタナティブ商品の増収によるものであった。アピーライフの保険加入者のポジションに係る時価評価の変動は、時価評価益の減少を受けて、2014年第2四半期から7,900万ユーロの減少となった。

信用リスク引当金繰入額は非常に低い水準を保った。2014年第2四半期には米国における償却されたエクスポージャーからの回収が含まれていた。

2015年第2四半期の利息以外の費用は、2014年第2四半期から5,700万ユーロ、率にして6%増加して10億ユーロとなった。これは、外国為替レートの変動による悪影響、収益および取引高の増加に伴うコスト増、訴訟費用の増加ならびに規制対応による採用や戦略的採用による報酬費用の増加によるものであるが、オペレーショナル・エクセレンス・プログラム関連の実施コストの減少や、保険契約者による保険金請求の減少により一部相殺された。

2015年第2四半期の税引前利益は、2014年第2四半期から2億1,800万ユーロ、率にして107%増加して4億2,200万ユーロとなった。これは前述の純収益の増加を反映したものである。

2015年6月30日現在の運用資産は、2015年3月31日から240億ユーロ減少して1兆1,000億ユーロとなった。これは主に、相場下落による190億ユーロおよび外国為替レートの変動による180億ユーロの影響によるものであるが、新規資産の純増が150億ユーロとなったことで、その一部は相殺された。6四半期連続で純増となった新規資産は、パッシブ、アクティブ、ウェルス・マネジメントのビジネスにおける活発な取引に伴い、幅広い商品および地域にわたって増加を示した。

2014年と2015年の半期比較

2015年上半期のDeutsche AWMは、前年上半期からの相場水準の上昇、新規純資金の増加およびこれによる運用資産残高の拡大の恩恵を受け、商品と地域の両面で引き続き成長した。

2015年上半期のDeutsche AWMの純収益は、2014年上半期から5億9,600万ユーロ、率にして27%増加した。マネジメント・フィーおよびその他経常収益は、資金流入、市況のプラスの影響および有利な外国為替レートの変動による平均運用資産の増大を反映して、前年上半期から3億4,100万ユーロ、率にして27%増加した。運用報酬および取引フィーならびにその他の一時的な収益は、オルタナティブ商品の運用報酬の増加や、株式、外国為替および仕組み商品の取引高の増加による取引の収益の増加を受けて、前年上半期から6,800万ユーロ、率にして20%増加した。純利息収益は、外国為替レートの変動による好影響、資金調達コストの減少および貸出残高の増加を受けて8,400万ユーロ、率にして28%増加した。その他商品からの収益は、2014年上半期から5,500万ユーロ、率にして32%増加した。これは主に、オルタナティブ商品の伸びによるものであったが、2015年第1四半期におけるHETA（オーストリアの不良債権管理機関）に対するエクスポージャーに関連したアクティブ商品の1億1,000万ユーロの評価減により相殺された。アピーライフの保険加入者のポジションに係る時価評価の変動は、時価評価益の増加を受けて、2014年上半期から4,800万ユーロ、率にして37%の増加となった。

2015年上半期のDeutsche AWMの信用リスク引当金繰入額は非常に低い水準を保った。2014年上半期には米国における償却されたエクスポージャーからの回収が含まれていた。

2015年上半期のDeutsche AWMの利息以外の費用は、2014年上半期から2億4,100万ユーロ、率にして13%増加して21億ユーロとなった。これは、外国為替レートの変動による悪影響、収益および取引高の増加に伴うコスト増、訴訟費用の増加、主に規制対応による採用や戦略的採用による報酬費用の増加ならびに保険契約者による保険金請求の増加によるものであるが、オペレーショナル・エクセレンス・プログラム関連の実施コストの減少により一部相殺された。

2015年上半期のDeutsche AWMの税引前利益は、2014年上半期から3億4,300万ユーロ、率にして93%増加して7億1,300万ユーロとなった。これは前述の純収益の増加によるものである。

2015年上半期において、運用資産は、2014年12月31日から960億ユーロ増加して1兆1,000億ユーロとなった。これは主に、外国為替レートの変動による450億ユーロ、新規純資金の流入による320億ユーロおよび相場上昇による270億ユーロによるものであるが、60億ユーロの資産売却により一部相殺された。

非中核事業部門（NCOU）

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2015年6月 30日に終了 した3ヶ月	2014年6月 30日に終了 した3ヶ月	変動額	増減 (%)	2015年6月 30日に終了 した6ヶ月	2014年6月 30日に終了 した6ヶ月	変動額	増減 (%)
純収益	201	(53)	253	N/M	537	9	528	N/M
信用リスク引当金繰入額	5	19	(14)	(72)	33	86	(53)	(62)
利息以外の費用合計	1,104	518	586	113	1,794	1,056	738	70
このうち：								
再構築費用	3	1	2	N/M	3	3	0	(6)
無形資産の減損	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
非支配持分	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M

税引前利益（損失）	(909)	(590)	(319)	54	(1,290)	(1,133)	(157)	14
-----------	-------	-------	-------	----	---------	---------	-------	----

N/M：意味のある比較不能

2014年と2015年の四半期比較

2015年第2四半期において、NCOUはリスク低減のための戦略を推進し、とりわけ自己資本比率の向上およびレバレッジ低減努力に注力した。当該四半期におけるリスク資産低減への取組みにより、9,400万ユーロの純利益がもたらされているが、税引前利益は、特に訴訟に対する引当金の増加に関連する利息以外の費用の増加による影響を受けた。

NCOUの2015年第2四半期の純収益は、2014年第2四半期から2億5,300万ユーロ増加して、2億100万ユーロとなった。この増加は主に、特にマヘル・ターミナルズのデットファイナンスに関連した3億1,400万ユーロの累積の時価評価損が、2014年第2四半期に、その他の包括利益から損益計算書に移行されたことによるものであった。また、ポートフォリオ収益は資産売却により減少したが、評価調整および時価評価による正味の影響により一部相殺された。NCOUによるリスク低減への取組みによる増収効果は、2014年第2四半期には純額で5,200万ユーロであったのに対し、2015年第2四半期には7,100万ユーロとなった。

2015年第2四半期のNCOUの信用リスク引当金繰入額は、2014年第2四半期から1,400万ユーロ、率にして72%減少した。この減少はすべての資産クラスにわたっているが、主にIAS第39号に基づき区分変更された資産についての引当てを削減したことによるものであった。

利息以外の費用は、2014年第2四半期から5億8,600万ユーロ、率にして113%増加した。この増加は主に、訴訟関連費用の増加によるものである。訴訟関連費用を除いた利息以外の費用は、ザ・コスモポリタン・オブ・ラスベガスを含む資産売却により、2014年第2四半期から27%減少した。

NCOUの2015年第2四半期の税引前損失は、2014年第2四半期から3億1,900万ユーロ拡大し、9億900万ユーロとなった。この増加は主に、訴訟関連費用によるものであった。

2014年と2015年の半期比較

2015年上半期において、NCOUはリスク低減のための戦略を推進し、とりわけ自己資本比率の向上およびレバレッジ低減努力に注力した。2015年上半期におけるリスク資産低減への取組みにより、2億500万ユーロの純利益がもたらされているが、税引前利益は、特に訴訟に対する引当金の増加に関連する利息以外の費用の増加による影響を受けた。

NCOUの2015年上半期の純収益は、2014年上半期から5億2,800万ユーロ増加した。これは主に、2015年第1四半期に特定の訴訟に関する2億1,900万ユーロの組み戻しがあったことや、3億1,400万ユーロの累積の時価評価損が、2014年第2四半期に、その他の包括利益から損益計算書に移行されたことによるものであった。ポートフォリオ収益は資産売却により減少したが、2014年におけるスペシャル・コモディティーズ・グループからの1億5,100万ユーロの損失など、時価評価により正味の影響を受けたことにより一部相殺された。

2015年上半期のNCOUの信用リスク引当金繰入額は、2014年上半期から5,300万ユーロ、率にして62%減少した。これは主に、IAS第39号に基づき区分変更された資産についての引当てを削減したことによるものである。

2015年上半期のNCOUの利息以外の費用は、2014年上半期から7億3,800万ユーロ、率にして70%増加した。これは主に、訴訟関連費用の増加によるものである。訴訟関連費用を除いた利息以外の費用は、ザ・コスモポリタン・オブ・ラスベガスを含む資産売却により、2014年上半期から35%減少した。

2015年上半期のNCOUの税引前損失は、2014年上半期から1億5,700万ユーロ拡大して13億ユーロとなったが、前述のとおり各上半期は多くの異なる事由による影響を受けていた。

連結および調整（C & A）

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2015年6月 30日に終了 した3ヶ月	2014年6月 30日に終了 した3ヶ月	変動額	増減 (%)	2015年6月 30日に終了 した6ヶ月	2014年6月 30日に終了 した6ヶ月	変動額	増減 (%)
純収益	(254)	(111)	(143)	129	150	(353)	503	N/M

信用リスク引当金繰入額	0	0	0	N/M	1	1	0	N/M
利息以外の費用	17	14	4	28	455	4	451	N/M
非支配持分	(22)	(1)	(22)	N/M	(38)	(21)	(17)	78
税引前利益（損失）	(250)	(124)	(125)	101	(268)	(337)	69	(20)

N/M：意味のある比較不能

2014年と2015年の四半期比較

C & Aの2015年第2四半期の税引前損失は、前年同四半期の1億2,400万ユーロに対し、2億5,000万ユーロであった。これは主に、マネジメントレポートとIFRS（国際財務報告基準）で適用する会計処理方法が異なることから発生する評価および期間差異により、2014年第2四半期には1,200万ユーロのマイナスの影響があったのに対して、2015年第2四半期には1億5,600万ユーロのマイナスの影響があったことによるものであった。この影響は、主に、米ドルとユーロそれぞれのイールドカーブの上昇によるものであるが、これは、ユーロ/米ドルのベース・スプレッドおよびドイツ銀行のクレジット・スプレッドがいくぶん拡大したことにより一部相殺された。また、CB&Sと財務（トレジャリー）の間の無担保の内部デリバティブ取引の調達評価調整（FVA）については、2014年第2四半期には2,600万ユーロのマイナスの影響があったのに対して、2015年第2四半期には1億900万ユーロのマイナスの影響があった。さらに、2015年第2四半期には、ポストバンク株式の追加購入により生じた9,200万ユーロのマイナスの影響があった。これらの影響は、銀行税費用において、2014年第2四半期には300万ユーロのマイナスの影響があったのに対して、2015年第2四半期には1億3,900万ユーロのプラスの影響があったことにより一部相殺された。C & Aにおいて2015年第1四半期に発生した銀行税費用は、2015年にわたって各コーポレート部門に配分される。

2014年と2015年の半期比較

C & Aの2015年上半期の税引前損失は、前年上半期の3億3,700万ユーロに対し、2億6,800万ユーロであった。これは主に、マネジメントレポートとIFRS（国際財務報告基準）で適用する会計処理方法が異なることから発生する評価および期間差異により、2014年上半期には1億4,600万ユーロのマイナスの影響があったのに対して、2015年上半期には1億6,800万ユーロのプラスの影響があったことによるものであった。この影響は、ユーロ/米ドルのベース・スプレッドおよびドイツ銀行のクレジット・スプレッドの大幅な拡大ならびにTier 1資本の買戻しに関連する利益によるものであるが、これは、2015年第2四半期におけるユーロと米ドルそれぞれのイールドカーブの大幅な上昇により一部相殺された。また、このプラスの影響は、銀行税費用において、銀行税制度の変更により生じた2015年における規模の拡大と認識の期間差異により、2014年上半期には200万ユーロのマイナスの影響があったのに対して、2015年上半期には2億8,700万ユーロのマイナスの影響があったことによっても一部相殺された。銀行税費用は、2015年にわたって各コーポレート部門に配分される。さらに、2015年上半期には、ポストバンク株式の追加購入により生じた9,200万ユーロのマイナスの影響があった。

[次へ](#)

財政状態

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）	2015年6月30日	2014年12月31日	変動額	増減（％）
現金および銀行預け金	25,641	20,055	5,586	28
利付銀行預け金	64,382	63,518	864	1
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券（逆レボ）および借入有価証券	56,378	43,630	12,748	29
トレーディング資産	206,382	195,681	10,701	5
デリバティブ金融商品のプラスの時価	539,665	629,958	(90,294)	(14)
損益計算書を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	115,655	117,285	(1,630)	(1)
このうち：				
売戻条件付買入有価証券	59,052	60,473	(1,421)	(2)
借入有価証券	18,434	20,404	(1,969)	(10)
貸出金	425,019	405,612	19,406	5
ブローカー業務および有価証券に関連する債権	135,791	115,054	20,737	18
残りの資産	125,264	117,910	7,353	6
資産合計	1,694,176	1,708,703	(14,528)	(1)
預金	573,236	532,931	40,304	8
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券（レボ）および貸付有価証券	10,896	13,226	(2,330)	(18)
トレーディング負債	50,664	41,843	8,821	21
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	513,442	610,202	(96,760)	(16)
損益計算書を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	41,894	37,131	4,763	13
このうち：				
買戻条件付売却有価証券	24,970	21,053	3,917	19
貸付有価証券	1,340	1,189	151	13
その他の短期借入金	32,543	42,931	(10,388)	(24)
長期債務	160,255	144,837	15,418	11
ブローカー業務および有価証券に関連する債務	164,987	143,210	21,776	15
残りの負債	70,523	69,170	1,352	2
負債合計	1,618,440	1,635,481	(17,041)	(1)
資本合計	75,736	73,223	2,513	3

資産の変動

2015年6月30日現在の資産合計は、2014年末から150億ユーロ、率にして1%減少し、これは主に、金利および外国為替レートの変動を主な要因として、デリバティブ金融商品のポジティブ・マーケット・バリューが900億ユーロ減少したことによるものであったが、その大部分は、下記のようにその他のバランスシート・ポジションの増加により相殺された。変動の合計には、当該期間における他のすべての主要通貨に対するユーロの下落による外国為替レートの変動による780億ユーロの増加が含まれるが、そのうち71%はユーロに対する米ドルの大幅な上昇に関連するものであった。外国為替レートの変動によるこれらの影響は、本項に記載されるバランスシート項目ごとの変動に含まれている。期末のユーロの為替レートに変動がなかったと仮定すると、当行のバランスシートは当該6か月の期間で930億ユーロ減少したことになる。

デリバティブ金融商品のポジティブ・マーケット・バリューは大幅に減少したが、その大部分は以下のバランスシート項目における増加によって相殺された。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権は、年度末に低水準となり期中では取引高が増加する当行が通常観測する周期的なパターンに従って、210億ユーロ増加した。

貸出金は190億ユーロ増加したが、そのうち120億ユーロは外国為替レートの変動によるものであった。

トレーディング資産は、2015年第1四半期から第2四半期にかけて110億ユーロ増加したが、増加の半分強は株式に関連するものであった。

償却原価および公正価値の両方にに基づき評価されている、中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券および借入有価証券は90億ユーロ増加し、現金および銀行預け金と利付銀行預け金は合わせて60億ユーロ増加した。これらの増加はいずれも、主に外国為替レートの変動に起因するものである。

売却可能金融資産（残りの資産の一部として計上される）は、当行グループの戦略的流動性準備金として保有される流動性の高い有価証券の増加を主な要因として、70億ユーロ増加した。この増加は、当行グループが引き続き流動性準備金の最適化を図ったことの結果である。

負債の変動

2015年6月30日現在の負債合計は、2014年末から170億ユーロ、率にして1%減少した。資産合計と同様に、負債の変動もまた、全体として外国為替レートの変動の影響を反映している。

2015年上半期におけるデリバティブ金融商品のネガティブ・マーケット・バリューの変動（970億ユーロの減少）およびブローカー業務および有価証券に関連する債務の変動（220億ユーロの増加）は、前述のデリバティブ金融商品のポジティブ・マーケット・バリューならびにブローカー業務および有価証券に関連する債権の変動と同様の理由によるものである。

預金は、主に、トランザクション・バンキングによる資金調達の増加（大部分は決済業務に起因する当座預金の増加に関連）や、リテールおよび無担保ホールセール調達の増加により、400億ユーロ増加した。外国為替レートの変動もまた、この増加に大きく寄与した。

トレーディング負債は、トレーディング資産に関して観測された変動に対応して、90億ユーロ増加した。

長期債務は、主に2015年上半期における資金調達が満期到来の債務額を上回ったことや外国為替レートの変動により、150億ユーロ増加した。

その他の短期借入金は、主に、当行の資金調達ピークルによる資金調達の減少や、より影響は少ないもののG T Bにおける減少により、100億ユーロ減少した。

流動性

2015年6月30日現在の流動性準備金は、1,990億ユーロであり（2014年12月31日現在では1,840億ユーロ）、2015年6月30日現在のストレス下（複合的シナリオに基づく）でプラスの流動性ポジションを維持することができた。

資本

2015年6月30日現在の資本合計は、25億ユーロ増加した。この増加に寄与した主な要因は、（特に対米ドルにおける）為替レートの変動による26億ユーロのプラスの影響であった。増加に寄与したその他の要因としては、ドイツ銀行株主に帰属する純利益および追加の資本性金融商品（合計で13億ユーロ）が挙げられる。これらは、ドイツ銀行株主に支払われた10億ユーロの現金配当、主にヨーロッパの発行体の債券の市場価格の下落により生じた3億6,700万ユーロの売却可能金融資産に係る未実現純損失および追加の資本性金融商品に関する2億2,800万ユーロ（税引後）の利払いによって一部相殺された。

規制自己資本

当行の規制自己資本、リスク・ウェイト・アセットおよび自己資本比率の算定には、2013年6月27日に公表された所要自己資本規制（CRR）および所要自己資本指令第4次改正（CRD4）（一定の経過規定を含む）に基づいた所要自己資本が使用されている。本書において表示される規制自己資本の数値および比率は、普通株式等Tier 1資本における中間利益および年度末利益の認識に関する2015年2月4日付けのECB決定（EU）（2015/4）を反映している。当行は、現在適用されている当該経過規定に基づく結果に言及する際には「CRR/CRD4（による）」という用語を使用し、最終的なフレームワークの完全適用に基づく結果に言及する際には、「CRR/CRD4完全適用ベース（による）」という用語を使用する。

2015年6月30日現在の当行のTier 1自己資本（CRR/CRD4による）は、2014年末現在から17億ユーロ減少して622億ユーロとなり、その結果、Tier 1自己資本比率（CRR/CRD4による）は、2014年末現在の16.1%から低下して14.9%となった。当行の普通株式等Tier 1（CET 1）資本（CRR/CRD4による）は、2015年上半期に10億ユーロ減少して591億ユーロとなり、その結果、CET 1資本比率（CRR/CRD4による）は、2014年末現在の15.2%から2015年6月30日現在では14.2%となった。当行のその他Tier 1（AT 1）資本（CRR/CRD4による）は、2014年末現在から7億ユーロ減少して2015年6月30日現在では31億ユーロとなった。

2015年上半期における当行のCET 1資本（CRR/CRD4による）の全体的な減少は、当行のCET 1資本証券および準備金の24億ユーロの増加を、CET 1資本に対する規制上の調整の2014年末からの増加額34億ユーロが上回ったことによるものであった。どちらの増加も、主に外国為替レートの変動によるものである。規制上の調整は、主に、2015年は40%（2014年は20%）の割合で導入されているCET 1資本控除（主に無形資産および繰延税金資産）を示している。2015年上半期におけるドイツ銀行株主に帰属する純利益および追加の資本性金融商品による13億ユーロは、主に、前述のECB決定に基づく89%の支払比率の想定適用による未払配当金により相殺され、CET 1資本に含まれる残存金額は1億3,600万ユーロとなった。

当行のAT 1資本商品（CRR/CRD4による）が2014年12月31日から29億ユーロ減少した主な要因は、過去に発行したハイブリッドTier 1資本商品の償還であった。これを相殺する効果が、AT 1資本から除外されることとなった一定の控除（主に無形資産）により生まれた。これらの控除は、一定のCET 1控除（2014年は80%であったのに対し、2015年は60%）の残存金額を反映しており、これは「完全適用ベース」に基づく場合はCET 1資本から控除されるが、移行期間中はAT 1資本から減額することが認められている。これにより、2015年上半期においてAT 1資本に対する規制上の調整が22億ユーロ減少した。

2015年6月30日現在のリスク・ウェイト・アセット（CRR/CRD4による）は、2014年末現在の3,970億ユーロに対し、4,170億ユーロとなった。全体で200億ユーロの増加は、主に、外国為替レートの変動の影響による130億ユーロや、訴訟費用引当金を含む訴訟に関連するオペレーショナル・リスク損失および業界全体でのオペレーショナル・リスク損失プロファイルの増加によるオペレーショナル・リスクに関するリスク・ウェイト・アセットの130億ユーロの増加を反映している。この増加は、リスク低減への取組みならびにマーケット・リスクに関するリスク・ウェイト・アセットおよび信用評価調整によるリスク・ウェイト・アセットにおけるリスク水準の低下により一部相殺された。

2015年6月30日現在のTier 1自己資本（CRR/CRD4完全適用ベースによる）は、2014年末から12億ユーロ増加して519億ユーロとなったが、Tier 1自己資本比率（CRR/CRD4完全適用ベースによる）は、2014年末現在の12.9%から低下して12.5%となった。CET 1資本（CRR/CRD4完全適用ベースによる）は、2015年上半期中に13億ユーロ増加して474億ユーロとなったが、CET 1資本比率（CRR/CRD4完全適用ベースによる）は、2014年末現在の11.7%から11.4%となった。

2015年6月30日現在の当行のCET 1資本（CRR/CRD4完全適用ベースによる）の増加は、主に、2014年末から外国為替レートの変動による14億ユーロの影響があったことを反映している。しかし、リスク・ウェイト・アセット（CRR/CRD4完全適用ベースによる）の増加は、当行のCET 1資本におけるプラスの影響およびこれが比率に及ぼす影響を相殺して余りあるものであった。

2015年6月30日現在のリスク・ウェイトド・アセット（CRR/CRD4完全適用ベースによる）は、2014年末現在の3,940億ユーロに対し、4,160億ユーロとなった。この増加は、経過規定に基づくリスク・ウェイトド・アセットについて前述したのと同様の事由によるものであった。完全適用ベースによるリスク・ウェイトド・アセットは、一時差異から生じた繰延税金資産および金融部門事業体のCET1金融商品の相当額の保有（いずれもCRR第48条の規定に基づきCET1からの控除が一定の範囲で免除される）からのリスク・ウェイトド・アセットが減少したことにより、経過規定に基づくリスク・ウェイトド・アセットを8億ユーロ下回った。

IAS第39号およびIFRS第7号の改訂、「金融資産の区分変更」

2014年12月31日および2015年6月30日現在の区分変更された資産の公正価値がそれぞれ74億ユーロおよび63億ユーロであったのに対し、同日現在の区分変更された資産の帳簿価額は、それぞれ74億ユーロおよび64億ユーロであった。これらの資産はNCOUにおいて保有されている。

これらの資産や区分変更の影響に関する追加の情報は、第6 経理の状況、1.中間財務書類、注記、貸借対照表に関する情報（無監査）、「IAS第39号およびIFRS第7号の改訂、「金融資産の分類変更」」の項に記載されている。

モノライン保険会社に対するエクスポージャー

以下は、モノライン保険会社からの購入プロテクションの推移の直近の情報である。

米国住宅用モーゲージ関連モノライン・エクスポージャー

単位：百万ユーロ	2015年6月30日				2014年12月31日			
	額面金額	CVA ¹ 前の価値	CVA ¹	CVA ¹ 後の公正価値	額面金額	CVA ¹ 前の価値	CVA ¹	CVA ¹ 後の公正価値
AAモノライン ² ：								
その他のサブプライム	97	24	(5)	19	95	30	(7)	23
Alt-A	1,429	441	(69)	372	1,405	423	(61)	361
AAモノライン合計 ³	1,527	465	(74)	391	1,500	452	(68)	384

- 活発に取引されるCDSを伴うモノラインについては、信用評価調整（CVA）は、全般的にCDSを基礎とした評価モデルを用いて算定される。活発に取引されるCDSを伴わないモノラインについては、多様な入力要因を伴うモデル・ベースのアプローチが使用される。入力要因には、市場由来の債務不履行発生確率、（条件変更または支払不能のいずれかの）事象が発生する可能性、条件変更発生時における潜在的決済の評価、および条件変更または支払不能発生時における回収率が含まれる。
- 格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズまたは当行グループの内部信用格付けのうち最も低い格付けを採用している。
- モノラインの時価評価されたエクスポージャーの一部は、他の市場参加者とのCDSプロテクションやその他の経済的ヘッジ手法により軽減されている。額面金額の変動は、主に外国為替レートの換算に起因している。

その他のモノライン・エクスポージャー

単位：百万ユーロ	2015年6月30日				2014年12月31日			
	額面金額	CVA ¹ 前の価値	CVA ¹	CVA ¹ 後の公正価値	額面金額	CVA ¹ 前の価値	CVA ¹	CVA ¹ 後の公正価値
AAモノライン ² ：								
TPS-CLO	1,368	321	(61)	261	1,269	254	(43)	210
CMBS	638	(1)	0	(1)	712	(2)	0	(2)
学生ローン	352	49	(10)	39	322	44	(9)	35
その他	842	96	(26)	70	506	72	(14)	59
AAモノライン合計	3,199	465	(97)	368	2,810	368	(66)	302
投資不適格モノライン ² ：								
TPS-CLO	48	6	(3)	3	329	77	(16)	61
CMBS	1,547	(2)	0	(2)	1,476	(2)	0	(2)
企業向けシングル・ネーム/企業向けCDO	29	5	(1)	4	28	5	0	5
学生ローン	734	69	(9)	60	679	66	(9)	57
その他	508	100	(30)	70	774	136	(50)	86
投資不適格モノラインの合計	2,866	179	(43)	136	3,285	282	(75)	207

合計 ^{3,4}	6,066	644	(140)	504	6,095	650	(141)	509
-------------------	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

- 活発に取引されるCDSを伴うモノラインについては、信用評価調整(CVA)は、全面的にCDSを基礎とした評価モデルを用いて算定される。活発に取引されるCDSを伴わないモノラインについては、多様な入力要因を伴うモデル・ベースのアプローチが使用される。入力要因には、市場由来の債務不履行発生確率、(条件変更または支払不能のいずれかの)事象が発生する可能性、条件変更発生時における潜在的決済の評価、および条件変更または支払不能発生時における回収率が含まれる。
- 格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズまたは当行グループの内部信用格付けのうち最も低い格付けを採用している。2015年第2四半期にアシュアード・ギャランティー・コーポレーションによるラディアン・アセット・アシュランス・インクの買収に起因する投資不適格から適格への残高の移行を含む。
- ラップ債に関連したモノラインに対するカウンターパーティ・エクスポージャー(2015年6月30日現在2,200万ユーロ、2014年12月31日現在2,200万ユーロ)は含まれていない。これらの額は、モノラインがデフォルトに陥った際に評価減される可能性のあるラップ資産の額を示している。
- モノラインの時価評価されたエクスポージャーの一部は、他の市場参加者とのCDSプロテクションやその他の経済的ヘッジ手法により軽減されている。額面金額の変動は、主に外国為替レートの換算に起因している。

関連当事者間取引

当行グループは、当行が相当額の出資持分を保有する複数の会社と取引関係がある。当行はまた、当行の取締役会メンバーが取締役または非業務執行役員の役職を有する多くの会社と取引関係がある。これらの会社と当行グループとの取引関係は、当行グループが顧客全般に提供する金融サービスの多くにわたっている(詳細については、第6 経理の状況、1. 中間財務書類、注記、その他の財務情報(無監査)の項参照)。

取締役会および監査役会

2015年1月1日付けで、クリスティアン・ゼーヴィングが取締役会メンバーに就任した。当初、同氏は、法務部、グループ内部監査および事故管理グループの責任者を務め、2015年5月22日以降は、当時のレイナー・ネスケ氏から引き継いだコーポレート部門の個人顧客および中堅企業(IBC)も担当している。

マルクス・シェンクは、2015年5月21日開催の株主総会終了時をもって、チーフ・ファイナンシャル・オフィサーとして取締役会メンバーに就任した。ステファン・クラウスは、コーポレート部門のグローバル・トランザクション・バンキング(GTB)の職責をアンシュマン・ジェインから引き継ぎ、非中核事業部門(NCOU)の職責をユルゲン・フィッチェンから引き継いだ。同氏はさらに、ポストバンクの連結対象からの分離についても責任を負っている。アンシュマン・ジェインは、戦略および組織開発の職責をステファン・クラウスから引き継いだ。取締役会共同会長は、グループ内部監査についても管理上の責任を負うこととなった。当行のチーフ・オペレーティング・オフィサーであるヘンリー・リショットは、新たに設けられたチーフ・デジタル・オフィサーを兼務する。

アンシュマン・ジェインおよびレイナー・ネスケは、2015年6月30日付けで、当行の取締役会メンバーを退任した。

2015年7月1日付けで、ジョン・クライアンは監査役会メンバーを退任し、取締役会メンバーに就任した。当初は、ユルゲン・フィッチェンと共に取締役会共同会長を務める。また、同氏は、コーポレート部門のコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ(CBS)およびドイツ・アセット&ウェルス・マネジメント(Deutsche AWM)ならびに戦略および組織開発、法務および事故管理グループの職責も担っている。監査役会は、2016年の株主総会終了後にユルゲン・フィッチェンが取締役会メンバーを退任する際、ジョン・クライアンを単独の取締役会会長に任命することを決定した。

重要な取引

ポストバンクの少数株主からの株式買い取りに必要とされる95%の保有割合を達成するため、2015年4月22日、ドイツ銀行は、ポストバンク株式の590万株(2.7%)を追加購入し、当行グループの保有割合を94.1%から96.8%に増やすための契約に署名した。この取引により、2015年第2四半期においてC&Aで約9,200万ユーロの税引前損失が生じた。

2015年7月7日、ドイツ銀行は、ポストバンク株式1株につき35.05ユーロと決定された現金補償金の提案を含む少数株主からの株式買い取りにに必要な請求をポストバンクに提出した。この少数株主からの株式買い取りにより、2015年第3四半期に約6,900万ユーロの税引前損失が計上されることが予想される。

詳細については、第6 経理の状況、1. 中間財務書類、注記、「その他の財務情報」の項を参照のこと。

後発事象

2015年6月30日以降、当行の業績、財務状況および純資産に著しい影響を与えるような重大な事象は発生していない。

リスク・レポート

はじめに

リスク管理の枠組み

当行の業務は多岐にわたるため、そのリスクを効果的に識別、測定、集計し管理すること、および資本を各業務に適切に割り当てるのが不可欠である。当行は、各部門、ビジネス・ユニットおよびインフラ機能を通じ、一つの統合されたグループとして事業活動を行っている。リスクおよび資本は、各部門およびビジネス・ユニットの活動と密接なつながりを持った原則、組織構造および監視手続の枠組みを通じて管理されている。当行のリスク管理の枠組み（2014年末以降、基本的に変更はない）に関するさらなる情報は、当行の2014年フィナンシャル・レポートに記載されている。

バーゼル3およびCRR / CRD 4

欧州連合では、2013年6月27日に公表された、金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制（EU）第575/2013号（改正済）（所要自己資本規制または「CRR」）、ならびに金融機関の活動へのアクセスならびに金融機関および投資会社に対する健全性の監視に関するEU指令第36/2013号（改正済）（所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」）によって新たなバーゼル3自己資本フレームワークが導入された。CRR / CRD 4フレームワークは、バーゼル2およびバーゼル2.5と通称されるバーゼル銀行監督委員会により推奨される国際的な適正自己資本に関する基準を導入する法律に取って代わった。欧州連合における金融機関および投資会社のための単一の「ルールブック」策定のため、CRRはこれらに直接適用され、CRRがカバーする規制上の分野に関して、各国がこれを実施するための法律を制定する必要はなくなった。その結果、ドイツ銀行法（KWG）は改正され、CRRが取って代わった全ての規定は削除された。所要規制自己資本、相手先リスクの評価および証券化に関して新たに発効する規定ならびにドイツ銀行に関連するその他の多くの規制は、現在CRRに置かれている。さらに、CRD 4は、ドイツ銀行法（KWG）およびドイツのソルベンシー規制（SolvV）ならびに付随規制のさらなる改正によってドイツの法律に導入された。これらの法律および規則が共同して、ドイツにおいて特に資本、レバレッジおよび流動性ならびに開示に適用される新たな規制上のフレームワークを示している。

この新たな規制上のフレームワークは一定の経過規定を条件として2014年1月1日に発効した。そのため当行は、当該経過規定に基づく結果に言及する際には「CRR / CRD 4（による）」という用語を使用し、最終的に想定されるフレームワークの完全適用に基づく結果に言及する際（したがって適用される経過手法を考慮しない）、「CRR / CRD 4完全適用ベース（による）」という用語を使用する。同時に、CRR / CRD 4は、一定のカテゴリーの資産のリスク・ウェイトに関し従前のバーゼル2.5による適正自己資本のフレームワークにおいて採用されていた経過規定（例えば、100%のリスク・ウェイトでのエクイティ投資の適用除外を許容する規定）を、変更せずに用いている。この場合、当行のCRR / CRD 4の手法は、2017年末における当該適用除外規定の失効前に原資産を売却またはその他の手段によって処分することにより、当該経過規定の失効の影響を軽減することができるものと想定している。

新たな最低自己資本比率は2015年年初に適用された。規制上の修正の大部分（例えば自己資本控除および規制上のフィルター）は2018年までに段階的に適用される。新たな規則に基づき適格でなくなる資本性金融商品は2022年までに段階的に除外される。新たな所要自己資本バッファは2019年までに段階的に適用される。これらは2014年から開始された監督報告の対象であったが、拘束力のある短期流動性に関する最低要件は2015年に導入されており、長期流動性に関する基準は2018年に適用されると予想されている。拘束力のあるレバレッジ比率の導入は、2015年度の当該比率の開示開始後に、2018年から導入されると予想されている。

明確化のため、当行は、本書全体にわたり、自己規制資本の要素に関連するCRR / CRD 4フレームワークからの名称に統一する調整を行った。

CRR / CRD 4規則に関する解釈の一部はまだ不確定であり、関連する拘束力のある技術基準の一部が最終的に利用可能でないことから、当該規則に関する当行および業界の理解および解釈が進展するに従って、当行は仮定およびモデルを引き続き精緻化する予定である。この観点から、当行のCRR / CRD 4による測定尺度は当初の予想と異なる可能性があり、これらの実施に関する当行の競合他社の仮定および見積りも異なる可能性があることから、当行のCRR / CRD 4による測定尺度は、競合他社が使用する類似の名称の測定尺度と比較可能でない可能性がある。

連結の範囲

以下の項では、国際財務報告基準（IFRS）に準拠した当行の財務書類に言及する。したがって、ここでの報告は原則としてIFRSの評価および連結原則に基づいている。しかしながら、特に第三の柱の目的においては、規制上の連結原則が受

当するが、これらの原則は、当行の財務書類に適用されている原則と異なっており、2014年フィナンシャル・レポートに詳述されている。規制上の連結範囲が使用される場合には明確に記載されている。

総合的なリスク評価

当行の主要なリスク区分には、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク（法的リスクを含む。）、ビジネス・リスク（税務リスクおよび戦略的リスクから成る。）、風評リスク、流動性リスク、モデル・リスクおよびコンプライアンス・リスク（MaRisk、すなわちリスク管理に関する最低要件）が含まれている。当行は、内部のガバナンスのプロセスならびにリスク管理手法およびプロセスの使用を通じて、最大のリスクおよび新たに発生しつつあるリスクの識別、評価および軽減を管理している。識別および影響の評価に対する当行のアプローチは、当行の業績、長期戦略目標および風評に係るこれらのリスクの影響を確実に軽減することを目的としている。

当行の通常のリスクおよびクロス・リスク分析の一環として、ボトムアップのリスク評価ならびにトップダウンのマクロ経済および政治シナリオ分析を用いて、主要なポートフォリオ・リスクの感応度がレビューされる。この二方面からのアプローチにより、当行のリスク全般および事業部門全体に影響を与えるリスクだけでなく、特定のポートフォリオのみに関連するリスクも把握することが可能になる。

当行が引き続き重点を置いている現在のポートフォリオ全般にわたるリスクには、厳しい救済交渉や資本規制、国内経済の景気後退への逆戻りの中にあり、欧州の他の地域に悪影響が広がる可能性のあるギリシャの状況の悪化が含まれている。本年第3四半期にも開始される第3次プログラムに係る交渉により改革についての合意にはようやく達したが、実施リスクは高まっており、今後も引き続きリスクは継続するものと予想される。当行はまた、中国を中心としたアジア諸国の成長鈍化の可能性、混乱の元となる米国の金融引締政策と特に新興国市場に及ぼすその影響、ロシアとウクライナの間に関係する緊張状態を含む地政学的ショックによるリスク、ならびに原油価格下落が主要な産油国や石油業界に与える影響についても引き続き注視している。これらのリスクは最近のいくつかの四半期を通じて一貫して焦点となってきた。一部の金融市場では2015年第2四半期に大幅な変動に見舞われており、特に市場の流動性が低い現在の状況に照らして、急激な調整や変動が発生する可能性が引き続き存在する。

これらのリスクの潜在的影響の評価は、これらの事象が生じた場合に当行が吸収する能力を評価する当行のグループ全体のストレス・テストへの統合を通じて行われる。これらのテストの結果は、当該リスクがストレス・テストのパラメーターに従い現実化した場合に、当行がその影響を吸収するために十分な資本および流動性準備金を現在有していることを示した。

2015年上半年期には、2014年におけるグローバルな規制上のトレンドが引き続き見られた。当行は、これが今後も持続する可能性が高いと考えている。また、当行は、規制上の変更の可能性を識別し、当行のビジネス・モデルまたはプロセスに起こりうる影響を評価することに重点を置いている。

リスク・プロファイル

以下の表は、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクについて計算された経済的資本使用額により測定された、2014年12月31日および2015年6月30日現在の当行の総合的リスク・ポジションを示している。当行は通常、総合的（規制対象外）リスク・ポジションを算定するために、リスク・タイプ間の分散効果を考慮している。

リスク・タイプ別経済的資本使用額により測定された総合的リスク・ポジション

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2015年 6月30日現在	2014年 12月31日現在	増減	
			単位： 百万ユーロ	単位： %
信用リスク	12,510	12,885	(375)	(3)
マーケット・リスク：	18,062	14,852	3,210	22
トレーディング・マーケット・リスク	5,360	4,955	405	8
トレーディング以外のマーケット・リスク	12,701	9,898	2,803	28
オペレーショナル・リスク	9,006	7,598	1,408	19
ビジネス・リスク	2,480	3,084	(604)	(20)
分散効果 ¹	(7,249)	(6,554)	(695)	11

経済的資本使用額合計	34,808	31,866	2,942	9
------------	--------	--------	-------	---

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク（最も大きなビジネス・リスク）間の分散効果

当行の2015年6月30日現在の経済的資本使用額合計は、2014年12月31日現在の319億ユーロから29億ユーロ、率にして9%増加し、348億ユーロとなった。

2015年6月30日現在の信用リスクの経済的資本使用額は、2014年末現在から3億7,500万ユーロ、率にして3%減少し、125億ユーロとなった。この減少の主な要因は、主にデリバティブへのリスク・エクスポージャーの減少によりC B & Sの経済的資本使用額が減少したことである。

2015年6月30日現在のトレーディング・マーケット・リスクの経済的資本使用額は、2014年末現在の50億ユーロから増加して、54億ユーロとなった。この増加は、トレーディングの債務不履行リスクの要素に関する経済的資本使用額の増加によるものである。トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額は28億ユーロ、率にして28%増加したが、これは主に、米ドル高に起因する構造的な外国為替リスクの増加および株式報酬リスクに対する手法の変更によるものである。

2015年6月30日現在のオペレーショナル・リスクの経済的資本使用額は、2014年12月31日現在の76億ユーロから14億ユーロ、率にして19%増加し、90億ユーロとなった。この増加は主に、訴訟費用引当金を含む訴訟に関連するオペレーショナル・リスク損失および業界全体でのオペレーショナル・リスク損失プロファイルの増加によるものであった。これは、経済的資本使用額の増加を生じさせ、主に訴訟、調査および規制上の執行措置に関連するアウトフローによるオペレーショナル・リスク損失データに反映されている。

当行のビジネス・リスクに関する経済的資本に係る手法は、借換および風評リスク等の標準的でないリスクも暗に含む戦略的リスクならびに税務リスクの要素を把握する。2015年6月30日現在のビジネス・リスクは、6億400万ユーロ減少し、25億ユーロとなった。この減少は、2015年度の戦略計画に対するより楽観的な見通しに起因して、戦略的リスク要素に関する経済的資本使用額が減少したことによるものであった。

2015年6月30日現在の信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略的リスクの間の経済的資本使用額の分散効果は、6億9,500万ユーロ、率にして11%増加した。この増加は主に、2015年第1四半期における手法変更や、分散の前に経済的資本使用額が増加したことによるものであった。

当行が様々な事業活動を組み合わせていることは、当行の事業部門によって多様なリスクがとられていることにつながる。それぞれのビジネス・モデルに特有の主要なリスクは、各事業部門のリスク・プロファイル（グループ・レベルでのクロス・リスクの影響を考慮しない）を反映した、分散前の経済的資本（EC）合計の測定基準を通じて測定される。

業績測定基準と比較した経済的資本、リスク・ウェイト・アセットによって測定された当行の事業部門のリスク・プロファイル

2015年6月30日								
	コーポレート・ バンキング・アンド・ セキュリティーズ	個人顧客 および中 堅企業	グローバ ル・トラ ンザク ション・ バンキ ング	ドイ チェ・ア セット& ウェル ス・マネ ジメント	非中核事 業部門	連結およ び調整	合計	
単位：百万ユーロ（別 途記載のものを除く）							百万 ユーロ	%
信用リスク	5,365	3,641	2,322	388	764	30	12,510	36
マーケット・リスク	5,497	3,831	209	2,049	1,386	5,088	18,062	52
オペレーショナル・リ スク	6,029	610	796	1,151	420	0	9,006	26
ビジネス・リスク	1,857	0	6	1	616	0	2,480	7
分散効果 ¹	(4,339)	(1,048)	(494)	(707)	(459)	(202)	(7,249)	(21)
EC合計	14,409	7,034	2,839	2,882	2,728	4,916	34,808	100
EC合計（%）	41	20	8	8	8	14	100	N/M
リスク・ウェイト ド・アセット ²	201,972	78,629	51,668	20,559	43,924	19,028	415,780	N/M
2015年6月30日に終了した6ヶ月								
税引前利益(損失)	1,842	1,019	692	713	(1,290)	(268)	2,708	N/M
税引後平均有形株主資 本利益率（%） ³	9	11	14	36	(25)	N/M	5	N/M
税引前平均アクティブ 資本利益率（%） ⁴	12	13	19	18	(35)	N/M	8	N/M

N/M：意味のある比較不能

- 1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略的リスク（ビジネス・リスクの最大部分）全体にわたる分散効果である。
- 2 リスク・ウェイト・アセットは、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。
- 3 当行グループの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均アクティブ資本利益率は、当行グループの報告ベースの実効税率（2015年6月30日に終了した6ヶ月：49%）を反映している。各セグメントの税引後平均アクティブ資本利益率に関しては、適用税率は35%となっている。
- 4 リスク・ウェイト・アセットおよびレバレッジ・エクスポージャーによる帳簿上の資本の配分フレームワークである。平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、第6 経理の状況、1 中間財務書類、注記 セグメント情報（無監査）を参照。

2014年6月30日 ¹								
	コーポレート・ バンキング・アンド・ セキュリティーズ	個人顧客 および中 堅企業	グローバ ル・トラ ンザク ション・ バンキ ング	ドイ チェ・ア セット& ウェル ス・マネ ジメント	非中核事 業部門	連結およ び調整	合計	
単位：百万ユーロ（別 途記載のものを除く）							百万 ユーロ	%
信用リスク	4,701	3,705	2,172	309	1,004	31	11,923	40
マーケット・リスク	6,389	3,057	180	1,607	793	2,431	14,456	48
オペレーショナル・リ スク	3,095	1,055	133	742	1,360	0	6,385	21
ビジネス・リスク	2,329	0	5	1	669	0	3,004	10
分散効果 ²	(3,110)	(1,031)	(218)	(563)	(802)	(6)	(5,730)	(19)
EC合計	13,404	6,786	2,272	2,096	3,024	2,456	30,038	100
EC合計（%）	45	23	8	7	10	8	100	0
リスク・ウェイト ド・アセット ³	185,691	79,654	42,019	15,480	56,663	19,166	398,674	N/M
2014年6月30日に終了した6ヶ月								

税引前利益(損失)	2,265	854	578	371	(1,133)	(337)	2,597	N/M
税引後平均有形株主資本利益率(%) ⁴	16	11	16	30	(22)	N/M	6	N/M
税引前平均アクティブ資本利益率(%) ⁵	20	12	21	12	(30)	N/M	9	N/M

N/M: 意味のある比較不能

- 1 事業セグメントに配分される金額は、2015年6月30日現在の構造に従った比較数値を反映するよう修正再表示されている。
- 2 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略的リスク(ビジネス・リスクの最大部分)全体にわたる分散効果である。
- 3 リスク・ウェイトド・アセットは、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。
- 4 当行グループの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均アクティブ資本利益率は、当行グループの報告ベースの実効税率(2014年6月30日に終了した6ヶ月: 48%)を反映している。各セグメントの税引後平均アクティブ資本利益率に関しては、適用税率は35%となっている。
- 5 リスク・ウェイトド・アセットおよびレバレッジ・エクスポージャーによる帳簿上の資本の配分フレームワークである。平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、第6 経理の状況、1 中間財務書類、注記 セグメント情報(無監査)を参照。

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ(C B & S)のリスク・プロファイルは、オリジネーション、ストラクチャリングおよびマーケット・メーカー活動を支援するトレーディング業務から生じるマーケット・リスクおよび信用リスクで占められる。さらに、信用リスクは法人および金融機関に対するエクスポージャーからも発生する。C B & Sのリスク・プロファイルにおけるオペレーショナル・リスクの割合は、業界における損失プロファイルの増加、内部損失および当行グループ内での配分方法の変更を反映し、前年末から大幅に増加した。C B & Sの残るリスク・プロファイルは、収益変動リスクを反映するビジネス・リスクによるものである。2015年上半期におけるC B & Sの税引前平均アクティブ資本利益率は、2014年上半期から8パーセンテージ・ポイント減少して12%となり、税引後平均有形株主資本利益率は、7パーセンテージ・ポイント減少して9%となった。この変動は、2014年5月には増資に関連する資本の配分の増加があったことやグループ・レベルでの外国為替レートの変動、C B & Sにおけるリスク・ウェイトド・アセットの増加によるものであった。2015年上半期におけるC B & Sの税引前利益は、2014年上半期から4億2,300万ユーロ、率にして19%減少し、利益率減少の追加要因となった。これは、訴訟費用および規制関連の支出の増加によるものであったが、外国為替レートの有利な変動を一因とする堅調な収益により相殺された。

個人顧客および中堅企業(P B C)のリスク・プロファイルは、リテールおよび中堅企業向けビジネス(S M E)貸出からの信用リスクと、投資リスク、顧客預金のモデル化およびクレジット・スプレッド・リスクからのトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。P B Cの全体的なリスク・プロファイルは前年上半期末からほぼ変化していないが、報告された税引前利益は、利息以外の費用の減少、信用リスク引当金の減少および収益の増加を受けて、2014年上半期から1億6,500万ユーロ、率にして19%増加した。資本の配分の増加は、報告された税引前利益の増加を相殺し、税引前平均アクティブ資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に実質的な変化はなかった。

グローバル・トランザクション・バンキング(G T B)の収益は、異なるリスク・プロファイルを伴う様々な商品から発生する。そのリスクの大部分は、貿易金融事業における信用リスクに関連しており、その他の事業からの信用リスクは低いが存在しない。比較的低いマーケット・リスクは、主に顧客預金のモデル化から生じる。2015年上半期におけるG T Bの税引前利益は、堅調な収益および信用リスク引当金の減少により、2014年上半期から1億1,400万ユーロ、率にして20%増加したが、税引前平均アクティブ資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率は、それぞれ2パーセンテージ・ポイント減の19%および14%であった。この減少は、前述の2014年5月の増資に関連する平均アクティブ資本の配分の増加およびグループ・レベルでの外国為替レートの変動によるものであった。また、オペレーショナル・リスクRWAを主な要因として、リスク・ウェイトド・アセットが増加した。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント(Deutsche AWM)の業務の主要なリスク要因は、投資ファンドに係る保証であり、当行はこれをトレーディング以外のマーケット・リスクとして報告している。それ以外には、Deutsche AWMのアドバイザーおよび手数料に重点を置いた業務から主にオペレーショナル・リスクが発生する。2015年上半期におけるDeutsche AWMの税引前平均アクティブ資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率は、運用資産の増加による増収を要因として、2014年上半期からそれぞれ6パーセンテージ・ポイント増の18%および36%であった。経済的資本の利用増加は、主に保証型ファンドに関連するトレーディング以外のマーケット・リスクの増加およびオペレーショナル・リスクの配分の増加によるものであった。

非中核事業部門(N C O U)のポートフォリオには、当行の将来の戦略の中核とはならない活動、リスク低減のための資産、分離に適した資産、高い資本需要があるがリターンが低い資産および法的リスクにさらされている資産が含まれている。N C O Uのリスク・プロファイルは、可能な場合はリスク低減の加速化の対象となる主に信用リスクおよびマーケット・リスクからなる当行の事業全般にわたるリスクをカバーしている。N C O Uのリスク・プロファイルにおけるオペレーショナル・リスクの割合は、当行グループ内での配分方法の変更を反映し、前年上半期末から大幅に減少した。税引前平均アクティブ資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率の変動は、訴訟関連費用を主な要因として、2014年上半期と比較して2015年上半期における業績のマイナスがより大きくなったことを反映している。

連結および調整は主に、構造的外国為替リスク、年金リスクおよび株式報酬リスクに関するトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。2014年上半期末に対するトレーディング以外のマーケット・リスクの増加は、主に、米ドル高に起因する構造的外国為替リスクの増加および株式報酬リスクに対する手法の変更によるものである。

その他の重大なリスクの取扱い

主要なリスクである「信用リスク」、「マーケット・リスク」、「オペレーショナル・リスク」および「流動性リスク」ならびに2015年第2四半期におけるこれらのリスクの変動に関する詳細は、このリスク・レポートのそれぞれのリスクに関する項に記載されている。「ビジネス・リスク」、「風評リスク」、「モデル・リスク」および「コンプライアンス・リスク」などのその他の重大なリスクの定義、識別および管理に関する情報は、当行の2014年フィナンシャル・レポート（特に「リスク一覧」および「リスク管理の枠組み 重大なリスク」の項）に記載されている。これらのリスクの取扱い、管理および報告に関して、2014年フィナンシャル・レポートにおいて開示されている説明および記述から重大な変更はない。重大であると評価されるすべてのリスクは、本報告の「内部適正自己資本」の項に記載される内部適正自己資本評価プロセスによりカバーされている。主要なリスク・クラスにわたって、モデル化ならびに資本および需要の数量化のための計測手法が実施されている。標準的でないリスク（風評リスク、モデル・リスク、コンプライアンス・リスク）は、当行の経済的資本のフレームワークにおいて主にオペレーショナル・リスクおよび戦略的リスクによって事実上カバーされている。

リスク管理の概要

信用リスク

- 世界経済の成長は、さらなる成長の余地は限定されているものの、欧州において景気循環に基づく回復が続き、米国では2015年第1四半期における一時的な低迷からの回復がデータで示唆されており、安定してきている。これを相殺する要因としては、金融および財政刺激策により中国における急激な減速のリスクは抑えられているものの、2015年には新興国市場の成長が全体として緩やかに減速することが予想されていることが挙げられる。この見通しに対する主要なリスクには、ギリシャ危機が再び拡大して他のユーロ圏諸国に悪影響が広がる可能性、米国の金融引締政策が特に新興国市場に及ぼす影響およびロシアとウクライナの間に関わり続ける緊張状態を含む地政学的ショックによるリスクが含まれる。これらの事象の信用ポートフォリオへの潜在的な影響については注意深く監視されており、当行は現在のところ、これらの事象によって重大な信用損失が生じることは想定していない。所在国の原則に基づくロシアに対する信用エクスポージャーは、2015年6月30日現在で40億ユーロ（2014年12月31日現在：48億ユーロ）であり、戦略的に重要な産業分野の法人に限定されている。ウクライナに対する信用エクスポージャーは、2015年6月30日現在で4億ユーロ（2014年12月31日現在：4億ユーロ）と比較的小規模である。
- 当行の法人信用ポートフォリオのうち投資適格格付を有する部分の割合は、2015年6月30日現在では71.2%となり、2014年12月31日現在の71.0%からわずかに増加した。2015年上半期の法人信用エクスポージャーは、外国為替レートの変動および主に投資適格カウンターパーティに対するエクスポージャーの増加により、495億ユーロ、率にして9.0%増加した。
- 2015年6月30日現在の当行の消費者信用エクスポージャーの額は、ドイツ、ポーランドおよびインドにおける当行の貸出金の増加に起因して、2014年末から15億ユーロ、率にして0.8%とわずかに増加した。ドイツ国外のエクスポージャーは、ユーロの外国為替レートの大幅な変動による影響を受けた。2015年6月30日現在、モーゲージ貸出ポートフォリオ関連の当行のエクスポージャーの68%は、融資比率（LTV比率）が50%以下であった。
- 2015年上半期の当行の信用リスク引当金繰入額は、2014年上半期から1億2,700万ユーロ、率にして26%減少し、3億6,900万ユーロとなった。この減少は、ほぼすべてのビジネスにおいて特定の顧客に対する重大な信用リスク引当金が発生しなかったことに加え、売却に関連して引当金繰入額の一部戻入れが継続して行われたことによるものである。当行のレバレッジド・ファイナンスおよび船舶ポートフォリオに起因するC&Sにおける引当金繰入額の増加は、その他のビジネス・ユニットにおける全体的な減少を一部相殺した。
- 2015年6月30日現在の信用リスクRWAは、外国為替レートの変動の影響を主な要因として、2014年12月31日から114億ユーロ、率にして5%増加し、2,560億ユーロとなった。また、中核事業における成長が限定的であったことや、リスク・パラメータにおける変動も増加の要因に挙げられる。
- 信用リスクに関する経済的資本使用額は、2014年末現在の129億ユーロから減少して、2015年6月30日現在では125億ユーロとなった。この減少は、主にデリバティブのリスク・エクスポージャーの減少によりC&Sの経済的資本使用額が減少したことによるものであった。

マーケット・リスク

- 当行のトレーディング・ユニットの平均バリュアット・リスクは、2014年度の5,160万ユーロと比較して、2015年上半期は4,760万ユーロであった。この減少は、分散の改善および金利のバリュアット・リスクの減少によるものであった。
- マーケット・リスクRWAは、2014年12月31日現在から26億ユーロ、率にして4.0%減少し、616億ユーロとなった。これは主に、証券化ポジションに関するマーケット・リスク標準的アプローチ、バリュアット・リスクおよびストレスのかかったバリュアット・リスクに起因するリスク水準の低下によるものであった。
- トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本使用額は、2014年末現在の99億ユーロに対して、2015年6月30日現在では28億ユーロ増加し、127億ユーロとなった。この増加は主に、米ドル高に起因する構造的な外国為替リスクの増加および株式報酬リスクに対する手法の変更によるものであった。
- トレーディング・マーケット・リスクの経済的資本使用額は、2014年末現在の50億ユーロに対して、2015年6月30日現在では合計54億ユーロであった。この増加は主に、トレーディング勘定および公正価値のバンキング勘定からのトレーディングの債務不履行リスクの要素によるものであった。

オペレーショナル・リスク

- オペレーショナル・リスクの経済的資本使用額は、2014年末では76億ユーロであったのに対し、2015年6月30日現在では90億ユーロに増加した。この増加は主に、訴訟費用引当金を含む訴訟に関連するオペレーショナル・リスク損失および業界全体でのオペレーショナル・リスク損失プロファイルの増加によるものであった。これは主に、訴訟、調

査および規制上の執行措置に関連するアウトフローによるものであり、オペレーショナル・リスク損失データに反映されて経済的資本使用額の増加を生じさせた。

- 当行は引き続き、正式には当行の先進的計測手法（AMA）モデルに対する経済的資本の余裕安全率を適用している。これは予測不能な法的リスクをカバーする目的で2011年度に初めて導入された。この余裕安全率を置き換えることを目的とするリスク感応度モデルの強化は、2014年第2四半期にBaFinに提出され、現在承認待ちである。この強化により、当該余裕安全率と比較して必要とされる経済的資本の金額が増加することになり、経営陣は、モデルの強化により発生する増加分を2014年第2四半期から認識することを決定した。
- オペレーショナル・リスクRWAは、2014年末現在の671億ユーロに対して、2015年6月30日現在では803億ユーロに増加した。この132億ユーロの増加は、訴訟費用引当金を含む訴訟に関連するオペレーショナル・リスク損失および業界全体でのオペレーショナル・リスク損失プロファイルの増加によるものであった。

流動性リスク

- 流動性準備金は、2015年6月30日現在で1,990億ユーロであり（2014年12月31日現在では1,840億ユーロ）、2015年6月30日現在のストレス下（複合的シナリオに基づく）でプラスの流動性ポジションを維持することができた。
- 2015年上半期における資本市場での発行による調達額は、2015年通年で300億ないし350億ユーロ相当の発行が計画されているのに対し、224億ユーロであった。
- 当行全体の資金調達のうち75%は、資本市場での発行および株式発行、リテールならびにトランザクション・バンキングからなる、当行が最も安定していると認識している資金調達方法によるものであった。

資本管理

- CRR / CRD 4に基づき計算された普通株式等Tier 1（CET 1）資本比率は、2014年末現在（段階的導入率20%）で15.2%であったのに対し、2015年6月30日現在（段階的導入率40%）では14.2%であった。
- CET 1資本（CRR / CRD 4による）は、2014年12月31日現在で601億ユーロであったのに対し、2015年6月30日現在では10億ユーロ減少して591億ユーロとなった。このCET 1資本の減少は、2014年では導入率20%であったのに対し2015年では導入率40%で段階的に導入された無形資産からの控除などのCET 1控除を主な要因として、規制上の調整が34億ユーロ増加したことによるものである。このCET 1資本の減少は、CET 1資本商品および準備金が2014年末と比較して24億ユーロ増加したことにより一部相殺された。
- その他Tier 1（AT1）資本（CRR / CRD 4による）は、2014年末現在の38億ユーロから7億ユーロ減少して、2015年6月30日現在では31億ユーロとなった。
- その他Tier 1（AT1）資本（CRR / CRD 4完全適用ベースによる）は、変わらず46億ユーロであった。
- 2015年6月30日現在のRWA（CRR / CRD 4による）は、2014年末現在の3,970億ユーロから200億ユーロ増加し、4,170億ユーロであった。RWAの増加は、主に外国為替レートの変動の影響によるものであるが、第二の要因として、訴訟費用引当金を含む訴訟に関連するオペレーショナル・リスク損失および業界全体でのオペレーショナル・リスク損失プロファイルの増加によるオペレーショナル・リスクに係るリスク・ウェイトド・アセットの増加が挙げられる。この増加は、リスク低減への取組みならびにマーケット・リスクに関するリスク・ウェイトド・アセットおよび信用評価調整によるリスク・ウェイトド・アセットにおけるリスク水準の低下により一部相殺された。
- 内部適正自己資本比率は、2014年12月31日現在の177%に対して、2015年6月30日現在では164%に減少した。この減少は主に、所要経済的資本の増加によるものであった。
- 普通株式等Tier 1資本比率（CRR / CRD 4完全適用ベースによる）は、2014年12月31日現在の11.7%から減少し、2015年6月30日現在では11.4%となった。

バランスシート管理の概要

- 2015年6月30日現在の、当行のCRR / CRD 4完全適用ベースによるレバレッジ比率は3.6%であった（2014年12月31日現在では3.5%）。これは、Tier 1自己資本519億ユーロ（CRR / CRD 4完全適用ベースによる）の、適用ある測定尺度を用いたエクスポージャー1兆4,610億ユーロに対する比率である（2014年12月31日現在では、それぞれ507億ユーロおよび1兆4,450億ユーロ）。

信用リスク

信用エクスポージャーの分類

当行は、信用エクスポージャーを大きく分けて二つの項目、法人信用エクスポージャーおよび消費者信用エクスポージャーに分類している。

- 当行の消費者信用エクスポージャーは、主としてドイツ、イタリアおよびスペインの小口標準均質貸出金によって構成されており、個人向け貸出金、住宅用および住宅用以外のモーゲージ貸出金、当座貸越、ならびに当行の個人顧客向けおよびリテール業務の自営業および中小企業顧客向け貸出金が含まれる。
- 当行の法人信用エクスポージャーは、消費者信用エクスポージャーとして定義されたもの以外の全てのエクスポージャーによって構成される。

法人信用エクスポージャー

相手先に関する内部信用格付区分別の主要な法人信用エクスポージャー区分

2015年6月30日

単位：百万ユーロ	デフォルト確率 ¹	貸出金	取消不能貸出コミットメント ²	偶発負債	OTCデリバティブ ³	売却可能負債証券	合計
iAAA-iAA	0.00-0.04%	51,986	24,086	5,261	22,290	57,110	160,734
iA	0.04-0.11%	45,556	42,137	25,028	14,194	4,037	130,952
iBBB	0.11-0.50%	60,711	47,222	15,089	8,144	1,981	133,147
iBB	0.50-2.27%	53,187	40,228	9,223	6,182	2,798	111,618
iB	2.27-10.22%	21,094	19,242	4,699	1,728	11	46,774
iCCCおよびそれ以下	10.22-100%	9,634	1,893	1,484	399	9	13,418
合計		242,168	174,808	60,784	52,937	65,946	596,643

1 ある一年のタイム・ホライズンのデフォルト確率を反映。

2 2015年6月30日現在、96億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。

2014年12月31日

単位：百万ユーロ	デフォルト確率 ¹	貸出金 ²	取消不能貸出コミットメント ³	偶発負債	OTCデリバティブ ⁴	売却可能負債証券	合計
iAAA-iAA	0.00-0.04%	46,493	22,938	6,281	23,068	50,808	149,589
iA	0.04-0.11%	44,799	39,336	17,696	9,469	3,371	114,670
iBBB	0.11-0.50%	54,167	40,145	20,190	7,810	1,746	124,057
iBB	0.50-2.27%	50,183	31,492	11,640	3,926	3,140	100,380
iB	2.27-10.22%	19,359	18,924	4,929	2,253	17	45,482
iCCCおよびそれ以下	10.22-100%	9,417	1,612	1,352	552	50	12,983
合計		224,418	154,446	62,087	47,078	59,132	547,161

1 ある一年のタイム・ホライズンのデフォルト確率を反映。

2 2014年12月31日現在、56億ユーロに上る、主に「iCCCおよびそれ以下」格付の減損債権を含む。

3 2014年12月31日現在、94億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

4 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。

上記の表は、2015年上半期の間に当行の法人信用エクスポージャーが、全体として495億ユーロ、率にして9.0%増加したことを示している。この増加の40%超（204億ユーロ）は、取消不能貸出コミットメントによるものである。この商品分野における増加は、主に取引高の増加によるものであり（61%）、あとは外国為替の変動によるものであった（39%）。貸出金の178億ユーロの増加は、主に投資適格格付の区分に属するものによるものであった。売却可能負債証券の増加は、すべて上位3つの格付区分に関連するものであり、投資不適格格付の売却可能負債証券に関するエクスポージャーは減少した。リスク軽減前の法人信用エクスポージャーの質は、投資適格格付のエクスポージャーが2014年12月31日現在では71.0%であったのに対し、2015年6月30日現在では71.2%とわずかに増加した。

消費者信用エクスポージャー

当行の消費者信用エクスポージャーにおいて、当行は期日後90日以上延滞の消費者貸出金および純信用コスト（取戻額を控除後の年間の純引当金繰入額）を監視している。

消費者信用エクスポージャー

	エクスポージャー総額 (単位：百万ユーロ)		期日後90日以上延滞の債権 (エクスポージャー総額に対する%)		純信用コスト (エクスポージャー総額に対する%) ³	
	2015年 6月30日現在	2014年 12月31日現在 ¹	2015年 6月30日現在	2014年 12月31日現在 ¹	2015年 6月30日現在	2014年 12月31日現在 ¹
消費者信用エクスポージャー - ドイツ	148,900	147,647	1.10%	1.15%	0.18%	0.22%
消費者および中小企業 向け融資	20,050	19,553	4.00%	4.01%	0.92%	1.12%
モーゲージ貸付	128,850	128,094	0.65%	0.71%	0.07%	0.08%
消費者信用エクスポージャー - ドイツ国外	38,989	38,761	4.95%	5.32%	0.59%	0.68%
消費者および中小企業 向け融資	13,026	13,003	9.80%	10.95%	1.32%	1.55%
モーゲージ貸付	25,963	25,758	2.52%	2.48%	0.23%	0.25%
消費者信用エクスポージャー総額 ²	187,889	186,408	1.90%	2.02%	0.27%	0.32%

1 2015年に当行が分類を精緻化したことにより、ドイツにおける4億2,700万ユーロの中小企業向け融資がモーゲージ貸付（主に開発銀行に関連する貸出金）に分類変更され、ドイツ国外における11億ユーロのモーゲージ貸付が中小企業向け融資（主に商業用不動産）に分類変更された。

2 2015年6月30日現在で41億ユーロ、2014年12月31日現在で44億ユーロに上る減損債権を含む。

3 各貸借対照表の日付に終了した12ヶ月間における純信用コストを当該貸借対照表日付におけるエクスポージャーで除した割合。

2015年6月30日現在の当行の消費者信用エクスポージャーの額は、当行のドイツにおける貸出金（13億ユーロ増加）、ポーランドにおける貸出金（3億8,800万ユーロ増加）およびインドにおける貸出金（2億5,300万ユーロ増加）に起因して、2014年末から15億ユーロ、率にして0.8%増加した。ポーランドおよびインドにおけるエクスポージャーの増加は、ユーロに係る外国為替レートの変動による影響を受けた。これらの影響は、不良債権ポートフォリオの売却を主な要因としたイタリアにおける消費者信用エクスポージャーの減少（2億9,600万ユーロ）により一部相殺された。

当行の消費者信用エクスポージャーの期日後90日以上延滞比率は、2014年末現在の2.02%から減少し、2015年6月30日現在では1.90%となった。

当行の消費者信用エクスポージャー総額に対する純信用コスト比率は、2014年末現在の0.32%から減少し、2015年6月30日現在では0.27%となった。この比率の減少は、ドイツおよびイタリアにおける不良債権ポートフォリオの売却による影響を受けているが、ドイツおよび当行が業務を行う南欧諸国における環境がより改善して安定したことも要因に挙げられる。

融資比率（LTV）バケット別の消費者モーゲージ貸出エクスポージャー¹

	2015年6月30日現在	2014年12月31日現在
50%以下	68%	68%
50%超70%以下	16%	16%
70%超90%以下	9%	9%
90%超100%以下	2%	2%
100%超110%以下	1%	1%
110%超130%以下	1%	1%
130%超	2%	1%

1 エクスポージャーを該当するLTVバケットに割り当てる際、エクスポージャー金額は基礎となる不動産評価額の相対的割合に従って割り当てられる。

LTV比率は、エクスポージャー金額を不動産評価額に対する比率として表現する。

当行のLTV比率は、貸出エクスポージャー総額を各不動産の現在の評価額で除して計算される。これらの評価額は、定期的に更新される。流動性の高い担保により追加担保される取引に関する貸出エクスポージャーは、当該各担保価値につき減額され、一方、先順位担保権がある場合は対応するエクスポージャー総額を増額する。LTVの計算には、不動産担保によって担保されたエクスポージャーが含まれている。不動産以外の種類の担保のみによって担保されたモーゲージ貸出エクスポージャーは、LTVの計算には含まれていない。

2015年6月30日現在、モーゲージ貸出ポートフォリオ関連の当行のエクスポージャーの68%は、LTV比率が50%以下であった（2014年12月31日現在も68%）。

一定のユーロ圏諸国に対する信用リスク・エクスポージャー

ソブリン・リスクに関する懸念から、一定のユーロ圏諸国が以下の各表に示されている。当該リスクの高まりは、関連ソブリンに影響を及ぼす多数の要因から生じており、それには、高い公的債務水準および/または巨額の財政赤字、資本市場への限定的なアクセス、近接した債務返済期限、脆弱な経済ファンダメンタルズおよび見通し（国内総生産の低成長率、弱い競争力、高失業率および政情不安を含む。）が含まれる。

ギリシャの救済プログラムの条件に関する政府と債権者間の交渉が長引いたことにより、ギリシャのリスクは2015年上半期にわたって大幅に増加した。国内銀行から預金が逃避する中で、資本規制が課され、経済は再び後退している。本年第3四半期にも開始される第3次プログラムに係る交渉により改革についての合意にはようやく達したが、実施リスクは高まっており、今後も引き続きリスクは継続するものと予想される。ギリシャが以下に示される他の国々に及ぼす悪影響は全体として限られているが、これは、ギリシャに対する民間企業のエクスポージャーが少ないことも一つの要因であり、（検証されていないものの）信頼性の高いバックストップを提供し、資金調達コストの抑制を支援してきたECBの量的緩和（QE）プログラムおよびアウトライト・マナリー・トランザクション（OMT）プログラムや欧州安定メカニズム（ESM）にも依拠している。これらの国々の2015年のGDP成長率は、すべてプラスとなることが予想されている。

これらのユーロ圏諸国に対する当行のエクスポージャーの表示に関して、当行は以下の2つの基本概念を適用している。

- 当行の「リスク管理」の観点において、当行は、グループ親会社の所在国を考慮し、それに従って一債務者の原則を反映している。（ある事業体が他方の過半数の議決権または資本を保有することにより）相互に関係のある借手のグループに対する与信枠はすべて、一債務者の下に統合される。この借手のグループは通常、それぞれの親会社の所在国に割り当てられる。例えば、スペインに所在する相手先に対する貸出金は、所在国の観点に基づけばスペインのリスクであるが、当該相手先がドイツに所在する親会社と関係があれば、リスク管理の観点からは上述の一債務者の原則に従ってドイツのリスクとみなされる。このリスク管理の観点において、当行はまた、デリバティブのネットिंगも考慮し、エクスポージャーをヘッジおよび担保を控除後で表示する。担保の評価は、当行の2014年フィナンシャル・レポートにおいて別途概説しているものと同じアプローチおよび原則に従って行われる。また、リスク管理の観点において、当行は、特別目的事業体に対するエクスポージャーを、当該特別目的事業体の所在国ではなく、基礎となる資産の所在国に基づいて分類している。仕組み商品に関しては、追加的検討が適用される。例えば、仕組み債がアイルランドに所在する特別目的事業体により発行された場合、これは「所在国」の観点においてはアイルランドのリスクとみなされるが、当該仕組み債を担保する基礎となる資産がドイツのモーゲージ貸出金である場合には、当該エクスポージャーは「リスク管理」の観点においてはドイツのリスクに含まれる。
- 当行の「所在国」の観点において、当行は、相手先に対する信用リスク・エクスポージャーを、他の相手先との関係を問わず主要な相手先の所在国に、またクレジット・デフォルト・スワップについては基礎となる参照資産の所在する当該ユーロ圏諸国に割り当てることにより集約している。このため当行は、グループ親会社が他国に所在する相手先、および他国に所在する事業体からの資産を基礎となる資産としている特別目的事業体に対するエクスポージャーも含めている。

一定のユーロ圏諸国との正味信用リスク・エクスポージャー - リスク管理の観点

単位：百万ユーロ	2015年6月30日	2014年12月31日 ¹
ギリシャ	416	416
アイルランド	1,905	1,398
イタリア	14,369	14,920
ポルトガル	757	1,002
スペイン	7,885	8,273
合計	25,332	26,009

¹ 2014年12月31日現在の数値は、当該時点では誤って除外されていたアイルランドとイタリアの証券化および不動産に対するエクスポージャーを含めるため、8億ユーロの修正がなされている。

正味信用リスク・エクスポージャーは、2014年末から7億ユーロ減少した。これは主に、イタリア、スペインおよびポルトガルにおけるトレーディング・クレジット・ポジションの減少に起因しているが、アイルランドにおける証券化エクスポージャーの増加により一部相殺された。ギリシャのエクスポージャーは、3億ユーロ相当の米ドル建ての船舶ポートフォリオを除けばほぼ横ばいで、残るエクスポージャーは1億ユーロにとどまり、引き続き厳重に管理される。

当行の上記のエクスポージャーは主に、高度に分散された低リスクのリテール・ポートフォリオ、イタリアおよびスペインの中小企業、ならびに強力かつ分散された中堅企業顧客に対するものである。当行の金融機関向けエクスポージャーは、その大部分がスペインおよびイタリアの大手銀行に対するものであり、通常は担保付である。ギリシャのユーロ圏離脱のような事態が生じてより全般的な悪影響が広がらない限り、ソブリン・エクスポージャーは当行が管理できると考える水準にある。

以下の表は、「所在国」の観点に基づいており、当該ユーロ圏諸国に対する当行の総額のポジション、それに含まれる未利用のエクスポージャーの金額、および当行の正味のエクスポージャーを示している。総額のエクスポージャーは、正味の信用リスク・エクスポージャーを、基礎となる参照資産がこれらの諸国の一つに所在するクレジット・デリバティブの正味購入プロテクション、受入保証および担保について総額ベースに戻した結果を反映している。こうした担保は、特に当行のリテール・ポートフォリオに関連して保有されているが、金融機関に関連しても（その大部分がデリバティブのマーギニング（証拠金の評価）の取決めに基づく）、また法人に関連しても保有されている。加えて、金額は信用リスク引当金も反映している。正味の信用エクスポージャーは、保有担保、受入保証、およびさらなるリスク低減措置の影響を考慮後で表示されており、クレジット・デリバティブの売却ノ（購入）プロテクションの正味名目金額が含まれている。記載されている一定のユーロ圏諸国に対する総額および正味のエクスポージャーには、クレジット・デリバティブのトランシェおよび当行のコリレーション業務に関連するクレジット・デリバティブ（設計上、信用リスク中立的な仕組みとなっている。）は含まれていない。さらに、これらのポジションのトランシェ分けされた相関性のある性質は、例えば、等しい名目金額のエクスポージャーが異なるトランシェ・レベルにつき異なるリスク・レベルを示すように、国別に区分した名目金額の意味のある表示にはなじまない。

一定のユーロ圏諸国に対する総額のポジション、それに含まれる未利用のエクスポージャーおよび正味のエクスポージャー - 所在国の観点

単位： 百万ユーロ	ソブリン		金融機関		法人		リテール		その他		合計	
	2015年 6月30日 現在	2014年 12月31日 現在	2015年 6月30日 現在	2014年 12月31日 現在 ⁴	2015年 6月30日 現在	2014年 12月31日 現在 ⁴	2015年 6月30日 現在	2014年 12月31日 現在 ⁴	2015年 6月30日 現在	2014年 12月31日 現在 ⁴	2015年 6月30日 現在 ¹	2014年 12月31日 現在 ⁴
	ギリシャ											
総額	62	100	561	716	1,218	1,167	6	6	0	34	1,847	2,022
未利用	0	0	40	20	176	63	0	1	0	0	216	84
正味	50	89	105	107	139	125	1	2	0	34	295	357
アイルランド												
総額	546	553	1,286	1,100	8,245	8,230	38	39	3,661 ²	2,350 ²	13,775	12,273
未利用	0	0	37	48	2,982	2,206	0	0	333 ²	476 ²	3,353	2,730
正味	47	(21)	807	524	5,685	5,103	6	5	3,640 ²	2,350 ²	10,186	7,960
イタリア												
総額	3,592	4,673	4,995	5,736	8,645	8,509	18,472	19,310	557	1,310	36,261	39,537
未利用	0	0	1,027	952	3,110	3,061	153	179	24	28	4,314	4,220
正味	958	244	2,798	3,431	5,660	5,897	7,172	6,749	531	1,229	17,120	17,551
ポルトガル												
総額	(74)	(5)	308	404	1,492	1,052	1,756	2,023	65	205	3,546	3,679
未利用	0	0	35	37	177	121	26	30	0	0	237	189
正味	(123)	(76)	235	357	1,012	503	177	220	65	205	1,366	1,209
スペイン												
総額	245	696	1,929	2,465	9,415	9,332	10,038	10,580	698	839	22,325	23,911
未利用	0	0	993	738	3,724	3,819	294	476	0	15	5,012	5,048
正味	148	275	1,073	2,084	6,225	6,824	1,772	1,890	925	790	10,143	11,863
総額合計	4,371	6,018	9,079	10,421	29,014	28,290	30,309	31,958	4,981	4,736	77,754	81,423
未利用合計	0	0	2,132	1,795	10,169	9,271	473	687	358	519	13,132	12,272
正味合計 ³	1,081	511	5,018	6,503	18,722	18,453	9,127	8,866	5,161	4,608	39,109	38,940

- 1 エクスポージャー全体の約56%が翌5年以内に期日到来する。
- 2 アイルランドに対するその他のエクスポージャーは、グループ親会社の所在国がアイルランド外である相手先に対するエクスポージャー、および他国を所在国とする事業体からの資産を基礎となる資産としている特別目的事業体に対するエクスポージャーを含む。
- 3 正味合計に、デリバティブに関する信用評価調整額（2015年6月30日現在で1億8,200万ユーロ、2014年12月31日現在で3億ユーロ）は含まれていない。
- 4 これらの比較数値は、当報告書の他の信用エクスポージャー開示と同様に、取消可能な貸出コミットメントを除外するため、エクスポージャー総額につき1億700万ユーロ、正味エクスポージャーにつき1億100万ユーロを減額して修正再表示されている。

上記の特定のユーロ圏諸国に対する正味のエクスポージャー合計は、2015年上半期においてほとんど変動はなかった。アイルランドおよびスペインに他の相手先を有するイタリアおよびアイルランドにおけるソブリン・ポートフォリオの増加、アイルランドおよびポルトガルにおける法人ポートフォリオの増加ならびにイタリアにおけるリテール・ポートフォリオの増加は、スペイン、イタリアおよびポルトガルにおける金融機関に対するエクスポージャーの減少により相殺された。

金融商品の種類別の一定のユーロ圏諸国に対する正味信用リスク・エクスポージャー合計

単位： 百万ユーロ	償却原価で計上される金融資産			公正価値で 測定される 金融資産	純損益を通じて公正価値で 測定する金融商品		2015年 6月30日現在
	貸出金（貸倒 引当金控除前）	貸出金（貸倒 引当金控除後）	その他 ¹	売却可能 金融資産 ²	デリバティブ	その他	合計 ³
ギリシャ	113	88	157	0	47	18	311
アイルランド	3,090	3,060	2,762	1,213	1,003	2,025	10,064
イタリア	11,362	10,426	3,456	645	3,530	2,132	20,189
ポルトガル	455	397	312	15	46	812	1,583
スペイン	5,652	5,010	3,642	203	359	1,412	10,626
合計	20,671	18,982	10,330	2,076	4,986	6,398	42,773

- 1 主に、偶発負債および未利用の貸出コミットメントを含む。
- 2 エクイティおよびその他の資本持分を除く。
- 3 貸倒引当金控除後。

単位： 百万ユーロ	償却原価で計上される金融資産			公正価値で 測定される 金融資産	純損益を通じて公正価値で 測定する金融商品		2014年 12月31日現在
	貸出金（貸倒 引当金控除前） ₄	貸出金（貸倒 引当金控除後） ₄	その他 ^{1 4}	売却可能 金融資産 ²	デリバティブ	その他	合計 ^{3 4}
ギリシャ	191	172	92	0	85	28	377
アイルランド	2,049	2,016	2,706	481	843	1,728	7,775
イタリア	10,764	9,753	3,791	672	4,071	3,085	21,372
ポルトガル	638	587	306	20	36	558	1,506
スペイン	5,613	4,974	3,635	231	510	2,015	11,365
合計	19,255	17,502	10,530	1,404	5,545	7,414	42,395

- 1 主に、偶発負債および未利用の貸出コミットメントを含む。
- 2 エクイティおよびその他の資本持分を除く。
- 3 貸倒引当金控除後。
- 4 これらの比較数値は、当報告書の他の信用エクスポージャー開示と同様に、取消可能な貸出コミットメントを除外するため、1億100万ユーロを減額して修正再表示されている。

上記の表には、以下の表において個別に報告されているクレジット・デリバティブ・エクスポージャーは含まれていない。当該ユーロ圏諸国に対する当行のクレジット・デリバティブ・エクスポージャーについて、当行は、売却プロテクションおよび購入プロテクションの名目金額を総額レベルで表示するとともに、結果的な正味の名目ポジションおよびその公正価値も表示している。信用リスク管理のための当行によるクレジット・デリバティブの利用に関する詳細については、当行の2014年フィナンシャル・レポートのリスクの各項目に記載されている。

基礎となる資産が一定のユーロ圏諸国に所在するクレジット・デリバティブ・エクスポージャー

単位： 百万ユーロ	2015年6月30日現在				2014年12月31日現在			
	売却プロテクション	購入プロテクション	正味売却/ (購入)プロテクション	正味公正価値	売却プロテクション	購入プロテクション	正味売却/ (購入)プロテクション	正味公正価値
ギリシャ	1,132	(1,148)	(16)	7	901	(921)	(20)	2
アイルランド	3,156	(3,034)	122	12	4,344	(4,158)	186	4
イタリア	46,369	(49,439)	(3,070)	(85)	41,433	(45,253)	(3,821)	156
ポルトガル	5,024	(5,241)	(218)	19	5,876	(6,173)	(297)	6
スペイン	18,951	(19,434)	(483)	(16)	18,061	(17,563)	498	10
合計	74,633	(78,297)	(3,664)	(63)	70,614	(74,068)	(3,454)	177

一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

以下の金額は、当行のソブリン・エクスポージャーの正味の「所在国の観点」を反映している。

一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

単位： 百万ユーロ	2015年6月30日現在				2014年12月31日現在			
	直接的ソブリン・エクスポージャー ¹	CDSが参照するソブリン債務の正味名目金額	正味ソブリン・エクスポージャー	メモ項目：CDSが参照するソブリン債務の正味公正価値 ²	直接的ソブリン・エクスポージャー ¹	CDSが参照するソブリン債務の正味名目金額	正味ソブリン・エクスポージャー	メモ項目：CDSが参照するソブリン債務の正味公正価値 ²
ギリシャ	62	(12)	50	6	100	(11)	89	1
アイルランド	44	3	47	2	(26)	4	(21)	2
イタリア	3,524	(2,565)	959	16	4,600	(4,356)	244	133
ポルトガル	(74)	(49)	(123)	(8)	(5)	(71)	(76)	2
スペイン	240	(92)	148	(16)	688	(413)	275	1
合計	3,796	(2,715)	1,081	(1)	5,358	(4,848)	511	139

1 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債、売却可能、および償却原価で計上される貸出金として分類されたソブリン債務を含む。

2 この金額は、それぞれの国のソブリン債務を参照資産とするデフォルト・スワップに関連した、相手先の信用リスクを表す正味公正価値を反映している。

2014年末からの正味ソブリン信用エクスポージャーの6億ユーロの増加は、主に、クレジット・デフォルト・スワップ、デリバティブ・ポジションおよび貸出金の変動を反映している。当行の正味ソブリン・エクスポージャーの増加は、主に、イタリアのソブリン・エクスポージャーの大幅な増加に起因しており、これは主に、クレジット・デフォルト・スワップ、トレーディング負債証券およびデリバティブのポジティブ・マーケット・バリューに係るエクスポージャーの変動によるものであるが、これにトレーディング負債証券の増加によるアイルランドのソブリン・エクスポージャーのわずかな増加が加わっている。

上記の直接的ソブリン・エクスポージャーは、償却原価で保有されるソブリンに対する貸出金の帳簿価額を含んでおり、これらは、2015年6月30日現在で、イタリアが2億7,500万ユーロ、スペインが4億5,900万ユーロ、2014年12月31日現在では、イタリアが2億7,900万ユーロ、スペインが5億8,000万ユーロであった。

資産の質

この項では、当行の貸出金の資産の質について説明している。この項には、起こり得る借手の信用問題に関する既知の情報により、当行の経営陣が借手の契約上の債務の回収可能性について重大な疑義を持つすべての貸出金が含まれている。

顧客グループ別の履行債権、再交渉された貸出金、延滞貸出金および減損債権の概要

単位： 百万ユーロ	2015年6月30日現在			2014年12月31日現在		
	法人貸出金	消費者貸出金	合計	法人貸出金	消費者貸出金	合計
延滞しておらず、再交渉され おらず、減損もしていない貸出 金	236,228	180,313	416,541	217,772	177,925	395,697
延滞しているが、再交渉され おらず、減損もしていない貸出 金	1,097	2,990	4,087	1,307	3,652	4,959
再交渉されたが、減損してい ない貸出金	311	464	775	349	473	821
減損債権	4,532	4,122	8,654	4,990	4,358	9,348
合計	242,168	187,889	430,057	224,418	186,408	410,825

減損債権

信用リスク管理部は、各貸借対照表の日付において、債権または債権のグループが減損しているという客観的証拠があるかどうか定期的に評価している。債権または債権のグループが減損していて減損損失が計上されるのは、以下のすべてに該当する場合である。

- 資産の最初の認識後、貸借対照表日までに発生した損失事象（以下「損失事象」という。）の結果としての減損の客観的証拠が存在する。評価を行う際、当行は、IAS第10号の要件に従い、財務書類の発表日までに合理的に入手可能な当該事象に関する情報を検討する。
- その損失事象が金融資産または金融資産のグループの将来の見積キャッシュ・フローに影響を及ぼした。
- 各報告日においてその損失の額について信頼できる見積りを行うことができる。

信用リスク管理部の損失評価は、ファイナンスと共同で行われる定期レビューの対象となっている。このレビューの結果は、ファイナンスおよびリスクの上級経営陣からなる監督委員会に報告され承認される。

減損損失および貸倒引当金

減損の証拠が存在する場合、減損損失は通常、対象債権の当初実効金利を使用した割引予想キャッシュ・フローに基づいて計算される。債権の条件が借手の財政的困難を理由に再交渉されたか、または他の方法により変更されたが、当該債権の認識中止の要件は満たしていない場合、減損損失の測定には、条件変更前の当初実効金利が使用される。当行は減損債権の帳簿価額を、引当金勘定を用いて減額し、損失金額は信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に認識している。貸倒引当金の増加は、貸倒引当金繰入額の増加として損益計算書に計上している。貸倒償却は引当金を減額するが、取戻された場合、引当金勘定に貸方計上される。以前計上された引当金が不要になったと判断した場合には、引当金を減額し、その額を損益計算書に貸倒引当金繰入額の減少として計上する。現実的な回収の見込みがないと判断され、かつ、すべての担保が実現したか、または当行に移転された場合、当該貸出金およびすべての関連する貸倒引当金は、貸倒償却として処理される（つまり、当該貸出金および関連貸倒引当金が貸借対照表から除去される。）。

当行は最初に、個別に重要である貸出金について、減損の客観的証拠があるかを個別に評価する。その後、個別には重要でない貸出金、および重要ではあるが個別評価では減損の客観的証拠がない貸出金について、集合的に評価する。

減損損失および信用リスク引当金に関する当行の会計処理の詳細については、当行の2014年度の有価証券報告書の注記01「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載されている。

業務部門別の減損債権、貸倒引当金および減損債権カバレッジ比率の概要

単位： 百万ユーロ	2015年6月30日現在			2014年12月31日現在			増減	
	減損債権	貸倒引当金	減損債権カバレッジ比率(%)	減損債権	貸倒引当金	減損債権カバレッジ比率(%)	減損債権	減損債権カバレッジ比率(ppt)
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	618	417	67	637	318	50	(19)	18
個人顧客および中堅企業	4,016	2,401	60	4,269	2,486	58	(253)	2
グローバル・トランザクション・バンキング	1,478	933	63	1,574	995	63	(96)	0
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	75	34	45	66	33	50	9	(5)
非中核事業部門	2,467	1,253	51	2,803	1,380	49	(336)	2
このうち、IAS第39号に従って貸出金および債権に分類変更された資産	777	411	53	986	518	53	(209)	0
合計	8,654	5,039	58	9,348	5,212	56	(694)	2

産業部門別減損債権

単位：百万ユーロ	2015年6月30日現在			2014年12月31日現在		
	個別評価	集成的評価	合計	個別評価	集成的評価	合計
銀行および保険	1	0	1	0	0	0
ファンド運用管理	32	2	34	64	0	64
製造	495	224	719	525	232	757
卸売および小売	329	224	553	362	229	591
個人	410	3,104	3,514	451	3,299	3,750
商業用不動産	1,592	295	1,887	1,733	314	2,047
公共部門	13	0	13	50	0	50
その他	1,660	273	1,933	1,806	284	2,090
合計	4,532	4,122	8,654	4,990	4,359	9,348

地域別減損債権

単位：百万ユーロ	2015年6月30日現在			2014年12月31日現在		
	個別評価	集成的評価	合計	個別評価	集成的評価	合計
ドイツ	1,510	1,781	3,291	1,604	1,896	3,499
西ヨーロッパ (ドイツを除く)	2,483	2,163	4,646	2,683	2,303	4,986
東ヨーロッパ	107	169	276	107	152	259
北アメリカ	257	2	259	423	2	425
中央および南アメリカ	29	0	29	2	0	3
アジア/太平洋	130	6	136	170	5	174
アフリカ	14	1	15	0	1	1
その他	2	0	2	1	0	1

合計	4,532	4,122	8,654	4,990	4,359	9,348
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

減損債権の推移

単位：百万ユーロ	2015年6月30日に終了した6ヶ月			2014年		
	個別評価	集会的評価	合計	個別評価	集会的評価	合計
期首残高	4,990	4,359	9,348	5,922	4,221	10,143
期中に減損債権に分類されたもの	290	830	1,120	2,112	2,181	4,293
期中に非減損債権に振り替えられたもの ¹	(584)	(681)	(1,265)	(1,425)	(1,182)	(2,607)
貸倒償却	(246)	(391)	(637)	(1,037)	(613)	(1,651)
減損債権の処分	(49)	(11)	(59)	(514)	(254)	(768)
為替レートおよびその他の変動	131	16	147	(68)	6	(62)
期末残高	4,532	4,122	8,654	4,990	4,359	9,348

¹ 返済を含む。

2015年上半期における当行の減損債権は、個別評価ポートフォリオおよび集成的評価ポートフォリオにおける減少により、6億9,400万ユーロ、率にして7.4%減少し、87億ユーロとなった。個別評価の減損債権ポートフォリオにおける減少は、主に、NCOUにおいて計上された貸倒償却およびIAS第39号に従って区分変更された資産の処分によるものであったが、集成的評価の減損債権ポートフォリオにおける減少は、主に、ポストバンクおよびイタリアにおける（主に処分に関連する）貸倒償却によるものであった。

減損債権カバレッジ比率（個別に減損しているかまたは集成的に評価されるすべての貸出金のオンバランス引当金総額をIFRSに基づく減損債権（担保を除く）で除したものとして定義される。）は、2014年末現在の56%からわずかに改善し、2015年6月30日現在では58%となった。

当行の減損債権には、IAS第39号に従って貸出金および債権に区分変更された貸出金である7億7,700万ユーロが含まれていた。このポジションは前年末と比較して2億900万ユーロ、率にして21%減少したが、これは主に貸倒償却および処分によるものである。

信用リスク引当金の変動

当行の信用リスク引当金は、貸倒引当金およびオフバランス信用リスク引当金で構成されている。

信用リスク引当金の増減

単位：百万ユーロ （別途記載のものを除く）	2015年6月30日に終了した6ヶ月						
	貸倒引当金			オフバランス信用リスク引当金			合計
	個別評価	集成的評価	小計	個別評価	集成的評価	小計	
期首残高	2,364	2,849	5,212	85	141	226	5,439
信用リスク引当金繰入額	127	216	343	17	9	26	369
このうち：減損債権の処分による（利得）/損失	(31)	(43) ¹	(74) ¹	0	0	0	(74) ¹
純貸倒償却額	(222)	(327)	(549)	0	0	0	(549)
貸倒償却額	(246)	(391)	(637)	0	0	0	(637)
取戻額	24	64	88	0	0	0	88
その他変動	24	8	32	3	8	11	43
期末残高	2,293	2,746	5,039	104	159	263	5,302
前年度からの増減							
信用リスク引当金繰入額							
単位：百万ユーロ	(63)	(67)	(131)	4	0	4	(127)
単位：%	(33)	(24)	(28)	32	(4)	17	(26)
純貸倒償却額							
単位：百万ユーロ	418	(143)	275	0	0	0	275
単位：%	(65)	78	(33)	0	0	0	(33)

¹ 2015年第2四半期に合意され2015年第3四半期に決済される予定の処分に関連する2,600万ユーロの戻入れを含む（すなわち、関連する貸倒償却および減損債権の認識中止は、当該第3四半期会計報告において初めて反映される。）。

2015年6月30日現在の信用リスク引当金は53億ユーロであった（2014年末現在は54億ユーロ）。この減少は主に処分に関連する貸倒償却額によるものである。

信用リスク引当金繰入額は、2014年上半期から1億2,700万ユーロ減少した。この減少は、当行の個別評価ポートフォリオと集成的評価ポートフォリオの間でほぼ等分される1億3,100万ユーロの貸倒引当金繰入額の減少によるものであった。当行の個別評価ポートフォリオにおける減少は、特にGTBおよびNCOUにおいて、戻入れおよび取戻しが引き続き高かったことに加え、新規の減損の水準が低かったことによるものである。当行のレバレッジド・ファイナンスおよび船舶ポートフォリオに起因するCB&Sにおける引当金繰入額の増加により、全体的な減少は一部相殺された。当行の集成的評価の貸出金ポート

フォリオにおける減少は、ドイツにおけるクレジット環境が引き続き良好であったことや南欧のクレジット市場が安定していたことに加え、処分に関連する戻入れが増加したことによるものである。

2014年上半期からの2億7,500万ユーロの貸倒償却額の減少は、ポストバンクに起因するものであり、プロセスの調整による一時的な効果により前年上半期の水準が高かったことによるものである。全体的な減少は、主に処分に関連して、イタリアにおける貸倒償却額およびIAS第39号に従って区分変更された資産の貸倒償却額が増加したことにより一部相殺された。

2015年6月30日現在、IAS第39号に従って区分変更された資産に関する当行の貸倒引当金（NCOUにおいて計上される）は4億1,200万ユーロであり、これは当行の貸倒引当金合計額の8%に相当し、2014年末現在の5億1,800万ユーロ（貸倒引当金合計額の10%）から21%減少した。この減少は、主に1億1,800万ユーロの純貸倒償却および2,400万ユーロの純戻入れによるものであるが、IAS第39号に従って区分変更された資産の大部分がユーロ以外の通貨建てであるため外国為替レートの影響により一部相殺された。

2014年上半期と比較べ、IAS第39号に従って区分変更された資産に関する貸倒引当金繰入額は6,100万ユーロ減少し、純貸倒償却額は7,400万ユーロ増加した。どちらの変動も、主に処分によるものであった。

単位：百万ユーロ (別途記載のものを 除く)	2014年6月30日に終了した6ヶ月						合計
	貸倒引当金			オフバランス信用リスク引当金			
	個別評価	集成的評価	小計	個別評価	集成的評価	小計	
期首残高	2,857	2,732	5,589	102	114	216	5,805
信用リスク引当金繰入額	191	283	474	13	9	22	496
このうち：減損債権 の処分による（利 得）/損失	(40)	(4)	(44)	0	0	0	(44)
純貸倒償却額	(640)	(184)	(824)	0	0	0	(824)
貸倒償却額	(662)	(230)	(892)	0	0	0	(892)
取戻額	23	46	69	0	0	0	69
その他変動	(16)	(6)	(23)	0	1	0	(22)
期末残高	2,392	2,824	5,216	114	124	238	5,454
前年度からの増減							
信用リスク引当金繰入額							
単位：百万ユーロ	(341)	3	(338)	7	(1)	6	(332)
単位：%	(64)	1	(42)	142	(13)	38	(40)
純貸倒償却額							
単位：百万ユーロ	(319)	(73)	(391)	0	0	0	(391)
単位：%	99	66	91	0	0	0	91

信用リスク：規制上の評価

本項では、当行の証券化ポジションを含む規制により定義されるエクスポージャー・クラスおよびモデル・アプローチによる当行のデフォルト時エクスポージャー（以下「EAD」という。）およびリスク・ウェイト・アセット（以下場合により「RWA」という。）に関する詳細を記載する。2015年6月30日現在および2014年12月31日現在についての以下の表は、CRR/CRD4フレームワークに基づいている。表示される定量的情報は、規制上の連結範囲に従う。

当行は通常、BaFinから得た各承認に基づき、当行の先進的な内部格付手法（以下「IRBA」という。）に適切な信用ポートフォリオの大部分に対して先進的IRBAを適用して、CRR/CRD4フレームワークに従って所要規制自己資本を計算している。先進的IRBAは、信用リスクに関する規制上のフレームワークの下で利用可能な最も洗練されたアプローチであり、これにより当行は、当行の内部格付手法に加え、特定のその他のリスク・パラメータに関する内部の見積りを使用

することができる。さらに当行は、プロジェクト・ファイナンスに関連するポートフォリオおよびポストバンクのIRBAに
適格な信用ポートフォリオの一部に対して基礎的IRBAを適用しており、これについてポストバンクは近年、BaFinの
各承認を得た。

EADおよびRWAに基づき計算される各カバレッジ比率基準値に関する規制上の最低要件は、Solv(ドイツのソル
ベンシー規制)第11条に従い、常に満たされていた。しかしながら、金融機関は先進的IRBAを可能な限り包括的に適用す
るよう求められているため、当行は、引き続き当行の各カバレッジ比率をさらに高めるよう努めている。一時的に標準的アプ
ローチに割り当てられている残りの少数の先進的IRBAに適格なポートフォリオに関しては、実行計画および承認スケ
ジュールが設定されており、管轄当局であるBaFin、ドイツ連邦銀行およびECBと合意されている。

ポストバンクを除く当行の相手先の信用エクスポージャーに関する先進的IRBAの監査プロセスの結果として取得される
BaFinの承認により、当行は、規制自己資本の計算目的で68の内部開発格付システムの使用が認められている。ポストバ
ンク(PBキャピタル・コーポレーションを除く)に係る承認は、相手先の信用エクスポージャーに関するIRBAの監査プ
ロセスの結果としてBaFinから取得され、これにより、規制自己資本の計算目的で14の内部開発格付システムの使用が認
められている。

次の表は、信用リスク・エクスポージャーの概要をモデル・アプローチおよび業務部門別に分けて示している。

先進的IRBAの「その他」の項目は、バンキング勘定における証券化ポジションおよび特定の持分ポジションならびにそ
の他の債権以外の資産からのEADを反映している。標準的アプローチ内では、「中央政府および中央銀行」は地域政府およ
び地方自治体、公共部門事業体、国際開発金融機関、ならびに国際機関に対するエクスポージャーを含んでいる。標準的アプ
ローチの「その他」は不動産の抵当権設定による担保付エクスポージャー、債務不履行エクスポージャー、特定の
高リスク関連項目、カバード・ボンド、短期信用評価による機関および法人に対する債権、集团的投資事業(CIU)、持分ポジション
(グランド・ファーザー規定を適用)、バンキング勘定の証券化ポジション、およびその他の項目からのEADを含んでい
る。

当行の信用リスク・ポートフォリオに適用されたモデル・アプローチ別のEAD

2015年6月30日現在							
	コーポレー ト・バンキ ング・アンド ・セキュリ ティーズ	個人顧客およ び中堅企業	グローバル・ トランザク ション・バン キング	ドイチェ・ア セット&ウェ ルス・マネジ メント	非中核事業 部門	連結および 調整	合計
単位：百万ユーロ							
信用リスク							
先進的IRBA	337,396	234,092	113,453	57,443	16,829	10,960	770,173
中央政府および中央 銀行	76,962	1,098	22,010	1,931	398	3,744	106,141
機関	35,907	12,103	13,820	1,019	1,191	232	64,271
法人	162,216	20,477	73,585	51,345	8,352	1,356	317,331
リテール	1,386	192,176	87	2,718	1,710	0	198,078
その他	60,926	8,238	3,950	430	5,179	5,628	84,352
基礎的IRBA	2,411	7,381	205	0	11	0	10,008
中央政府および中央 銀行	0	0	0	0	0	0	0
機関	0	0	0	0	0	0	0
法人	2,411	7,381	205	0	11	0	10,008
標準的アプローチ	86,388	31,233	15,251	3,710	12,693	21,829	171,104
中央政府および中央 銀行	51,344	19,722	6,900	218	509	265	78,957
機関	25,553	2,029	301	30	56	149	28,118
法人	7,317	1,846	5,003	1,531	5,519	687	21,904
リテール	8	5,903	476	53	883	20	7,344
その他	2,165	1,734	2,571	1,877	5,726	20,707	34,779
清算基金拠出金に関す るリスク・エクスポ ージャーの金額	1,506	57	0	0	1	0	1,565
合計	427,701	272,763	128,909	61,153	29,534	32,789	952,850

2014年12月31日現在

単位：百万ユーロ	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	個人顧客および中堅企業	グローバル・トランザクション・バンキング	ドイチェ・アセット&ウェルズ・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整	合計
信用リスク							
先進的IRBA	298,982	225,016	115,780	50,954	20,890	8,248	719,868
中央政府および中央銀行	58,284	989	30,048	1,694	390	574	91,978
機関	41,988	7,651	10,662	1,000	1,497	297	63,095
法人	151,859	19,570	72,600	46,275	11,970	1,239	303,513
リテール	823	188,652	112	1,604	1,936	0	193,127
その他	46,028	8,154	2,359	380	5,097	6,138	68,156
基礎的IRBA	2,410	7,708	142	0	10	0	10,269
中央政府および中央銀行	0	0	0	0	0	0	0
機関	0	0	0	0	0	0	0
法人	2,410	7,708	142	0	10	0	10,269
標準的アプローチ	84,565	31,721	15,734	3,767	8,702	26,572	171,060
中央政府および中央銀行	48,777	19,474	7,910	264	565	185	77,175
機関	29,195	2,973	98	20	32	173	32,491
法人	5,323	1,522	5,720	1,529	1,340	548	15,982
リテール	10	5,761	743	64	1,523	24	8,124
その他	1,260	1,990	1,264	1,891	5,243	25,641	37,288
清算基金拠出金に関するリスク・エクスポージャーの金額	1,531	62	1	0	2	0	1,595
合計	387,487	264,506	131,656	54,720	29,603	34,820	902,793

2015年上半期におけるEAD水準の全体的な増加は、主に外国為替レートの変動によるものであり、これは500億ユーロの変動のうち460億ユーロを占めている。また、先進的IRBAにおいて、「その他」のエクスポージャー・クラスにおけるEADの増加がみられたが、これは主にシンセティック証券化取引に起因するものであった。

先進的IRBAアプローチにおける「中央政府および中央銀行」のエクスポージャー・クラスにおけるEADの変動は、主に、中央銀行への利付預け金のポジションの増加および事業部門間のこれらの再配分によるものであった。

標準的アプローチにおける「その他」のエクスポージャー・クラスにおけるEADの減少は、主に、当行の確定給付年金基金資産によるものである。

[次へ](#)

内部格付およびデフォルト確率

すべての内部格付およびスコアリングは、当該クラスについて決定されたデフォルト確率にそれぞれの格付またはスコアリング結果を割り当てる統一的なマスター・スケールに基づいている。

内部格付およびP Dの範囲

内部格付	P Dの範囲(%) ¹
iAAA	0.00超0.01以下
iAA+	0.01超0.02以下
iAA	0.02超0.03以下
iAA-	0.03超0.04以下
iA+	0.04超0.05以下
iA	0.05超0.07以下
iA-	0.07超0.11以下
iBBB+	0.11超0.18以下
iBBB	0.18超0.30以下
iBBB-	0.30超0.50以下
iBB+	0.50超0.83以下
iBB	0.83超1.37以下
iBB-	1.37超2.27以下
iB+	2.27超3.75以下
iB	3.75超6.19以下
iB-	6.19超10.22以下
iCCC+	10.22超16.87以下
iCCC	16.87超27.84以下
iCCC-	27.84超99.99以下
デフォルト	100.00

¹ ある一年のタイム・ホライズンのデフォルト確率を反映。

法人に関する先進的I R B Aエクスポージャー

以下の表は、ポストバンクからのポートフォリオを含む、法人に関する当行の先進的I R B Aエクスポージャーを示している。以下の表に、デリバティブおよび証券金融取引(以下「S F T」という。)からの相手先信用リスク・エクスポージャーは含まれていない。エクスポージャーは当行の内部格付スケールに基づき振り分けられ、各格付クラスに関するデフォルト確率(以下「P D」という。)の範囲も示されている。当行の内部格付は、外部のスタンダード・アンド・プアーズの各格付等級に対応している。E A D純額は、エクスポージャー加重平均P Dおよびデフォルト時損失率(以下「L G D」という。)、R W Aならびに平均リスク・ウェイト(以下「R W」という。)とともに表示されている。当該情報は、金融、物的およびその他の担保ならびに保証およびクレジット・デリバティブの形で取得した信用リスク軽減を考慮後で表示されている。ダブル・デフォルト効果は、ポストバンク以外のエクスポージャーに適用される範囲で、平均リスク・ウェイトに考慮されている。これは、保証付エクスポージャーについては、主たる債務者と保証人が同時に債務不履行となる場合にのみ損失が発生することを意味する。

P Dの範囲別の法人に関する先進的I R B A信用エクスポージャーのE A D純額(デリバティブおよびS F Tを除く。)

単位： 百万 ユーロ (別途 記載の ものを 除く)	2015年6月30日	2014年12月31日
--	------------	-------------

内部格付	E A D純額	平均P D (%) ¹	平均L G D (%)	R W A	平均R W (%)	E L / E A D (%)	E A D純額	平均P D (%) ¹	平均L G D (%)	R W A	平均R W (%)	E L / E A D (%)
iAAA	5,560	0.03	23.64	477	8.58	0.01	4,893	0.03	21.82	325	6.64	0.01
iAA+	5,690	0.03	22.06	360	6.33	0.01	5,700	0.03	20.58	326	5.72	0.01
iAA	10,811	0.03	19.75	613	5.67	0.01	11,377	0.03	16.32	534	4.69	0.00
iAA-	11,789	0.04	32.25	1,361	11.55	0.01	12,583	0.04	33.75	1,405	11.17	0.01
iA+	14,811	0.05	31.83	1,934	13.06	0.02	13,744	0.05	29.51	1,849	13.45	0.01
iA	18,789	0.07	30.95	3,281	17.46	0.02	20,367	0.07	31.06	3,363	16.51	0.02
iA-	19,631	0.09	33.81	4,669	23.78	0.03	20,146	0.09	35.14	4,756	23.61	0.03
iBBB+	21,334	0.14	34.95	6,181	28.97	0.05	19,495	0.14	34.90	5,734	29.41	0.05
iBBB	23,137	0.23	29.05	7,160	30.95	0.06	21,891	0.23	30.95	7,238	33.06	0.07
iBBB-	21,776	0.39	31.43	9,025	41.44	0.11	20,057	0.39	31.70	8,730	43.53	0.12
iBB+	13,924	0.64	30.43	6,984	50.16	0.18	13,892	0.64	29.84	6,752	48.60	0.18
iBB	16,403	1.08	27.62	9,281	56.58	0.29	13,993	1.08	26.46	7,647	54.65	0.27
iBB-	16,445	1.77	24.40	9,957	60.54	0.41	13,013	1.77	25.07	7,838	60.23	0.41
iB+	9,748	2.92	19.63	5,970	61.24	0.56	8,157	2.92	19.93	4,942	60.59	0.56
iB	9,097	4.80	22.45	7,531	82.78	1.06	8,096	4.80	20.92	6,215	76.76	1.00
iB-	4,640	7.93	17.67	3,545	76.39	1.42	4,339	7.93	17.21	3,210	73.99	1.35
iCCC+	3,407	14.51	10.63	1,816	53.31	1.43	1,382	12.99	20.65	1,420	102.72	2.69
iCCC	824	21.87	16.09	768	93.23	3.52	643	21.56	16.75	655	101.80	3.81
iCCC-	590	31.00	15.12	508	86.10	4.72	535	31.00	14.78	458	85.59	4.59
合計 (デフォルトを除く)	228,407	1.19	28.38	81,419	35.65	0.23	214,302	0.99	28.65	73,397	34.25	0.21
デフォルト	7,175	100.00	28.93	1,865	25.99	N/M	7,531	100.00	26.72	1,963	26.07	N/M
合計 (デフォルトを含む)	235,582	4.20	28.40	83,284	35.35	0.23	221,832	4.36	28.58	75,360	33.97	0.21

N/M: 意味のある比較不能

1 内部格付等級 i A A A および i A A + に関する平均 P D (%) が定義より高いのは、法人エクスポージャーが 3 ベーシス・ポイントの P D 下限の対象となるためである。

これらのエクスポージャーの大部分は、投資適格顧客に割り当てられている。最も低い格付クラスにおけるエクスポージャーは、大部分が担保付である。

E A D の水準は、主に外国為替レートの変動や、程度は低いものの C B & S および G T B におけるビジネスの成長により、2015 年上半期にわたって全体的に増加した。一部の投資適格格付クラスにおける E A D の減少は、E U 以外の国々（中国など）の健全性の監督および規制に関する要件の同等性の取り扱いにおける規制上の変更が、エクスポージャーを法人から金融機関にシフトさせたことによるものである。

法人に関する基礎的 I R B A エクスポージャー

以下の表は、法人に関する当行の基礎的 I R B A エクスポージャーを示している。これには、デリバティブおよび S F T からの相手先信用リスク・エクスポージャーは含まれていない。エクスポージャーは当行の内部格付スケールに基づき振り分けられている。当行の内部格付は、外部のスタンダード・アンド・プアーズの各格付等級に対応している。E A D 純額は、計算されたリスク・ウェイトド・アセット (R W A) および平均 R W とともに表示されている。当該情報は、金融、物的およびその他の担保ならびに保証およびクレジット・デリバティブの形で取得した信用リスク軽減を考慮後で表示されている。

P Dの範囲別の法人に関する基礎的 I R B A信用エクスポージャーの E A D純額（デリバティブおよび S F Tを除く。）

単位：百万 ユーロ（別途 記載のものを 除く）	2015年6月30日				2014年12月31日			
	E A D純額	平均 P D （ % ）	R W A	平均 R W （ % ）	E A D純額	平均 P D （ % ）	R W A	平均 R W （ % ）
内部格付								
iAAA	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iAA+	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iAA	1,810	0.03	183	10.11	1,767	0.03	180	10.20
iAA-	673	0.04	59	8.76	18	0.04	2	13.26
iA+	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iA	36	0.06	6	16.51	26	0.06	4	16.90
iA-	224	0.09	44	19.55	814	0.08	133	16.31
iBBB+	513	0.15	129	25.14	540	0.15	121	22.32
iBBB	767	0.23	285	37.20	879	0.23	379	43.12
iBBB-	567	0.38	313	55.16	549	0.38	306	55.82
iBB+	634	0.69	450	71.06	736	0.69	494	67.12
iBB	108	1.23	70	64.60	236	1.23	162	68.79
iBB-	68	2.06	43	64.07	35	2.06	28	78.64
iB+	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
iB	27	3.78	27	100.90	32	3.78	17	54.16
iB-	26	7.26	38	147.41	28	7.26	32	113.90
iCCC+	0	12.76	0	61.13	5	12.76	11	198.16
iCCC	194	18.00	529	272.36	62	18.00	156	250.41
iCCC-	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合計（デフォルトを除く）	5,645	0.90	2,176	38.54	5,727	0.52	2,025	35.36
デフォルト	80	100.00	0	0.01	165	100.00	0	0.11
合計（デフォルトを含む）	5,726	2.28	2,176	38.00	5,892	3.31	2,025	34.38

RWAにおけるわずかな増加は、主に、ビジネスの成長に関連するものであり、ポストバンクのファクタリング・ポートフォリオにおける格付の改善により相殺された。EADにおけるわずかな減少は、特定のポジションを、基礎的IRBAから先進的IRBAに移転したことによるものであった。

証券化

当行の証券化活動の概要

当行は、証券化ストラクチャーを使用する様々な事業活動に従事している。主な目的は、資産の特定のポートフォリオに関連するリスクおよびリターンへのアクセスを投資家たる顧客に提供すること、資金調達へのアクセスを借入を行う顧客に提供すること、ならびに当行の自己の信用リスク・エクスポージャーを管理することである。

以下の表における報告金額は、規制上のバンキング勘定およびトレーディング勘定別に、当行の証券化エクスポージャーの詳細を提供している。マーケット・リスク標準的アプローチ（以下「MRSA」という。）の対象となる当行のトレーディング勘定の証券化ポジションの詳細はこの章に含まれているが、包括的なリスク計測（以下「CRM」という。）の対象となるトレーディング勘定の証券化ポジションの詳細は「トレーディング・マーケット・リスク」の章に記載されている。

バンキング勘定における証券化エクスポージャー

バンキング勘定におけるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション

単位：百万ユーロ	2015年6月30日現在			2014年12月31日現在		
	所要自己資本			所要自己資本		
	エクスポージャーの金額	所要自己資本 IRBA ¹	標準的アプローチ	エクスポージャーの金額	所要自己資本 IRBA ¹	標準的アプローチ
10%以下	62,440	340	0	44,968	246	0
10超20%以下	3,081	27	9	4,170	37	9
20超50%以下	2,357	129	19	2,427	97	1
50超100%以下	2,572	98	52	2,313	124	53
100超350%以下	342	57	1	313	40	3
350超650%以下	180	60	0	160	51	0
650超1,250%以下	343	212	0	299	202	0
1,250%	655	349	25	424	266	29
留保または購入した証券化ポジション合計	71,969	1,273	105	55,074	1,064	95

1 CRR第266条(1,2)による価値修正を加味している。原プールの名目加重平均リスク・ウェイトとして定義されるリスク・ウェイト帯別のシンセティック証券化の期限のミスマッチに対する所要自己資本を含む。

10%以下のリスク・ウェイト帯に含まれるエクスポージャーは、主に新しいオリジネーター活動および外国為替レートの影響に起因して175億ユーロ増加した。バンキング勘定のエクスポージャーは全体で30.7%増加して720億ユーロとなり、所要自己資本は15.9%増加して14億ユーロとなった。

バンキング勘定におけるIRBA適格証券化エクスポージャーの最大部分は、指定関数方式（以下「SFA」という。）に従い処理されている。バンキング勘定における残りのIRBA適格証券化エクスポージャーについては、主にABCPSポンサー活動に関して内部評価方式（以下「IAA」という。）または外部格付準拠方式（以下「RBA」という。）を使用している。

バンキング勘定におけるIRBA外部格付準拠方式（RBA）の対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション

単位：百万ユーロ	2015年6月30日現在				2014年12月31日現在			
	エクスポージャーの金額		所要自己資本、IRBA-RBA ¹		エクスポージャーの金額		所要自己資本、IRBA-RBA ¹	
	証券化	再証券化	証券化 ²	再証券化	証券化	再証券化	証券化 ²	再証券化
10%以下	4,889	0	30	0	5,295	0	33	0
10超20%以下	2,289	0	24	0	2,056	0	21	0
20超50%以下	685	808	90	25	854	1,064	50	34
50超100%以下	1,554	18	87	1	1,487	29	120	1
100超350%以下	51	31	4	3	78	7	7	1
350超650%以下	41	19	13	6	58	0	19	0
650超1,250%以下	250	11	138	6	154	16	85	9
1,250%	567	14	282	15	342	46	244	19
留保または購入した証券化ポジション合計	10,325	902	668	55	10,324	1,162	579	64

1 CRR第266条(1,2)による価値修正を加味している。

2 原プールの名目加重平均リスク・ウェイトとして定義されるリスク・ウェイト帯別のシンセティック証券化の期限のミスマッチに対する所要自己資本を含む。

証券化に関して、IRBA-RBAの対象となるエクスポージャーは、ほぼ横ばいであった。再証券化に関して、IRBA-RBAの対象となるエクスポージャーは、わずかに減少し、9億ユーロとなった。

バンキング勘定におけるIRBA内部評価方式（IAA）の対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション

	2015年6月30日現在	2014年12月31日現在
--	--------------	---------------

単位：百万ユーロ	エクスポージャーの金額		所要自己資本、IRBA-IAA ¹		エクスポージャーの金額		所要自己資本、IRBA-IAA ¹	
	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化
10%以下	118	0	1	0	996	0	7	0
10超20%以下	116	0	1	0	1,160	0	11	0
20超50%以下	85	31	2	1	245	33	5	1
50超100%以下	94	0	5	0	47	0	3	0
100超350%以下	111	0	23	0	166	0	28	0
350超650%以下	0	0	0	0	0	0	0	0
650超1,250%以下	0	0	0	0	0	0	0	0
1,250%	0	0	0	0	0	0	0	0
留保または購入した証券化ポジション合計	524	31	33	1	2,614	33	53	1

¹ CRR第266条(1,2)による価値修正を加味している。

IRBA内部評価方式（IAA）の対象となるエクスポージャーの減少は、主にABCコンジットを通じて資金調達する証券化勘定を縮小させるという経営陣の決定に起因するものであった。エクスポージャーは全体で、2014年12月31日現在の26億ユーロから79.0%減少して6億ユーロとなった。

単位：百万ユーロ	2015年6月30日現在				2014年12月31日現在			
	エクスポージャーの金額		所要自己資本、IRBA-SFA ¹		エクスポージャーの金額		所要自己資本、IRBA-SFA ¹	
	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化
10%以下	57,433	0	309	0	38,676	0	206	0
10超20%以下	80	54	1	1	317	49	3	1
20超50%以下	268	0	9	0	217	0	7	0
50超100%以下	121	0	6	0	5	0	0	0
100超350%以下	140	0	27	0	36	0	5	0
350超650%以下	120	0	42	0	102	0	32	0
650超1,250%以下	81	0	68	0	129	0	108	0
1,250%	49	0	52	0	7	0	3	0
留保または購入した証券化ポジション合計	58,292	54	515	1	39,487	49	365	1

¹ CRR第266条(1,2)による価値修正を加味している。

IRBA指定関数方式（SFA）の対象となるバンキング勘定のエクスポージャーは全体として583億ユーロに増加した。この増加は、主にオリジネーター活動、以前はIRBA内部評価方式（IAA）に基づいて計算していたABCコンジットから資金調達源が変更となった証券化ポジションおよび外国為替レートの変動に起因する。

原ポートフォリオが主に信用リスク・エクスポージャーに関連する証券化ポジションに対しては、信用リスク標準的アプローチ（以下「CRSA」という。）が使用される。当行が直接的に当該エクスポージャーを有する場合に、CRSAの適用対象となる。

バンキング勘定における信用リスク標準的アプローチ（CRSA）の対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション

単位：百万ユーロ	2015年6月30日現在				2014年12月31日現在			
	エクスポージャーの金額		所要自己資本、SA		エクスポージャーの金額		所要自己資本、SA	
	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化
10%以下	0	0	0	0	0	0	0	0
10超20%以下	542	0	9	0	588	0	9	0
20超50%以下	479	0	19	0	14	0	1	0
50超100%以下	785	0	52	0	745	0	53	0
100超350%以下	9	0	1	0	27	0	3	0
350超650%以下	0	0	0	0	0	0	0	0
650超1,250%以下	0	0	0	0	0	0	0	0
1,250%	18	6	18	6	23	6	23	6
留保または購入した証券化ポジション合計	1,834	6	99	6	1,398	6	89	6

トレーディング勘定における証券化エクスポージャー

CRMにおいてカバーされないトレーディング勘定における証券化ポジションについては、特定のマーケット・リスクに関する所要自己資本はMRSAに基づいて計算される。トレーディング勘定における証券化ポジションのMRSAリスク・ウェイトの計算は、通常バンキング勘定における証券化ポジションに適用されるものと同じ手法に基づく。

トレーディング勘定におけるマーケット・リスク標準的アプローチ（以下「MRSA」という。）の対象となるリスク・ウェイト帯別の留保または購入した証券化ポジション

単位：百万ユーロ	2015年6月30日現在				2014年12月31日現在			
	エクスポージャーの金額		所要自己資本、MRSA		エクスポージャーの金額		所要自己資本、MRSA	
	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化	証券化	再証券化
10%以下	7,789	0	19	0	4,540	0	26	0
10超20%以下	5,774	641	65	0	4,568	0	51	0
20超50%以下	1,329	239	31	7	1,289	249	29	8
50超100%以下	1,004	140	58	9	582	100	35	6
100超350%以下	1,303	86	61	12	533	96	73	14
350超650%以下	338	40	27	10	174	36	63	13
650超1,250%以下	262	18	27	7	81	18	45	11
1,250%	3,599	326	785	297	1,008	302	1,008	302
留保または購入した証券化ポジション合計	21,399	1,491	1,073	342	12,774	801	1,329	353

前年末からのトレーディング勘定における証券化ポジションの増加は、主に、正味ロングおよび正味ショート自己資本賦課の合計が、最大金額と比較して考慮されることになる規制上の変更によるものであった（CRM第337条(4)）。考慮されるエクスポージャーは68.6%増加したが、所要自己資本は15.9%減少した。これは、リスク・ウェイトの高いポジションの著しいリスク低減が行われたことと、シンセティック証券化ポジションがエクスポージャー金額には影響する一方CRM第335条に基づきその所要自己資本には上限が設けられていることによるものであった。

マーケット・リスク

ポストバンクを除くトレーディング・ユニットのマーケット・リスク

以下の表は、信頼水準99%および保有期間1日として計算された、当行のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク測定基準を示している。

トレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク（リスク種類別）

単位： 百万 ユーロ	合計		分散効果		金利リスク		クレジット・スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替リスク ¹		コモディティ価格リスク	
	2015	2014	2015	2014	2015	2014	2015	2014	2015	2014	2015	2014	2015	2014
平均 ²	47.6	51.6	(43.1)	(34.9)	20.9	25.1	33.3	31.2	17.6	14.8	17.5	13.2	1.4	2.2
最大 ²	65.6	71.4	(59.2)	(61.9)	30.2	42.8	40.3	38.9	28.3	24.6	25.0	21.2	4.0	10.2
最小 ²	35.1	35.4	(31.8)	(24.4)	17.7	15.7	28.1	25.9	9.2	9.9	10.2	6.9	0.5	0.7
期末 ³	40.4	49.0	(50.6)	(36.0)	24.5	18.1	28.2	29.6	18.9	15.5	16.9	20.5	2.4	1.3

1 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

2 金額はそれぞれ、2015年1月1日から同年6月30日までの期間および2014年通期の当該数値の変動幅を示している。

3 2015年の数値は2015年6月30日現在、2014年の数値は2014年12月31日現在のものである。

2015年上半期の平均バリュー・アット・リスクは、2014年通期の平均から400万ユーロ減少し、4,760万ユーロとなった。金利リスクの平均バリュー・アット・リスクは減少し、外国為替リスク、株価リスクおよびクレジット・スプレッド・リスクの平均バリュー・アット・リスクは増加した。外国為替リスクのバリュー・アット・リスクは、米ドルの平均エクスポージャーが増加したことにより、2014年通期の平均から増加し、株価リスクのバリュー・アット・リスクは、個別株式に対するエクスポージャーの増加により増加した。また、バリュー・アット・リスクの計算において使用される一年のタイム・ホライズンにおける市場ボラティリティが増加したため、バリュー・アット・リスクはさらに増加し、特に外国為替リスクおよび株価リスクのバリュー・アット・リスクが影響を受けた。全体的な減少の要因は、ポートフォリオ全体の金利要素の構成の変更による分散効果の向上である。

2015年上半期において、当行のトレーディング・ユニットは、取引日の94%（2014年通期は95%）についてプラスの収益を達成した。

規制上のトレーディング・マーケット・リスク測定

トレーディング・マーケット・リスクにおいて、包括的リスク計測およびマーケット・リスク標準的アプローチは、各項に詳述されている新たなCRR / CRD 4フレームワークの導入により部分的な影響を受けた。

ストレスのかかったバリュー・アット・リスク

以下の表は、当行のトレーディング・ユニットの、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク（信頼水準99%、保有期間1日）を示している。

ストレスのかかったバリュー・アット・リスク（リスク種類別）

単位： 百万 ユーロ	合計		分散効果		金利リスク		クレジット・スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替リスク ¹		コモディティ価格リスク	
	2015	2014	2015	2014	2015	2014	2015	2014	2015	2014	2015	2014	2015	2014
平均 ²	105.2	109.6	(137.6)	(125.4)	66.0	64.4	117.6	124.0	21.3	11.5	35.3	29.7	2.6	5.4
最大 ²	135.1	161.1	(186.7)	(168.0)	84.2	85.9	154.5	142.8	68.7	42.6	59.8	70.3	7.6	16.7
最小 ²	82.4	81.6	(111.7)	(102.3)	50.1	48.8	95.3	100.7	0.1	0.0	13.5	13.7	0.7	1.4
期末 ³	99.4	120.7	(119.6)	(139.3)	61.8	52.3	101.6	140.8	21.8	18.8	28.2	46.2	5.6	1.8

1 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

2 金額はそれぞれ、2015年1月1日から同年6月30日までの期間および2014年通期の当該数値の変動幅を示している。

3 2015年の数値は2015年6月30日現在、2014年の数値は2014年12月31日現在のものである。

2015年上半期のストレスのかかったバリュー・アット・リスクの平均は1億520万ユーロであり、2014年通期から440万ユーロ減少した。この減少は、ポートフォリオの金利要素の構成の変更による分散効果の向上に起因するものであった。「クレジット・スプレッド」のストレスのかかったバリュー・アット・リスクは減少したが、株価リスクおよび外国為替リスクの増加により一部相殺された。「株価」のストレスのかかったバリュー・アット・リスクは、シングル・ネームのエクスポージャーの増加および平均ロス・プロテクションの減少により、2014年通期から増加した。「外国為替」のストレスのかかったバリュー・アット・リスクは、米ドルのロング・ポジションの外国為替エクスポージャーの増加により、増加した。平均および期末の「クレジット・スプレッド」のストレスのかかったバリュー・アット・リスクは、クレジット・スプレッドのバ

リユー・アット・リスクの特定の構成要素を集約するために用いられるコリレーション・アプローチが改善されたことにより、減少した。

追加的リスクに係る自己資本賦課

規制報告目的では、各報告日の追加的リスクに係る自己資本賦課は、報告日におけるスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方を表している。以下の報告日について表示した追加的リスクに係る自己資本賦課は、スポットの価額ならびにこれらの報告日に先立つ12週間において計算された平均、最大および最小の価額である。

トレーディング・ユニットの追加的リスクに係る自己資本賦課（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）³

単位： 百万 ユーロ	合計		フィックスド・インカムおよびカレンシー		ストラクチャードファイナンス		新興市場 - 債券		NCOU		その他	
	2015	2014	2015	2014	2015	2014	2015	2014	2015	2014	2015	2014
平均 ¹	1,236.2	811.9	807.0	532.8	334.7	152.2	275.5	164.1	12.1	(3.6)	(193.2)	(33.5)
最大 ¹	1,453.3	1,065.4	1,049.5	719.3	445.0	189.3	323.0	220.2	38.7	39.4	(134.8)	64.7
最小 ¹	1,070.5	647.9	569.2	381.8	242.8	106.3	221.4	119.5	(0.4)	(25.8)	(251.3)	(88.0)
期末 ²	1,094.1	1,037.8	769.8	603.4	274.4	159.8	221.4	170.5	7.7	39.4	(179.1)	64.7

1 金額はそれぞれ、2015年6月30日および2014年12月31日に先立つ12週間の当該数値の変動幅を示している。

2 2015年の数値は2015年6月30日現在、2014年の数値は2014年12月31日現在のものである。

3 ビジネスラインの内訳は、現在のビジネス構造をより良く反映するために2015年の報告で更新された。

2015年上半期末の追加的リスクに係る自己資本賦課は11億ユーロであり、2014年末から5,600万ユーロ（5%）増加した。2015年上半期の追加的リスクに係る自己資本賦課の12週間の平均は12億ユーロであり、2014年12月31日に終了した12週間の平均から4億2,400万ユーロ（52%）増加した。この増加は、主にソブリン事業体に関する集中的なシングル・ネームのエクスポージャーの増加によるものであり、追加的リスクに係る自己資本賦課は特にこの影響を受けた。

包括的リスク計測

規制報告目的では、各報告日の包括的リスク計測は、報告日におけるスポットの価額、その報告日に先立つ12週間の平均値および下限のうち最も大きいもので、下限は証券化フレームワークに基づく同等の自己資本賦課の8%に等しい。

トレーディング・ユニットの包括的リスク計測（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）

単位：百万ユーロ	2015	2014
平均 ¹	203.7	246.9
最大 ¹	220.0	257.5
最小 ¹	193.8	223.0
期末 ²	146.8	222.0

1 規制上の包括的リスク計測はそれぞれ、2015年6月30日および2014年12月31日に終了した12週間について計算されている。

2 期末の内部モデルによる包括的リスク計測のスポットの価額。

2015年上半期末の包括的リスク計測は1億4,700万ユーロであり、2014年末から7,500万ユーロ（34%）減少した。2015年上半期の当行の包括的リスク計測の12週間の平均は2億400万ユーロであり、2014年12月31日に終了した12週間の平均から4,300万ユーロ（18%）減少した。この減少は、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオにおける継続的なリスク低減によるものであった。

マーケット・リスク標準的アプローチ

2015年6月30日現在、マーケット・リスク標準的アプローチを用いることにより特定の金利リスクが計算される証券化ポジションにより、177億ユーロのリスク・ウェイトド・アセットに対応する14億1,500万ユーロの所要自己資本が算出された。2014年12月31日現在では、これらのポジションにより、210億ユーロのリスク・ウェイトド・アセットに対応する16億8,200万ユーロの所要自己資本が算出された。この減少は、リスク低減によるものであったが、その一部は、CRR第337条(4)により設けられた移行期間の終了に伴い、この計算がウェイトド・ネット・ロングのポジションの合計またはウェイトド・ネット・ショート・ポジションの合計のうちより大きいほうではなく、かかるポジションの各合計に基づくようになったことに起因する増加により、相殺されている。

特定順位参照型クレジット・デフォルト・スワップについては、所要自己資本は1,900万ユーロに増加し、対応するリスク・ウェイト・アセットは2億3,700万ユーロであった。2014年12月31日現在では、これらは、それぞれ100万ユーロおよび1,900万ユーロであった。この増加は、上記の規制上の変更によるものであった。

また、2015年6月30日現在、マーケット・リスク標準的アプローチに基づく投資ファンドに係る所要自己資本は7,200万ユーロであり、対応するリスク・ウェイト・アセットは9億300万ユーロであった。2014年12月31日現在では、これらは、それぞれ9,100万ユーロおよび11億3,900万ユーロであった。

N C O UおよびP I R M（年金保険リスク管理）に関して、2015年6月30日現在の、マーケット・リスク標準的アプローチに基づく長寿リスクに係る所要自己資本は3,700万ユーロであり、対応するリスク・ウェイト・アセットは4億6,000万ユーロであった。2014年12月31日現在では、これらはそれぞれ2,600万ユーロおよび3億2,600万ユーロであった。

ポストバンクのトレーディング勘定のマーケット・リスク

信賴水準99%および保有期間1日として計算されたポストバンクのトレーディング勘定のバリュー・アット・リスクは、2015年6月30日現在および2014年末現在でゼロであった。ポストバンクの現在のトレーディング戦略は、トレーディング勘定に関して新規のトレーディング業務を認めていないため、2015年6月30日現在および2014年末現在において、ポストバンクのトレーディング勘定にはポジションが含まれていなかったが、ポストバンクは、今後も引き続きトレーディング勘定を保有する金融機関として分類される。

オペレーショナル・リスク

2015年上半期において、当行のオペレーショナル・リスク損失は、引き続き訴訟に関連するオペレーショナル・リスク損失および訴訟費用引当金の影響を受けた。法的手続および行政手続に関する詳細は、本書の「その他の偶発事象」の項に記載されている。当行の訴訟関連以外のオペレーショナル・リスク損失は、引き続き2014年上半期から減少した。法律上および規制上の環境は当行の事業に引き続き影響を及ぼすものと考えられることから、2015年末に向けた見通しは引き続き慎重である。当行のオペレーショナル・リスク管理は、法的リスク/偶発事象に関する定期的なレビューならびに損失および主要なリスク指標に関する入手可能なデータに基づくトレンド分析を重視し、潜在的な損益のモニタリングに関する将来を見据えたリスク管理を包含している。

業務部門別のオペレーショナル・リスクの経済的資本使用額

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2015年6月30日	2014年12月31日	増減	
			単位：百万ユーロ	単位：%
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	6,028	3,569	2,459	69
個人顧客および中堅企業	610	1,088	(478)	(44)
グローバル・トランザクション・バンキング	796	150	646	431
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	1,151	722	429	59
非中核事業部門	420	2,070	(1,650)	(80)
オペレーショナル・リスクの経済的資本使用額合計	9,006	7,598	1,408	19

オペレーショナル・リスクの経済的資本使用額は、2014年末から14億ユーロ、率にして19%増加し、2015年6月30日現在では90億ユーロであった。この増加は主に、当行の資本モデルにおいて使用された内部的および外部的な訴訟に関連するオペレーショナル・リスク損失に起因するものであり、金融業界におけるオペレーショナル・リスク損失プロファイルの増加を反映したものである。経済的資本使用額は全体として増加しているほか、各業務部門に関する変動は、配分手法の変更によるものであり、特に、非中核事業部門（N C O U）について用いられる資本配分手法が資産ベースとなるよう調整されたことが挙げられる。この新しい配分手法がより複雑だが正確性の低い従前の配分手法に取って代わったことで、段階的に縮小される事業における残存リスクの減少がより良く反映されるものと考えられている。その結果として、コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（C B & S）において、経済的資本の増加が確認された。

オペレーショナル・リスクのフレームワーク

A M A（先進的計測手法）モデルは、当行のリスク・プロファイルを適切に反映するため、継続的に検証および向上が図られている。当行のモデルの継続的な向上および検証の一環として、当行はB a F i nに対してモデルの変更を申請し、（B a F i nおよびE C Bの）共同監督チームによるその承認を待っている。当行のA M Aモデルにおけるこれらのモデルの変更

は、保険パラメーターの検証および再調整の手法の改善、損失頻度のモデル化に対する変更ならびに当行のA M Aモデルの自己評価結果に関するスコアリング・メカニズムの向上などが含まれる。

また当行は、2011年における導入以来継続して適用している10億ユーロの経済的資本セーフティ・マージンを置き換えるために、B a F i nに対して追加的なモデル変更の申請を行った。このモデル変更は、A M Aモデルに対して将来の事象に対応する側面を追加するものであるが、これにより当該セーフティ・マージンの解除後も経済的資本が増加する見込みである。この変更により、合理的に予想される訴訟損失を当行の「関連する損失データ」セットに含められることになり、当行のモデルのリスク感応度が高まる。合理的に予想される訴訟損失は、現在係属中のまたは今後発生する新たな法的手続により生じる可能性があり、当行法務部による判断に基づいて四半期毎に見直されている。

これらのモデルの向上に関する当行と共同監督チームとの協議は継続中であるが、経営陣は、2014年第2四半期におけるこれらのモデル変更の影響による、B a F i nにより従前承認されたモデルに対する所要自己資本からの増加を認識することを決定した。

2015年第1四半期に、共同監督チームは、中核事業部門に関する厳格な配分および非中核事業部門(N C O U)への配分の改善に重点を置いて改良された部門間資本配分手法の使用を承認した。この手法を用いることの本来的な利点は、部門独自のリスク・プロファイルの注視が改善されることと、部門横断的な影響が大幅に減少することであると考えている。また当行は、N C O Uの事業の段階的な縮小を十分に反映しない複雑な配分手法から、資産ベースの新しいN C O Uへの配分手法へと移行した。加えて、R W Aを中核事業部門から非中核事業部門に移転させることによる10億ユーロの経済的資本セーフティ・マージンの配分はもはや適切でないといみなされ、削除されている。これらの変更は既に行われ済みであり、2015年第1四半期以降の業績に反映されている。

流動性リスク

外部資金調達源泉の構成（十億ユーロ単位および外部資金調達総額に対する割合）

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	2015年6月30日現在		2014年12月31日現在	
	金額	割合	金額	割合
資本市場およびエクイティ	218	22 %	214	23 %
リテール	311	32 %	301	33 %
トランザクション・バンキング	207	21 %	184	20 %
その他の顧客 ¹	79	8 %	74	8 %
無担保ホールセール	60	6 %	55	6 %
担保付資金調達およびショート	101	10 %	81	9 %
資金調達ビークル ²	6	1 %	12	1 %
外部資金調達総額	982	100 %	919	100 %

¹ その他の顧客には、信託、自己資金調達ストラクチャー(X-marketsなど)、ならびに委託証拠金/プライム・ブローカレッジに係る現金残高(純額ベースで表示されている。)が含まれる。

² A B C Pコンジットを含む。

参考：貸借対照表との合致には、2015年6月30日現在ではデリバティブおよび決済に係る残高5,820億ユーロ(2014年12月31日現在では6,600億ユーロ)、委託証拠金/プライム・ブローカレッジに係る現金残高のネットティングによる影響額(純額ベースで表示されている。)740億ユーロ(2014年12月31日現在では750億ユーロ)、その他の資金調達以外の負債570億ユーロ(2014年12月31日現在では540億ユーロ)を加える必要がある。

トランザクション・バンキングにおける220億ユーロの増加ならびに担保付資金調達およびショートにおける200億ユーロの増加は、2014年末の低水準と比べて事業活動が拡大したことを反映したものである。リテールビジネスにおける100億ユーロの増加は、A W Mの顧客からの預金の増加に基づいたものである。外国為替レートの影響が、資金調達源泉のほとんどでの増加に寄与した。

2015年第2四半期に、当行は55億ユーロを調達した。関連する変動指標(Libor等)に対する平均スプレッドは、59ベース・ポイントであった。2015年上半期において、当行は、2015年の資金調達計画総額300~350億ユーロのうち合計で224億ユーロを調達した。これは、69%の達成率に相当し、比例案分相当額(すなわち資金調達計画期間の中間点の割合)を19パーセント・ポイント上回っている。2015年上半期における関連する変動指標(Libor等)に対する平均スプレッドは、51ベース・ポ

イントであり、満期までの平均年限は6.5年であった。2015年末にむけて、当行は、個人投資家向けの発行、機関投資家向けの私募および追加の公募ベンチマーク債の発行を含む多様な手法により、計画額の残りの資金調達を行う予定である。

定期的なストレス・テスト分析は、特異的ストレスおよび市場に関連したストレスから成る複合的シナリオにおいて発生する可能性のある潜在的な資金調達ギャップを解消するための十分な現金および流動資産を、当行が常に保有できるようにすることを旨とする。この目的のため、当行は、利用可能な現金および現金同等物、流動性の高い有価証券（国債、政府保証債および政府機関債を含む。）、ならびにその他の抵当に入っていない中央銀行適格資産から成る流動性準備金を保有している。流動性準備金の額は、合計レベルと個別通貨レベルの両方での、想定されるストレス結果の関数である。高ストレスの借換えリスクを招く短期ホールセール負債の増加に対するストレス軽減策として、当該短期調達資金の大部分を現金または流動性の高い有価証券で保有する。このため、流動性準備金の合計額は、保有する短期ホールセール負債のレベルに応じて変動するが、これは、ストレス下における当行の全体的な流動性ポジションに重要な影響を及ぼすものではない。流動性準備金には、グループ内で自由に移転可能であるか、または現地の事業体のストレス・アウトフローに対して適用可能な資産のみが含まれる。これらの準備金は、当行が活動を行う主要な通貨および重要な拠点にわたって保有されている。当行の流動性準備金の大部分は、当行グループの親会社レベルまたは在外支店レベルで集中的に保有されている。その規模と構成は、上級経営陣の定期的なレビューの対象となっている。適用されるヘアカットは、主に担保付資金調達を通じて取得可能な実際の流動性価値の仮定を反映しており、ストレス期に担保付資金調達市場で観察された実績を考慮している。

親会社（支店を含む。）および子会社別の流動性準備金の構成

単位：十億ユーロ	2015年6月30日現在		2014年12月31日現在	
	帳簿価額	流動性価値	帳簿価額	流動性価値
利用可能な現金および現金同等物（主に中央銀行保有）	81	81	65	65
親会社（在外支店を含む）	69	69	54	54
子会社	12	12	11	11
流動性の高い有価証券（国債、政府保証債および政府機関債を含む）	103	96	103	96
親会社（在外支店を含む）	79	73	81	75
子会社	24	23	23	20
その他の抵当に入っていない中央銀行適格有価証券	15	11	16	11
親会社（在外支店を含む）	13	10	14	10
子会社	2	1	2	1
流動性準備金合計	199	188	184	171
親会社（在外支店を含む）	160	151	149	139
子会社	39	36	35	32

2015年上半期において、当行の流動性準備金は、2014年末から150億ユーロ（8%）増加した。

資本の管理

2014年年次株主総会において、2019年4月末までに1億190万株を上限に当行株式を買い戻す権限が取締役に付与された。そのうち5,100万株はデリバティブを用いて買い戻すことができる。この権限は、2013年年次株主総会により付与された権限に取って代わるものである。当行は、新たなCRR/CRD4規則の要請に従ってこれらの2014年の権限を行使することにつき、Bafinから承認を取得済みである。2014年年次株主総会から2015年年次株主総会（2015年5月21日）までの間に、当行は2,560万株を買い戻した。同期間において買い戻された株式は、株式報酬のために使用された。その結果、2015年年次株主総会の開催日現在、買い戻しによる保有自己株式数は20万株であった。

当行の取締役会は、2020年4月末までに1億3,790万株を上限に当行株式を買い戻すことにつき、2015年年次株主総会から承認を取得済みである。そのうち6,900万株はデリバティブを用いて買い戻すことができる。この権限は、2014年年次株主総会により付与された権限に取って代わるものである。当行は、新たなCRR/CRD4規則に基づく2015年の自社株買戻しにつき、Bafinから承認を取得済みである。2015年年次株主総会から2015年6月30日までの間に、買い戻された株式はなかった。2015年6月30日現在、買い戻しによる保有自己株式数は20万株であった。

2015年年次株主総会までは、取締役会が利用可能な授權資本は2億5,700万ユーロ（1億株）で、条件付資本は4億8,600万ユーロ（1億9,000万株）であった。さらに、2014年年次株主総会においては、その他Tier 1資本としてのパーティシパントリー・ノート（participatory notes）発行も承認された。

2015年年次株主総会において、過去の授權を更新する17億6,000万ユーロ（6億8,800万株）の新規授權資本が承認された。条件付資本は変わらず4億8,600万ユーロ（1億9,000万株）であった。

当行の従来のハイブリッドTier 1資本商品（ほぼ全額が非累積的信託優先証券）は、主に当該商品が元本削減または資本転換の性質を有していないことから、CRR / CRD 4 完全適用ベースの規則のもとではもはやその資本性は完全には認められない。ただし、当該商品の多くは、CRR / CRD 4 の経過規定においてその他Tier 1資本として認められ、CRR / CRD 4 完全適用ベースの規則においてもTier 2資本として一部が認められる可能性がある。2012年12月31日現在のバーゼル2.5規則に準拠した発行によるその他Tier 1商品の認識可能な最大金額は、段階的廃止の移行期間中に、2022年度まで各会計年度の期首において10%、額にして13億ユーロ減少する予定である。これによりCRR / CRD 4 経過措置に基づくその他Tier 1適格の資本商品は、2015年6月30日現在では118億ユーロ（すなわち新規発行のAT 1証券46億ユーロと移行期間中に認識可能な従来のハイブリッドTier 1商品71億ユーロの合計額）となった。従来のハイブリッドTier 1資本商品のうち58億ユーロは、CRR / CRD 4 完全適用ベースの規則においてTier 2資本として認められる可能性がある。

2015年4月1日、当行は、総額で15億米ドルとなる固定金利のTier 2劣後債の新規発行を行った。当該債券は、クーポン4.50%、最低券面額は20万米ドル（それ以上は1000米ドル単位）で、2025年4月1日を満期とする。当該債券は、米国の1933年証券法に基づく登録を行って発行された。

さらに、2015年4月10日、当行は、総額で14億1,000万人民元となる期限前償還条項および固定利率リセット条項付Tier 2劣後債の新規発行を行った。当該債券の券面額は100万人民元で、2025年4月10日を満期とする。当該債券は米国外で発行されたため、米国の1933年証券法（改正済）に基づく登録に服さず、米国内での募集または売出しは行われていない。

CRR / CRD 4 の経過規定適用期間中に認識された2015年6月30日現在の当行のTier 2資本の合計は、70億ユーロであった。同日現在、それ以外に経過規定に基づいてTier 2資本とみなされる従来のハイブリッドTier 1商品はない。Tier 2資本商品の額面元本総額は、88億ユーロであった。2015年3月31日以降、Tier 2資本商品の繰上償還は行われていない。

規制自己資本

2014年1月1日より、当行の規制自己資本の計算は、ドイツの法律に組み込まれた金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制（EU）第575/2013号（所要自己資本規制または「CRR」）ならびに金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号（所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」）に基づいた自己資本水準に立脚している。本項および「リスク・ウェイト・アセットの変動」の項における情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

CRR / CRD 4 の経過規定に基づき、適格でなくなった資本商品は段階的に廃止され、他方で規制上の調整に関する新たな規則が段階的に導入される。これらの規定は、各銀行がCRR / CRD 4 完全適用ベースの資本規制に移行することを容易にするために認められている。CRR / CRD 4 完全適用ベースの測定基準は、これらの経過規定を考慮していない（すなわち、適格でなくなった資本商品はすべて排除され、すべての新しい規制上の調整が適用される）。そのため当行は、当該経過規定に基づく結果に言及する際には「CRR / CRD 4（による）」という用語を使用し、最終的に想定されるフレームワークの完全適用に基づく結果に言及する（したがって適用される経過手法を考慮しない）場合には、「CRR / CRD 4 完全適用ベース（による）」という用語を使用する。同時に、CRR / CRD 4 は、特定の種類の資産に係るリスク・ウェイトに関して、従前のバーゼル2.5に基づく自己資本規制に関する枠組みにおいて適用されていた経過規定（100%のリスク・ウェイトによる持分投資の適用除外を許容する規定等）と同様の規定を引き続き適用する。この場合、当行のCRR / CRD 4 の手法は、2017年末の当該適用除外規定の失効前に原資産を売却またはその他の手段によって処分することにより、当該経過規定の失効の影響を軽減することができるものと想定している。

最低自己資本水準および追加的な自己資本バッファ

ドイツ銀行グループに適用される普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本の最低自己資本水準は、2014年はリスク・ウェイト・アセット (RWA) の4%であったが、2015年以降はRWAの4.5%に引き上げられた。

2015年3月に、当行は、ドイツ連邦金融監督庁 (BaFin) のドイツ連邦銀行との合意によりグローバルにシステム上重要な金融機関 (G-SII) に指定され、これによりCET 1資本をさらにRWAの2%積み増す要件 (2019年以降に完全に適用される) が課された。この追加要件は、2014年に金融安定理事会 (FSB) が公表したシステム上の重要性の指標に基づく評価に従ったものである。かかる追加的なバッファ要件は、2016年以降段階的に適用される。

また、欧州中央銀行 (ECB) は、監督上の検証・評価プロセス (SREP) に従って、各銀行に対し、法定よりも厳しい自己資本要件を課することができる。2015年2月20日、ECBは当行に対し、常にCET 1資本比率を段階的導入ペースで10%以上に維持することを要請する旨を通達した。

当行に適用される最低自己資本水準および追加的な自己資本バッファの詳細は、当行の2014年フィナンシャル・レポートに記載されている。

規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の概要

単位：百万ユーロ	2015年6月30日現在		2014年12月31日現在	
	CRR/CRD 4の完全適用	CRR/CRD 4	CRR/CRD 4の完全適用	CRR/CRD 4
規制上の調整前の普通株式等Tier 1資本	68,293	68,544	65,750	66,175
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する規制上の調整合計	(20,932)	(9,451)	(19,674)	(6,072)
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	47,361	59,094	46,076	60,103
規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本	4,676	11,817	4,676	14,696
その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計	(125)	(8,711)	(57)	(10,902)
その他Tier 1 (AT 1) 資本	4,551	3,107	4,619	3,794
Tier 1 資本 (T1 = CET 1 + AT1)	51,912	62,200	50,695	63,898
規制上の調整前のTier 2 (T2) 資本	12,482	7,060	12,412	4,891
Tier 2 (T2) 資本に対する規制上の調整合計	(82)	(429)	(36)	(496)
Tier 2 (T2) 資本	12,400	6,632	12,376	4,395
自己資本合計 (TC = T1 + T2)	64,311	68,832	63,072	68,293
リスク・ウェイト・アセット合計	415,780	416,594	393,969	396,648
自己資本比率				
普通株式等Tier 1 資本比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率)	11.4	14.2	11.7	15.2
Tier 1 資本比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率)	12.5	14.9	12.9	16.1
自己資本合計比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率)	15.5	16.5	16.0	17.2

IFRSに準拠した連結貸借対照表から規制上の貸借対照表への調整 (無監査)

単位：百万ユーロ	2015年6月30日現在			2014年12月31日現在			参照1
	連結貸借対照表	事業体の非連結 / 連結	規制上の貸借対照表	連結貸借対照表	事業体の非連結 / 連結	規制上の貸借対照表	
資産：							
現金および銀行預け金	25,641	(133)	25,507	20,055	(246)	19,809	
利付銀行預け金	64,382	(2,389)	61,993	63,518	(1,358)	62,160	

中央銀行ファンド貸出金および 売戻条件付買入有価証券	27,785	0	27,785	17,796	0	17,796	
借入有価証券	28,593	(12)	28,581	25,834	(11)	25,823	
純損益を通じて公正価値で測 定する金融資産							
トレーディング資産	206,382	(3,357)	203,024	195,681	(7,846)	187,835	
デリバティブ金融商品のプ ラスの時価	539,665	(77)	539,588	629,958	421	630,379	
純損益を通じて公正価値で 測定するものとして指定さ れた金融資産	115,655	(13,783)	101,873	117,285	(12,490)	104,795	
純損益を通じて公正価値で測 定する金融資産合計	861,702	(17,217)	844,485	942,924	(19,915)	923,009	
売却可能金融資産	71,768	455	72,223	64,297	434	64,731	
持分法適用投資	4,950	(271)	4,679	4,143	(218)	3,925	h
このうち、のれん	468	0	468	430	0	430	e
貸出金	425,019	(1,037)	423,981	405,612	(3,348)	402,264	
土地建物および設備	2,891	(191)	2,701	2,909	(193)	2,716	
のれんおよびその他の無形資 産	15,689	(1,739)	13,950	14,951	(1,817)	13,134	e
その他の資産							
このうち、確定給付年金基 金資産	157,432	(1,472)	155,961	137,980	(1,027)	136,953	
金資産	955	0	954	961	0	961	g
法人所得税資産 ²	8,324	(91)	8,233	8,684	(131)	8,553	f
資産合計	1,694,176	(24,097)	1,670,079	1,708,703	(27,832)	1,680,872	
負債および資本：							
預金	573,236	5,954	579,190	532,931	4,823	537,754	
中央銀行ファンド借入金およ び買戻条件付売却有価証券	7,917	0	7,917	10,887	0	10,887	
貸付有価証券	2,979	(11)	2,969	2,339	(10)	2,329	
純損益を通じて公正価値で測 定する金融負債							
トレーディング負債	50,664	(142)	50,522	41,843	(200)	41,643	
デリバティブ金融商品のマ イナスの時価	513,442	68	513,510	610,202	603	610,805	
純損益を通じて公正価値で 測定するものとして指定さ れた金融負債	41,894	(2,384)	39,510	37,131	(2,315)	34,816	
投資契約負債	9,359	(9,359)	0	8,523	(8,523)	0	
純損益を通じて公正価値で測 定するものとして指定された 金融負債合計	615,359	(11,817)	603,542	697,699	(10,435)	687,264	
その他の短期借入金	32,543	(3,884)	28,659	42,931	(8,780)	34,151	
その他の負債	209,090	(14,295)	194,795	183,823	(12,628)	171,195	
引当金	7,406	(81)	7,325	6,677	(81)	6,596	
法人所得税負債 ²	2,703	(394)	2,308	2,783	(483)	2,300	
長期債務	160,255	1,450	161,706	144,837	772	145,609	
このうち、劣後長期債務 ³	8,524	0	8,524	6,392	0	6,392	j,k
信託優先証券 ³	6,952	379	7,332	10,573	516	11,089	j,k
自己普通株式購入義務	0	0	0	0	0	0	

負債合計	1,618,440	(22,698)	1,595,742	1,635,481	(26,308)	1,609,173	
普通株式、無額面、名目価額	3,531	0	3,531	3,531	0	3,531	a
2.56ユーロ							
資本剰余金	33,805	(5)	33,800	33,626	(5)	33,621	a
利益剰余金	29,185	(1,007)	28,178	29,279	(1,107)	28,171	b
自己普通株式、取得原価	(9)	0	(9)	(8)	0	(8)	a
自己普通株式購入義務振替額	0	0	0	0	0	0	a
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	4,249	(253)	3,996	1,923	(306)	1,617	c
株主持分合計	70,762	(1,265)	69,497	68,351	(1,419)	66,932	
その他の資本構成要素	4,675	0	4,675	4,619	0	4,619	i
非支配持分	300	(134)	166	253	(105)	148	d
資本合計	75,736	(1,399)	74,337	73,223	(1,523)	71,699	
負債および資本合計	1,694,176	(24,097)	1,670,079	1,708,703	(27,832)	1,680,872	

- 1 「参照」欄には、規制自己資本の計算に用いた、規制上の貸借対照表項目のマッピングを記している。当該マッピングは規制自己資本、RWAおよび自己資本比率(無監査)の移行テンプレート上の「参照」欄に記載されているものと同様である。必要に応じて、対応する財務諸表注記に詳細情報を示している。
- 2 法人所得税資産および法人所得税負債は共に、繰延税金および当期税金をその構成要素としている。
- 3 その他Tier 1およびTier 2の適格金融商品は、IFRSに基づく価値で貸借対照表のポジションに反映されている。

規制自己資本、RWAおよび自己資本比率に関する暫定的なテンプレート（無監査）

	2015年6月30日現在		2014年12月31日現在		参照 ¹
	CRR/CRD 4の完全適用	CRR/CRD 4	CRR/CRD 4の完全適用	CRR/CRD 4	
単位：百万ユーロ					
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：金融商品および準備金					
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	37,322	37,322	37,144	37,144	a
このうち、普通株式 ²	37,322	37,322	37,144	37,144	a
利益剰余金	26,839	26,839	26,509	26,509	b
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	3,996	4,148	1,617	1,923	c
一般的な銀行リスクに関する資金	0	0	0	0	
CET 1からの段階的廃止の対象となる、CRR第484条(3)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	N/M	0	N/M	0	
2018年1月1日まで新規規制の適用除外となる公共部門からの資本注入	N/M	N/M	N/M	N/M	
非支配持分（連結CET 1に認められる金額）	0	99	0	118	d
独立してレビューされた中間利益（予測可能な費用または配当を控除後） ³	136	136	481	481	b
規制上の調整前の普通株式等Tier 1資本	68,293	68,544	65,750	66,175	
普通株式等Tier 1資本：規制上の調整					
追加的な価値の調整（マイナスの金額） ⁴	0	0	0	0	
無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	(13,814)	(5,525)	(12,979)	(2,596)	e
一時差異から発生するものを除く、将来の収益性に依存する繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	(2,938)	(1,175)	(2,620)	(524)	f
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得または損失に関連した公正価値準備金	(172)	(172)	(181)	(181)	
予想損失額の計算から生じたマイナスの金額	(673)	(276)	(712)	(147)	
証券化資産に起因する資本の増加（マイナスの金額）	(39)	(39)	0	0	
自己の信用状態の変動に起因する、公正価値で測定するものとして指定された負債に係る利得または損失 ⁵	(552)	(226)	(544)	(210)	
確定給付年金基金資産（マイナスの金額）	(955)	(382)	(961)	(192)	g

機関による自己のCET 1金融商品の直接的、間接的またはシンセティックな保有（マイナスの金額） ⁶	(66)	(34)	(54)	(11)	
機関の自己資本を人為的に嵩上げすることを意図した金融部門事業体との相互持合いにおける、当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	0	0	0	0	
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有していない場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的またはシンセティックな保有（10%基準超過額。適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額） ⁷	0	0	0	0	
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的またはシンセティックな保有（10%基準超過額。適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）	0	0	0	0	
機関が控除の選択肢を選択した場合に1,250%のリスク・ウェイトが適用される以下の項目に関するエクスポージャー金額	0	0	0	0	
このうち、					
金融部門以外の適格な保有（マイナスの金額）	0	0	0	0	
証券化ポジション（マイナスの金額）	0	0	0	0	
フリー・デリバリー（マイナスの金額）	0	0	0	0	
一時差異から生じた繰延税金資産（10%基準超過額。CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	0	0	(78)	(16)	f
15%基準超過額（マイナスの金額）	(1,375)	(468)	(1,199)	(202)	
このうち、					
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的またはシンセティックな保有	(662)	(225)	(499)	(84)	h
一時差異から生じた繰延税金資産	(713)	(243)	(700)	(118)	f
当期損失（マイナスの金額）	0	0	0	0	
CRR前措置の対象となる金額に関してCET 1資本に適用される規制上の調整	N/M	0	N/M	0	
CRR第467条および468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整	N/M	(806)	N/M	(1,648)	
CRR前措置で要求される追加的なフィルターおよび控除に関連してCET 1資本に対して減算または加算される金額 ⁸	(349)	(349)	(345)	(345)	
機関のAT1資本を超過する適格なAT1控除（マイナスの金額）	0	0	0	0	
その他の規制上の調整	0	0	0	0	
普通株式等Tier 1（CET 1）資本に対する規制上の調整合計	(20,932)	(9,451)	(19,674)	(6,072)	
普通株式等Tier 1（CET 1）資本	47,361	59,094	46,076	60,103	
その他Tier 1（AT1）資本：金融商品					
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	4,676	4,676	4,676	4,676	i
このうち、					
適用される会計基準の下で資本に分類されるもの	4,676	4,676	4,676	4,676	i
適用される会計基準の下で負債に分類されるもの	0	0	0	0	
AT1からの段階的廃止の対象となる、CRR第484条(4)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	N/M	7,142	N/M	10,021	j
2018年1月1日まで新規規制の適用除外となる公共部門からの資本注入	N/M	N/M	N/M	N/M	

子会社が発行し第三者が保有する、連結AT1資本に含まれるTier 1資本	0	0	0	0	
このうち、段階的廃止の対象となる子会社発行の金融商品	N/M	0	N/M	0	
規制上の調整前のその他Tier 1(AT1)資本	4,676	11,817	4,676	14,696	
その他Tier 1(AT1)資本：規制上の調整					
機関による自己のAT1金融商品の直接的、間接的またはシンセティックな保有（マイナスの金額）	(125)	(47)	(57)	(57)	i
機関の自己資本を人為的に嵩上げすることを意図した金融部門事業体との相互持合いにおける、当該事業体のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	0	0	0	0	
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有していない場合における、機関による当該事業体のAT1金融商品の直接的、間接的またはシンセティックな保有（10%基準超過額。適格なショート・ポジションを控除後）（マイナスの金額） ⁷	0	0	0	0	
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のAT1金融商品の直接的、間接的またはシンセティックな保有（10%基準超過額。適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）	0	0	0	0	
CRRに規定されている段階的廃止の対象となる、CRR前措置および移行措置の対象となる金額に関して、AT1資本に適用される規制上の調整（すなわち、残存金額）	N/M	0	N/M	0	
CRR第472条に従って移行期間中にCET 1資本からの控除に関連してAT1資本から控除される残存金額	N/M	(8,664)	N/M	(10,845)	
このうち、無形資産	N/M	(8,288)	N/M	(10,383)	e
予想損失に対する引当金の不足額	N/M	(207)	N/M	(294)	
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	N/M	(169)	N/M	(168)	h
CRR第475条に従って移行期間中にTier 2(T2)資本からの控除に関してAT1資本から控除される残存金額	N/M	0	N/M	0	
CRR前措置で要求される追加的なフィルターおよび控除に関連してAT1資本に対して減算または加算される金額	N/M	0	N/M	0	
機関のT2資本を超過する適格T2控除（マイナスの金額）	0	0	0	0	
その他Tier 1(AT1)資本に対する規制上の調整合計	(125)	(8,711)	(57)	(10,902)	
その他Tier 1(AT1)資本	4,551	3,107	4,619	3,794	
Tier 1資本(T1 = CET 1 + AT1)	51,912	62,200	50,695	63,898	
Tier 2(T2)資本：金融商品および引当金					
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定 ⁹	11,676	5,841	11,505	2,942	k
T2からの段階的廃止の対象となる、CRR第484条(5)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	N/M	222	N/M	721	k
2018年1月1日まで新規制の適用除外となる公共部門からの資本注入	N/M	N/M	N/M	N/M	
子会社が発行し第三者が保有する、連結T2資本に含まれる適格な自己資本金融商品	806	997	908	1,228	k
このうち、段階的廃止の対象となる子会社発行の金融商品	N/M	0	N/M	0	
信用リスク調整	0	0	0	0	
規制上の調整前のTier 2(T2)資本	12,482	7,060	12,412	4,891	

Tier 2 (T2) 資本：規制上の調整					
機関による自己のT2金融商品および劣後ローンの直接的、間接的またはシンセティックな保有（マイナスの金額）	(82)	(53)	(36)	(34)	k
機関の自己資本を人為的に高上げすることを意図した金融部門事業体との相互持合いにおける、当該事業体のT2金融商品および劣後ローンの直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	0	0	0	0	
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有していない場合における、機関による当該事業体のT2金融商品および劣後ローンの直接的、間接的またはシンセティックな保有（10%基準超過額。適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額） ⁷	0	0	0	0	
このうち、 移行措置の対象とならない新規の保有	N/M	N/M	N/M	N/M	
2013年1月1日より前に存在し、移行措置の対象となる保有	N/M	N/M	N/M	N/M	
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のT2金融商品および劣後ローンの直接的、間接的またはシンセティックな保有（適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）	0	0	0	0	
CRRに規定されている段階的廃止の対象となる、CRR前措置および移行措置の対象となる金額に関して、Tier 2資本に適用される規制上の調整（すなわち、残存金額）	N/M	0	N/M	0	
CRR第472条に従って移行期間中に普通株式等Tier 1資本からの控除に関連してTier 2資本から控除される残存金額	N/M	(376)	N/M	(462)	
このうち、 予想損失に対する引当金の不足額	N/M	(207)	N/M	(294)	
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	N/M	(169)	N/M	(168)	h
CRR第475条に従って移行期間中にその他Tier 1資本からの控除に関連してTier 2資本から控除される残存金額	N/M	0	N/M	0	
このうち、 AT1金融商品の相互持合い	N/M	0	N/M	0	
他の金融部門事業体の資本に対する重要でない投資の直接的な保有	N/M	0	N/M	0	
CRR前措置で要求される追加的なフィルターおよび控除に関連してTier 2資本に対して減算または加算される金額	0	0	0	0	
Tier 2 (T2) 資本に対する規制上の調整合計	(82)	(429)	(36)	(496)	
Tier 2 (T2) 資本	12,400	6,632	12,376	4,395	
自己資本合計 (TC = T1 + T2)	64,311	68,832	63,072	68,293	
CRRに規定されている段階的廃止の対象となる、CRR前措置および移行措置の対象となる金額に関連したリスク・ウェイトド・アセット（すなわち、残存金額） ¹⁰	N/M	0	N/M	0	
このうち、 CET 1から控除されない項目（CRR残存金額）	N/M	0	N/M	0	
AT1項目から控除されない項目（CRR残存金額）	N/M	0	N/M	0	
T2項目から控除されない項目（CRR残存金額）	N/M	0	N/M	0	
このうち、 自己のT2金融商品の間接的またはシンセティックな保有	N/M	0	N/M	0	
他の金融部門事業体の資本に対する重要でない投資の間接的またはシンセティックな保有	N/M	0	N/M	0	
他の金融部門事業体の資本に対する重要な投資の間接的またはシンセティックな保有	N/M	0	N/M	0	
リスク・ウェイトド・アセット合計	415,780	416,594	393,969	396,648	
このうち、 信用リスク（決済リスクを含む）	254,764	255,578	241,475	244,155	
信用評価調整（CVA）	19,074	19,074	21,203	21,203	

マーケット・リスク	61,610	61,610	64,209	64,209
オペレーショナル・リスク	80,332	80,332	67,082	67,082
自己資本比率およびバッファ				
普通株式等Tier 1資本比率（リスク・ウェイト・アセットに対する比率）	11.4	14.2	11.7	15.2
Tier 1資本比率（リスク・ウェイト・アセットに対する比率）	12.5	14.9	12.9	16.1
自己資本合計比率（リスク・ウェイト・アセットに対する比率）	15.5	16.5	16.0	17.2
機関特有のバッファ要求（リスク・ウェイト・アセットに対する比率で表した、CRR第92条(1)(a)に基づくCET 1要求、資本保全およびカウンターシクリカル・バッファ要求、システミック・リスク・バッファ、ならびにシステム上重要な機関のバッファ（G-SIIまたはO-SIIバッファ））	9.0	4.5	9.0	4.0
このうち、 資本保全バッファ要求	2.5	0.0	2.5	0.0
カウンターシクリカル・バッファ要求 ¹¹	N/M	N/M	N/M	N/M
システミック・リスク・バッファ要求	0.0	0.0	0.0	0.0
グローバルなシステム上重要な機関（G-SII）またはその他のシステム上重要な機関（O-SII）のバッファ ¹²	2.0	0.0	2.0	0.0
バッファを満たすために利用可能な普通株式等Tier 1資本（リスク・ウェイト・アセットに対する比率） ¹³	6.5	8.5	6.9	9.2
控除の基準未満の金額（リスク・ウェイト前）				
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有していない場合における、機関による当該事業体の資本の直接的、間接的またはシステミックな保有（10%基準未満の金額。適格なショート・ポジションを相殺後） ⁷	2,466	2,466	3,148	3,148
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的またはシステミックな保有（10%基準未満の金額。適格なショート・ポジションを相殺後）	3,420	3,519	2,877	2,956
一時差異から生じた繰延税金資産（10%基準未満の金額。CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）	3,685	3,791	4,035	4,146
Tier 2資本への引当金の算入に適用される上限				
標準的アプローチの対象となるエクスポージャーに関連してT2に算入される信用リスク調整（上限適用前）	0	0	0	0
標準的アプローチに基づく信用リスク調整のT2への算入の上限	420	420	454	454
内部格付手法の対象となるエクスポージャーに関連してT2に算入される信用リスク調整（上限適用前）	0	0	0	0
内部格付手法に基づく信用リスク調整のT2への算入の上限	1,056	1,056	991	991
段階的廃止措置の対象となる資本性金融商品				
段階的廃止措置の対象となるCET 1金融商品に対する現行の上限	N/M	0	N/M	0
上限によりCET 1から除外される金額（償還および満期後の上限超過）	N/M	0	N/M	0
段階的廃止措置の対象となるAT1金融商品に対する現行の上限	N/M	8,768	N/M	10,021
上限によりAT1から除外される金額（償還および満期後の上限超過）	N/M	0	N/M	446
段階的廃止措置の対象となるT2金融商品に対する現行の上限	N/M	2,363	N/M	2,701
上限によりT2から除外される金額（償還および満期後の上限超過）	N/M	0	N/M	0

N/M - 意味のある比較不能

- 「参照」欄には、規制自己資本の計算に用いた、規制上の貸借対照表項目のマッピングを記している。当該マッピングは「IFRSに準拠した連結貸借対照表から規制上の貸借対照表への調整（無監査）」の「参照」欄に記載されているものと同様である。必要に応じて、対応する財務諸表注記に詳細情報を示している。
- CRR第26条(3)に言及されているEBAリストに基づく。
- 2015年2月4日よりCET 1資本における中間または年度末の利益の認識に関するECB決定（EU）(2015/4)を反映している。

- 4 EBAが発行した規制技術基準は、欧州委員会による採択および公表はなされていない。当行は現在、新しい基準を将来に適用した場合に生じる追加的価値修正の金額を、予想損失に対する引当金の不足額の減少による約5億ユーロの利益を考慮前で、15億ユーロから20億ユーロの間と見積っている。
- 5 自己の信用状態の変動に起因する、公正価値で測定するものとして指定された負債に係る利得または損失（CRR第33条(1)(b)に基づく）およびデリバティブ夫妻に関する自己の信用リスクに起因する公正価値で測定されたすべての利得または損失（CRR第33条(1)(c)に基づく）からなる。
- 6 普通株式等の会計上の基礎額に既に考慮されている保有持分を除く。
- 7 当行の現在の解釈に基づき、控除は見込まれていない。
- 8 住宅ローンおよび預金保護のための資金（Fonds zur baupartetechnischen Absicherung）に関するブルデンシャル・フィルター。
- 9 償却が考慮されている。
- 10 CRRで規定される段階的廃止の対象となっているトレーディング勘定のポジションに係るリスク・ウェイト・アセット（すなわち、CRR残存金額）は、ポートフォリオ・ベースで計算されているため除かれている。
- 11 カウンターシクリカル・バッファ率は未だ入手できない。
- 12 G-SIIバッファは、2015年3月からドイツ連邦金融監督公社（BaFin）により要件とされ、2016年より段階的に導入される。
- 13 CET 1資本から、Tier 1および合計所要自己資本を満たすために使用されるCET 1項目を控除したものと計算された。
- a 普通株式、資本剰余金および自己普通株式は、規制上適格なCET 1資本性金融商品を反映している。
- b 規制上の貸借対照表における利益剰余金のポジションは、ドイツ銀行株主に帰属する純利益およびその他の資本構成要素の2015年6月30日現在1,339百万ユーロ（2014年12月31日現在：1,663百万ユーロ）を含む。これは、規制自己資本の移行テンプレートにおける利益剰余金のポジションからは除かれており、未払配当およびAT 1クーポンの2015年6月30日現在1,204百万ユーロ（2014年12月31日現在：1,182百万ユーロ）と合わせて、個別にレビューされる中間利益（予測可能な変動または配当控除後）に別途開示されている。
- c 未実現利益および損失に係るブルデンシャル・フィルターに起因する規制上の貸借対照表のポジションに対する差額。
- d 2015年度に60%の割合でなされた非支配持分の段階的除外（2014年度：80%）。
- e 規制上適用される金額は、のれんおよびその他の無形資産の2015年6月30日現在13,950百万ユーロ（2014年12月31日現在：13,134百万ユーロ）に持分法適用投資によるのれんの2015年6月30日現在468百万ユーロ（2014年12月31日現在：430百万ユーロ）を加算したものである。規制上の貸借対照表における金額はその他の無形資産に係る繰延税金負債の2015年6月30日現在604百万ユーロ（2014年12月31日現在：585百万ユーロ）により減少する。CET 1の控除額合計は2015年は40%（2014年度：20%）の割合で段階的に導入される。残存金額はAT1資本から控除される。
- f 貸借対照表のポジションとの差額は主に、CRR第38条(2)から(5)に規定される調整（規制上の相殺規則など）に起因する。
- g 2015年度における40%の割合での段階的導入（2014年度：20%）。
- h 華夏銀行は、持分法適用投資のポジションおよび金融部門事業体に対するCET 1金融商品の重要な保有の大部分を占めており、控除の上限対象となっている。CET 1控除額は40%の割合で段階的に導入される。残存金額はAT1およびAT2資本から控除される。
- i その他の資本構成要素には、規制上適格なAT1資本性金融商品が反映されている。
- j 規制上の貸借対照表における差額は、CRR第51条から61条に規定される規制上の調整（段階的除外の対象となるAT1金融商品に関する現行の上限）に起因する。
- k 規制上の貸借対照表における差額は、CRR第62条から71条に規定される規制上の調整（満期控除額、非支配持分など）に起因する。

株主持分の規制自己資本への調整

単位：百万ユーロ	2015年6月30日現在	2014年12月31日現在
	CRR/CRD 4	CRR/CRD 4
会計上の貸借対照表による株主持分合計	70,762	68,351
事業体の非連結/連結	(1,265)	(1,419)
このうち、資本剰余金	(5)	(5)
このうち、利益剰余金	(1,007)	(1,107)
このうち、その他の包括利益（損失）累計額、税引後	(253)	(306)
規制上の貸借対照表による株主持分合計	69,497	66,932
経過規定に基づく非支配持分	99	118
未払配当およびAT1クーポン	(1,204)	(1,182)
移行期間における非連結/連結に係るその他の包括利益（損失）累計額の戻入れ、税引後	152	306
規制上の調整前の普通株式等Tier 1（CET 1）資本	68,544	66,175
ブルデンシャル・フィルター	(1,242)	(2,039)
このうち、追加評価調整	0	0
このうち、証券化資産に起因する資本の増加	(39)	0
このうち、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得または損失に関連した公正価値準備金および自己の信用状態の変動に起因する、公正価値で測定するものとして指定された負債に係る利得または損失	(397)	(391)
このうち、CRR第467条および468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整	(806)	(1,648)
規制上の調整	(8,209)	(4,032)
このうち、無形資産（関連する税金負債を控除後）	(5,525)	(2,596)
このうち、将来の収益性に依存する繰延税金資産	(1,418)	(657)
このうち、予想損失に対する引当金の不足額	(276)	(147)
このうち、確定給付年金基金資産	(382)	(192)
このうち、機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	(225)	(84)

このうち、リスク・ウェイト・アセットに含まれない証券化ポジション	0	0
このうち、その他 ¹	(383)	(356)
普通株式等Tier 1資本	59,094	60,103
その他Tier 1資本	3,107	3,794
その他Tier 1ノート(AT1ノート)	4,629	4,619
貸借対照表上の数値	4,675	4,619
事業体の非連結/連結	0	0
貸借対照表のポジションに対する規制上の調整	(46)	0
ハイブリッド資本証券	7,124	10,002
貸借対照表上の数値	6,952	10,573
事業体の非連結/連結	379	516
貸借対照表のポジションに対する規制上の調整	(208)	(1,087)
このうち、上限によりその他Tier 1から除外される金額	0	(446)
このうち、その他	(208)	(640)
その他の規制上の調整	17	19
その他Tier 1資本からの控除	(8,664)	(10,845)
Tier 1資本	62,200	63,898
Tier 2資本	6,632	4,395
劣後債務	6,720	4,120
貸借対照表上の数値	8,524	6,392
事業体の非連結/連結	0	0
貸借対照表のポジションに対する規制上の調整	(1,804)	(2,272)
このうち、CRR第64条に基づく償却	(1,580)	(2,101)
このうち、その他	(223)	(171)
その他の規制上の調整	287	737
このうち、上限によりその他Tier 1から除外される金額の加算	0	446
このうち、その他	287	291
Tier 2資本からの控除	(376)	(462)
自己資本合計	68,832	68,293

N/M - 意味のある比較不能

1 主に、住宅ローンおよび預金保護のための資金(Fonds zur baupartetechnischen Absicherung)に関するブルデンシャル・フィルターに関連する。

リスク・ウェイト・アセットの変動

以下の表は、リスク・ウェイト・アセット（RWA）の概要を、モデル・アプローチおよび業務部門別に示している。これらは、インフラストラクチャー関連ポジションのセグメント別の再配分（該当ある場合）の影響の合計およびセグメント間の再配分の影響の合計を含んでいる。

2015年上半期末現在および前年末現在の表示金額は、CRR / CRD 4のフレームワークの経過規定に基づいている。

「信用リスク」における「先進的IRBA」の「その他」の項目は、バンキング勘定における証券化ポジション、特定の株式ポジションおよびその他の債権以外の資産のRWAを反映したものである。「標準的アプローチ」における「その他」の項目は、その大半が当行の年金基金資産のRWAであり、それ以外はバンキング勘定の証券化のRWAおよび中央政府もしくは中央銀行、機関、法人またはリテール以外の追加のエクスポージャー・クラスに割り当てられるエクスポージャーのRWAである。

モデル・アプローチおよび業務部門別のリスク・ウェイト・アセット

2015年6月30日現在							
単位：百万ユーロ	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	個人顧客および中堅企業	グローバル・トランザクション・バンキング	ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整	合計
信用リスク	93,706	73,005	44,350	8,000	17,111	19,368	255,540
セグメント別の再配分	(2,907)	518	4,208	346	78	(2,244)	0
先進的IRBA	87,854	61,996	33,920	4,618	11,162	13,527	213,078
中央政府および中央銀行	4,111	120	1,125	0	13	203	5,572
機関	9,141	1,545	3,828	123	566	156	15,359
法人	62,605	10,351	28,458	3,362	3,615	1,398	109,789
リテール	193	38,633	23	135	728	0	39,712
その他	11,805	11,346	486	998	6,241	11,769	42,645
基礎的IRBA	2,113	3,327	163	0	0	0	5,603
中央政府および中央銀行	0	0	0	0	0	0	0
機関	0	0	0	0	0	0	0
法人	2,113	3,327	163	0	0	0	5,603
標準的アプローチ	5,483	7,058	6,058	3,035	5,870	8,085	35,590
中央政府および中央銀行	2	66	15	2	0	0	86
機関	523	71	104	6	3	30	739
法人	3,034	1,603	3,971	1,117	1,163	687	11,576
リテール	6	4,294	278	32	662	15	5,288
その他	1,917	1,023	1,690	1,878	4,042	7,352	17,901
清算基金拠出金に関するリスク・エクスポージャーの金額	1,163	105	0	0	1	0	1,269
決済リスク	38	0	0	0	0	1	39
信用評価調整(CVA)	14,879	366	1	201	3,409	218	19,074
内部モデル・アプローチ	14,796	343	1	193	3,408	1	18,742
標準的アプローチ	83	23	0	8	1	217	332

マーケット・リスク	39,600	33	221	2,103	19,654	0	61,610
内部モデル・アプローチ	31,706	2	221	1,194	9,171	0	42,293
標準的アプローチ	7,894	31	0	909	10,483	0	19,317
オペレーショナル・リスク ¹	53,774	5,440	7,100	10,267	3,750	0	80,332
先進的計測手法	53,774	5,440	7,100	10,267	3,750	0	80,332
合計	201,997	78,845	51,672	20,570	43,924	19,587	416,594

1 業務部門間の変動は、2015年第1四半期に実施された割当手法における変更による。

2014年12月31日現在							
単位：百万ユーロ	コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	個人顧客および中堅企業	グローバル・トランザクション・バンキング	ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整	合計
信用リスク	83,548	69,584	41,740	7,310	19,280	22,666	244,128
セグメント別の再配分	(2,200)	520	3,327	330	94	(2,071)	0
先進的IRBA	77,263	58,786	31,763	3,910	13,062	14,638	199,422
中央政府および中央銀行	3,948	124	1,020	0	74	218	5,385
機関	8,359	1,538	3,103	73	623	171	13,869
法人	55,678	9,938	26,916	2,740	5,062	1,199	101,533
リテール	121	37,852	30	91	773	0	38,867
その他	9,157	9,334	694	1,006	6,529	13,049	39,769
基礎的IRBA	2,079	3,303	107	0	1	0	5,491
中央政府および中央銀行	0	0	0	0	0	0	0
機関	0	0	0	0	0	0	0
法人	2,079	3,303	107	0	1	0	5,490
標準的アプローチ	4,804	6,884	6,542	3,070	6,122	10,099	37,522
中央政府および中央銀行	21	63	27	3	0	0	114
機関	593	124	51	4	3	35	810
法人	2,841	1,401	4,747	1,111	1,075	584	11,759
リテール	7	4,064	422	45	1,141	18	5,697
その他	1,341	1,232	1,296	1,908	3,903	9,462	19,142
清算基金拠出金に関するリスク・エクスポージャーの金額	1,601	90	1	0	1	0	1,693
決済リスク	25	0	0	0	0	1	27
信用評価調整(CVA)	16,024	445	7	445	4,019	262	21,203
内部モデル・アプローチ	15,953	417	7	443	3,953	1	20,774
標準的アプローチ	71	28	0	2	66	261	428
マーケット・リスク	44,469	92	199	2,483	16,967	0	64,209
内部モデル・アプローチ	31,439	0	199	1,339	8,625	0	41,602

標準的アプローチ	13,029	92	0	1,144	8,342	0	22,607
オペレーショナル・リスク	31,512	9,605	1,321	6,368	18,275	0	67,082
先進的計測手法	31,512	9,605	1,321	6,368	18,275	0	67,082
合計	175,578	79,725	43,268	16,607	58,541	22,929	396,648

2015年上半期におけるリスク・ウェイト・アセットの変動は、主に外国為替レート水準の変動による影響によるものである。オペレーショナル・リスク RWA の増加の要因は、訴訟費用引当金を含む訴訟に関連するオペレーショナル・リスク損失や、金融業界全体のオペレーショナル・リスク損失プロファイルの増加であり、信用リスク RWA の増加の要因は、取引高の増加およびパラメーターの再調整であった。マーケット・リスク RWA の減少は、主にリスク水準の低下およびリスク低減のための施策によるものであるが、リスク計算手法の変更により一部相殺された。

下表は、2015年上半期に信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび信用評価調整に関して観察された、リスク・ウェイト・アセットの変動の主な要因の分析である。

信用リスクに関するリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2015年6月30日に終了した 6ヶ月 CRR/CRD 4		2014年12月31日に終了した 12ヶ月 CRR/CRD 4	
	信用リスク	このうち、デリバティブおよびレボ形式の取引	信用リスク	このうち、デリバティブおよびレボ形式の取引
信用リスク RWA の残高、期首現在	244,128	41,117	202,186 ¹	29,454 ¹
勘定の規模	2,219	(1,240)	(5,024)	(5,327)
勘定の質	1,263	36	(2,348)	1,841
モデルの更新	115	0	11,676	11,676
手法および方針	0	0	24,110	297
取得および処分	0	0	(3,198)	(62)
外国為替の変動	9,534	2,500	11,752	3,237
その他	(1,719)	0	4,974	0
信用リスク RWA の残高、期末現在	255,540	42,412	244,128	41,117

1 2013年度期末の RWA の残高はバーゼル2.5に基づく。

信用リスク RWA の変動の表における主な要因の分類は、開示強化タスクフォース (E D T F) の推奨に完全に則ったものである。「勘定の質」の項目は主に、ポートフォリオの格付遷移、デフォルト時損失率、モデル・パラメーターの再調整および担保カバレッジ活動による影響を示している。当行のポートフォリオの規模および構成の自律的变化は、「勘定の規模」の項目において考慮されている。「モデルの更新」の項目には、従前のモデルの改善および先進的モデルの拡張が含まれている。外部要因ないし規制上の変更（新規制の適用等）に起因して生じる RWA の変動は、現在は「手法および方針」の項において考慮されている。「取得および処分」の項目は、新規事業や処分関連業務に明確に割り当てられる重大なエクスポージャーの変動を表示するためのものである。上記項目に該当しない変動は、「その他」の項目に含まれている。

信用リスク RWA の2014年12月31日からの114億ユーロ、率にして4.7%の増加の主な要因としては、主に米ドルの上昇に起因して生じた外国為替レートの変動の影響が挙げられる。「勘定の規模」の項目の増加は、主に当行の中核事業においてその他の商品がわずかながら伸びたことが主な要因であるが、その一部は、当行の非中核事業部門 (N C O U) におけるリスク低減のための施策ならびにデリバティブおよび証券金融ポジションによるリスクの低下により相殺されている。「勘定の質」の項目の増加は、主に2015年第2四半期のデフォルト時損失率パラメーターの再調整による影響を反映したものであり、格付遷移および担保付与率の変動による影響もまた、この増加の要因となった。「その他」の項目の減少は、主に当行の確定給付年金基金資産に対する移行措置に起因する変動によるものである。

信用評価調整 (CVA) に関するリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2015年6月30日に終了した6ヶ月 CRR/CRD 4	2014年12月31日に終了した12ヶ月 CRR/CRD 4
CVA RWAの残高、期首現在	21,203	0 ¹
リスク水準の変動	(2,249)	2,017
市場データの変動および再調整	(1,470)	(1,914)
モデルの更新	0	7,400
手法および方針	(77)	12,330
取得および処分	0	0
外国為替の変動	1,659	1,370
CVA RWAの残高、期末現在	19,074	21,203

1 2014年1月1日より、CVAIに関するRWAは新たに発効したCRR/CRD 4フレームワークによる要件を参照して計算されることとなったため、2013年12月31日現在のRWAの残高は0ユーロであった。

CRR/CRD 4規制のフレームワークに基づき、当行は、相手先の信用の質を考慮に入れたCVAを用いてRWAを計算することを求められている。CVAに関するRWAは、OTCデリバティブのエクスポージャーに関連して予想される相手先リスクにおける評価損リスクをカバーしている。当行は、CVAの大部分を、BaFinにより承認された当行の内部モデルに基づき計算している。2015年6月30日現在のCVAに関するRWAは191億ユーロであり、2014年12月31日現在の212億ユーロと比較すると、21億ユーロ、率にして10.0%の減少となっている。この減少は、主にOTCデリバティブに関するポートフォリオ・エクスポージャーの減少によるものであった。

マーケット・リスクに関するリスク・ウェイトド・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2015年6月30日に終了した6ヶ月CRR/CRD 4	2014年12月31日に終了した12ヶ月CRR/CRD 4
マーケット・リスクRWAの残高、期首現在	64,209	47,259 ¹
リスク水準の変動	(11,070)	(10,161)
市場データの変動および再調整	3,478	(730)
モデルの更新	249	5,101
手法および方針	3,225	20,089
取得および処分	0	(81)
外国為替の変動	1,519	2,732
マーケット・リスクRWAの残高、期末現在	61,610	64,209

1 2013年度期末のRWAの残高はバーゼル2.5に基づく。

マーケット・リスクに関する分析は、バリュー・アット・リスク、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク、追加的リスクに係る自己資本賦課および包括的リスク計測に関する当行の内部モデルの変動、ならびに（例えば、トレーディング証券化および特定順位参照型デリバティブまたはポストバンクのトレーディング・ポジションに関する）マーケット・リスク標準的アプローチからの結果をカバーしている。市場データ水準、ボラティリティ、コリレーション、流動性および格付の変動によるマーケット・リスクRWAの変動は、「市場データの変動および再調整」の項目に含まれている。手法の改善やリスク範囲の拡大といった、当行のマーケット・リスクRWA内部モデルの変更は、「モデルの更新」の項目に含まれている。「手法および方針」の項目において、当行は、当行のマーケット・リスクRWAモデルおよび計算に対する規制上の変更を反映している。重要な新規事業および処分は、「取得および処分」の項目に割り当てられる。

マーケット・リスクRWAの2014年12月31日からの26億ユーロ（4.0%）の減少は、マーケット・リスク標準アプローチ、バリュー・アット・リスクおよびストレスのかかったバリュー・アット・リスクの要素に起因する「リスク水準の変動」の項目における減少によるものであったが、この減少は、「市場データの変動」、「手法および方針」および「外国為替の変動」の項目における増加により一部相殺された。「手法および方針」における増加の要因は主に、マーケット・リスク標準アプロー

チに関してCRR第337条(4)により設けられた移行期間が終了したことで、この計算がウェイトド・ネット・ロングのポジションの合計またはウェイトド・ネット・ショートポジションの合計のうちより大きいほうではなく、かかるポジションの各合計に基づくようになったことであった。また、外国為替レートの変動に関連する増加も、ほとんどがマーケット・リスク標準アプローチに反映された。

オペレーショナル・リスクに関するリスク・ウェイトド・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2015年6月30日に終了した6ヶ月 CRR/CRD 4	2014年12月31日に終了した12ヶ月 CRR/CRD 4
オペレーショナル・リスクRWAの残高、期首現在	67,082	50,891 ¹
損失プロファイルの変動（外部および内部）	13,222	9,345
予想損失の変動	(1,663)	37
将来のリスクの構成要素	966	(734)
モデルの更新	724	7,652
手法および方針	0	0
取得および処分	0	(109)
オペレーショナル・リスクRWAの残高、期末現在	80,332	67,082

1 RWAの残高の2013年期末現在の数字はパーゼル2.5に基づく。

RWA全体の132億ユーロの増加は、主に規制案件に関する金融機関の和解等、当行の先進的計測手法（AMA）モデルに反映される大きなオペレーショナル・リスク事由によるものであった。モデルの変更に積極的に取り組んだ結果、AMAモデルの予想損失の変動に関する感応度が高まったことにより、予想損失の控除額が増加した。2015年第1四半期に、共同監督チームが当行に対して強化された部門間配分手法の使用を認めたことにより、RWAが7億ユーロ増加した。

AMAモデルの拡充によるその他のオペレーショナル・リスクRWAの要素への追加的影響は、共同監督チームによる承認待ちのモデルの承認後、当該モデル変更が実施されたときに顕在化することが見込まれる。

貸借対照表の管理

当行は、グループ・レベルで、および該当する場合には各地域における地域レベルで、貸借対照表を管理している。財務資源の配分において、当行は収益性および株主価値に最も高いプラスの影響を与える事業ポートフォリオを優遇する。当行は、貸借対照表の動向を監視および分析し、市場で観測される一定の貸借対照表比率を追跡する。これに基づき、当行は、資本およびリスク委員会による議論および管理活動を発動する。2013年6月27日のCRR / CRD 4フレームワークの公表を受けて、当行は当該フレームワークに従ったレバレッジ比率の計算を設定した。当行のレバレッジ・エクスポージャー測定尺度の計算では、2014年10月10日に欧州委員会により採択され、2015年1月17日に欧州連合官報に公表された委任法を考慮している。

CRR / CRD 4フレームワーク（完全適用ベース）に従ったレバレッジ比率

CRR / CRD 4のフレームワークは、リスクに基づく所要自己資本に対する補足的測定尺度としての役割を果たすことを目的として、リスク以外に基づくレバレッジ比率を導入した。その目的は、銀行セクターにおけるレバレッジ増大の抑制、広範な財務システムおよび経済に損害を与え得る危機的状況におけるレバレッジ解消プロセスの不安定化回避の支援、および簡素でリスク以外に基づく「バック・ストップ」測定尺度を伴う、リスクに基づく要求事項の強化である。

レバレッジ比率およびその構成要素の開示を調和させるため、CRR第451条(2)には、バーゼル委員会公表のフレームワークおよびバーゼル3レバレッジ比率に係る開示の要求事項に基づいたインプリメンテーション・テクニカル・スタンダード（ITS）のドラフト作成を欧州銀行監督局（EBA）に委任する条項が含まれている。このような背景により、2014年6月5日公表のレバレッジ比率の開示に係るドラフトITSには、レバレッジ比率およびその構成要素の開示に係る共通のテンプレートが含まれていた。上述のとおり、欧州委員会がついに委任法を採択し、2015年6月15日に、EBAがレバレッジ比率の開示に係るITSの最終ドラフトを公表した。最終的なITSテンプレートが欧州委員会により採択されるまで、当行は、2014年6月5日公表の当初ドラフト・テンプレート（調整済み）に基づきレバレッジ比率エクスポージャーを開示する。

以下の表は、適用あるCRR / CRD 4規則に基づくレバレッジ比率エクスポージャーを示したものである。

会計上の資産およびレバレッジ比率エクスポージャーの調整の要約

単位：十億ユーロ	2015年	2014年
	6月30日現在	12月31日現在
公表された財務諸表における資産合計	1,694	1,709
会計目的上連結されたが、規制上の連結範囲には含まれない企業に関する調整	(24)	(28)
デリバティブ金融商品に関する調整	(237)	(276)
証券金融取引に関する調整	21	16
オフバランス項目に関する調整（すなわち、オフバランス・エクスポージャーの信用相当額への転換）	131	127
その他の調整	(124)	(103)
レバレッジ比率エクスポージャー	1,461	1,445

レバレッジ比率の共通開示

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	2015年 6月30日現在	2014年 12月31日現在
デリバティブ・エクスポージャー：		
デリバティブ取引に関連する再構築コスト（受領した現金変動証拠金相殺後）	64	72
デリバティブ取引に関連するPFEに関するアドオン	198	221
クレジット・デフォルト・スワップの想定元本	45	65
デリバティブ・エクスポージャー合計	307	358
証券金融取引エクスポージャー：		
SFT総額	158	138
相手先信用リスクに関するSFTアドオン	12	14
証券金融取引エクスポージャー合計	169	152
オフバランス・エクスポージャー：		
10%の与信換算掛目によるオフバランス項目	4	4
20%の与信換算掛目によるオフバランス項目	14	10
50%の与信換算掛目によるオフバランス項目	67	69
100%の与信換算掛目によるオフバランス項目	45	44
オフバランス・エクスポージャー合計	131	127
その他の資産	874	827
完全適用によるTier 1資本の算定上控除された資産額	(20)	(19)
自己資本およびエクスポージャー総額		
完全適用によるTier 1資本	51.9	50.7
エクスポージャー総額	1,461	1,445
CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率 - CRR/CRD 4の完全適用によるTier 1資本の定義を使用（%）	3.6	3.5

オンバランス・エクスポージャーの内訳（デリバティブおよびSFTを除く）

単位：十億ユーロ	2015年 6月30日現在	2014年 12月31日現在
オンバランス・エクスポージャー合計（デリバティブおよびSFTを除く）	874	827
このうち：		
トレーディング勘定におけるエクスポージャー	219	206
バンキング勘定におけるエクスポージャー	655	621
このうち：		
カバード・ボンド	4	5
ソブリンとして扱われたエクスポージャー	162	147
ソブリンとして扱われない、地域政府、国際開発銀行、国際機関およびPSEによるエクスポージャー	3	2
機関	22	19
不動産担保	162	159
リテール・エクスポージャー	36	35
法人エクスポージャー	184	170
デフォルトに係るエクスポージャー	11	11
その他のエクスポージャー（株式、証券化およびその他の債権以外の資産など）	72	73

2015年6月30日現在の当行のCRR / CRD 4完全適用ベースのレバレッジ比率は、2014年12月31日現在では3.5%であったのに対し、3.6%であった。これは、2015年6月30日現在のエクスポージャー総額が1兆4,610億ユーロ、これに対する完全適用ベースのTier 1自己資本が519億ユーロであったことを反映しており、2014年12月31日現在ではこれらはそれぞれ1兆4,450億ユーロおよび507億ユーロであった。

2015年上半期に、当行のレバレッジ比率エクスポージャーは、720億ユーロの為替レートの影響を受けて160億ユーロ増加した。この為替レートの影響を除くと、レバレッジ比率エクスポージャーは560億ユーロ減少した。この減少は、主にデリバティブにおける510億ユーロの減少および非中核事業部門（NCOU）における260億ユーロのレバレッジの低減によるものであったが、証券金融取引、貸出金および残りの資産における250億ユーロの増加により一部相殺された。

2015年6月30日現在、IFRSに基づく資産合計のIFRSに基づく資本合計に対する比率として計算した当行のレバレッジ比率は22で、これに対し、2014年12月31日現在では23であった。

Tier 1資本の変動の主な要因については、本書「財政状態」の「規制自己資本」の項を参照のこと。

内部適正自己資本

当行の内部適正自己資本評価プロセス（ICAAP）の主要な測定尺度として、当行は、内部適正自己資本を、「破綻時を前提としたアプローチ（gone concern approach）」に基づき、以下の表に示すとおり、資本供給総額を資本需要総額で除した比率として評価している。当行の資本供給の定義は、CRR / CRD 4の資本フレームワークに対応している。

内部適正自己資本

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）	2015年6月30日 現在	2014年12月31日 現在
資本供給		
株主持分	70,762	68,351
（自己の信用リスクに服する）自己債務および債務評価調整による公正価値利得 ¹	(552)	(544)
確定給付年金基金資産 ²	(955)	(961)
繰延税金資産	(6,773)	(6,865)
貸出金に分類変更された金融資産に関する公正価値修正 ³	(122)	0
非支配持分 ⁴	0	0
ハイブリッドTier 1資本性金融商品	11,893	16,158
Tier 2資本性金融商品	8,769	6,620
資本供給	83,022	82,759
資本需要		
所要経済的資本	34,808	31,866
無形資産	15,689	14,951
資本需要	50,496	46,817
内部適正自己資本比率（%）	164	177

1 公正価値オプションに基づき指定された自己債務に係る自己の信用効果による公正価値利得の控除後かつ債務評価調整後。

2 確定給付年金基金の純資産（資産から負債を控除したもの）として報告されている。すなわち、年金制度資産の積立超過に該当する。

3 IAS第39号に従って分類変更された資産および対応する資金調達が可能でないバンキング勘定の資産に関する公正価値修正を含む。プラスの調整は考慮されていない。

4 各子会社の所要経済的資本を上限とした非支配持分を含む。

100%超の比率であれば、資本供給総額が、リスク・ポジションにより決定された資本需要を十分にカバーしていることを示している。2015年6月30日現在のこの比率は、2014年12月31日現在の177%に対し、164%となった。この比率の変動は、資本需要の増加によるものであった。株主持分は、主に外国為替レートの変動によるその他の包括利益累計額の増加により、24億

ユーロ増加した。ハイブリッドTier 1資本商品は、主に繰上償還された資本商品により、43億ユーロ減少した。Tier 2資本商品は、主に商品の新規発行により、21億ユーロ増加した。資本需要の増加は、「リスク・プロファイル」の項で説明した所要経済的資本の増加および無形資産の7億3,700万ユーロの増加に起因するものであった。

上記の適正自己資本の測定尺度は、連結グループ全体（ポストバンクを含む。）に適用され、当行のリスクおよび資本管理フレームワークの不可欠な一部をなしている。

[次へ](#)

キャッシュ・フローの状況

以下は、ドイツ銀行グループのキャッシュ・フローの状況である。

キャッシュ・フロー計算書(注)				
	2014年1月1日から6月30日まで		2015年1月1日から6月30日まで	
	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
現金および現金同等物期首残高	56,041	76,249	51,960	70,697
営業活動から得た(に投入した)キャッシュ純額	119	162	3,873	5,270
投資活動から得た(に投入した)キャッシュ純額	- 6,554	- 8,917	- 6,422	- 8,738
財務活動から得た(に投入した)キャッシュ純額	7,074	9,625	- 3,726	- 5,070
為替レートの変動の現金および現金同等物に対する影響	127	173	2,871	3,906
現金および現金同等物中間期末残高	56,806	77,290	48,557	66,067

(注) I F R Sによる。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(単位：百万ユーロ(百万円))

	2014年12月31日	2015年6月30日
(ドイツ銀行グループ)		
土地・建物	1,203	1,136
	(163,680)	(154,564)
備品・器具	1,706	1,755
	(232,118)	(238,785)

2【設備の新設、除却等の計画】

変更なし

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2015年6月30日現在)

授權株数(株)(注)	発行済株式総数(株)	未発行株式(数)(注)
1,379,273,131	1,379,273,131	-

(注)ドイツ銀行AGは、上記日付現在有効な定款に、下記のような授權資本および条件付資本の増加の定めを置いている。

授權資本(2015年6月30日現在)

取締役会は、2019年4月30日またはそれ以前に、一回または数回にわたり、総額256,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。取締役会はまた、新株の発行価格が、発行価格の最終決定時において上場されている当該株式の相場価格を著しく下回らない場合は、ドイツ株式会社法第186条第(3)項第4文に基づく授權以降に発行される株式総数がかかる授權の発効時点における株式資本の10%を超えないとき、また新株の発行価格が当該相場価格を下回る場合は、かかる授權以降に発行される株式総数がかかる授權を利用する時点における株式資本の10%を超えないときには、新株引受権の付与を一切排除することができる。授權資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

取締役会は、2018年4月30日またはそれ以前に、一回または数回にわたり、総額579,863.04ユーロを限度として現金払込または現物出資により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。取締役会はまた、会社の買収、株式保有またはその他の資産取得の目的で現物出資による増資が行われた場合についても新株引受権の付与を排除することができる。取締役会はまた、新株の発行価格が、発行価格の最終決定時において上場されている当該株式の相場価格を著しく下回らない場合は、ドイツ株式会社法第186条第(3)項第4文に基づく授權以降に発行される株式総数がかかる授權の発効時点における株式資本の10%を超えないとき、また新株の発行価格が当該相場価格を下回る場合は、かかる授權以降に発行される株式総数がかかる授權を利用する時点における株式資本の10%を超えないときには、新株引受権の付与を一切排除することができる。授權資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

条件付資本

株式資本は、100,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて256,000,000ユーロを上限に条件付で増加する。条件付資本は、

- 2014年5月22日の株主総会の決議により取締役会に授与された権限に基づき2019年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される利益分配債、転換社債またはワラント付社債に関連する転換権もしくはオプション権の保有者がある転換権もしくはオプション権を行使する場合、または、
 - 上記の権限に基づき2019年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される転換権付利益分配債または転換義務を負う転換社債の保有者がある転換義務を履行する場合
- に限り増加できる。

新株式は、転換権および/もしくはオプション権の行使または転換義務の履行により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。取締役会は、条件付資本増加の実施に関する詳細を決定する権限を授与される。

株式資本は、90,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて230,400,000ユーロを上限に条件付で増加する。条件付資本は、

- a) 2012年5月31日の株主総会の決議により取締役会に授与された権限に基づき2017年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される利益分配債、転換社債またはワラント付社債に関連する転換権もしくはオプション権の保有者がその転換権もしくはオプション権を行使する場合、または、
- b) 上記の権限に基づき2017年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される転換権付利益分配債または転換義務を負う転換社債の保有者がその転換義務を履行する場合
- に限り増加できる。

新株式は、転換権および/もしくはオプション権の行使または転換義務の履行により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。取締役会は、条件付資本増加の実施に関する詳細を決定する権限を授与される。

【発行済株式】

(2015年6月30日現在)

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式無額面株式	普通株式	1,379,273,131	ドイツ国内各証券取引所 ニューヨーク証券取引所	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式である。当行定款上、日本の会社法に基づく単元株式数の定めはない。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

記載事項なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

変更なし

(4) 【大株主の状況】

米国証券取引委員会に提出されたスケジュール13Gおよびドイツ証券取引法第21条第(1)項に規定する保有株式数3%以上の報告義務に基づき当行が把握している2015年6月30日現在の大株主は、下記の通りである。

名称	所在地	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
パラマウント・サービス・ホールディングス・リミテッド ^(注1)	英領ヴァージン諸島 トルトラロード・タウン 私書箱985号 オマー・ホッジ・ビルディング 2階 ^(注1)	62,889,620 ^(注2)	5.83 ^(注2)
ブラックロック・インク ^(注3)	アメリカ合衆国 ニューヨーク	91,300,334 ^(注3)	6.62 ^(注3)

(注1) 2014年6月10日付でパラマウント・サービス・ホールディングス・リミテッド、ツリートップ・ファミリー・ファウンデーション・インクおよびシェイク・ハマド・ビン・ジャシム・ビン・ジャポール・アルサーニ氏が米国証券取引委員会へ提出したスケジュール13Gに基づく。パラマウント・サービス・ホールディングス・リミテッドに帰属する株式および議決権は、シェイク・ハマド・ビン・ジャシム・ビン・ジャポール・アルサーニ氏が実質的に所有・管理する投資会社である同社を通じて、間接的に同氏により保有されている。

(注2) 所有株式数の割合は、2014年6月5日現在の当行の発行済株式総数1,079,431,146株に基づき算定されたものである。

(注3) 2014年9月30日付株式保有通知に基づく。所有株式数の割合は、当該株式保有通知日現在の当行の発行済株式総数に基づき算定されたものである。

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

下記の表は、各期間の東京証券取引所およびドイツ取引所 Xetra System（電子現金市場取引システム）における当行株式の最高・最低株価の推移を示したものである。

(1) 東京証券取引所

2006年9月29日付で、ドイツ銀行は東京証券取引所における株式の上場を廃止した。従って当該中間会計期間における月別最高・最低株価はない。

(2) ドイツ取引所 Xetra System

	月別	2015年1月 ユーロ(円)	2015年2月 ユーロ(円)	2015年3月 ユーロ(円)	2015年4月 ユーロ(円)	2015年5月 ユーロ(円)	2015年6月 ユーロ(円)
当該中間会計期間における月別最高・最低株価 (無額面株式)	最高	26.78 (3,643)	29.39 (3,999)	32.90 (4,476)	33.42 (4,547)	29.74 (4,046)	29.87 (4,064)
	最低	23.48 (3,194)	25.41 (3,457)	28.58 (3,889)	28.02 (3,812)	27.37 (3,724)	26.60 (3,619)

3【役員の状況】

以下の者は、2015年6月30日付で監査役会構成員を退任し、同年7月1日付で取締役会構成員に就任した。

氏名 (生年月日)	役職(担当)	略歴
ジョン・クライアン (John Cryan) (1960年12月16日)	取締役会およびグループ経営執行委員会共同会長 コーポレート・バンキング・アンド・セキュリ ティーズ、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジ メント、戦略および組織開発、法務および事故管理 グループ担当	2013年入行、監査役会構成員就任

以下の者は、2015年6月30日付で、取締役会構成員を退任した。

氏名	役職(担当)
アンシュマン・ジェイン (Anshuman Jain)	取締役会およびグループ経営執行委員会共同会長 コーポレート・バンキング・アンド・セキュリ ティーズおよびドイチェ・アセット&ウェルス・マ ネジメント担当
レイナー・ネスケ (Rainer Neske)	

第6【経理の状況】

- a. 本書記載のドイツ銀行および子会社（以下「当グループ」という。）の邦文の中間財務書類（以下「邦文の中間財務書類」という。）は、ドイツ連邦共和国において2015年7月30日に公表された2015年6月30日現在の期中報告書に記載されている原文の中間財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）の翻訳に、以下に掲げる（ ）および（ ）の事項を反映したものである。当グループはその年次連結財務書類および中間連結財務書類を国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が支持した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成している。当グループの中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の規定が適用されている。
- （ ）原文の中間財務書類には、第2四半期会計期間の連結損益計算書および連結包括利益計算書が含まれている。日本における半期報告書の様式に準拠するため、邦文の中間財務書類にはこれらの第2四半期会計期間の財務書類の翻訳は含まれていない。
 - （ ）邦文の中間財務書類には、中間財務諸表等規則に基づき、原文の中間財務書類中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2015年8月31日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ = 136.06円の為替レートが使用されている。
- なお、中間財務諸表等規則に基づき、IFRSと日本との会計処理の原則および手続ならびに表示方法の主要な相違については、第6の「3 国際財務報告基準と日本の会計原則との相違」に記載されている。
- 円換算額および第6の「2 その他」および「3 国際財務報告基準と日本の会計原則との相違」の事項は原文の中間財務書類には記載されていない。
- b. 原文の中間財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1【中間財務書類】

連結損益計算書（無監査）

損益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2015年6月30日終了 6ヶ月間	2014年6月30日終了 6ヶ月間
利息および類似収益	13,393	12,608
利息費用	5,062	5,567
純利息収益	8,332 (/11,337)	7,041 (/9,580)
信用リスク引当金繰入額	369	496
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益	7,963 (/10,834)	6,545 (/8,905)
手数料およびフィー収益	6,727	6,108
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)	3,579	2,870
売却可能金融資産に係る純利得（損失）	238	97
持分法適用投資による純利益（損失）	421	327
その他の収益	256	-190
利息以外の収益合計	11,221 (/15,267)	9,212 (/12,534)
給与手当	6,880	6,339
一般管理費	9,404	6,575
保険業務に係る費用	163	132
無形資産の減損	0	0
再構築費用	29	113
利息以外の費用合計	16,476 (/22,417)	13,159 (/17,904)
税引前利益	2,708 (/3,685)	2,597 (/3,533)
法人所得税費用	1,331	1,256
純利益	1,377 (/1,874)	1,341 (/1,825)
非支配持分に帰属する純利益	38	21
ドイツ銀行株主に帰属する純利益およびその他の資本構成要素	1,339	1,320

普通株式1株当たり利益

2015年6月30日終了
6ヶ月間

2014年6月30日終了
6ヶ月間

普通株式1株当たり利益（単位：ユーロ（円））：¹

基本的	0.80 ² (/108.85)	1.20 (/163.27)
希薄化後	0.78 ² (/106.13)	1.17 (/159.19)

株式数（単位：百万株）：¹

基本的1株当たり利益計算上の分母 - 加重平均社外流通株式数	1,390.8	1,097.3
希薄化後1株当たり利益計算上の分母 - 転換想定後の修正加重平均株式数	1,419.0	1,127.3

1 基本的および希薄化後の平均社外流通株式数は、増資に関連して2014年6月に発行された新株予約権の無償交付の要素の影響を反映するために、すべての期間について修正されている。

2 利益には、2015年4月にその他Tier 1ノートについて支払ったクーポンに関する、税引後で228百万ユーロの修正が加えられている。

連結包括利益計算書（無監査）

単位：百万ユーロ（億円）	2015年6月30日終了 6ヶ月間	2014年6月30日終了 6ヶ月間
損益計算書に認識された純利益	1,377 (/1,874)	1,341 (/1,825)
その他の包括利益		
純損益に振り替えられない項目		
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引前	-112	-12
純損益に振り替えられない項目に係る法人所得税の合計	-28	207
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目		
売却可能金融資産		
期中未実現純利得（損失）、税引前	-284	769
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-214	-75
キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ		
期中未実現純利得（損失）、税引前	-18	-19
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	11	327
売却目的保有として分類された資産		
期中未実現純利得（損失）、税引前	0	0
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	0	1
外貨換算調整勘定		
期中未実現純利得（損失）、税引前	2,643	153
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	0	-1
持分法適用投資		
期中純利得（損失）	67	-38
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目に係る法人所得税の合計	140	-318
その他の包括利益（損失）、税引後	2,205 (/3,000)	993 (/1,351)
包括利益（損失）合計、税引後	3,582 (/4,874)	2,332 (/3,173)
以下に帰属：		
非支配持分	57	21
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素	3,525	2,311

連結貸借対照表（無監査）

資産

単位：百万ユーロ（億円）	2015年6月30日 現在	2014年12月31日 現在
現金および銀行預け金	25,641	20,055
利付銀行預け金	64,382	63,518
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レボ）	27,785	17,796
借入有価証券	28,593	25,834
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
トレーディング資産	206,382	195,681
デリバティブ金融商品のプラスの時価	539,665	629,958
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	115,655	117,285
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	861,702	942,924
売却可能金融資産	71,768	64,297
持分法適用投資	4,950	4,143
貸出金	425,019	405,612
土地建物および設備	2,891	2,909
のれんおよびその他の無形資産	15,689	14,951
その他の資産	157,432	137,980
法人所得税資産 ¹	8,324	8,684
資産合計	1,694,176 (/2,305,096)	1,708,703 (/2,324,861)

負債および資本

単位：百万ユーロ（億円）	2015年6月30日 現在	2014年12月31日 現在
預金	573,236	532,931
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）	7,917	10,887
貸付有価証券	2,979	2,339
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
トレーディング負債	50,664	41,843
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	513,442	610,202
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	41,894	37,131
投資契約負債	9,359	8,523
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	615,359	697,699
その他の短期借入金	32,543	42,931
その他の負債	209,090	183,823
引当金 ²	7,406	6,677
法人所得税負債 ¹	2,703	2,783
長期債務	160,255	144,837
信託優先証券	6,952	10,573
自己普通株式購入義務	0	0
負債合計	1,618,440 (/2,202,049)	1,635,481 (/2,225,235)
普通株式、無額面、名目価額2.56ユーロ	3,531	3,531
資本剰余金	33,805	33,626
利益剰余金	29,185	29,279
自己普通株式、取得原価	-9	-8
自己普通株式購入義務振替額	0	0
その他の包括利益（損失）累計額、税引後 ³	4,249	1,923
株主持分合計	70,762 (/96,279)	68,351 (/92,998)
その他の資本構成要素 ⁴	4,675	4,619
非支配持分	300	253
資本合計	75,736 (/103,046)	73,223 (/99,627)
負債および資本合計	1,694,176 (/2,305,096)	1,708,703 (/2,324,861)

1 法人所得税資産および法人所得税負債は、繰延税金および当期税金の両方を含む。

2 2015年6月30日および2014年12月31日現在、営業 / 訴訟引当金がそれぞれ42億ユーロおよび36億ユーロ含まれている。

3 確定給付制度に係る再測定による影響、税引後を除く。

4 その他Tier 1ノートを含む。これは、ドイツ銀行の無担保劣後ノートであり、IFRSに従って資本として分類されている。

連結持分変動計算書（無監査）

単位：百万ユーロ（億円）	普通株式 （無額面）	資本剰余金	利益剰余金	自己普通株 式、取得原 価	自己普通株 式購入義務 振替額
2013年12月31日現在残高	2,610 (/3,551)	26,204 (/35,653)	28,376 (/38,608)	-13 (/ 18)	0 (/0)
包括利益合計、税引後 ²	0	0	1,320	0	0
普通株式の発行	921	7,587	0	0	0
現金配当の支払	0	0	-765	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	195	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	61	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	393	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	-32	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-47	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-5,156	0
自己株式の売却	0	0	0	4,771	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-8	0	0	0
その他	0	-69	0	0	0
2014年6月30日現在残高	3,531 (/4,804)	33,696 (/45,847)	29,126 (/39,629)	-5 (/ 7)	0 (/0)
2014年12月31日現在残高	3,531 (/4,804)	33,626 (/45,752)	29,279 (/39,837)	-8 (/ 11)	0 (/0)
包括利益合計、税引後 ²	0	0	1,339	0	0
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	-1,034	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	-228	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	-140	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	171	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	234	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	1	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-34	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-5,206	0
自己株式の売却	0	0	0	4,971	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	41	-31	0	0
2015年6月30日現在残高	3,531 (/4,804)	33,805 (/45,995)	29,185 (/39,709)	-9 (/ 12)	0 (/0)

単位：百万ユーロ（億円）	売却可能金融 資産に係る未 実現純利得 （損失）、該 当する税金 およびその他 除後 ¹	キャッシュ・ フロー・ヘッ ジ目的のデリ バティブに係 る未実現純利 得（損失）、 税引後 ¹	売却目的保 有として分 類された資 産に係る未 実現純利得 （損失）、 税引後 ¹	外貨換算調 整勘定、税 引後 ¹	持分法適用 投資による 未実現純利 得（損失）
2013年12月31日現在残高	303 (/412)	-101 (/ 137)	2 (/3)	-2,713 (/ 3,691)	53 (/72)
包括利益合計、税引後 ²	496	163	1	175	-38
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
2014年6月30日現在残高	798 (/1,086)	62 (/84)	3 (/4)	-2,538 (/ 3,453)	15 (/20)
2014年12月31日現在残高	1,675 (/2,279)	79 (/107)	0 (/0)	151 (/205)	18 (/24)
包括利益合計、税引後 ²	-367	-6	0	2,633	67
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
2015年6月30日現在残高	1,307 (/1,778)	73 (/99)	0 (/0)	2,784 (/3,788)	85 (/116)

単位：百万ユーロ（億円）	その他の包括利益（損失）累計額、税引後 ²		その他の資本構成要素 ³		
	株主持分合計	非支配持分	資本合計		
2013年12月31日現在残高	-2,457 (/ 3,343)	54,719 (/74,451)	0 (/0)	247 (/336)	54,966 (/74,787)
包括利益合計、税引後 ²	796	2,116	0	21	2,137
普通株式の発行	0	8,508	0	0	8,508
現金配当の支払	0	-765	0	-4	-769
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	195	0	0	195
報告期間中の株式報奨の純変動	0	61	0	0	61
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	393	0	0	393
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	-32	0	0	-32
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-47	0	0	-47
自己株式の購入	0	-5,156	0	0	-5,156
自己株式の売却	0	4,771	0	0	4,771
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-8	0	0	-8
その他	0	-69	3,452 ⁴	-2	3,381
2014年6月30日現在残高	-1,661 (/ 2,260)	64,686 (/88,012)	3,452 (/4,697)	263 (/358)	68,401 (/93,066)
2014年12月31日現在残高	1,923 (/2,616)	68,351 (/92,998)	4,619 (/6,285)	253 (/344)	73,223 (/99,627)
包括利益合計、税引後 ²	2,326	3,665	0	57	3,722
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	-1,034	0	0	-1,034
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	-228	0	0	-228
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	-140	0	0	-140
報告期間中の株式報奨の純変動	0	171	0	0	171
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	234	0	0	234
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	1	0	0	1
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-34	0	0	-34
自己株式の購入	0	-5,206	0	0	-5,206
自己株式の売却	0	4,971	0	0	4,971
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	11	56 ⁵	-10	56
2015年6月30日現在残高	4,249 (/5,781)	70,762 (/96,279)	4,675 (/6,361)	300 (/408)	75,736 (/103,046)

- 1 持分法適用投資による未実現純利得（損失）を除く。
- 2 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引前を除く。
- 3 ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して資本に分類されるその他Tier 1ノートを含む。
- 4 その他の資本構成要素の発行、買戻しおよび売却による収入（純額）を含む。
- 5 その他の資本構成要素の買入および売却による収入（純額）を含む。

連結キャッシュ・フロー計算書（無監査）

単位：百万ユーロ（億円）	2015年6月30日終了 6ヶ月間	2014年6月30日終了 6ヶ月間
純利益	1,377	1,341
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
純利益を営業活動によるキャッシュ・フローに調整するための修正：		
信用リスク引当金繰入額	369	496
再構築費用	29	113
売却可能金融資産、持分法適用投資およびその他の売却益	-347	-174
繰延法人所得税、純額	481	833
減損、減価償却およびその他の償却、および評価増	372	1,158
持分法適用投資の純利益（損失）に対する持分	-415	-285
非資金損益項目等調整後利益	1,866	3,482
営業資産および負債の純変動に関する調整：		
利付定期銀行預け金	-7,319	-9,120
中央銀行ファンド貸出金、売却条件付買入有価証券、借入有価証券	-10,648	-5,602
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	6,087	9,041
貸出金	-11,276	-10,581
その他の資産	-15,452	-54,992
預金	32,751	9,006
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債および投資契約負債 ¹	4,087	7,396
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券	-3,197	1,648
その他の短期借入金	-11,494	-3,254
その他の負債	18,408	40,420
優先長期債務 ²	13,061	9,378
トレーディング資産および負債、デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価、純額	-3,028	3,939
その他、純額	-9,973	-642
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,873 (/5,270)	119 (/162)

単位：百万ユーロ（億円）	2015年6月30日終了 6ヶ月間	2014年6月30日終了 6ヶ月間
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
収入：		
売却可能金融資産の売却	7,408	7,590
売却可能金融資産の満期償還	2,891	5,156
持分法適用投資の売却	19	93
土地建物および設備の売却	92	14
購入：		
売却可能金融資産	-16,024	-19,208
持分法適用投資	-39	-9
土地建物および設備	-211	-229
企業結合 / 事業売却による純資金受取（支出）額	0	333
その他、純額	-558	-294
投資活動によるキャッシュ・フロー	-6,422 (/ 8,738)	-6,554 (/ 8,917)
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
劣後長期債務の発行	2,889	15
劣後長期債務の返済および償還	-957	-2,115
信託優先証券の発行	393	48
信託優先証券の返済および償還	-4,600	-1,676
普通株式の発行	0	8,508
自己株式の購入	-5,206	-5,156
自己株式の売却	4,971	4,750
その他の資本構成要素の発行による収入（純額） ³	56	3,452
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	-228	0
非支配持分への配当の支払	0	-4
非支配持分の純変動	-10	17
現金配当の支払	-1,034	-765
財務活動によるキャッシュ・フロー	-3,726 (/ 5,070)	7,074 (/ 9,625)
現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響	2,871	127

単位：百万ユーロ（億円）	2015年6月30日終了 6ヶ月間	2014年6月30日終了 6ヶ月間
現金および現金同等物の純増加（減少）	-3,404	766
現金および現金同等物、期首残高	51,960	56,041
現金および現金同等物、中間期末残高	48,556 (/66,065)	56,807 (/77,292)
営業活動によるキャッシュ・フローは以下を含む		
法人所得税支払額、純額	428	-31
利息支払額	5,631	6,248
利息および配当受取額	13,520	12,939
現金および現金同等物の構成要素		
現金および銀行預け金	25,641	21,096
利付要求払銀行預け金（2015年6月30日現在41,466百万ユーロおよび 2014年6月30日現在48,366百万ユーロの定期預け金を含んでいな い。）	22,916	35,710
合計	48,557	56,806

- 1 2015年6月30日および2014年6月30日終了6ヶ月間において、優先長期債務の発行がそれぞれ4,833百万ユーロおよび4,417百万ユーロ、返済および償還がそれぞれ4,519百万ユーロおよび4,472百万ユーロ含まれている。
- 2 2015年6月30日および2014年6月30日終了6ヶ月間において、発行がそれぞれ34,425百万ユーロおよび28,009百万ユーロ、返済および償還がそれぞれ22,188百万ユーロおよび18,765百万ユーロ含まれている。
- 3 その他の資本構成要素の買戻しおよび売却による収入（純額）を含む。

注記

作成の基本的事項（無監査）

添付の要約中間連結財務諸表は、ドイツ銀行AGおよびその子会社（以下、併せて「当グループ」という。）を含み、当グループの表示通貨であるユーロで表示されている。これらはIAS（国際会計基準）第34号「期中財務報告」の規定に準拠して表示され、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が支持した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。当グループのIFRSの適用にあたり、IASBが公表したIFRSとEUが支持したIFRSとの間に差異は生じない。

取締役会報告書（訳者注：原文の記載）に組み込まれたIFRSに基づく開示の一部は中間連結財務諸表の不可欠な一部である。これらには、取締役会報告書の「経営および財務の概況：セグメント別の業績」に表示されているセグメント別の経営成績のセグメント情報注記が含まれている。この情報の表示は、IAS第34号およびIFRS第8号「事業セグメント」に従っている。

ドイツ銀行の要約中間連結財務諸表は、無監査であり、セグメント情報、損益計算書、貸借対照表およびその他の財務情報に係る補足開示を含んでいる。これらは、「会計原則変更の影響」の項に記載された新たに適用された会計基準書を除き同様の会計方針および決定的に重要な会計上の見積りが適用されている、ドイツ銀行の2014年度の監査済の連結財務諸表と併せて読むべきものである。

IFRSに基づく財務諸表の作成には、一定の種類資産および負債に関して、経営陣による見積りおよび仮定が必要である。

これらの見積りおよび仮定は、貸借対照表日現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・偶発負債の開示内容ならびに報告期間中の収益・費用の報告金額に影響を与える。実際の結果は経営陣の見積りとは異なることがあり、報告された業績は、必ずしも年度を通じて期待される業績を示すものとみなすべきではない。

会計原則変更の影響（無監査）

最近適用された会計基準書

当グループに関係があり、当要約中間連結財務諸表の作成に当たり適用された会計基準書は以下のとおりである。

IFRSの改善（2010年 - 2012年および2011年 - 2013年サイクル）

2015年1月1日、当グループは、2010年 - 2012年および2011年 - 2013年サイクルに関するIASBの年次改善プロジェクトによりIFRSの複数の基準の修正を適用した。これは、様々な個々のIFRS基準に関連した、表示、認識または測定目的に関する会計上の変更をもたらす修正および用語または編集上の修正から構成されている。当該修正は、当グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。

新しい会計基準書

IFRS第9号の分類および測定、減損およびヘッジ会計

2014年7月、IASBは、IAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるIFRS第9号を公表した。IFRS第9号は、金融資産の企業による分類および測定方法について新たな要件を導入し、公正価値で測定するものとして指定された発行債務の負債に関する「自己の信用」の報告に対する変更を要求し、金融資産の減損に関する現在の規則を置き換え、ヘッジ会計の要件を修正している。

金融資産および金融負債の分類および測定

IFRS第9号は、事業体のビジネス・モデルおよび金融商品の契約上のキャッシュ・フローが、財務諸表上のその分類および測定を決定することを要求している。当初認識時に、各金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定（以下「FVTPL」という。）、償却原価、またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定（以下「FVOCI」という。）のいずれかとして分類される。これらの要件は既存のIAS第39号の規則に基づく評価と異なることから、IAS第39号に基づく金融資産の分類および測定と一部異なることが予想される。

金融負債の分類および測定は、IFRS第9号に基づいても現在の要件からほとんど変更はない。しかし、発行債務の負債が公正価値で測定するものとして指定されている場合、事業体の自己の信用リスクに起因する公正価値の変動は、IFRS第9号に基づき損益計算書ではなく、その他の包括利益に認識されるようになる。

金融資産の減損

IFRS第9号に基づく減損の規則は、償却原価で測定される、またはFVOCIの金融資産、ローン・コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメントに適用される。減損は、IAS第39号に基づく「トリガー」事象が発生した時に信用損

失を認識するモデルから、その時点での潜在的な信用損失の予想に基づき金融資産の当初認識時（または当グループがローン・コミットメントもしくは金融保証の当事者になった日）に引当金を計上する予想損失モデルに移行する。

当初認識時に計上される信用損失引当金は、今後12ヶ月間の予想信用損失基準に基づく。その後、各報告日現在において、当グループは、金融商品の信用リスクが著しく増加したか否かを評価しなければならない。著しく増加した場合には、全期間にわたる金融資産の予想信用損失（以下「全期間の予想損失」という。）を引当金に反映しなければならない。減損規則に対する変更の結果として、引当金が、金融資産の全期間にわたり継続的に監視され更新される将来の確率に重点を置いた情報に基づくことになるため、IFRS第9号により主観性が高まることになる。これは、引当金の計上前に1つ以上の損失事象の発生を要求するIAS第39号に基づく減損の認識とは対照的である。IFRS第9号は、全体的な減損引当金の水準上昇をもたらすと見込まれている。これは、当初認識時に信用リスクが著しく増加していない金融商品に係る今後12ヶ月間の予想信用損失に相当する引当金を計上することを要求されるため、およびIAS第39号に基づき損失事象がすでに発生している金融資産の母集団と比較して、全期間の予想損失が適用される金融資産の母集団の方が大きい可能性が高いためである。

ヘッジ会計

また、IFRS第9号は、ヘッジ会計とリスク管理実務を整合させることを目的とした新たなヘッジ会計の規則を組み込んでいる。一般的に、現在の規則に基づく一部の制限が削除され、より多くの種類のヘッジ手段およびヘッジ対象項目にヘッジ会計が利用可能となる。

IFRS第9号は、2018年1月1日以後開始事業年度から適用される。当グループは現在、IFRS第9号の影響の評価を行っている。当該基準は、EUの支持をまだ受けていない。

IFRS第15号 顧客との契約から生じる収益

2014年5月、IASBIは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。当該基準は、収益を認識する方法および時期について規定しているが、IFRS第9号 / IAS第39号の適用対象である金融商品に関連した収益認識には影響を及ぼさない。IFRS第15号は、IFRSの下で収益認識を現在規定する他のいくつかのIFRSの基準および解釈指針を置き換え、すべての顧客との契約に適用される単一の、原則主義の、5つのステップから成るモデルを規定している。当該基準はまた、より有益で目的適合性のある開示を財務諸表の利用者に提供しよう企業に要求している。IFRS第15号は、2018年1月1日以後開始事業年度から適用される。当グループは現在、IFRS第15号の影響の評価を行っている。当該基準は、EUの支持をまだ受けていない。

IFRSの改善（2012年 - 2014年サイクル）

2014年9月、IASBIは、2012年 - 2014年サイクルに関するIASBの年次改善プロジェクトによるIFRSの複数の基準の修正を公表した。これは、様々な個々のIFRS基準に関連した、表示、認識または測定目的に関する会計上の変更をもたらす修正および用語または編集上の修正から構成されている。当該修正は、2016年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当グループは現在、当該修正が当グループの連結財務諸表に与える影響の評価を行っている。当該基準は、EUの支持をまだ受けていない。

IAS第1号

2014年12月、IASBIは、財務報告における表示および開示を改善する取り組みの一環としてIAS第1号の修正「財務諸表の表示」を公表した。当該修正は、財務諸表全体に対して重要性の原則が適用可能なこと、開示の決定に際しては専門家の判断を適用すべきことおよび重要性のないデータを含めることが開示の有効性を低下させることを明確化している。当該修正は、2016年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。IAS第1号の修正は、当グループの開示にのみ影響を与える。当該修正は、EUの支持をまだ受けていない。

セグメント情報（無監査）

以下のセグメント情報は、「マネジメント・アプローチ」に従って作成されている。これは、最高業務意思決定者（ドイツ銀行取締役会）が、セグメントに資源を配分し経営成績を評価するために日常的に検討を行う、企業の内部経営管理報告を基礎としたセグメントを表示することを要求している。

2014年度第1四半期から、純収益、税引前利益（損失）および関連比率の構成要素としての純利息収益は、コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（以下「CB&S」という。）の米国非課税有価証券につき、完全な課税対象ベースで表示されている。これにより、経営陣は、課税対象有価証券と非課税有価証券のパフォーマンスを比較可能な形で測定することができる。この表示の変更により、CB&Sの純利息収益は、2015年6月30日および2014年6月30日終了3ヶ月間においてそれぞれ29百万ユーロおよび14百万ユーロ、2015年6月30日および2014年6月30日終了6ヶ月間においてそれぞれ55百万ユーロおよび22百万ユーロ増加した。この増加は、連結および調整（以下「C&A」という。）における戻入れを通じて、グループ連結の数値において相殺されている。大部分の米国非課税有価証券に関して完全な課税対象ベースの純利息収益の算定に使用した税率は、35%である。中核業務と非中核業務の管理におけるアプローチの違いから、非中核事業部門（以下「NCOU」という。）が保有する米国非課税有価証券は、完全な課税対象ベースでは表示されていない。

2015年度第1四半期より、過年度にはC&Aで報告されていた銀行税を含む特定の収益や費用項目がコーポレート部門に割り当てられている。銀行税は、年度全体にわたり割り当てられることになる。事業部門の税引後平均アクティブ資本利益率を算定する際に適用される税金の基礎計算も更新されている。過年度の比較数値は、これらの変更を反映するよう修正されている。

事業セグメント

当グループのセグメント報告は、内部経営管理報告システムに反映されている組織体制に沿って行われており、事業セグメントの経営成績の評価および事業セグメントへの資源配分の基礎となっている。組織体制の軽微な変更による修正再表示は、概して、当グループの経営管理報告システムにおいて考慮された場合に、前期の比較数値の表示に反映された。

2015年度第2四半期中に、当グループは以下の資本的支出または事業売却を行った。

2015年6月、財務情報サービス提供会社のMarkitは、株式売出しを実施した。この売出しの一環として、Markitはドイツ銀行を含む複数の売出株主から自社株式を買い戻した。ドイツ銀行は、保有していたMarkitの株式5.8百万株（2.7%）のうち約4百万株を提供した。

2015年4月、ドイツ銀行は、ストラテジー2020の一環として、ドイツ・ポストバンクAGを連結除外する意思があることを公表した。事前準備として、ドイツ銀行はポストバンクの株式2.7%を追加取得し、保有割合は96.8%に増加した。さらに、ドイツ銀行は、ポストバンクの経営陣に対し、少数株主のスクイズ・アウトのために必要とされるあらゆる措置を講じるよう要請した。詳細は、本期中報告書の「重要な取引」を参照のこと。

平均アクティブ資本の配分

配分される平均アクティブ資本の合計金額は、当グループ全体の経済的リスク・エクスポージャーまたは所要規制自己資本のいずれか高い方を基に決定される。2015年度より、当グループは、公表済の資本目標およびレバレッジ比率目標を反映して、事業セグメントに対する平均アクティブ資本の配分を精緻化した。新手法のもとでは、内部的な所要規制自己資本は、グループ・レベルでの普通株式等Tier 1資本比率目標を10%（2015年6月以降は11%）、CRD 4によるレバレッジ比率目標を3.5%（2015年6月以降は5%）とし、CRR/CRD 4規則の完全実施を仮定して算出されている。当グループが普通株式等Tier 1資本比率とCRD 4によるレバレッジ比率の目標を超えた場合、超過した平均資本はC&Aに割り当てられる。平均アクティブ資本は、上記の異なる目標を合わせたものである。

セグメント別の経営成績

事業セグメントの業績（IFRSに基づく連結経営成績への調整を含む。）については、本期中報告書の「取締役会報告書：経営および財務の概況：経営成績：セグメント別の経営成績」（訳者注：原文の項）を参照のこと。

連結損益計算書に関する情報（無監査）

純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）

単位：百万ユーロ	2015年6月30日 終了3ヶ月間	2014年6月30日 終了3ヶ月間	2015年6月30日 終了6ヶ月間	2014年6月30日 終了6ヶ月間
純利息収益	4,122	3,666	8,332	7,041
トレーディング収益 ¹	1,555	1,303	3,544	3,002
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得（損失） ²	-122	-50	36	-133
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計	1,433	1,253	3,579	2,870
純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計	5,555	4,920	11,911	9,911
セールス・アンド・トレーディング（エクイティ）	815	543	1,654	1,146
セールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）	1,963	1,700	4,639	3,752
セールス・アンド・トレーディング合計	2,778	2,243	6,292	4,899
貸出金商品	178	157	343	301
上記以外の商品 ³	202	43	437	-19
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	3,158	2,442	7,073	5,181
個人顧客および中堅企業	1,479	1,501	2,999	3,032
グローバル・トランザクション・バンキング ⁴	440	599	986	1,155
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	334	369	928	701
非中核事業部門	67	40	-143	-195
連結および調整	76	-32	68	36
純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計	5,555	4,920	11,911	9,911

- 1 トレーディング収益は、トレーディング目的で保有するデリバティブおよびヘッジ会計に適格でないデリバティブからの利得および損失を含む。
- 2 証券化ストラクチャーによる利得（損失）を2015年6月30日および2014年6月30日終了3ヶ月間においてそれぞれ3百万ユーロおよび-3百万ユーロ、ならびに2015年6月30日および2014年6月30日終了6ヶ月間においてそれぞれ7百万ユーロおよび-2百万ユーロ含んでいる。2015年6月30日および2014年6月30日終了3ヶ月間においてそれぞれ4百万ユーロおよび17百万ユーロ、ならびに2015年6月30日および2014年6月30日終了6ヶ月間においてそれぞれ3百万ユーロおよび45百万ユーロの、関連する金融商品に係る公正価値の変動は、トレーディング収益において報告されている。いずれもセールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）に報告されている。これらの利得および損失の合計は、これら連結対象の証券化ストラクチャーの損失に対する当グループの持分を表している。
- 3 貸出金に係る純金利差ならびにクレジット・デフォルト・スワップおよび純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された貸出金の公正価値の変動を含む。
- 4 発行業務、アドバイザーおよびその他の商品の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）を含む。

手数料およびフィー収益

単位：百万ユーロ	2015年6月30日 終了3ヶ月間	2014年6月30日 終了3ヶ月間	2015年6月30日 終了6ヶ月間	2014年6月30日 終了6ヶ月間
信託業務による手数料およびフィー	1,127	896	2,186	1,769
有価証券業務による手数料およびフィー	1,242	1,082	2,325	2,053
その他の顧客サービスによるフィー	1,095	1,092	2,216	2,286
手数料およびフィー収益合計	3,464	3,070	6,727	6,108

年金およびその他の退職後給付

単位：百万ユーロ	2015年6月30日 終了3ヶ月間	2014年6月30日 終了3ヶ月間	2015年6月30日 終了6ヶ月間	2014年6月30日 終了6ヶ月間
勤務費用	80	70	163	137
純利息費用（収益）	-1	2	-2	2
確定給付制度の費用合計	79	71	161	139
確定拠出制度の費用合計	101	91	215	199
退職後給付の費用合計	180	162	376	338
強制加入のドイツ社会保障年金制度に対する事業主の拠出額	55	54	116	116

当グループは、2015年度において退職給付制度に約265百万ユーロを定期的な拠出として支払う予定である。2015年12月31日終了年度中に制度資産が当グループに返還されることは見込まれていない。

確定給付制度債務を算定するための割引率

単位：%	2015年6月30日 現在	2014年12月31日 現在
ドイツ	2.3	2.0
英国	3.8	3.7
米国	4.3	3.9

一般管理費

単位：百万ユーロ	2015年6月30日 終了3ヶ月間	2014年6月30日 終了3ヶ月間	2015年6月30日 終了6ヶ月間	2014年6月30日 終了6ヶ月間
IT関連費用	858	897	1,723	1,701
不動産関連費および設備費	515	454	978	1,006
専門的サービス・フィー ¹	549	443	1,069	909
通信およびデータ・サービス ¹	202	177	405	352
旅費および交際費 ¹	139	132	243	246
バンキングおよびトランザクション費用 ¹	150	157	285	325
マーケティング費用 ¹	71	65	135	124
連結対象の投資	111	208	217	408
その他の費用 ^{1,2}	1,741	1,033	4,350	1,506
一般管理費合計	4,335	3,566	9,404	6,575

1 過去の期間の比較数値は、当グループの費用の報告方針の変更を反映して修正再表示されている。

2 訴訟関連費用が2015年6月30日および2014年6月30日終了3ヶ月間においてそれぞれ12億ユーロおよび470百万ユーロ、ならびに2015年6月30日および2014年6月30日終了6ヶ月間においてそれぞれ28億ユーロおよび470百万ユーロ、ならびに、銀行税が2015年6月30日および2014年6月30日終了3ヶ月間においてそれぞれ17百万ユーロおよび51百万ユーロ、ならびに2015年6月30日および2014年6月30日終了6ヶ月間においてそれぞれ577百万ユーロおよび85百万ユーロ含まれている。

再構築

再構築は、当グループのオペレーショナル・エクセレンス(OpEx)プログラムの一部として実施される。再構築費用は、解雇給付、雇用の打ち切りによる未償却の繰延報奨の早期化に充てるための追加費用、および不動産に関連する契約解除費用から成る。

部門別の再構築費用純額

単位：百万ユーロ	2015年6月30日 終了3ヶ月間	2014年6月30日 終了3ヶ月間	2015年6月30日 終了6ヶ月間	2014年6月30日 終了6ヶ月間
コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ	-7	-37	-29	-81
個人顧客および中堅企業	2	-3	1	-6
グローバル・トランザクション・バンキング	2	-6	2	-9
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント	0	-10	0	-14
非中核事業部門	-3	-1	-3	-3
インフラストラクチャー/リージョナル・マネジメント	0	0	0	0
連結および調整	0	0	0	0
再構築費用純額合計	-6	-57	-29	-113

種類別の再構築費用純額

単位：百万ユーロ	2015年6月30日 終了3ヶ月間	2014年6月30日 終了3ヶ月間	2015年6月30日 終了6ヶ月間	2014年6月30日 終了6ヶ月間
再構築 - 従業員関連	-7	-49	-30	-104
このうち：				
退職金	-4	-39	-22	-84
繰延報酬の前倒し償却	-4	-9	-8	-19
社会保障	1	-1	0	-1
再構築 - 従業員関連以外 ¹	1	-8	1	-9
再構築費用純額合計	-6	-57	-29	-113

1 主に不動産および技術に関連した契約解除費用。

2015年6月30日および2014年12月31日現在の再構築引当金は、それぞれ83百万ユーロおよび120百万ユーロであった。現在の再構築引当金の大部分は、2015年度中に使用される見込みである。

2015年6月30日終了6ヶ月間において、再構築により301名のフルタイム換算の従業員が削減された。

これらの削減は以下の部門内で確認された。

	2015年6月30日 終了6ヶ月間
コーポレート・バンキング・アンド・セ キュリティーズ	66
個人顧客および中堅企業	55
グローバル・トランザクション・バンキン グ	7
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメ ント	29
非中核事業部門	0
インフラストラクチャー/リージョナル・ マネジメント	144
フルタイム換算従業員数合計	301

実効税率

当四半期の法人所得税費用は、前年同期の679百万ユーロに対し、410百万ユーロであった。当四半期の実効税率（33%）は、訴訟関連費用ならびに繰延税金の認識および測定によってマイナスの影響を受け、過去の期間の法人所得税による恩恵を受けた。前年同期の実効税率（74%）は、主に税務目的上控除可能でない訴訟等の費用および過去の期間の法人所得税による影響を受けた。

2015年度の最初の6ヶ月間および前年同期における法人所得税費用は、13億ユーロであった。2015年度の最初の6ヶ月間の実効税率（49%）は、主に訴訟関連費用による影響を受けた。前年同期の実効税率は48%であった。

連結貸借対照表に関する情報（無監査）

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債

単位：百万ユーロ	2015年6月30日 現在	2014年12月31日 現在
トレーディング目的保有として分類された金融資産：		
トレーディング資産：		
トレーディング証券	187,913	177,639
その他のトレーディング資産 ¹	18,468	18,041
トレーディング資産合計	206,382	195,681
デリバティブ金融商品のプラスの時価	539,665	629,958
トレーディング目的保有として分類された金融資産合計	746,046	825,639
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産：		
売戻条件付買入有価証券	59,052	60,473
借入有価証券	18,434	20,404
貸出金	14,452	15,331
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産	23,716	21,078
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産合計	115,655	117,285
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	861,702	942,924

1 2015年6月30日および2014年12月31日現在、それぞれ166億ユーロおよび167億ユーロのトレーディング可能債権が含まれている。

単位：百万ユーロ	2015年6月30日 現在	2014年12月31日 現在
トレーディング目的保有として分類された金融負債：		
トレーディング負債：		
トレーディング証券	49,544	41,112
その他のトレーディング負債	1,120	731
トレーディング負債合計	50,664	41,843
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	513,442	610,202
トレーディング目的保有として分類された金融負債合計	564,106	652,045
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債：		
買戻条件付売却有価証券	24,970	21,053
貸出コミットメント	58	99
長期債務	10,222	9,919
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債	6,644	6,061
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債合計	41,894	37,131
投資契約負債 ¹	9,359	8,523
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	615,359	697,699

1 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。

売却可能金融資産

単位：百万ユーロ	2015年6月30日 現在	2014年12月31日 現在
負債証券	65,946	59,132
持分証券	1,128	1,283
その他の資本持分	1,046	976
貸出金	3,649	2,906
売却可能金融資産合計	71,768	64,297

IAS第39号およびIFRS第7号の修正、「金融資産の分類変更」

2008年10月に公表されたIAS第39号およびIFRS第7号の修正により、2008年度下半期および2009年度第1四半期において、一定の金融資産は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および売却可能金融資産から貸出金に分類変更された。2009年度第1四半期より後には分類変更は行われていない。

当グループは、分類変更日現在で、短期間に売却または売買することから予見可能な将来まで保有することへと、その意思および能力に明確な変更のあった、当該修正に基づく適格な資産を識別した。当該分類変更は、分類変更日現在の資産の公正価値で行われた。

分類変更された金融資産

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	貸出金に分類変更されたトレーディング資産	貸出金に分類変更された売却可能金融資産
分類変更日現在における帳簿価額	26.6	11.4
その他の包括利益累計額内の未実現公正価値損失	0.0	-1.1
分類変更日現在における実効金利：		
範囲の上限	13.1%	9.9%
範囲の下限	2.8%	3.9%
分類変更日現在における回収可能見込みのキャッシュ・フロー	39.6	17.6

2008年度および2009年度に分類変更された資産の資産種類別の帳簿価額および公正価値

単位：百万ユーロ	2015年6月30日現在		2014年12月31日現在	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
貸出金に分類変更されたトレーディング資産：				
証券化資産	2,032	2,157	1,983	2,124
負債証券	682	695	1,067	1,160
貸出金	1,057	791	1,146	888
貸出金に分類変更されたトレーディング資産合計	3,771	3,643	4,197	4,171
貸出金に分類変更された売却可能金融資産：				
証券化資産	1,813	1,760	1,782	1,743
負債証券	838	897	1,378	1,493
貸出金に分類変更された売却可能金融資産合計	2,651	2,657	3,160	3,236
貸出金に分類変更された金融資産合計	6,422 ¹	6,300	7,357 ¹	7,408

1 上記の表で示した分類変更された資産の帳簿価額に対して、金利リスクに関する有効な公正価値ヘッジ会計による帳簿価額への影響が存在している。この影響により、2015年6月30日および2014年12月31日現在の帳簿価額が、それぞれ79百万ユーロおよび86百万ユーロ増加している。

すべての分類変更された資産はNCOUにより管理され、当該ポートフォリオにわたる処分の決定は、リスク圧縮の決定権限に従いNCOUにより行われる。2015年6月30日終了6ヶ月間において、当グループは帳簿価額12億ユーロの分類変更された資産を売

却し、その結果、ポジション売却による純利得101百万ユーロさらに当該ポジションの減損の戻入に関連して30百万ユーロの利益が発生した。

売却に加えて、以前トレーディングに分類されていた資産の帳簿価額の減少には、償還額188百万ユーロが含まれている。以前売却可能に分類されていた資産の帳簿価額の減少には、償還額115百万ユーロが含まれている。これらの帳簿価額の減少は、当期間における外国為替の影響により一部相殺された。

当該分類変更が行われなかったと仮定した場合に、純損益に認識されていたであろう未実現公正価値利得（損失）、およびその他の包括利益に認識されていたであろう純利得（損失）

単位：百万ユーロ	2015年6月30日 終了3ヶ月間	2014年6月30日 終了3ヶ月間	2015年6月30日 終了6ヶ月間	2014年6月30日 終了6ヶ月間
分類変更されたトレーディング資産に係る未実現公正価値利得（損失）（信用リスク引当金繰入額控除前）	-67	71	-19	212
分類変更された減損の生じた売却可能金融資産に係る減損（損失）	0	-2	0	-9
分類変更された減損の生じていない売却可能金融資産に係る追加の未実現公正価値利得（損失）を表す、その他の包括利益に認識された純利得（損失）	-17	69	-5	142

すべての分類変更された資産が、損益計算書の税引前利益に寄与した金額

単位：百万ユーロ	2015年6月30日 終了3ヶ月間	2014年6月30日 終了3ヶ月間	2015年6月30日 終了6ヶ月間	2014年6月30日 終了6ヶ月間
利息収益	36	38	79	76
信用リスク引当金繰入額	27	-11	23	-38
その他の収益 ¹	25	5	50	5
分類変更されたトレーディング資産に係る税引前利益（損失）	89	32	153	43
利息収益	22	19	43	38
信用リスク引当金繰入額	0	1	0	-5
その他の収益 ¹	27	0	51	0
分類変更された売却可能金融資産に係る税引前利益（損失）	49	20	94	32

1 分類変更された資産の売却損益に関連する。

分類変更された金融資産：資産クラス別の帳簿価額および公正価値

IAS第39号により分類変更されたすべての資産は、2012年度第4四半期のNCOUの創設に際して当該新部門に移管された。NCOUは資本需要合計および調整資産合計を低減させるため、リスク圧縮を加速する役割を担っている。損益計算書、規制自己資本およびレバレッジへの影響を含む多数の要因が、資産を売却するか否かおよび資産売却時期の決定に関して考慮される。帳簿価額および公正価値の変動は以下の表に示している。

2008年度および2009年度に分類変更された資産の資産クラス別の帳簿価額および公正価値

単位：百万ユーロ	2015年6月30日現在			2014年12月31日現在		
	帳簿価額 (CV)	公正価値 (FV)	未実現利 得 / (損 失)	帳簿価額 (CV)	公正価値 (FV)	未実現利 得 / (損 失)
分類変更された証券化資産および負債証券：						
米国地方債	1,363	1,436	72	2,302	2,503	201
学生ローンABS	1,598	1,654	56	1,464	1,529	65
CDO / CLO	662	625	-38	717	689	-28
カバード・ボンド	897	982	84	893	987	95
商業用モーゲージ証券	173	178	5	187	192	5
住宅用モーゲージABS	90	94	4	83	92	9
その他 ¹	580	540	-40	566	528	-38
分類変更された証券化資産および負債証券 合計	5,365	5,509	144	6,211	6,520	309
分類変更された貸出金：						
商業用モーゲージ	118	114	-4	227	226	0
住宅用モーゲージ	889	629	-260	871	616	-255
その他	51	48	-3	49	46	-3
分類変更された貸出金合計	1,057	791	-266	1,146	888	-259
貸出金に分類変更された金融資産合計	6,422	6,300	-122	7,357	7,408	51

1 航空業界に関連する資産担保証券ならびにその他の証券資産および負債証券の組合せが含まれている。

[次へ](#)

公正価値で計上される金融商品

公正価値ヒエラルキー

公正価値で計上される金融商品は、以下のとおり、IFRSの公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類されている。

レベル1 - 活発な市場における相場価格を使用して評価される金融商品は、活発で流動性のある市場における相場価格から直接、公正価値を決定でき、かつ、市場で観察される金融商品が、当グループの手許有高内の価格決定される金融商品の代表的なものである場合の金融商品である。

これらには、流動性の高い財務省証券、ならびに活発かつ流動性の高い取引所で取引されているデリバティブ、株式および現金商品が含まれている。

レベル2 - 観察可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、活発な市場で取引される類似商品を参照することにより公正価値を決定できる金融商品か、または評価技法によりその評価額を導き出すが、評価技法に使用される入力値がすべて観察可能である金融商品である。

これらには、多くのOTCデリバティブ、多くの投資適格の上場クレジット債、一定のCDS、多くの債務担保証券（以下「CDO」という。）、および多くの流動性の比較的低い株式が含まれている。

レベル3 - 直接観察不可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、市場の観察可能な情報を参照することにより直接公正価値を決定することができず、他の何らかの価格決定技法の使用を要する金融商品である。この区分に分類される金融商品は、観察不可能で、かつ、公正価値に重要な影響を及ぼす要素を有する。

これらには、より複雑なOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い資産担保証券（以下「ABS」という。）、流動性の低いICDO（現金およびシンセティック）、モノライン・エクスポージャー、第三者割当増資、多くの商業用不動産（以下「CRE」という。）貸出金、流動性の低い貸出金および一定の地方債が含まれている。

公正価値で保有する金融商品の帳簿価額¹

単位：百万ユーロ	2015年6月30日現在			2014年12月31日現在		
	活発な市場における相場価格 (レベル1)	観察可能なパラメータによる評価技法 (レベル2)	観察不可能なパラメータによる評価技法 (レベル3)	活発な市場における相場価格 (レベル1)	観察可能なパラメータによる評価技法 (レベル2)	観察不可能なパラメータによる評価技法 (レベル3)
公正価値で保有する金融資産：						
トレーディング資産	87,198	105,620	13,564	82,020	100,505	13,155
トレーディング証券	86,878	92,725	8,311	81,789	86,894	8,957
その他のトレーディング資産	320	12,895	5,254	232	13,611	4,198
デリバティブ金融商品のプラスの時価	6,209	524,854	8,601	5,439	614,960	9,559
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	9,550	101,791	4,314	8,826	104,307	4,152
売却可能金融資産	42,740	24,712	4,316	36,272	23,597	4,427
公正価値で測定するその他の金融資産	0	3,735 ²	0	0	4,335 ²	0
公正価値で保有する金融資産合計	145,697	760,713	30,795	132,558	847,705	31,294
公正価値で保有する金融負債：						
トレーディング負債	37,000	13,630	33	25,290	16,510	43
トレーディング証券	36,966	12,544	33	25,244	15,826	43
その他のトレーディング負債	34	1,086	0	46	685	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	5,834	501,697	5,911	5,890	597,759	6,553
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	0	38,390	3,504	2	34,763	2,366
投資契約負債 ³	0	9,359	0	0	8,523	0
公正価値で測定するその他の金融負債	0	6,895 ²	-197 ⁴	0	5,561 ²	-552 ⁴
公正価値で保有する金融負債合計	42,834	569,972	9,251	31,181	663,117	8,410

1 2014年度財務報告書の注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当グループの会計方針に従って、この表中の金額は通常総額ベースで表示されている。

2 ヘッジ会計に適切なデリバティブに主に関連している。

3 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。これらの契約の詳細は2014年度財務報告書の注記41「保険および投資契約」を参照。

4 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブに関連している。分離された組込デリバティブは、プラスまたはマイナスの公正価値を有する可能性があるが、この表においては主契約の分類と整合させて表示されている。分離された組込デリバティブは、経常的に公正価値で保有されており、公正価値ヒエラルキーの分類間で分割されている。

当期間において、流動性のテスト手続に基づき、トレーディング証券(436百万ユーロの資産および473百万ユーロの負債)の公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2の間の振替はなかった。

評価技法

以下は、当グループが取引している異なった種類の金融商品の公正価値を設定する際に使用される評価技法の説明である。

ソブリン債、準ソブリン債および社債ならびに持分証券：最近の取引がない場合、公正価値は、直近の市場価格（直近日以後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定される場合がある。近い代用金融商品が活発な市場で取引されている場合、公正価値は、金融商品のリスク・プロファイルの相違に関して代用金融商品の価値を調整することにより決定される。近い代用金融商品が入手不可能な場合には、公正価値は、より複雑なモデリング技法を使用して見積られる。これらの技法には、信用、金利、流動性およびその他のリスクの現在の市場相場を使用する割引キャッシュ・フロー・モデルが含まれる。持分証券については、モデリング技法には株価収益率に基づくものも含まれることがある。

モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券（MBS/ABS）には、住宅用・商業用MBSおよびその他のABS（CDOを含む。）が含まれる。ABSは、それらが様々な基礎となる資産を有し、また発行事業体が様々な資本構成を有するため、固有の特性を有している。多くのCDO金融商品と同様に、基礎となる資産がそれ自体ABSである場合には、複雑度はさらに増加する。

信頼できる外部価格が入手不可能な場合において、ABSは、適用可能なときは、市場において観察可能な類似取引に基づき行われる相対的価値分析、または入手可能で観察可能な入力値を組み込む業界標準の評価モデルを使用して評価される。業界標準の外部モデルは、独立した価格テストが可能な仮定に基づき、一定取引の元本および利息の支払を計算する。入力値には期限前償還率、損失仮定（タイミングおよび強度）および割引率（スプレッド、利回りまたはディスカウント・マージン）が含まれる。これらの入力値/仮定は、適切な場合、実際の取引、外部市場調査および市場インデックスから得られる。

貸出金：一定の貸出金については、公正価値は、最近生じた取引の市場価格（同取引日より後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定されることがある。最近の市場取引がない場合、公正価値を決定するため、ブローカーの気配値、コンセンサス・プライシング、代用金融商品または割引キャッシュ・フロー・モデルが使用される。割引キャッシュ・フロー・モデルは、必要に応じて、信用リスク、金利リスク、為替リスク、予想デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータ入力値を組み込んでいる。信用リスク、デフォルト時損失率およびデフォルト時利用率のパラメータは、入手可能かつ適切な場合、貸出金市場またはCDS市場からの情報を使用して決定される。

レバレッジ貸出金は、取引固有の特性を有する場合があります。それにより市場で観察される取引の関連性が限定される可能性がある。外部プライシング・サービスから観察可能な価格が入手可能な類似の取引が存在する場合、この情報は、取引の相違を反映させるための適切な調整をした上で使用される。類似の取引が存在しない場合、割引キャッシュ・フロー評価技法が、適切なレバレッジ貸出金インデックス（産業分類、貸出金の劣後化ならびに貸出金および貸出相手先のその他の関連情報を組み込んでいる。）から得られた信用スプレッドとともに使用される。

店頭デリバティブ金融商品：流動性の高い取引市場における市場標準取引（金利スワップ、G7通貨による外国為替予約およびオプション契約、ならびに上場証券またはインデックスに係るエクイティ・スワップおよびオプション契約等）は、市場標準モデルおよび公表パラメータ入力値を使用して評価される。パラメータ入力値は、可能な限り、プライシング・サービス、コンセンサス・プライシング・サービスおよび活発な市場において最近生じた取引から入手される。

より複雑な金融商品は、その金融商品に特有のより洗練されたモデリング技法を使用してモデル化され、入手可能な市場価格に調整される。モデルから出力された価値が関連する市場参照値に調整されない場合、モデルから出力された価値に対して差異を調整するための評価調整が行われる。あまり活発でない市場では、データは頻度の少ない市場取引、ブローカーの気配値から、また外挿法および内挿法を通して得られる。観察可能な価格または入力値が入手不可能な場合、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等の、その他の関連する情報源を評価することにより公正価値を決定するために経営陣の判断が要求される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債：公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の公正価値は、その金融負債に関連する当グループの信用リスクの測定を含む、すべてのマーケット・リスク要因を組み込んでいる。金融負債には、仕組み債の発行、仕組み預金および連結ピークルが発行するその他の仕組み証券が含まれ、これらは活発な市場で取引されていないことがある。これらの金融負債の公正価値は、関連する信用度調整後のイールド・カーブを使用して、契約上のキャッシュ・フローを割引くことによって決定される。マーケット・リスク・パラメータは、資産として保有する類似金融商品と整合する手法で評価される。例えば、仕組み債に組み込まれたデリバティブは、上記の「店頭デリバティブ金融商品」の項に記載された同様の手法を使用して評価される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に担保が付されている場合（貸付有価証券および買戻条件付売却有価証券等）、当該信用補完は負債の公正価値の評価に考慮される。

投資契約負債：投資契約負債に関連する資産は当グループが保有する。当グループは、投資契約によりこれらの負債の決済にこれらの資産を使用することを義務付けられている。そのため、投資契約負債の公正価値は、基礎となる資産（すなわち、保険契約の解約時に支払われる金額）の公正価値によって決定される。

重要で観察不可能なパラメータを含む評価技法から得られた公正価値で計上された金融商品の分析（レベル3）

公正価値ヒエラルキーのレベル3の金融商品の一部は、観察不可能な入力値に対して、相殺関係にある同一または類似するエクスポージャーを有している。しかし、これらはIFRSに従って、総額で資産および負債として表示することを要求されている。

トレーディング証券：一定の流動性の低い新興市場における社債および流動性の低い高度な仕組み社債は、ヒエラルキーの当該レベルに含まれている。さらに、証券化事業体が発行したノート、商業用・住宅用MBS、債務担保証券およびその他のABSの一部の保有はここで報告されている。当期間における減少は、主に売却およびこれらの金融商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変更に伴う、レベル2とレベル3の間での振替の組合せに起因している。

公正価値ヒエラルキーの当該レベルに分類されるデリバティブ商品のプラスおよびマイナスの時価は、一つまたは複数の重要で観察不可能なパラメータに基づき評価される。観察不可能なパラメータは、一定の相関関係、一定の長期ボラティリティ、一定の期限前償還率、信用スプレッドおよびその他の取引に特有のパラメータを含む場合がある。

レベル3のデリバティブには、基礎となる企業資産の参照プールが、定期的に市場で取引されるインデックスと厳密には比較可能でないカスタマイズされたCDOデリバティブ、一定のトランシェ分けされたインデックス・クレジット・デリバティブ、ボラティリティが観察不可能な一定のオプション、参照される基礎となる資産間の相関関係が観察不可能な一定のバスケット・オプション、長期金利オプション・デリバティブ、複数通貨の外国為替デリバティブ、および信用スプレッドが観察不可能な一定のクレジット・デフォルト・スワップが含まれている。

当期間の減少は主に、決済と、これらの商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変更に伴うレベル2とレベル3の間での振替の組合せに起因している。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されるその他のトレーディング金融商品は、主に一つまたは複数の重要で観察不可能なパラメータに基づく評価モデルを使用して評価されるトレーディング可能債権から構成される。レベル3の貸出金は、流動性の低いレバレッジ貸出金および流動性の低い住宅用・商業用モーゲージ貸出金から構成される。当期間の増加は主に、購入ならびにこれらの金融商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変更に伴うレベル2とレベル3の間での振替に起因している。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債：公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一定の企業向け貸出金および仕組み債は、公正価値ヒエラルキーの当該レベルに分類される。企業向け貸出金は、観察可能な信用スプレッド、回収率および観察不可能な利用率のパラメータを組み込んだ評価技法を使用して評価されている。リボルビング貸出枠は、デフォルト時の利用率パラメータが重要で観察不可能であるため、ヒエラルキーのレベル3において報告されている。

さらに、組込デリバティブを含む、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一定のハイブリッド債の発行は、重要で観察不可能なパラメータに基づき評価される。これらの観察不可能なパラメータは、単一の株式のボラティリティの相関関係を含んでいる。当期間の資産の増加は主に、新規発行および当該金融商品の時価評価益に起因している。負債の増加は、新規発行と、これらの金融商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変更に伴うレベル2とレベル3の間での振替の組合せに起因している。

売却可能金融資産には、近い代用品がなく市場の流動性が非常に低い場合の非上場の資本性金融商品が含まれている。当期間における資産の減少は主にこれらの金融商品の決済に起因している。

レベル3に分類された金融商品の調整

2015年6月30日現在

単位： 百万ユーロ	期首残高	連結会社グループの変動	利得 / 損失合計 ¹	購入	売却	発行 ²	決済 ³	レベル3への振替 ⁴	レベル3からの振替 ⁴	期末残高
公正価値で保有する金融資産：										

トレーディング証券	8,957	0	457	1,115	-1,884	0	-481	961	-814	8,311
デリバティブ金融商品のプラスの時価	9,559	0	-22	0	0	0	-749	558	-744	8,601
その他のトレーディング資産	4,198	0	393	1,142	-964	275	-266	820	-345	5,254
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	4,152	0	280	0	0	1,199	-864	84	-539	4,314
売却可能金融資産	4,427	0	186 ⁵	274	-220	0	-446	111	-18	4,315
公正価値で測定するその他の金融資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正価値で保有する金融資産合計	31,294	0	1,294 ^{6,7}	2,531	-3,067	1,474	-2,806	2,535	-2,460	30,795
公正価値で保有する金融負債：トレーディング証券	43	0	4	0	0	0	25	0	-39	33
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	6,553	0	-153	0	0	0	-542	874	-822	5,911
その他のトレーディング負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	2,366	0	133	0	0	1,168	-281	167	-49	3,504
公正価値で測定するその他の金融負債	-552	0	-32	0	0	0	15	-11	383	-197
公正価値で保有する金融負債合計	8,410	0	-48 ^{6,7}	0	0	1,168	-783	1,031	-526	9,251

- 1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告された売却可能金融資産に係る純利得 (損失)、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された売却可能金融資産に係る未実現純利得 (損失) および為替レート変動が含まれている。なお、一定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能および観察不可能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中の利得および損失は、観察可能および観察不可能なパラメータの両方の変動に起因している。
- 2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。
- 3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期時の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローは決済に表示されている。
- 4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期間において、それらは当期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3に振り替えられた金融商品については、当期首において当該金融商品がレベル3に振り替えられたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当期間における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、当期首において当該金融商品がレベル3から振り替えられたかのように表示しているためである。
- 5 売却可能金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された損失11百万ユーロ、および売却可能金融資産に係る純利得 (損失) に表示された、損益計算書に認識された利得4百万ユーロが含まれている。
- 6 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は526百万ユーロの利得であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は156百万ユーロの損失である。為替レート変動の影響はその他の包括利益、税引後において報告されている。
- 7 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

2014年6月30日現在

単位： 百万ユーロ	期首残高	連結会社グループの変動	利得/損失合計 ¹	購入	売却	発行 ²	決済 ³	レベル3への振替 ⁴	レベル3からの振替 ⁴	期末残高
公正価値で保有する金融資産： トレーディング証券	6,960	0	120	1,398	-1,120	0	-242	1,597	-1,471	7,241
デリバティブ金融商品のプラスの時価	10,556	0	-245	0	0	0	-311	1,715	-2,629	9,085
その他のトレーディング資産	5,065	0	11	1,338	-1,125	549	-194	518	-997	5,165
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	3,123	0	77	152	-108	870	-743	89	-58	3,401
売却可能金融資産	3,329	0	57 ⁵	582	-104	0	-450	242	-54	3,603
公正価値で測定するその他の金融資産 ⁶	1	-1	0	0	0	0	0	0	0	0
公正価値で保有する金融資産合計	29,033	-1	207 ⁸	3,470	-2,456	1,418	-1,940	4,161	-5,209	28,496
公正価値で保有する金融負債： トレーディング証券	24	0	2	0	0	0	-2	1	-4	21
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	8,321	0	-141	0	0	0	-283	826	-2,233	6,489
その他のトレーディング負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	1,442	0	-102	0	0	62	-25	684	-33	2,028
公正価値で測定するその他の金融負債	-247	0	-19	0	0	0	-36	-3	-95	-400
公正価値で保有する金融負債合計	9,539	0	-261 ^{7,8}	0	0	62	-346	1,507	-2,365	8,138

- 1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告された売却可能金融資産に係る純利得(損失)、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された売却可能金融資産に係る未実現純利得(損失)および為替レート変動が含まれている。なお、一定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能および観察不可能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中の利得および損失は、観察可能および観察不可能なパラメータの両方の変動に起因している。
- 2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。
- 3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローは決済に表示されている。
- 4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期間において、それらは当期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3に振り替えられた金融商品については、当期首において当該金融商品がレベル3に振り替えられたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当該期間における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、当期首において当該金融商品がレベル3から振り替えられたかのように表示しているためである。
- 5 売却可能金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された利得19百万ユーロ、および売却可能金融資産に係る純利得(損失)に表示された、損益計算書に認識された利得5百万ユーロが含まれている。
- 6 BHF-BANKに関連した売却目的保有資産を示している。

- 7 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は116百万ユーロの利得であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は22百万ユーロの利得である。為替レート変動の影響はその他の包括利益、税引後において報告されている。
- 8 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

観察不可能なパラメータの感応度分析

金融商品の価値が観察不可能なパラメータ入力値に左右される場合、貸借対照表日現在のこれらのパラメータの正確な水準は、合理的に可能性のある代替値の範囲から得られる場合がある。財務諸表を作成する際に、これらの観察不可能な入力パラメータの適切な水準は、現行の市場の証拠と整合し、また、上述の当グループの評価統制に対するアプローチに沿うように選択される。当グループが関連する金融商品を合理的に可能性のある代替値の範囲の両極から得られるパラメータ価値を使用して評価した場合、2015年6月30日現在では、公正価値は32億ユーロ増加または30億ユーロ減少した可能性がある。2014年12月31日現在では、公正価値は33億ユーロ増加または29億ユーロ減少した可能性がある。これらの影響の見積りの際に、当グループは、合理的に可能性のある代替的なパラメータ価値を使用して一定の金融商品を再評価するかまたは買呼値 / 売呼値スプレッドの評価調整に係る評価調整手法に基づくアプローチを使用した。買呼値 / 売呼値スプレッドの評価調整は、保有金融商品またはコンポーネント・リスクを手仕舞いするために支払わなければならない金額を反映しており、また、それらは市場の非流動性および不確実性などの要因も反映している。

この開示は、評価を観察不可能な入力パラメータに依拠している金融商品の公正価値に係る、相対的な不確実性の潜在的な影響を説明することを目的としている。しかしながら、実際には、すべての観察不可能なパラメータが同時に合理的に可能性のある代替値の範囲の両極となる可能性は低い。このため上記に開示された見積りは貸借対照表日現在における公正価値の真の不確実性より大きくなる可能性がある。さらに、当該開示は公正価値の将来の変動を予測または暗示するものではない。

ここで考慮される金融商品の多く（特にデリバティブ）については、観察不可能な入力パラメータは、金融商品の価格決定に要求されるパラメータの一部のみを表しており、残りは観察可能なパラメータである。このため、これらの金融商品については、観察不可能な入力パラメータをこれらの範囲の両極に変動させることの全体的な影響は、金融商品の公正価値合計と比較して相対的に小さい可能性がある。その他の金融商品については、公正価値は全体の金融商品価格に基づいて、例えば、合理的な代用金融商品の公正価値を調整することにより決定される。また、すべての金融商品は、当該金融商品を手仕舞いするコストの評価調整を含めた公正価値で既に計上されており、したがって、不確実性それ自体を市場の価格決定に反映させるために不確実性を既に織り込み済みである。このため、この開示において計算される不確実性のマイナスの影響は、財務諸表上の公正価値に既に織り込み済みの不確実性のマイナスの影響を超える部分である。

金融商品の種類別の感応度分析の内訳¹

	2015年6月30日現在		2014年12月31日現在	
	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動
単位：百万ユーロ				
有価証券：				
負債証券	853	785	833	725
商業用モーゲージ担保証券	20	19	57	47
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券	244	237	235	229
ソブリン債および準ソブリン債	59	59	63	37
社債およびその他の債務証券	531	470	478	412
持分証券	46	146	124	224
デリバティブ：				
信用	366	557	432	457
エクイティ	152	108	157	115
金利関連	361	142	392	184
外国為替	10	4	4	2
その他	72	68	75	74
貸出金：				
貸出金	1,269	1,088	1,175	988
貸出コミットメント	4	4	6	5
その他	79	74	79	79
合計	3,212	2,976	3,277	2,854

1 観察不可能なパラメータに対するエクスポージャーが異なる金融商品の間で相殺される場合には、純影響額のみがこの表で開示される。

重要で観察不可能な入力値の感応度に関する定量的情報

レベル3の公正価値測定に係る観察不可能なパラメータの動向は、必ずしも独立したものではなく、多くの場合、他の観察不可能なパラメータおよび観察可能なパラメータの双方との間に動的な関係が存在する。こうした関係は、ある金融商品の公正価値にとって重要である場合には、相関関係パラメータを通じて明確に捕捉されるか、または価格決定モデルもしくは評価技法を通じて別の方法で管理される。評価技法が複数の入力値を使用する場合、特定の入力値の選択が他の入力値の可能値の範囲を限定することが多い。さらに、広範な市場要素（金利、株価指数、信用指数、コモディティ指数、外国為替レート等）も影響し得る。

下記の値の範囲は、レベル3内の重要なエクスポージャーの評価に使用された入力値の最大値および最小値を示している。開示を構成する金融商品の多様性は重要であることから、特定のパラメータの範囲は広くなる場合がある。例えば、モーゲージ担保証券に係る信用スプレッドの範囲は、より狭いスプレッドを伴う流動性の比較的高い正常ポジションから、より広い信用スプレッドを有する流動性の比較的低い不良ポジションまでを表している。レベル3には流動性の比較的低い公正価値金融商品が含まれていることから、関連する市場力学を捕捉するための各エクスポージャーの種類内の価格決定の分化の度合いが高いため、広範なパラメータが見られると予想される。その次に、主要な各パラメータの種類の簡単な説明が、当該パラメータ間の重要な相互関係に関するコメントとともに記載されている。

信用パラメータは、デフォルト確率およびデフォルトの結果生じる損失の表示を可能にすることにより、エクスポージャーの信用度の評価に使用される。信用スプレッドは、信用度を反映する最たるものであり、発行体と参照ベンチマークとの信用の質の違いを許容するために債券保有者が要求するであろう、ベンチマーク参照金融商品（評価対象の資産に応じて通常はLIBORまたは関連する財務省証券）を上回るプレミアムまたは利回りを示す。信用スプレッドが大きいほど、信用の質が低いことを意味し、結果として特定の債券または借手によって当行に返済される他の貸出金資産の価値は下がる。回収率は、貸出金の債務不履行時に貸手が受け取るであろう金額、または債券の債務不履行時に債券保有者が受け取るであろう金額の見積りを示す。他のパラメータを一定にした場合、回収率が高いほど、特定の債券ポジションの評価額は高くなる。年率換算デフォルト率（Constant Default Rate（以下「CDR」という。））および年率換算期限前償還率（Constant Prepayment Rate（CPR））

は、これらのパラメータが予定された返済および利払時に発生している進行中の債務不履行や、借手が追加の（通常は自主的な）繰上返済を行うか否か見積ることから、より複雑な貸出金および負債性資産の評価を可能にする。これらのパラメータは、借手による返済が長期にわたって行われる場合や、借手が貸出金を繰上返済できる場合（例えば一部の住宅用モーゲージに見られる。）における、モーゲージやその他の種類の貸出の公正価値に関する意見の形成の際に特に関連性が高い。CDRが高いほど、貸手が最終的に受け取る現金が少なくなることから、特定の貸出金またはモーゲージの評価額は低くなる。

金利、信用スプレッド、インフレ率、外国為替レートおよび株価が、一定のオプション金融商品やその他の複雑なデリバティブ（デリバティブ保有者が受け取るペイオフがこれらの参照基礎数値の長期にわたる動向に左右される場合）において参照される。ボラティリティ・パラメータは、基礎となる金融商品に係るリターンの変動性の評価を可能にすることにより、オプションの動向の主要な属性を表す。このボラティリティは確率の尺度であり、ボラティリティが高いほど特定の結果が生じる確率が高まることを意味する。参照基礎数値（金利、信用スプレッド等）は、オプションから期待できるリターンの大きさを表すことにより、オプションの評価額に影響を及ぼす。このため、特定のオプションの評価額は、基礎となる金融商品の価値および当該金融商品のボラティリティ（ペイオフの大きさを示す。）、ならびに当該ペイオフが発生する確率に左右される。ボラティリティが高いと、プラスのリターンの確率が高まることから、オプション保有者のオプションの価値は高まる。オプションによって表されるペイオフが重要である場合にも、オプションの価値は高まる。

相関関係は、デリバティブまたは他の金融商品に複数の参照基礎数値が存在する場合に、参照基礎数値間の影響力のある関係を表すために使用される。こうした関係（例えばコモディティ相関関係や金利・為替相関関係）の一部の背後には通常、世界的需要によるコモディティ群への影響や金利平価による外国為替レートへの影響といったマクロ経済的要因が存在する。クレジット・デリバティブや株式バスケット・デリバティブといった場合には、信用参照数値間や株式間により具体的な関係が存在し得る。信用相関関係は、様々な信用商品の信用パフォーマンス間関係の見積りに使用され、株式相関関係は様々な株式のリターン間関係の見積りに使用される。相関関係エクスポージャーを有するデリバティブは、ロングまたはショートの相関関係のいずれかである。高い相関関係は、参照基礎数値間に強い関係が存在することを示唆し、このことはロングの相関関係デリバティブの価値の上昇につながる。負の相関関係は、参照基礎数値間関係が反対であることを意味する（すなわち、ある参照基礎数値の価格の上昇が他の参照基礎数値の価格の下落につながる。）。

流動性の比較的低い有価証券の評価にはEBITDA（利息、税金、減価償却費および償却費前利益）マルチプル法が使用され得る。この方法の下では、企業の企業価値（以下「EV」という。）は、観察可能な類似企業のEV / EBITDA倍率を識別し、評価見積りの対象である企業のEBITDAにこの倍率を適用することにより見積ることができる。この方法の下では、使用される一般に上場した類似企業と評価対象企業との流動性の差に起因した流動性の調整が頻繁に適用される。EV / EBITDA倍率が高いほど、公正価値は上昇する。

レベル3に分類された金融商品および観察不可能な入力値に関する定量的情報

2015年6月30日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	公正価値		評価技法 ¹	重要で観察不可能な入力値 (レベル3)	範囲
	資産	負債			
公正価値で保有する金融商品-トレーディング目的保有、公正価値で測定するものとして指定、および売却可能： モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券					
商業用モーゲージ担保証券	148	0	価格に基づく技法	価格	0% 103%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	180 1,834
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券	2,288	0	価格に基づく技法	価格	0% 107%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	33 1,500
				回収率	0% 90%
				年率換算デフォルト率	0% 13%
				年率換算期限前償還率	0% 88%
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券合計	2,436	0			
負債証券およびその他の債務証券	5,390	2,332	価格に基づく技法	価格	0% 315%
トレーディング目的保有	5,057	33	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	34 865
ソブリン債および準ソブリン債	793				
社債およびその他の債務証券	4,265				
売却可能	331				
公正価値で測定するものとして指定	2	2,299			
持分証券	1,712	0	マーケット・アプローチ	価格 / 純資産価額	40% 100%
トレーディング目的保有	817	0		企業価値 / EBITDA (マルチプル)	1 18
公正価値で測定するものとして指定	31				
売却可能	864		割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	9% 13%
貸出金	11,420	0	価格に基づく技法	価格	0% 138%
トレーディング目的保有	5,258	0	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	100 3,040
公正価値で測定するものとして指定	3,819			年率換算デフォルト率	1% 23%
売却可能	2,343			回収率	0% 67%
貸出コミットメント	0	62	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	3 900
				回収率	20% 75%
			ローン価格決定モデル	利用率	0% 100%
その他の金融商品	1,236 ²	1,143 ³	割引キャッシュ・フロー	IRR	4% 24%
公正価値で保有する金融商品合計	22,194	3,538			

1 評価技法および続く重要な観察不可能な入力値は、各ポジション合計に関連している。

2 その他の金融資産には、その他のトレーディング資産-4百万ユーロ、公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産462百万ユーロおよびその他の売却可能金融資産778百万ユーロが含まれている。

3 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券10億ユーロおよび公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債122百万ユーロが含まれている。

2014年12月31日現在

公正価値

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	資産	負債	評価技法 ¹	重要で観察不可能な入力値 (レベル3)	範囲
公正価値で保有する金融商品-トレーディング目的保有、公正価値で測定するものとして指定、および売却可能： モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券					
商業用モーゲージ担保証券	342	0	価格に基づく技法	価格	0% 106%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	246 1,375
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券	2,342	0	価格に基づく技法	価格	0% 184%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	72 1,648
				回収率	0% 97%
				年率換算デフォルト率	0% 13%
				年率換算期限前償還率	0% 22%
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券合計	2,684	0			
負債証券およびその他の債務証券	5,936	1,202	価格に基づく技法	価格	0% 286%
トレーディング目的保有	5,477	43	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	32 1,629
ソブリン債および準ソブリン債	835				
社債およびその他の債務証券	4,643				
売却可能	459				
公正価値で測定するものとして指定	0	1,159			
持分証券	1,719	0	マーケット・アプローチ	価格 / 純資産価額	49% 100%
トレーディング目的保有	795	0		企業価値 / EBITDA (マルチプル)	1 18
公正価値で測定するものとして指定	29				
売却可能	895		割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	6% 13%
貸出金	10,648	0	価格に基づく技法	価格	0% 137%
トレーディング目的保有	4,148	0	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	95 3,040
公正価値で測定するものとして指定	3,719			年率換算デフォルト率	2% 21%
売却可能	2,781			回収率	0% 67%
貸出コミットメント	0	87	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	115 1,000
				回収率	20% 80%
			ローン価格決定モデル	利用率	0% 100%
その他の金融商品	748 ²	1,121 ³	割引キャッシュ・フロー	IRR	2% 24%
公正価値で保有する金融商品合計	21,735	2,409			

1 評価技法および続く重要な観察不可能な入力値は、各ポジション合計に関連している。

2 その他の金融資産には、その他のトレーディング資産50百万ユーロ、公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産405百万ユーロ、その他の売却可能金融資産293百万ユーロが含まれている。

3 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券10億ユーロおよび公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債104百万ユーロが含まれている。

2015年6月30日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	資産	負債	評価技法	重要で観察不可能な入力値 (レベル3)	範囲

公正価値で保有する金融

商品：

デリバティブ金融商品の

時価：

金利デリバティブ	3,522	2,184	割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート (bps)	8	905
				インフレ・スワップ・レート	0%	8%
				年率換算デフォルト率	1%	14%
				年率換算期限前償還率	3%	21%
			オプション価格決定モデル	インフレ・ボラティリティ	0%	8%
				金利ボラティリティ	10%	143%
				金利間の相関関係	-2%	100%
				ハイブリッド相関関係	-70%	95%
クレジット・デリバティブ	3,159	1,727	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	2	17,383
				回収率	0%	100%
			相関関係価格決定モデル	信用相関関係	13%	100%
エクイティ・デリバティブ	594	982	オプション価格決定モデル	株式ボラティリティ	11%	95%
				インデックス・ボラティリティ	11%	58%
				インデックス間の相関関係	50%	92%
				株式間の相関関係	9%	91%
FXデリバティブ	315	179	オプション価格決定モデル	ボラティリティ	1%	24%
その他のデリバティブ	1,011	641	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	350	1,500
			オプション価格決定モデル	インデックス・ボラティリティ	1%	122%
				コモディティ相関関係	-21%	90%
デリバティブ金融商品の時価合計	8,601	5,714				

1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

2014年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	公正価値		評価技法	重要で観察不可能な入力値 (レベル3)	範囲	
	資産	負債				
公正価値で保有する金融商品： デリバティブ金融商品の時価：						
金利デリバティブ	3,324	2,211	割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート (bps) インフレ・スワップ・レート 年率換算デフォルト率 年率換算期限前償還率	42 -1% 2% 2%	2,418 8% 27% 21%
			オプション価格決定モデル	インフレ・ボラティリティ 金利ボラティリティ 金利間の相関関係 ハイブリッド相関関係	0% 1% -2% -70%	8% 101% 100% 95%
クレジット・デリバティブ	3,586	1,921	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps) 回収率	155 0%	9,480 100%
			相関関係価格決定モデル	信用相関関係	13%	96%
エクイティ・デリバティブ	1,118	1,258	オプション価格決定モデル	株式ボラティリティ インデックス・ボラティリティ インデックス間の相関関係 株式間の相関関係	8% 8% 48% 9%	84% 99% 98% 95%
FXデリバティブ	264	242	オプション価格決定モデル	ボラティリティ	6%	26%
その他のデリバティブ	1,267	368 ¹	割引キャッシュ・フロー オプション価格決定モデル	信用スプレッド (bps) インデックス・ボラティリティ コモディティ相関関係	44 7% -30%	1,500 138% 60%
デリバティブ金融商品の時価合計	9,559	6,001				

1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

報告日現在において保有されるまたは発行済のレベル3の金融商品に係る未実現利得または損失

レベル3の金融商品に係る未実現利得または損失は観察不可能なパラメータのみによるものではない。ヒエラルキーの当該レベルにおける金融商品の評価に対するパラメータ入力値の多くは観察可能であり、利得または損失は、当該期間にわたるこれらの観察可能なパラメータの変動が一因となっている。ヒエラルキーの当該レベルにおけるポジションの多くは、公正価値ヒエラルキーの他のレベルに分類されている金融商品によって経済的にヘッジされている。当該ヘッジのすべてに係る、計上された相殺関係にある利得または損失は以下の表には含まれていない。同表は、IFRS第13号に従って報告日において保有されているレベル3に分類された金融商品それ自体に関連する利得および損失のみを示している。レベル3の金融商品に係る未実現利得および損失は、連結損益計算書において、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得のいずれにも含まれる。

単位：百万ユーロ	2015年6月30日 終了3ヶ月間	2014年6月30日 終了3ヶ月間
公正価値で保有する金融資産：		
トレーディング証券	506	247
デリバティブ金融商品のプラスの時価	56	-13
その他のトレーディング資産	167	84
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	165	46

売却可能金融資産	-5	33
公正価値で測定するその他の金融資産	0	0
公正価値で保有する金融資産合計	889	397
公正価値で保有する金融負債：		
トレーディング証券	0	-3
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	7	-19
その他のトレーディング負債	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	-74	-23
公正価値で測定するその他の金融負債	39	-6
公正価値で保有する金融負債合計	-28	-52
合計	860	345

取引日利益の認識

評価技法で使用された入力値に重要で観察不可能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、取引日利益は繰延べられる。以下の表は、純損益を通じて公正価値で分類された金融商品に関して、重要で観察不可能なパラメータにより繰延べられた取引日利益の期首から現在までの変動を示している。当該残高は主にデリバティブ金融商品に関連している。

単位：百万ユーロ	2015年6月30日現在	2014年6月30日現在
期首残高	973	796
期中の新規取引	274	314
償却	-199	-169
満期取引	-92	-64
その後の観察可能性の変動	-30	-56
為替レートの変動	7	0
期末残高	934	821

公正価値で計上されない金融商品の公正価値

この項は、当グループの2014年度財務報告書の注記15「公正価値で計上されない金融商品の公正価値」と併せて読むべきである。

貸借対照表において公正価値で計上されない当グループの金融商品の公正価値を設定するために使用される評価技法は、当グループの2014年度財務報告書の注記14「公正価値で計上される金融商品」に記載されたものと整合している。「IAS第39号およびIFRS第7号の修正、「金融資産の分類変更」」の項に記載されているとおり、当グループは、一部の適格資産をトレーディングおよび売却可能分類から貸出金に分類変更した。当グループは、当グループの2014年度財務報告書の注記14「公正価値で計上される金融商品」に記載された関連する評価技法を分類変更後の資産に対して引き続き適用する。

公正価値で計上されないその他の金融商品は、公正価値ベースで管理されていない（例えば、小口貸出金、預金および法人顧客に供与した与信枠）。これらの金融商品については、公正価値は開示目的で計算されるのみであり、貸借対照表および損益計算書に影響を及ぼさない。さらに、当該金融商品は通常取引されないため、これらの公正価値の決定には経営陣の重要な判断が要求される。

貸借対照表において公正価値で計上されない金融商品の見積公正価値¹

単位：百万ユーロ	2015年6月30日現在		2014年12月31日現在	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融資産：				
現金および銀行預け金	25,641	25,641	20,055	20,055
利付銀行預け金	64,382	64,382	63,518	63,518
中央銀行ファンド貸出金および売却条件付買入有価証券	27,785	27,785	17,796	17,796
借入有価証券	28,593	28,593	25,834	25,834
貸出金	425,019	427,603	405,612	410,769
その他の金融資産	142,360	142,346	120,838	120,827
金融負債：				
預金	573,236	573,016	532,931	532,581
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	7,917	7,917	10,887	10,887
貸付有価証券	2,979	2,979	2,339	2,339
その他の短期借入金	32,543	32,538	42,931	42,929
その他の金融負債	183,138	183,138	159,930	159,930
長期債務	160,255	160,359	144,837	146,215
信託優先証券	6,952	7,910	10,573	12,251

¹ 当グループの2014年度財務報告書の注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載された金融商品の相殺に関する当グループの会計方針に従って、金額は通常総額ベースで表示された。

金融資産と金融負債の相殺

当グループは、当グループの2014年度財務報告書の注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載された基準に従って、貸借対照表上純額ベースで一定の金融資産と金融負債を表示することができる。

下表は、相殺による連結貸借対照表への影響、および強制力のあるマスター・ネットリング契約または類似契約の対象となる金融商品のネットリングによる財務上の影響、ならびに利用可能な現金担保および金融商品担保に関する情報を示している。

資産

2015年6月30日現在

	金融資産 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	貸借対照表上、相殺されない金額			
				マス ター・ ネッティ ング契約 の影響	現金担保	金融商品 担保 ¹	純額
単位：百万ユーロ							
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力あ り）	25,439	-5,493	19,945	0	0	-19,877	68
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力な し）	7,840	0	7,840	0	0	-7,306	534
借入有価証券（強制力あり）	13,192	0	13,192	0	0	-12,783	409
借入有価証券（強制力なし）	15,401	0	15,401	0	0	-14,835	565
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産							
トレーディング資産	206,804	-422	206,382	0	-11	-738	205,632
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力あり）	653,207	-135,155	518,053	-429,121	-56,115	-12,689	20,128
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力なし）	21,612	0	21,612	0	0	0	21,612
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力あり）	91,789	-31,811	59,978	-8,519	-1,300	-40,708	9,451
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力なし）	55,677	0	55,677	0	0	-32,170	23,507
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計	1,029,089	-167,388	861,702	-437,640	-57,426	-86,306	280,330
貸出金	425,038	-19	425,019	0	-16,975	-49,248	358,796
その他の資産	190,781	-33,349	157,432	-62,538	-334	0	94,560
このうち、ヘッジ会計に適格な デリバティブのプラスの時価 （強制力あり）	8,006	-4,165	3,841	-3,181	0	0	660
ネッティングの対象とならない残 りの資産	193,645	0	193,645	0	-543	-392	192,710
資産合計	1,900,425	-206,249	1,694,176	-500,178	-75,278	-190,746	927,973

1 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

負債

2015年6月30日現在

単位：百万ユーロ	金融負債 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	貸借対照表上、相殺されない金額			
				マス ター・ ネッティ ング契約 の影響	現金担保	金融商品 担保	純額
預金	573,255	-19	573,236	0	0	0	573,236
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力あり）	8,544	-5,493	3,051	0	0	-3,051	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力なし）	4,866	0	4,866	0	0	-4,170	696
貸付有価証券（強制力あり）	2,166	0	2,166	0	0	-2,166	0
貸付有価証券（強制力なし）	814	0	814	0	0	-331	482
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債							
トレーディング負債	51,605	-941	50,664	0	0	0	50,664
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり）	621,399	-135,577	485,822	-425,548	-59,357	-917	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし）	27,620	0	27,620	0	0	-11,884	15,736
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力あり）	45,202	-30,869	14,332	-2,033	0	-12,299	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力なし）	36,921	0	36,921	0	-12,228	-12,628	12,065
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	782,747	-167,388	615,359	-427,581	-71,585	-37,729	78,464
その他の負債	242,438	-33,349	209,090	-69,623	0	0	139,467
このうち、ヘッジ会計に適切なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり）	10,919	-4,165	6,754	-6,754	0	0	0
ネッティングの対象とならない残りの負債	209,859	0	209,859	0	0	0	209,859
負債合計	1,824,689	-206,249	1,618,440	-497,203	-71,585	-47,448	1,002,204

資産

2014年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融資産 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	マス ター・ ネット ィング契 約の影 響	現金担保	金融商品 担保 ¹	純額
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力あ り）	17,051	-2,419	14,632	0	0	-14,602	29
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力な し）	3,164	0	3,164	0	0	-2,386	779
借入有価証券（強制力あり）	11,891	0	11,891	0	0	-11,406	485
借入有価証券（強制力なし）	13,943	0	13,943	0	0	-13,294	649
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産							
トレーディング資産	196,157	-476	195,681	0	-11	-1,049	194,621
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力あり）	823,578	-217,158	606,421	-519,590	-61,518	-15,330	9,982
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力なし）	23,537	0	23,537	0	0	0	23,537
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力あり）	101,845	-37,075	64,770	-2,782	-1,924	-50,245	9,819
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力なし）	52,516	0	52,516	0	0	-31,358	21,158
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計	1,197,633	-254,708	942,924	-522,373	-63,453	-97,982	259,117
貸出金	405,673	-61	405,612	0	-16,259	-46,112	343,242
その他の資産	157,771	-19,792	137,980	-67,009	-239	-13	70,720
このうち、ヘッジ会計に適格な デリバティブのプラスの時価 （強制力あり）	10,723	-6,320	4,403	-3,837	0	0	566
ネットィングの対象とならない残 りの資産	178,557	0	178,557	0	-874	-451	177,231
資産合計	1,985,683	-276,980	1,708,703	-589,381	-80,825	-186,246	852,252

¹ 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

負債

2014年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融負債 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	マス ター・ ネット ィング契 約の影 響	現金担保	金融商品 担保	純額
預金	532,992	-61	532,931	0	0	0	532,931
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力あり）	5,673	-2,419	3,254	0	0	-2,966	288
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力なし）	7,633	0	7,633	0	0	-2,278	5,356
貸付有価証券（強制力あり）	1,791	0	1,791	0	0	-1,614	177
貸付有価証券（強制力なし）	549	0	549	0	0	-209	339
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債							
トレーディング負債	42,960	-1,117	41,843	0	0	0	41,843
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり）	803,073	-217,597	585,475	-518,364	-63,172	-3,939	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし）	24,726	0	24,726	0	0	-11,996	12,731
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力あり）	52,517	-35,994	16,523	-2,782	0	-13,741	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力なし）	29,132 ¹	0	29,132 ¹	0	-3,130	-5,718	20,283 ¹
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	952,408 ¹	-254,708	697,699 ¹	-521,146	-66,302	-35,394	74,856 ¹
その他の負債	203,614 ¹	-19,792	183,823 ¹	-71,645	0	0	112,178 ¹
このうち、ヘッジ会計に適切なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり）	11,383	-6,320	5,063	-5,063	0	0	0
ネットィングの対象とならない残りの負債	207,801	0	207,801	0	0	0	207,801
負債合計	1,912,461	-276,980	1,635,481	-592,791	-66,302	-42,460	933,927

1 数値は、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力なし）からその他の負債へ670億ユーロを振り替えることにより修正再表示されている。

「貸借対照表上、相殺される総額」の欄は、当グループの2014年度財務報告書の注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載された全ての基準に従って相殺される金額を開示している。

「マスター・ネットィング契約の影響」の欄は、マスター・ネットィング契約の対象であるが、純額決済/同時決済の基準を満たさなかったため、または相殺に係る権利が相手先の債務不履行のみを条件としているため相殺されなかった金額を開示している。その他の資産およびその他の負債に係る表示金額には、それぞれ未収委託証拠金および未払委託証拠金が含まれている。

「現金担保」および「金融商品担保」の欄は、資産および負債の合計金額（相殺されなかったものを含む。）に関連して受け取ったまたは差入れた現金担保および金融商品担保の金額を開示している。

強制力のないマスター・ネットィング契約とは、現地の破産法の下で相殺に係る権利が支持されない可能性のある法域において履行される契約を言う。

デリバティブのプラスの時価に対して受け取った現金担保およびデリバティブのマイナスの時価に対して差入れた現金担保は、それぞれ「その他の負債」および「その他の資産」内の残高に計上されている。

開示されている現金担保および金融商品担保の金額は、その公正価値を反映している。現金担保および金融商品担保に関する相殺に係る権利は、相手先の債務不履行を条件としている。

信用リスク引当金

2015年6月30日終了6ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	貸倒引当金			オフバランス信用リスク引当金			合計
	個別評価	集成的評価	小計	個別評価	集成的評価	小計	
期首残高	2,364	2,849	5,212	85	141	226	5,439
信用リスク引当金繰入額	127	216	343	17	9	26	369
このうち：							
減損債権の処分による (利得)/損失	-31	-43 ¹	-74 ¹	0	0	0	-74 ¹
純貸倒償却額：	-222	-327	-549	0	0	0	-549
貸倒償却額	-246	-391	-637	0	0	0	-637
取戻額	24	64	88	0	0	0	88
その他の変動	24	8	32	3	8	11	43
期末残高	2,293	2,746	5,039	104	159	263	5,302

前年度からの増減

信用リスク引当金繰入額	個別評価	集成的評価	小計	個別評価	集成的評価	小計	合計
単位：百万ユーロ	-63	-67	-131	4	0	4	-127
単位：%	-33	-24	-28	32	-4	17	-26
純貸倒償却額							
単位：百万ユーロ	418	-143	275	0	0	0	275
単位：%	-65	78	-33	0	0	0	-33

1 2015年度第2四半期に合意され、2015年度第3四半期に決済予定である処分に関連する26百万ユーロの戻入を含む(すなわち、関連する貸倒償却および減損債権の認識中止は第3四半期の勘定にのみ反映される)。

2014年6月30日終了6ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	貸倒引当金			オフバランス信用リスク引当金			合計
	個別評価	集成的評価	小計	個別評価	集成的評価	小計	
期首残高	2,857	2,732	5,589	102	114	216	5,805
信用リスク引当金繰入額	191	283	474	13	9	22	496
このうち：							
減損債権の処分による (利得)/損失	-40	-4	-44	0	0	0	-44
純貸倒償却額：	-640	-184	-824	0	0	0	-824
貸倒償却額	-662	-230	-892	0	0	0	-892
取戻額	23	46	69	0	0	0	69
その他の変動	-16	-6	-23	0	1	0	-22
期末残高	2,392	2,824	5,216	114	124	238	5,454

前年度からの増減

信用リスク引当金繰入額	個別評価	集成的評価	小計	個別評価	集成的評価	小計	合計
単位：百万ユーロ	-341	3	-338	7	-1	6	-332
単位：%	-64	1	-42	142	-13	38	-40
純貸倒償却額							
単位：百万ユーロ	-319	-73	-391	0	0	0	-391
単位：%	99	66	91	0	0	0	91

その他の資産およびその他の負債

その他の資産

単位：百万ユーロ	2015年6月30日 現在	2014年12月31日 現在
ブローカー業務および有価証券に関連する債権		
未収金 / 未収委託証拠金	59,050	65,096
プライム・ブローカレッジ業務に係る債権	14,441	10,785
決済日経過の未決済有価証券取引	4,855	4,741
未決済の通常取引に係る受取債権	57,445	34,432
ブローカー業務および有価証券に関連する債権合計	135,791	115,054
未収利息	2,732	2,791
売却目的保有資産	460	180
その他	18,449	19,955
その他の資産合計	157,432	137,980

その他の負債

単位：百万ユーロ	2015年6月30日 現在	2014年12月31日 現在
ブローカー業務および有価証券に関連する債務		
未払金 / 未払委託証拠金	71,497	70,558
プライム・ブローカレッジ業務に係る債務	35,904	33,985
決済日経過の未決済有価証券取引	4,062	3,473
未決済の通常取引に係る支払債務	53,524	35,195
ブローカー業務および有価証券に関連する債務合計	164,987	143,210
未払利息	2,486	2,953
売却目的保有負債	52	0
その他	41,565	37,659
その他の負債合計	209,090	183,823

長期債務

単位：百万ユーロ	2015年6月30日 現在	2014年12月31日 現在
優先債務：		
債券およびノート		
固定利付	88,368	84,795
変動利付	35,703	34,651
劣後債務：		
債券およびノート		
固定利付	4,583	2,689
変動利付	2,681	2,358
その他	28,920	20,344
長期債務合計	160,255	144,837

発行済および社外流通株式

単位：百万株	2015年6月30日 現在	2014年12月31日 現在
発行済株式	1,379.3	1,379.3
自己株式	0.3	0.3
このうち：		
買戻し	0.2	0.1
その他	0.2	0.2
社外流通株式	1,378.9	1,379.0

その他の財務情報（無監査）

信用関連コミットメントおよび偶発負債

通常の事業活動の過程において、当グループは、フロンティング・コミットメントを含む取消不能貸出コミットメントおよび偶発負債（金融保証および履行保証、スタンドバイ信用状ならびに顧客のための補償契約から構成されている。）を定期的に締結している。これらの契約に基づいて、当グループは、債務契約に基づく履行や、第三者の債務不履行に基づく受益者に対する支払いを要求される。これらの商品に関して、当グループは、請求が行われるか否か、および行われる場合には、いつ、どの程度行われるかについて、詳細には把握していない。当グループがフロンティング・コミットメントに関連して現金を支払わなければならない場合、当グループは即時にその他のシンジケート貸主に返済を求めらるであろう。当グループは信用エクスポージャーの監視の際に上記全ての金融商品を検討し、固有の信用リスクを軽減するために担保を要求する場合がある。信用リスクの監視により、予想される請求から損失の発生する可能性が高いと考えられた場合、引当金が設定され、貸借対照表に計上される。

以下の表は、当グループの取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債を示しており、担保および引当金は考慮されていない。この表は、締結したこれらすべての負債を履行しなければならない場合の、当グループの潜在的な最大利用額を示している。このため、この表はこれらの負債に係る予想将来キャッシュ・フローを表すものではない。それは、これらの債務の多くが引き出されることなく期限切れとなるため、および発生する請求が顧客によって履行されるかまたは取り決めた担保からの受取金により回収される可能性があるためである。

単位：百万ユーロ	2015年6月30日 現在	2014年12月31日 現在
取消不能貸出コミットメント	174,808	154,446
偶発負債	60,783	62,087
合計	235,591	216,533

引当金

引当金の種類別の変動

単位：百万ユーロ	住宅貯蓄事業	オペレーショナル・リスク	訴訟	再構築	モーゲージ買戻し請求	その他 ¹	合計
2015年1月1日現在残高	1,150	422	3,210	120	669	880	6,451
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	0	0
新規繰入額	101	53	2,811	28	1	579	3,573
取崩額	70	11	2,284	64	4	289	2,722
戻入額	3	33	40	8	226	55	365
為替レート変動の影響 / 割引の巻戻し	-10	18	72	2	61	13	157
振替	0	-2	-8	4	14	-10	-2
その他	0	0	0	0	0	0	0
2015年6月30日現在残高	1,167	447	3,761	83	514	1,118	7,090

1 連結貸借対照表に開示されている引当金の残りの部分に関しては、オフバランス信用リスク引当金が開示されている注記「信用リスク引当金」を参照のこと。

引当金の種類

住宅貯蓄引当金は、ドイツ・ポストバンク・グループおよびDeutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaftの住宅貯蓄事業から発生する。住宅貯蓄においては、顧客が建築ローン契約を締結し、それに従って、顧客が貸出銀行に目標金額を預金すると、顧客は建築ローンによる借入を受ける権利を得る。建築ローン契約に関連して、アレンジメント・フィーが課され、また、預金額に対して（通常は他の銀行預金よりも低い金利で）利息が支払われる。顧客が借入を行わないと決めた場合には、顧客は遡及的なボーナス金利を受領する権利を得る。これは、低い契約貯蓄金利と固定金利（現在は市場金利を大幅に上回っている。）との差額を反映するものである。住宅貯蓄引当金は、ボーナス金利およびアレンジメント・フィー払戻しに係る潜在的負債に関連している。潜在的なボーナス金利負債を計算するためのモデルには、影響を受ける顧客基盤の割合、適用されるボーナス金利、顧客状況および支払時期に関するパラメータが含まれる。当該引当金に影響を及ぼすその他の要素は、顧客行動に関する利用可能な統計データ、および将来的に当該事業に影響する可能性のある一般環境である。

営業引当金は、オペレーショナル・リスクから発生するが、引当金として独立掲記される訴訟引当金は除かれる。

オペレーショナル・リスクは、内部手続、人員およびシステムが不十分である、もしくは機能していないこと、または外部の事象によって生じる損失のリスクである。営業引当金を算定する目的で使用される定義は、訴訟が除外されることからリスク管理の定義とは異なる。リスク管理目的上のオペレーショナル・リスクには、民事訴訟または規制執行手続における顧客、相手先および規制機関への支払が営業上の欠陥に係る損失事象に相当する場合は法的リスクが含まれるが、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

訴訟引当金は、民事訴訟または規制執行手続において顧客、相手先および規制機関からの請求が生じている、またはその可能性がある、契約不履行または他の法的もしくは法令上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

再構築引当金は、再構築活動から発生する。当グループは、今後数年にわたり、主にコスト、重複および複雑性の削減を進めることで、長期的な競争力の強化を目指している。詳細については注記「再構築」を参照のこと。

モーゲージ買戻し請求引当金は、ドイツ銀行の米国住宅用モーゲージ貸出金事業から発生する。2005年度から2008年度までの間に、ドイツ銀行はドイツ銀行の米国住宅用モーゲージ貸出金事業の一環として約840億米ドルのプライベート・レーベルの証券化商品および710億米ドルの貸出金をホール・ローンの売却を通じて売却した。ドイツ銀行は、貸出金を買戻すか、または表明・保証の重大な違反により生じたと主張されている損失に関して購入者、投資家または金融保証会社に対して補償を行うよう請求を受けている。ドイツ銀行の通常の慣行では、契約上の権利に従って行われた有効な買戻し請求についてはこれを処理する。

2015年6月30日現在、ドイツ銀行は約26億米ドルの未処理の解約合意の対象となっていないモーゲージ買戻し請求（貸出金の当初の元本残高に基づく。）を有している。これらの請求は主に、受託者またはサービスによるプライベート・レーベルの証券化商品に関する請求から構成されている。2015年6月30日現在において、ドイツ銀行はこれら未処理の請求に対して引当金573百万米ドル（514百万ユーロ）を設定した。ドイツ銀行は、請求を条件として、一部のモーゲージ貸出金のオリジネーターまたは売手からの補償契約の受益者である。これに関してドイツ銀行は、2015年6月30日現在、117百万米ドル（105百万ユーロ）の債権を認識した。2015年6月30日現在において、当該債権控除後の当該請求に対する純引当金繰入額は456百万米ドル（409百万ユーロ）であった。

2015年6月30日現在、ドイツ銀行は、当初の元本残高約71億米ドルの貸出金について、買戻しを完了したか、解約合意を取得したか、和解したかまたは時機を失した請求を却下していた。これらの買戻し、合意および和解に関連して、ドイツ銀行は、上述のようにドイツ銀行が売却した貸出金のうち約917億米ドルについて、潜在的な請求に関する義務の免除を獲得している。

ドイツ銀行は、ドイツ銀行に対してモーゲージ貸出金の買戻し請求を主張すると警告している数社の企業と、関連する出払期間の期間の進行を停止させる契約を締結している。これらの潜在的な請求はドイツ銀行に重要な影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、売却したモーゲージ貸出金に関してさらにモーゲージ買戻し請求が行われる可能性があると予想しているが、それらの時期および金額を信頼性をもって見積ることができない。2015年6月11日、ニューヨーク州控訴裁判所は、手続が適時に開始されなかったことを理由に、ドイツ銀行が発行した住宅用モーゲージ担保証券に関連する訴訟において主張されたモーゲージ買戻し請求の却下を認める判決を下した。本判決は、ドイツ銀行に対し将来買戻し請求が行われる程度と当該請求が認められる可能性に影響する場合がある。ドイツ銀行は、ホール・ローンとして第三者に売却した貸出金（2005年度から2008年度までの間に売却したすべての米国住宅用モーゲージ貸出金のほぼ半分を占める。）のサービスではなく、売却後は、そのパフォーマンスについての情報へのアクセスを喪失した。ドイツ銀行が証券化を行ったモーゲージ貸出金についてのパフォーマンスが公表されている間は、そのパフォーマンスと受領した買戻し請求との間に直接的な相関関係はみられなかった。債務不履行となった貸出金ならびに返済中の貸出金および全額返済済みの貸出金について請求を受領している。

その他の引当金には、貸出手数料の払戻しに対する引当金、繰延販売手数料、銀行税に対する引当金、およびドイツ銀行と華夏銀行のクレジット・カード事業での業務提携に基づく引当金を含む、様々な異なる環境から発生するいくつかの特定の項目が含まれている。

偶発負債

偶発負債は、現在の債務および過去の事象から生じ得る債務から発生する可能性がある。当グループは、過去の事象から発生した現在の債務が存在し、当該債務により経済的流出が発生する可能性が高く、かつ、当該債務を信頼性をもって見積ることが可能な場合のみ、潜在的損失に対する引当金を認識する。将来損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低い重要な偶発負債については、当グループは、見積可能であると考える場合に、可能性のある損失を見積っている。

当グループは、当グループを重要な訴訟リスクにさらす法的および規制環境において営業活動を行っている。このため、当グループは、ドイツおよび、米国を含むドイツ以外の多くの法域において、通常の事業活動の過程で生じた訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。近年、多くの地域で規制と監督が強化され、規制機関、政府機関およびその他は金融サービス提供者に対し、強化された監督および調査に従うことを求めている。このことから追加的な規制上の調査および執行措置が発生し、民事訴訟が提起されることも多い。この傾向は、世界的な金融危機およびヨーロッパのソブリン債の危機を受けて急激に加速している。

当グループが重要な引当金を設定したか、または可能性が「ほとんどない」よりも高い重要な偶発負債がある法律上および規制上の請求は、以下に記載されている。類似の問題はグループ化され、その一部の問題は複数の請求から構成されている。それぞれに関する見積損失（そうした見積りが可能な場合）は、開示することがこれらの問題の結果を著しく不利にすると予測できると当グループが結論付けたことから、個々の問題に関しては開示されていない。引当金が特定の請求に対して設定されている場合、偶発負債は計上されていない。

どの請求が損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いかを判断し、次に、そうした請求に関する可能性のある損失を見積るに当たり、当グループは複数の要素を考慮する。これらの要素には、請求の性質およびその基礎となる事実、個々の問題の判決に至るまでの経過および訴訟経緯、裁判所や他の裁決機関による判決、類似の案件における当グループの経験および他社の経験（当グループが把握している範囲で）、過去の和解協議、類似の案件における他社による和解（当グループが把握している範囲で）、利用可能な補償、ならびに弁護士およびその他の専門家の意見および見解が含まれるが、これらに限定されない。他の開示された問題には、損失の可能性は「ほとんどない」よりも高いが、そうした見積りが不可能なものもある。見積りが可能な当行の重大な問題に関して、当グループの現在の見積りでは、可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低い将来損失の総額は、2015年6月30日現在、約32億ユーロ（2014年12月31日現在は20億ユーロ）である。この金額には、当グループの潜在的負債が連帯責任であるか、または当該負債が第三者によって支払われると当グループが見込んでいる問題に係る偶発負債が含まれている。

当該可能性のある損失の見積額、および引当金額は、現在入手可能な情報に基づいており、重要な判断ならびに様々な仮定、変数および既知/未知の不確実性に左右される。こうした不確実性には、（特に問題の初期段階において）当グループが入手可能な情報の不正確性や不完全性が含まれ、裁判所や他の裁決機関による将来の判決または規制機関や反対者による可能性の高い訴訟や見解に関する当グループの仮定が誤りである可能性がある。さらに、これらの問題に関する可能性のある損失の見積りには、判断および見積りを行う際によく使用される統計的または他の定量的な分析ツールの使用を適用できない場合が多く、当グループの判断および見積りを要する他の多くの領域と比較してより一層大きな不確実性にさらされている。

将来損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いと当グループが判断する問題、ならびに見積り可能な問題およびそうした問題に関する可能性のある損失の見積額は、時々変化する。そうした見積りが行われた問題において、実際の結果は、可能性のある損失の見積額と大幅に異なる場合がある。加えて、損失の可能性はほとんどないと当グループが考えていた問題において、損失が発生する可能性もある。とりわけ、可能性のある損失の見積総額は、それらの問題に関する当グループの潜在的な最大損失エクスポージャーを表していない。

当グループは、最終判決や法的責任の決定の前に訴訟や規制上の手続を解決する場合がある。当グループは、（当グループが法的責任に対する有効な抗弁を有すると信じる場合であっても）法的責任に係る争いを継続することによるコスト、経営努力、またはビジネス上、規制上もしくは評判上のマイナスの結果を回避する目的で、そうする場合がある。さらに、勝利できないことによる潜在的な結果が解決コストとは不釣り合いな場合に、そうする場合がある。当グループは、同様の理由により、法的にそうせざるを得ない状況ではないと当グループが信じる状況においても、相手先に損失を払い戻すことがある。

現在の個別の訴訟

クレジット・デフォルト・スワップの反トラスト法に基づく調査および訴訟 2013年7月1日、欧州委員会（以下「EC」という。）は、ドイツ銀行、Markit Group Limited（以下「Markit」という。）、国際スワップおよびデリバティブ協会（以下「ISDA」という。）ならびに他の12の銀行に対して、欧州連合の機能に関する条約（以下「TFEU」という。）第101条および欧州経済領域協定（以下「EEA協定」という。）第53条に基づく反競争的行為を主張する異議告知書を発行した。当該異議告知書は、（ ）2006年から2009年までの期間に、一定の企業によるアンファンデッド・クレジット・デリバティブの取引所取引を実施する試みが、不適切な集団行動によって阻害された、および（ ）Markit、ISDA、ドイツ銀行および他の12の銀行による行為がTFEU第101条およびEEA協定第53条に対する単一かつ継続的違反を構成したとするECの予備的結論を表明している。違反が発生したとする結論をECが最終的に下した場合、ECはドイツ銀行、Markit、ISDAおよび他の12の銀行に対する罰金およびその他の救済措置の賦課を求める可能性がある。ドイツ銀行は、ECの予備的結論に異議を唱える回答を2014年1月に提出した。ドイツ銀行および当該異議告知書の他の受取人は、2014年5月の口頭審理において、その回答の重要部分を口頭で示した。当該口頭審理を受けて、ECは当該事実のさらなる調査を実施する意向を発表した。

ドイツ銀行および他の多数のクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）・ディーラー兼銀行ならびにMarkitおよびISDAに対する広域民事集団訴訟が、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において係属中である。2014年4月11日、これらの銀行がMarkitおよびISDAと共謀して店頭CDS取引の価格をつり上げるによりCDSの取引所取引の成立を阻

害したことを主張して、原告は2回目の併合された修正集団訴状を提出した。2008年1月1日から2013年12月31日までの期間に米国で被告から直接CDSを購入したか、または被告へ直接CDSを販売した米国内外の個人および企業の集団を形成することを原告は求めている。2014年5月23日、被告は当該2回目の併合された修正集団訴状の却下を求める申立てをした。2014年9月4日、裁判所は却下申立の一部を認め、一部を否認した。原告の残りの請求の開示手続は進行中である。

信用相関関係 2015年5月26日、米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）はドイツ銀行AGに対する和解済の行政手続における停止命令を発令した。当該案件は、金融危機の最中であった2008年度第4四半期および2009年度第1四半期中に、ドイツ銀行が特定のレバレッジド・スーパー・シニア（以下「LSS」という。）シンセティックCDOポジションに関連する「ギャップ・リスク」の評価方法に関連するものである。ギャップ・リスクは、取引の現在価値が差入担保の価値を超えるリスクである。問題となっている2つの四半期において、ドイツ銀行は、ギャップ・リスクに対応するためのLSS取引の公正価値の調整を行わなかったため、本質的にはギャップ・リスクはゼロ評価されていた。

SECは、ギャップ・リスクを評価する標準的な業界モデルがなく、これらの金融商品の評価は複雑であったが、ドイツ銀行が当該期間中にギャップ・リスクに関してLSS取引の価値を合理的に調整しなかったために、問題となっている2つの四半期において財務諸表に虚偽表示が存在したとする評決を下した。SECはまた、ドイツ銀行が適切なシステムおよび評価手続に係る統制を維持していなかったとした。SECは、取引所法第13(a)条（SECに対し適正な定期報告に関する要件）、第13(b)(2)(A)条（正確な帳簿および記録の維持に関する要件）、および第13(b)(2)(B)条（合理的な会計上の内部統制の維持に関する要件）の違反を認定した。ドイツ銀行は、罰金55百万米ドルを支払ったが、当該認定について認めることも否認することもしていない。

ドール・フード・カンパニー Deutsche Bank Securities Inc.（以下「DBSI」という。）およびドイツ銀行AGのニューヨーク支店（以下「DBNY」という。）は、ドール・フード・カンパニー・インク（以下「ドール」という。）の旧株主が提起した、デラウェア州衡平法裁判所において係属中のある集団訴訟における共同被告人として指定された。原告は、2013年11月1日に完了したDavid H. Murdock氏によるドールの非公開化（以下「当取引」という。）に関連して、被告人であるMurdock氏およびドールの一部の取締役会メンバーおよび経営陣（被告として指定されている）が信託義務を違反し、DBSIおよびDBNYが当該違反を幫助したと主張している。原告は、全ての原告に対し、約642百万米ドルの損害賠償を請求し、かつ、利害の認定、当取引から発生したDBSIおよびDBNYによる利得の返還、ならびに費用および支出を求めている。この裁判は、2015年3月9日に終了し、審理後の概要説明および討論は完了した。当事者は、現在、裁判所からの審理後の判決を待っている。DBSIおよびDBNYは、当取引に関連して、ドール（およびその関連会社の一部）による通常の補償契約の当事者であることから、DBSIおよびDBNYはドール（および該当するドールの関連会社）に対し補償請求の通知を行った。

Eschファンド訴訟 Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA（以下「Sal. Oppenheim」という。）はドイツ銀行による2010年の取得以前、クローズ・エンド型不動産ファンドへ参加するためのマーケティングおよび資金調達に関与していた。当該ファンドは、ドイツの法律に基づき民法上の組合として組成された。通常、Josef Esch Fonds-Project GmbHが、計画およびプロジェクトの開発を行っていた。Sal. Oppenheimは当該会社に対し、共同支配企業を通じて間接的な持分を保有していた。当該事業に関連して、多数の民事訴訟がSal. Oppenheimに対して提起されている。訴状の全てではないが、その内のいくつかはSal. Oppenheimの元マネージング・パートナーやその他の個人に対するものである。Sal. Oppenheimに対して提起されている当該訴訟は、当初約11億ユーロの投資に関連している。投資家は、ファンドへの参加を解除し、当該投資に関連する潜在的な損失および負債に対する補償を受けることを求めている。当該訴状は、投資家の意思決定に関連するリスクおよびその他の重要な側面に関する十分な情報をSal. Oppenheimが提供しなかったとす点に一部基づいている。個別の訴訟の事実に基づき、いくつかの裁判所はSal. Oppenheimに有利な判決を下し、いくつかの裁判所は不利な判決を下した。上訴は係属中である。

外国為替調査および訴訟 ドイツ銀行は、外国為替市場の取引および様々なその他の側面の調査を行っている世界中の一定の規制当局および法執行機関から情報要請を受け取っている。当行はこれらの調査に協力している。これに関連して、ドイツ銀行は、外国為替取引および外国為替ビジネスのその他の側面について内部グローバル調査を行っている。当該調査に関連して、当行は、該当する場合には個人に対する懲戒処分を行ってきており、また今後も引き続き行う。ドイツ銀行はまた、外国為替相場を操作したとしてニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に提起された、反トラストおよび商品取引法に係る複数の推定上の集団代表訴訟において被告に指定された。2015年1月28日、当該集団代表訴訟を監督する連邦裁判官は、米国の原告に關係する当時係属中であつた1件の訴訟の却下申立を否認し、一方で、非米国の原告に關係する2件の訴訟の却下申立を再訴不能の形で認めた。裁判官による2015年1月28日の命令より後、追加の訴訟が提起されている。ドイツ銀行を被告に指定したかかる3件の訴訟は、被告である銀行が外国為替のスポット市場および外国為替の先物市場においてとつた行為により、外国為替の取引所での取引が操作されたと主張している。原告の1名は、ドイツ銀行およびその他の被告が、WM/ロイターの最終の直物為替相場の取引において共謀し、推定代表集団のための外国為替取引が人為相場で実行されたとし、1974年従業員退職所得保障法に反して信託義務を違反していると主張している。

高頻度取引/ダークプール取引 ドイツ銀行は、一定の規制当局から高頻度取引およびドイツ銀行のオルタナティブ取引システム（以下「ATS」あるいは「ダークプール」という。）であるSuperX事業に関する情報要請を受け取っている。当行はこれらの要請に協力している。ドイツ銀行は当初、高頻度取引に関連して、米国証券取引法違反を主張する推定上の集団代表訴訟の訴状において被告に指定されていたが、2014年9月2日に提出された併合された修正訴状では、原告はドイツ銀行を被告に含めていなかった。

銀行間出し手金利事項 ドイツ銀行は、ヨーロッパ、北アメリカおよびアジア太平洋地域の様々な規制当局および法執行機関から、ロンドン銀行間出し手金利（以下「LIBOR」という。）、欧州銀行連盟の銀行間出し手金利（以下「EURIBOR」という。）、東京銀行間出し手金利（以下「TIBOR」という。）およびその他の銀行間出し手金利の設定に関する業界全体の調査に関連した召喚状および情報要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

2013年12月4日、ドイツ銀行は、ユーロ金利デリバティブおよび円金利デリバティブの取引における反競争行為に関する欧州委員会の調査を解決するための集団和解の一環として欧州委員会との間で和解に達したと発表した。和解契約の条件に従い、ドイツ銀行は総額725百万ユーロを支払うことで合意した。

2015年4月23日、ドイツ銀行は、LIBOR、EURIBOR、およびTIBORの設定に関する不正行為に対する調査を解決するため、米国司法省（以下「DOJ」という。）、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、英国金融行為監督機構（以下「FCA」という。）、ニューヨーク州金融サービス局（以下「NYDFS」という。）と個別の和解を締結した。これらの契約の条件に基づいて、ドイツ銀行はDOJ、CFTCおよびNYDFSに対し罰金21.75億米ドル、ならびにFCAに対し罰金226.8百万ポンドを支払うことで合意した。当該契約はまた、ドイツ銀行の将来のベンチマーク・レートの提出に関連する様々な取組を求める規定、ならびに独立の企業監査役の任命を求める規定も含んでいる。さらに、当該契約の時点でドイツ銀行に勤務していた特定の従業員に対して懲戒処分を行うことも要求されている。

DOJとの問題解決の一環として、ドイツ銀行は3年の起訴猶予契約を締結した。これに従い、ドイツ銀行は（特に）1つは有線通信不正行為、もう1つは価格操作に関してドイツ銀行がシャーマン法に違反しているとする、2つの訴因に係る刑事上の情報をコネチカット地区米国連邦地方裁判所に提出することに同意した。当該契約の一環として、DB Group Services (UK) Ltd.（ドイツ銀行の間接保有完全子会社）は、DOJと司法取引を締結した。これに従い、同社は、同一の裁判所に提出され、同社を有線通信不正行為で告発する、1つの訴因に係る刑事上の情報について有罪を認めた。ドイツ銀行はCFTCに対し和解の申し出を提出し、これは、裁定を下し救済措置を課す商品取引法第6(c)項および第6(d)項に基づく訴訟提起命令を無効とする目的で承認された。FCAは、調査の解決に関連する最終通達を発行し、NYDFSおよびドイツ銀行はニューヨーク銀行法第44項および第44-a項に基づく同意命令を締結した。

様々な銀行間出し手金利の設定に関するドイツ銀行のその他の規制調査は引き続き進行中であり、ドイツ銀行は引き続きさらなる規制措置および民事訴訟にさらされている。

ドイツ銀行および他の多数の銀行に対し、推定上の集団代表訴訟を含む複数の民事訴訟がニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所（以下「SDNY」という。）で係属中である。これらの訴訟は5件を除いてすべて、米ドルLIBORベースのデリバティブまたはその他の金融商品を保有するか、または取引を行い、米ドルLIBORの設定に関し操作を意図した結果、損害を被ったと主張する当事者を代表して提訴された。

1件を除き、これらの米ドルLIBORに関してSDNYに係属中の民事訴訟のすべては、広域係属訴訟（以下「米ドルLIBOR MDL」という。）の一部として併合されている。2013年3月および2014年6月、裁判所は、当初提出された訴状の一部に対する却下申立を一部認め、一部否認した。裁判所は、一部の商品取引法（以下「CEA法」という。）に係る請求、州法の契約および不当利得に係る請求については進めることを許可したが、一部のCEA法に係る請求については、時効を過ぎているとして却下し、原告の連邦および州反トラスト法に係る請求、ならびに威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法（以下「RICO法」という。）に基づいて主張された請求の全てを却下した。

連邦法の反トラスト請求が却下された米ドルLIBOR MDLの原告団、または地方裁判所により抗告を申請することが許可された米ドルLIBOR MDLの原告団は、米国第二巡回控訴裁判所への上訴を進めている。第二巡回裁判所はこれらの上訴の併合を求める被告の申立を認め、概要説明は2015年8月17日に完了する予定である（第二巡回裁判所は、当初、時機を失しているとして第二巡回区裁判所が2013年に却下していた、別の原告団による上訴の回復を求める訴えを却下した。当該原告団は、米国最高裁判所に第二巡回裁判所による判決の再審理を求め、移送命令書を申請しているが、被告は異議を唱えている。当該原告団は、新たな上訴申立の提出も行っているが、被告は却下を求めている）。

個人の法的資格で訴訟を起こしている様々な原告が修正訴状を提出したが、当事者が却下を申立て、裁判所は当該申立に関する口頭弁論を開いた。住宅所有者および貸主の推定上の集団を代表する原告もまた修正訴状を提出したが、当事者が却下を申立てた。当行はまた、対人管轄権の欠如から、取引所で売買される米ドルLIBORを参照する金融商品の取引を行ったとする原告の推定上の集団（以下「取引所ベースの原告」という。）による訴状を却下する申立を提起した。この申立の概要説明は完了している。裁判所は、住宅所有者、貸主、および取引所ベースの訴訟を却下する申立に関する口頭弁論を2015年8月20日に予定している。

2015年6月29日、取引所ベースの原告は、2015年4月23日のドイツ銀行とDOJ、CFTC、NYSDFSおよびFCAとのIBORの和解に関する新規申立を、関連する部分に含めるよう訴状を修正する許可を求めた。修正訴状案では、指定された被告として、ドイツ銀行の2つの子会社（DB Group Services (UK) Ltd.およびDBSI）を追加している。被告は、取引所ベースの原告の要求に異議を唱える予定である。

SDNYで別途係属中であった米ドルLIBORに関する追加訴訟において、裁判所は被告の却下申立を認めた。原告は、訴状を修正する申立を提起し、当該申立に関する概要説明は2015年8月10日に完了する予定である。

当行はまた、米ドルLIBORに関してカリフォルニア州中央地区で係属中の民事訴訟の被告として指定されている。裁判所は当行の却下申立を認め、当該訴訟の他の被告に対して主張された請求も却下した。原告は、現在、米国第九巡回裁判所への控訴を求めており、概要説明は2015年10月8日に完了する予定である。

ドイツ銀行およびその他の銀行に対する円LIBORおよびユーロ円TIBORを操作したとする推定上の集団代表訴訟が提起された。2014年3月28日、SDNYは、米国連邦反トラスト法に基づいて、および不当利得に関して主張された請求の却下を求める被告の申立を認めたものの、CEA法に基づいて主張された一定の請求に関する被告の申立については否認した。2015年3月31日、裁判所は、ニューヨークに支店を有し、特に申立を行う被告の権利に対処している原告との合意を締結していない外国の被告（当行を含む）により提起された、対人管轄権の欠如による当該訴訟の却下申立を否認した。2015年7月24日、裁判所は、裁判所に当該判決の再審議を求める被告（当行を含む）の申立を否認し、またはその代替として、被告が第二巡回裁判所に抗告することを認めた。2015年3月31日、裁判所は、原告の訴状修正の申立の一部を否認し、一部を認めた。当行に関連するものとして、裁判所は、RICO法に基づく請求を主張し、円通貨先物および先渡の取引を行ったとする新たに指定された2名の原告を追加する原告の要求を否認した。2015年7月24日、裁判所は、本命令から抗告する許可を求める原告の申立を否認した。原告はまた、当行を含む複数の被告にと円通貨先渡取引を行ったとする新たに指定された3人目の原告を追加し、この新規原告に対する州法に基づく契約および不当利得に係る請求を主張するよう訴状を修正する許可を求めている。当該申立に関する判決は未だ出ていない。さらに、裁判所は2015年5月15日に開示の停止を取消し、さらなる手続に向けて開示手続の問題点を判事に問い合わせている。

ドイツ銀行AGおよび子会社であるDB Group Services (UK) Ltd.を被告として指定し、他の銀行およびインターディーラー・ブローカーとともに円LIBORおよびユーロ円TIBORを操作したとする2つ目の推定上の集団代表訴訟が2015年7月24日、SDNYに提起された。

ドイツ銀行はまた、EURIBORを操作したとする、SDNYで係属中の推定上の集団代表訴訟における被告でもある。裁判所は、2015年5月13日に開示の停止を修正し、原告が2015年8月11日までにさらなる修正訴状を提出することを認めた。当該訴状の却下申立の現時点における期限は2015年9月10日である。

2015年5月6日、ドイツ銀行は、英ポンドLIBORを操作したとする、SDNYにおける推定上の集団代表訴訟の被告として指定された。原告は、2015年7月24日に修正訴状を提出し、却下申立の期限は2015年9月25日となっている。

2015年6月19日、当行および子会社であるDB Group Services (UK) Ltd.はスイスフランLIBORを操作したとする、SDNYにおける推定上の集団代表訴訟の被告として指定された。却下申立の期限は2015年8月18日である。

これらの訴訟において、CEA法、連邦および州反トラスト法、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法ならびにその他の連邦法および州法の違反を含む様々な法理論に基づいて損害賠償の請求が主張されている。

カウプシングのCLNに係る請求 2012年6月、アイスランドの株式会社であるカウプシングhf（清算委員会を通じて活動している）は、アイスランドとイギリスにおいて、ドイツ銀行に対しアイスランドの法律に基づく約509百万ユーロ（利息が加算される）の回収請求を起こした。当該請求は、2008年にドイツ銀行が英領バージン諸島の特別目的ピークル（以下「SPV」という。）2社に対して発行した、カウプシングを参照するレバレッジド・クレジットリンク債（以下「CLN」という。）に関連している。当該SPVの最終保有者は、富裕層の個人である。カウプシングは、SPVに資金供給したと主張し、カウプシング自体が当該取引において経済的ナリスクにさらされていたことをドイツ銀行が把握していた、または把握しているべきであったと主張している。カウプシングは、複数の根拠に基づきカウプシングが当該取引を無効とすることができることを主張しており、その根拠には、カウプシングが自社のCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）スプレッドの市場、ひいては上場債権に影響を与えることが取引の目的の一つであったことから、当該取引は不適切であったとする根拠が含まれる。さらに、2012年11月、カウプシングはドイツ銀行に対し、ロンドンにおいて英国の法律に基づく請求（この主張はアイスランドの法律に基づく請求と類似している）を開始した。ドイツ銀行は、2013年2月下旬にアイスランドの手続において答弁を行い、引き続き当該請求に抗弁している。2014年2月、イギリスでの両手続は、アイスランドの手続の最終決定を待って停止された。さらに、2014年12月、SPVと共同清算人は、ドイツ銀行に対し、英国においてCLN取引から生じたドイツ銀行および他の被告に対する請求と実質的に同一の請求を起こした。SPVの請求により、CLN取引に関するドイツ銀行の潜在的負債全体がカウプシングによる請求済の金額を超えて増加することはない見込みである。

キルヒ ミュンヘンの検察庁は、ドイツ銀行の数名の元取締役会メンバーおよび現取締役会メンバー（ユルゲン・フィッチェンおよびステファン・ライトナー博士）について、キルヒ訴訟に関連した犯罪捜査を行い、現在も実施中である。キルヒ訴訟

には、ドイツ銀行AGとレオ・キルヒ博士および同氏が支配していたメディア企業との間の数件の民事訴訟手続が含まれていた。主な問題は、2002年に当時ドイツ銀行の取締役会スポークスマンであったロルフ・ブロイヤー博士が行ったブルームバーグ・テレビジョンとのインタビューが、キルヒ会社が破綻する原因となったか否かであった。当該インタビュー中にブロイヤー博士は、キルヒ博士（および同氏の会社）が融資を獲得できないことについて言及していた。2014年2月、ドイツ銀行とキルヒ氏の相続人は包括的和解に達し、これにより両者間の法的な争いはすべて終了した。

現取締役会メンバー（ユルゲン・フィッチェン）および数名の元取締役会メンバーに関係する捜査は終結した。2014年8月初旬、フィッチェン氏および元取締役会メンバーに対し、ミュンヘン地方裁判所に起訴状が提出された。検察庁は、ドイツ秩序違反法第30条に基づく潜在的な規制違反に関する訴訟への補助参加をドイツ銀行に命じるよう、裁判所に申請した。2014年9月、当該起訴状は元取締役会メンバーのフィッチェン氏およびドイツ銀行AGに対して送達された。2015年3月2日、ミュンヘン地方裁判所は当該起訴状を認め、全被告に対する裁判を開始した。裁判所はまた、ドイツ銀行AGに補助参加を命じた。2015年4月28日に裁判が開始され、裁判日程は現在、概ね週に1日で2015年9月末まで予定されている。

現取締役会メンバー（ステファン・ライトナー博士）に関連する調査は進行中である。

検察庁の主張は、ミュンヘン上級地方裁判所および連邦裁判所におけるキルヒ氏とドイツ銀行AGとの民事訴訟で提出された提出物におけるドイツ銀行顧問弁護士による事実の陳述につき、2名の現取締役会メンバーが、当該陳述が誤りであることに気付いたとされた後、速やかな訂正を怠ったというものである。ドイツの法律の下、民事訴訟の当事者には、法廷で行う事実の陳述がすべて正確であることを確保する法律上の義務がある。ライトナー博士の調査およびフィッチェン氏の起訴は、（当行の他の現取締役会メンバーとは違って）キルヒ訴訟に関連した特別な知識または責任を有していたとの主張に基づいている。元取締役会メンバーに関する起訴は、ミュンヘン上級地方裁判所で当該元取締役会メンバーが虚偽の証言を行ったとの主張に基づいている。

当行の監査役会および取締役会は、国際的な法律事務所およびドイツの主要な控訴裁判所の一つの元長官から、フィッチェン氏およびライトナー博士に対して検察庁が行った犯罪行為の告発には根拠がないとの意見をj得ている。ドイツ銀行はミュンヘン検察庁に協力している。

KOSPI指数下落問題 2010年11月11日のクローリング・オークションでの韓国総合株価指数200（以下「KOSPI200」という。）の約2.7%の下落を受け、韓国金融監督庁（以下「FSS」という。）は捜査を開始し、KOSPI200の下落はドイツ銀行による、KOSPI200の指数裁定ポジションの一部として保有されていた約16億ユーロ相当の株式バスケットの売却に起因するとの懸念を表明した。2011年2月23日、FSSの業務を監督する韓国金融監督委員会がFSSによる結論および勧告を検討し、以下の措置を決定した。すなわち、（ ）ドイツ銀行グループの5名の従業員およびドイツ銀行の子会社であるDeutsche Securities Korea Co.（以下「DSK」という。）に対し、様々な法的責任について韓国検察庁に刑事告訴すること、（ ）DSKの現物株式および上場デリバティブの自己売買業務ならびにDMA(ダイレクト・マーケット・アクセス)現物株式トレーディングを2011年4月1日に開始し2011年9月30日終了6ヶ月間に関して停止すること、およびDSKが1名の指定された従業員に対して6ヶ月間雇用を停止する要求を課すことであった。業務停止には適用除外があり、DSKが既存のデリバティブ連動証券の流動性供給者としての業務を継続することを許可している。2011年8月19日、韓国検察庁は、スポット/先物関連市場の操作の疑いでDSKおよびドイツ銀行グループの4名の従業員を起訴することを決定したと発表した。当該刑事裁判は2012年1月に開始された。DSKおよび起訴された4名のうち1名に関する判決が2015年9月初旬中に下される見込みである。加えて、2010年11月11日のKOSPI200の下落の結果損失を受けたと主張する一定の団体によって、ドイツ銀行およびDSKに対して多数の民事訴訟が韓国裁判所に提起されている。原告は約270百万ユーロ（現在の為替レートで）の総請求金額に加えて金利および費用の損害賠償を求めている。これらの訴訟は様々な審理の段階にあり、いくつかの訴訟の判決が2015年中に下される可能性がある。

モーゲージ関連および資産担保証券事項ならびに調査 ドイツ銀行および一部の関連会社（これらの段落において、合わせて「ドイツ銀行」という。）は、米国金融詐欺対策タスク・フォースの住宅用モーゲージ担保証券ワーキング・グループのメンバー含む一定の規制当局および政府機関から、モーゲージ貸出金、住宅用モーゲージ担保証券（以下「RMBS」という。）、商業モーゲージ担保証券（以下「CMBS」という。）、債務担保証券、その他の資産担保証券およびクレジット・デリバティブの発行、購入、証券化、販売および/または取引に関する活動についての召喚状および情報要請を受け取っている。ドイツ銀行は、これらの召喚状および情報要請にj応えて、全面的に協力している。

ドイツ銀行は、バージニア州によって提起された民事訴訟において被告として指定されている。バージニア州は、ドイツ銀行が発行または引受けたRMBSをバージニア州退職制度（以下「VRS」という。）が購入した結果として、詐欺およびバージニア州の納税者に対する詐欺に関する法律の違反に関する請求を主張している。ドイツ銀行は、被告として指定されている13の金融機関のうちの1つである。原告は合計11.5億米ドルの損害賠償を全ての被告に対して主張しているが、それぞれの被告に求められる損害賠償は指定していない。当該訴訟は当初、民間団体により非公開で提起されていたが、2014年9月16日にバージニア州検察官が訴訟に参加することを決定したことを受けて公開された。ドイツ銀行は、バージニア州裁判所が本訴訟について対人管轄権を行使できるとのVRSによる主張に抗弁している。当事者が調停に参加する間、当該訴訟は停止されている。

ドイツ銀行は、RMBSおよびその他の資産担保証券の売出しにおける発行人または引受人としての様々な役割について、多数の民事訴訟において被告として指定されている。これらの訴訟には、推定上の集団代表訴訟、個人の有価証券購入者による訴訟、RMBS信託を代表する受託者による訴訟が含まれている。主張は訴訟によって異なるが、これらの訴訟は概して、RMBSの売出書類に重要な虚偽記載および脱漏（基礎となるモーゲージ貸出金の発行において準拠した引受基準に関するものを含む。）があったと主張しているか、または発行時点において貸出金に関連した様々な表明または保証の違反があったと主張している。

ドイツ銀行は、その他の金融機関とともに、IndyMac MBS, Inc.が発行したRMBSの引受人としての役割に関連して、推定上の集団代表訴訟の被告となっている。2014年9月8日、ドイツ銀行、一定の他の金融機関の被告および原告代表は当該訴訟を和解する合意を締結した。2014年9月30日、裁判所は、当該集団の和解を認める命令を下し、当該集団に対し承認通知書を発行した。2015年2月23日、裁判所は和解を認め、訴訟を却下する命令を下した。当該和解に基づき、和解した全ての被告は合計で340百万米ドルを支払った。当該和解におけるドイツ銀行の支払部分は、重要なものではない。2015年3月25日、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニーLLC（以下「PIMCO」という。）は、裁判所の2015年2月23日付の命令について上訴申立を提起したが、2015年6月11日に当該上訴を取り下げた。

ドイツ銀行は、その他の金融機関とともに、Novastar Mortgage Corporationが発行したRMBSの引受人としての役割に関連して、推定上の集団代表訴訟の被告となっている。2015年2月4日、裁判所は、6件のRMBS売出しのうち5件を訴訟から却下した以前の判決を無効とする命令を下した。裁判所は原告に対し、効力が発生した訴状を修正し、以前に却下された売出しを含めるよう命令した。訴訟の開示手続は、原告の申立が係属中の間は停止されていたが、現在、進行中である。

2013年12月18日、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所は、Residential Accredit Loans, Inc.およびその関連会社が発行したRMBSに関連する推定上の集団代表訴訟におけるドイツ銀行に対する請求を却下した。

ドイツ銀行は、RMBSの購入者とされる人々およびRMBSに関連した取引に関与した相手先ならびにそれらの関連会社による、様々な集団代表訴訟以外の訴訟および仲裁の被告および被申立人となっている。当該相手先には、Aozora Bank, Ltd.、Commerzbank AG、Federal Deposit Insurance Corporation（Colonial Bank、Franklin Bank S.S.B.、Guaranty Bank、Citizens National BankおよびStrategic Capital Bankのコンサバーターとして）、Federal Home Loan Bank of Boston、Federal Home Loan Bank of San Francisco、Federal Home Loan Bank of Seattle、HSBC Bank USA、National Association（一部のRMBS信託の受託者として）、Knights of Columbus、Mass Mutual Life Insurance Company、Phoenix Light SF Limited（旧WestLB AGが設立および/または管理する特別目的ビークルによる請求を意図した代理人として）、Royal Park Investments（Fortis Bankの一定の資産を取得するために設立された特別目的ビークルによる請求を意図した代理人として）、Sealink Funding Ltd.（Sachsen Landesbankおよびその子会社が設立および/または管理する特別目的ビークルによる請求を意図した代理人として）、Texas County & District Retirement SystemおよびThe Charles Schwab Corporationが含まれている。

2014年12月18日、Countrywideに関連する企業により発行された売出しに関連して、ドイツ銀行に対して提起された請求を再訴不能の形で取り下げる合意がMass Mutual Life Insurance Companyによって提起された。ドイツ銀行の理解では、当該売出しに関する取り下げはドイツ銀行が当事者ではない秘密和解契約に基づくものであった。ドイツ銀行は、Countrywideに関連する企業によって発行されたものではない証券に関連してMass Mutual Life Insurance Companyから提起された別の訴訟では被告である。2015年7月22日、ドイツ銀行およびMass Mutual Life Insurance Companyは、ドイツ銀行に対する係属中の請求全てを解決するための和解契約を締結した。当該和解契約に基づき、ドイツ銀行による和解金の支払の後に係属中の訴訟が取り下げられる。当該和解による経済的影響は、ドイツ銀行にとっては重要なものではなかった。

2015年1月14日、裁判所は、Blue Edge ABS CDO, Ltd.として識別される債務担保証券に関連してAozora Bank, Ltd.によって提起された訴訟に対するドイツ銀行による却下の申立を認めた。2015年3月31日、裁判所はAozora Bank, Ltd.による再議論またはその代替として修正訴状を提出する申立を否認した。2015年4月29日、Aozora Bank, Ltd.は上訴申立を提起した。ドイツ銀行はまた、Brooklyn Structured Finance CDO, Ltd.として識別される債務担保証券に関連して、UBS AGおよび関連企業とともに、Aozora Bank, Ltd.により提起された訴訟において被告であるが、現在は却下の申立が裁判に先立ち係属中である。

2015年1月22日、ドイツ銀行との秘密和解契約に基づき、Federal Home Loan Bank of San Franciscoは、7件のRMBS売出しに関連してドイツ銀行に対して提起していた訴訟を再訴不能の形で取り下げた。2015年1月26日、Federal Home Loan Bank of San FranciscoおよびCountrywide間の秘密契約に基づき、Federal Home Loan Bank of San Franciscoは、Countrywideの関連企業による15件の売出しに関連してドイツ銀行に対してFederal Home Loan Bank of San Franciscoにより提起されていた訴訟を再訴不能の形で取り下げる命令を締結した。ドイツ銀行の理解では、これらの15件の売出しに関する取り下げは、ドイツ銀行が当事者ではない秘密和解契約に基づくものであった。ドイツ銀行は、1件のRMBS売出しおよびRMBS証券の再証券化として説明された2件の売出しに関する訴訟において引き続き被告である。この訴訟は開示手続の段階にある。

ドイツ銀行およびMonarch Alternative Capital LPならびに同社の一定のアドバイザー顧客および管理された投資ビークル（Monarch）は2014年12月18日、HSBC Bank USA, National Association（以下「HSBC」という。）に対して3件のRMBS信託に関連する訴訟を解決するための和解契約を提案することに合意した。大多数の証書保有者からの承認を受け、2015年7月13

日、HSBCは和解契約を履行し、2015年7月27日、当該訴訟は取り下げられた。ドイツ銀行が支払った和解基金の大部分は、当該訴訟の非当事者により払い戻された。当該和解による正味の経済的な影響はドイツ銀行にとって重要ではなかった。

2015年6月17日、裁判所は、Commerzbank AGがドイツ銀行および他のいくつかの金融機関に対して提起したRMBS関連の請求を却下する被告の申立を認めた。Commerzbank AGは、2015年7月23日に上訴申立を提起した。Residential Funding Companyは、Residential Funding Companyに売却した貸出金の表明・保証の違反ならびにResidential Funding Companyに対して提起されたRMBS関連の請求および訴訟を受けて発生した損失の補償に関して、ドイツ銀行に対し買戻し訴訟を提起した。2015年6月8日、裁判所は当該請求の一部の却下を求めるドイツ銀行の申立を退けた。また、2015年6月8日、ドイツ銀行は他の請求の却下を申し立てた。当該申立は係属中であり、開示手続が進行中である。

2012年3月、RMBS Recovery Holdings 4, LLC およびVP Structured Products, LLCは、ACE Securities Corp.の2006-SL2 RMBSオフリングのモーゲージ貸出金に関してドイツ銀行が提供した表明・保証の違反を主張し、ニューヨーク州裁判所においてドイツ銀行に対する訴訟を提起した。2013年5月13日、裁判所は、時効を過ぎているとして、当該訴訟の却下を求めるドイツ銀行の申立を否認した。2013年12月19日、控訴裁判所は、下級裁判所の判決を覆し、当該訴訟を却下した。2015年6月11日、ニューヨーク州控訴裁判所は、控訴裁判所による当該訴訟の却下を認めた。裁判所は、原告の訴因の発生から申立が提起までに6年超が経過しているため、時効を過ぎているとした。

2012年、米国連邦預金保険公社（以下「FDIC」という。）は、Colonial Bank、Franklin Bank S.S.B.、Guaranty Bank、Citizens National BankおよびStrategic Capital Bankの管財人として、ドイツ銀行を含む複数の引受人に対し、1933年の証券法の第11項および第12(a)(2)項、ならびにテキサス州証券法の第581-33条に基づく請求を主張する数件の訴訟を異なる連邦裁判所で開始した。これらの訴訟はそれぞれ時効を過ぎているとして却下された。FDICは、これらの判決について第二、第五および第九巡回控訴裁判所に控訴した。当該控訴は係属中である。

他の発行体によるRMBSの売出しの引受人としてのみのドイツ銀行に対する訴訟においては、ドイツ銀行は発行体から補償を受ける契約上の権利を有している。しかし、これらの補償を受ける権利は、発行体が現在破産もしくはそれ以外で破綻しているか、または将来破産もしくはそれ以外で破綻する可能性がある場合、その全部または一部が事実上行使不能となっている可能性がある。

ドイツ銀行は、様々なRMBSの売出しおよびその他の関連商品についてドイツ銀行に対して請求を主張すると警告している数社の企業と、関連する出訴期限の期間の進行を停止させる契約を締結している。これらの潜在的な請求はドイツ銀行に重要な影響を及ぼす可能性がある。加えて、ドイツ銀行はこれらの一部の企業と和解契約を締結しており、その金額的条件はドイツ銀行にとって重要なものではない。

Deutsche Bank National Trust Company（以下「DBNTC」という。）およびDeutsche Bank Trust Company Americas（以下「DBTCA」という。）は、一定のRMBS信託の受託者としての役割について、民事訴訟において投資家により提訴されている。2014年6月18日、ブラックロックおよびPIMCOを含む投資家のグループは、その称するところでは544のプライベート・レーベルのRMBS信託を代表しておよびその利益のために、DBNTCおよびDBTCAに対する民事訴訟をニューヨーク州第一審裁判所に提起した。当該訴訟では、DBNTCおよびDBTCAが当該信託の受託者としての義務の履行を怠ったとして主張されている1939年信託証書法（以下「TIA法」という。）違反、契約違反、信託義務違反および過失に対する請求が主張されている。原告は後に、州裁判所の訴状を却下し、特に集団訴訟の主張を追加した修正訴状をニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所（SDNY）に再提出した。2014年6月18日、Royal Park Investments SA/NVは、10件のRMBS信託に対する投資家を代表して、DBNTCに対する推定上の集団代表訴訟をSDNYに提起した。当該訴訟では、DBNTCが当該信託の受託者としての義務の履行を怠ったとして主張されているTIA法違反、契約違反および信託違反に対する請求が主張されている。2014年11月7日、National Credit Union Administration Boardは、121件のRMBS信託に対する投資家として、DBNTCが当該信託の受託者として一定の法定および契約上の義務の履行を怠ったとしてTIA法およびNew York Streit Act違反を主張し、DBNTCに対する訴訟をSDNYに提起した。2015年3月5日、原告は97件の信託に関して契約違反、信託義務違反および過失を追加した修正訴状を提出した。2014年12月23日、21件のRMBS信託により発行されたRMBS証券を保有する一定のCDO（Phoenix Light SF Ltd.を含む。）は、DBNTCが信託の受託者としての義務の履行を怠ったとして、TIA法およびStreit Act違反、契約違反、信託義務違反および過失に関する請求を主張し、信託の受託者としてDBNTCに対する訴訟をSDNYに提起した。2015年4月10日、CDOの原告は、問題のRMBS信託の数を55件に引き上げた修正訴状を提出した。2015年3月24日、Western & Southern Life Insuranceを含む保険会社6社が、18件の信託（そのうち12件がDBTNCにより管理されている）のRMBS受託者としてのDBNTCおよびHSBCに対する訴訟をオハイオ州裁判所に提起した。当該訴訟は、DBNTCおよびHSBCが当該信託の受託者としての義務の履行を怠ったという主張に基づき、TIA法およびStreit Actの違反、契約違反、信託義務違反および過失に関する請求を主張している。ドイツ銀行はこれら5件の訴訟全ての却下を求める申立を提起した。

貴金属調査および訴訟 ドイツ銀行は、貴金属取引および様々なその他の側面を調査している一定の規制当局および法執行機関から、情報要請を受け取っている。当行はこれらの要請に協力している。これに関連して、ドイツ銀行は、貴金属取引および貴金属事業のその他の側面について、独自の内部レビューを実施している。ドイツ銀行はさらに、Gold FixおよびSilver

Fixへの参加を通じて金および銀の価格操作を行ったとして米国反トラスト法および米国商品取引法違反を主張する、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所で係属中のいくつかの推定上の集団代表訴訟の訴状において被告として指定されている。

紹介雇用慣行調査 一定の規制当局は、顧客、潜在的な顧客および政府職員から紹介された候補者に関する当行の雇用慣行およびアジア/太平洋地域におけるコンサルタント契約に関して、海外腐敗行為防止法およびその他の法令へのドイツ銀行の法令順守を特に調査している。ドイツ銀行はこれらの調査に応じて協力し続けている。

ロシア/英国の株式売買に係る調査 ドイツ銀行は、モスクワとロンドンで特定のクライアントがドイツ銀行と締結した、互いに相殺される株式売買の状況について調査している。調査中の当該取引の総額は重要である。進行中の内部調査には、法律、規制または方針の違反が発生しているかどうかの調査、ならびにドイツ銀行の関連する内部統制の調査が含まれる。ドイツ銀行は、当該調査のいくつかの法域（ドイツ、ロシア、英国および米国を含む。）の規制当局および法執行機関に助言を行っている。ドイツ銀行は、本件において特定の個人に関して懲戒処分を行っており、他の者についても正当な場合には引き続き同様の処分を行う。

米国の禁輸措置に関連した事項 ドイツ銀行は、米国の禁輸措置に関する法律の対象である国々の当事者に対し米国の金融機関を通じて過去に行った米ドル建ての支払指図書処理について、一定の規制当局および法執行機関から情報要請を受け取っている。これらの機関は、当該処理が米国の連邦法および州法に従っていたかについて調査している。2006年、ドイツ銀行は、イラン、スーダン、北朝鮮およびキューバの相手先ならびに一定のシリアの銀行との間で新たな米ドル建ての事業を行わないこと、および法的に可能な範囲で当該相手先との既存の米ドル建ての事業から撤退することを自主的に決定した。2007年、ドイツ銀行は、いかなる通貨においてもイラン、シリア、スーダンおよび北朝鮮の相手先との間で新たな事業を行わないこと、および法的に可能な範囲であらゆる通貨による当該相手先との既存の事業から撤退することを決定した。ドイツ銀行はさらに、キューバの相手先との米ドル建て以外の事業を制限する決定を下した。ドイツ銀行はこれらの機関に情報を提供するとともに、それ以外に当該機関の調査に協力している。

関連当事者間取引

関連当事者との取引は、通常の事業活動の過程において、その時点で比較可能な他者との取引に関する一般的な条件と実質上同じ条件（金利および担保を含む。）で行われる。

経営幹部との取引

経営幹部とは、ドイツ銀行グループの活動の計画、指揮および管理を直接的または間接的に行う権限および責任を有する者のことである。当グループは、現在委任されている取締役および親会社の監査役が、IAS第24号でいう「経営幹部」を構成すると考えている。2015年6月30日現在の当グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント9百万ユーロならびに預金26百万ユーロが含まれていた。2014年12月31日現在、当グループと経営幹部との取引には貸出金およびコミットメント3百万ユーロならびに預金16百万ユーロがあった。加えて、当グループは決済および口座サービスや投資相談といった銀行サービスを、経営幹部およびその近親者に提供している。

子会社、関連会社および共同支配企業との取引

ドイツ銀行AGとその子会社との取引は、関連当事者間取引の定義を満たしている。これらの取引が連結上消去されている場合、それらは関連当事者間取引として開示されていない。当グループとその関連会社および共同支配企業ならびにそれぞれの子会社との取引も関連当事者間取引としての条件を満たしている。

行われた貸出および付与された保証

単位：百万ユーロ	関連会社およびその他の関連当事者	
	2015年6月30日 現在	2014年12月31日 現在
貸出金残高、期首現在	321	357
期中の貸出額	246	596
期中の貸出金返済額	275	657
連結会社グループの変動	0	- 1

為替レートの変動 / その他	9	27
貸出金残高、期末現在 ¹	302	321
その他の信用リスク関連取引：		
貸倒引当金	4	5
貸倒引当金繰入額	0	0
保証およびコミットメント	127	45

1 延滞貸出金は、2015年6月30日現在3百万ユーロ、2014年12月31日現在3百万ユーロであった。2015年6月30日現在および2014年12月31日現在、当グループは上記の貸出金に対してそれぞれ128百万ユーロおよび70百万ユーロの担保を有していた。

受け入れた預金

単位：百万ユーロ	関連会社およびその他の関連当事者	
	2015年6月30日 現在	2014年12月31日 現在
預金、期首現在	128	167
期中の預金受入額	376	245
期中の預金払戻額	380	244
連結会社グループの変動	- 3	- 43
為替レートの変動 / その他	2	4
預金残高、期末現在	123	128

その他の取引

関連会社とのトレーディング資産およびデリバティブ金融取引のプラスの時価は、2015年6月30日現在では合計15百万ユーロ、2014年12月31日現在では合計87百万ユーロであった。関連会社とのトレーディング負債およびデリバティブ金融取引のマイナスの時価は、2015年6月30日現在ではゼロ百万ユーロ、2014年12月31日現在ではゼロ百万ユーロであった。

年金制度との取引

当グループは、多数の年金制度と取引関係がある。これに従って、当グループは、これらの制度に対して金融サービス（投資運用管理を含む。）を提供している。年金基金は、ドイツ銀行AGの株式または有価証券を保有または売買することができる。2015年6月30日現在、これらの制度との取引は当グループにとって重要ではなかった。

重要な取引

ドイツ銀行は、選択したストラテジー2020に関する最終決定に関わらず、ポストバンクの少数株主のスクイーズ・アウトが、検討中の全ての戦略的オプションを後押しすることになるという結論に達した。

したがって、スクイーズ・アウトに必要な95%の閾値を達成するため、2015年4月22日、ドイツ銀行はポストバンクの株式5.9百万株(2.7%)を追加取得する契約を締結し、当グループの所有持分は94.1%から96.8%に増加した。当該取引により、ポストバンク株式を取得する、または現金による決済案に基づいてポストバンクの少数株主に補償する責務に関して、2012年に計上された負債が一部相殺された。さらに、不動産の譲渡に係る税金負債の引当金が認識された。全体としては、当該取引により、2015年度第2四半期に約92百万ユーロの税引前損失がC&Aに計上された。

2015年4月27日、95%の閾値を超えたことを受け、ドイツ銀行はポストバンクに対し、ドイツ株式会社法第327a項以下に基づき少数株主のスクイーズ・アウトのために必要とされるあらゆる措置を講じるよう要請したことを公表した。

2015年7月7日、ドイツ銀行は、ポストバンク株式1株当たり35.05ユーロに設定された現金による補償額を含む、具体的なスクイーズ・アウトのリクエストをポストバンクへ提出した。スクイーズ・アウトにより、2015年度第3四半期に約69百万ユーロの税引前損失が計上される見込みである。

売却目的保有の非流動資産および処分グループ

売却目的保有の非流動資産および処分グループは、貸借対照表上その他の資産およびその他の負債に含まれている。本注記は、2015年6月30日現在の売却目的保有の非流動資産および処分グループの種類および財務上の影響について説明している。

報告日現在の売却目的保有の非流動資産および処分グループ

2015年6月30日現在、売却目的保有資産は合計460百万ユーロ（2014年12月31日現在：180百万ユーロ）であり、処分グループに含まれている負債は52百万ユーロ（2014年12月31日現在：ゼロ百万ユーロ）であった。

2015年度第1四半期において、当グループは、マルチユーザー・コンテナ・ターミナル・オペレーターのMaher Terminalsの1セグメントである、カナダのプリンス・ルパート港のフェアビュー・コンテナ・ターミナルに対する投資を非中核事業コーポレート部門内の売却目的保有の処分グループに分類した。指定された処分取引に基づき、ドバイを拠点とする海洋ターミナル・オペレーターのDP Worldは、417百万ユーロ（580百万カナダドル）の対価でフェアビュー・コンテナ・ターミナルの100%を取得することに合意した。当該取引は、規制上の承認を得る必要があり、1年以内に完了する見込みである。売却目的保有の処分グループに分類されたことによる減損損失は生じていない。

2015年6月30日および2014年12月31日現在、その他の包括利益（損失）累計額（税引後）に直接認識された、売却目的保有として分類される非流動資産および処分グループに関連する未実現純利得はなかった。

処分

部門	処分	財務上の影響 ¹	処分日
インフラ	当グループのホールセール・バンキングの情報技術 (IT) インフラの一部をヒューレット・パッカードに 段階的売却	なし	2015年度 第2四半期

¹ 減損損失およびその戻入は、その他の収益に含まれている。

後発事象

報告日より後に、当グループの経営成績、財政状態および純資産に重要な影響を及ぼす重要な事象は発生していない。

その他の情報（無監査）

非IFRS財務尺度

当報告書、および当グループが発行しているまたは発行する可能性があるその他の報告書には、非IFRS財務尺度が含まれている。非IFRS財務尺度とは、当グループの過去または将来の経営成績、財政状態またはキャッシュ・フローの尺度である。この尺度は、当グループの財務諸表においてIFRSに従って計算および表示された最も直接に比較可能な尺度に含められる（から除外される）金額を除外する（含める）調整を含む場合がある。

CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率

貸借対照表の管理の一環として、当グループはCRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率を使用している。これは、CRR/CRD 4によるエクスポージャー測定尺度（IFRSに基づく資産合計に調整を適用して算定される。）に対する完全適用ベースのTier 1資本の比率である。当該非IFRS財務尺度は、「取締役会報告書：リスク・レポート：貸借対照表の管理」の項（訳者注：原文の項）に記載されている。

税引前および税引後平均アクティブ資本利益率

税引前平均アクティブ資本利益率の非IFRS財務尺度は、ドイツ銀行株主に帰属するIBITの当グループの平均アクティブ資本に対する比率に基づいている。両方とも以下に定義されている。

グループ・レベルの税引後平均株主持分利益率、税引後平均アクティブ資本利益率および平均有形株主持分は、報告された当グループの実効税率を反映しており、これは2015年6月30日終了3ヶ月間においては33%、前年同期においては74%であった。当該税率は2015年6月30日終了6ヶ月間においては49%、前年同期においては48%であった。セグメントの税引後平均アクティブ資本利益率について、当四半期に適用された税率は35%、前年同期においては35%であった。当該税率は、2015年6月30日終了6ヶ月間においては35%、前年同期においては35%であった。

ドイツ銀行株主に帰属するIBIT：ドイツ銀行株主に帰属するIBITの非IFRS財務尺度は、以下のように、税引前利益（損失）に基づいている。

単位：百万ユーロ	2015年6月30日 終了3ヶ月間	2014年6月30日 終了3ヶ月間	2015年6月30日 終了6ヶ月間	2014年6月30日 終了6ヶ月間
税引前利益（損失）（IBIT）	1,228	917	2,708	2,597
控除：非支配持分に帰属する税引前利益（損失）	- 22	- 1	- 38	- 21
ドイツ銀行株主に帰属するIBIT	1,206	916	2,670	2,576

平均アクティブ資本：当グループは、競合他社との比較をしやすいするためにアクティブ資本を計算し、いくつかの比率においてアクティブ資本を参照する。しかしながら、アクティブ資本はIFRSに規定された尺度ではないため、当グループの平均アクティブ資本に基づく比率は、計算方法の違いを考慮せずに他社の比率と比較すべきではない。当グループは、平均配当（四半期毎に配当案が未払計上され、毎年次株主総会の承認後に支払われる。）につき、平均株主持分を調整する。

単位：百万ユーロ	2015年6月30日 終了3ヶ月間	2014年6月30日 終了3ヶ月間	2015年6月30日 終了6ヶ月間	2014年6月30日 終了6ヶ月間
平均株主持分	71,865	58,125	71,299	56,877
平均未払配当金	- 905	- 703	- 998	- 757
平均アクティブ資本	70,960	57,422	70,302	56,120

税引前および税引後平均アクティブ資本利益率が以下に表示されている。また、比較目的で、それぞれドイツ銀行株主に帰属するIBITおよび純利益の平均株主持分に対する比率として定義される税引前および税引後平均株主持分利益率が表示されている。

単位：%	2015年6月30日 終了3ヶ月間	2014年6月30日 終了3ヶ月間	2015年6月30日 終了6ヶ月間	2014年6月30日 終了6ヶ月間
税引前平均株主持分利益率	6.7	6.3	7.5	9.1
税引前平均アクティブ資本利益率	6.8	6.4	7.6	9.2
税引後平均株主持分利益率	4.4	1.6	3.8	4.6
税引後平均アクティブ資本利益率	4.5	1.6	3.8	4.7

税引後平均有形株主持分利益率

税引後平均有形株主持分利益率は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）が平均有形株主持分に占める割合として計算されている。ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）は、純利益（損失）から非支配持分に帰属する税引後利益（損失）を除外した金額として定義される。有形株主持分は、貸借対照表上の株主持分からのれんおよびその他の無形資産を除外したものである。

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2015年6月30日 終了3ヶ月間	2014年6月30日 終了3ヶ月間	2015年6月30日 終了6ヶ月間	2014年6月30日 終了6ヶ月間
平均株主持分 ¹	71,865	58,125	71,299	56,877
平均のれんおよびその他の無形資産	-15,697	-14,029	-15,548	-14,003
平均有形株主持分	56,168	44,096	55,751	42,874
純利益 ²	818	238	1,377	1,341
控除：非支配持分に帰属する純（利益）損失	-22	-1	-38	-21
ドイツ銀行株主に帰属する純利益	796	237	1,339	1,320
税引後平均有形株主持分利益率(単位：%)	5.7	2.1	4.8	6.2

- 1 平均有形株主持分は、2015年6月30日終了3ヶ月間および2014年6月30日終了3ヶ月間については有形株主持分の直近4ヶ月の平均、2015年6月30日終了6ヶ月間および2014年6月30日終了6ヶ月間については有形株主持分の直近7ヶ月の平均として計算されている。
- 2 当グループに関する計算は、上述の「税引前および税引後平均アクティブ資本利益率」に記載の実効税率に基づいている。

基本的社外流通株式1株当たり純資産および基本的社外流通株式1株当たり有形純資産

基本的社外流通株式1株当たり純資産および基本的社外流通株式1株当たり有形純資産は、投資家や業界アナリストが適正自己資本の測定基準として使用および依拠する非IFRS財務尺度である。基本的社外流通株式1株当たり純資産は、当行の株主持分合計を期末現在の基本的社外流通株式数で除したものである。有形純資産は、当行の株主持分合計からのれんおよびその他の無形資産を控除したものである。基本的社外流通株式1株当たり有形純資産は、有形純資産を期末現在の基本的社外流通株式数で除して計算される。

有形純資産

単位：百万ユーロ	2015年6月30日 現在	2014年12月31日 現在
株主持分合計（純資産）	70,762	68,351
のれんおよびその他の無形資産	- 15,689	- 14,951
有形株主持分（有形純資産）	55,073	53,400

基本的社外流通株式数

単位：百万株 （別途記載のものを除く）	2015年6月30日 現在	2014年12月31日 現在
発行済株式数	1,379.3	1,379.3
自己株式	- 0.3	- 0.3
権利確定した株式報奨	18.3	6.8
基本的社外流通株式数	1,397.2	1,385.8
基本的社外流通株式1株当たり純資産 （単位：ユーロ）	50.64	49.32
基本的社外流通株式1株当たり有形純資産 （単位：ユーロ）	39.42	38.53

評価調整

本期中報告書の「取締役会報告書：経営および財務の概況：経営成績：コーポレート部門：コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）」にある部門業績の記載は、信用評価調整（以下「CVA」という。）、債務評価調整（以下「DVA」という。）、資金調達評価調整（以下「FVA」という。）を参照している。

当グループの2014年度財務報告書の注記14「公正価値で計上される金融商品」に記載の通り、CVAは、デリバティブ・ポジションに適用され、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより算定される。CVAの計算では、保有担保、ネットिंग契約の影響、予想デフォルト時損失率および利用可能な市場情報（CDSスプレッドを含む。）に基づく信用リスクを考慮に入れている。

CRR/CRD 4自己資本規則に基づくCVAにより、当グループのリスク加重資産（以下「RWA」という。）は増加する。当グループは、信用デリバティブでヘッジすることによりこれらのCVA RWAの軽減に努めている。これらの規制に係るヘッジは、IFRSのヘッジ会計規則に基づきCVAエクスポージャーのヘッジ目的で締結されるヘッジとは別のものであり、これによって生じた時価評価損益は収益項目として報告される。

DVAは、当グループの自己の信用リスクの影響を、デリバティブ契約を含む金融負債の公正価値に組み込んでいる。

FVAは、完全には担保されていないデリバティブ・ポジションに適用される。FVAは、資産および負債の両方に関する市場で暗に示された資金調達コストを反映しており、完全には担保されていないデリバティブ・ポジションの公正価値に資金調達コストの現在価値を取り入れる効果がある。

2【その他】

(1) 後発事象

該当なし。

(2) 訴訟

本書記載の中間連結財務諸表に対する注記「その他の財務情報 - 引当金」を参照。

3【国際財務報告基準と日本の会計原則との相違】

当グループは、ドイツ商法（HGB）第315条の求めるところに従い、その年次連結財務諸表および中間連結財務諸表を、国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が支持した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成することが要求されている。IFRSと日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本の会計原則」という。）との主要な相違は、以下のとおりである。

1) 統一的な会計方針

IFRSでは、連結財務諸表は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、統一的な会計方針を用いて作成される。グループ会社が、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、連結財務諸表において採用されているものの以外の会計方針を使用している場合、連結財務諸表の作成時に、その財務諸表に対して適切な修正が行われる。関連会社および共同支配事業体の経営成績に対する当グループの持分は、当グループの会計方針と整合するよう修正される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

2) 連結の原則

2013年1月1日、当グループは、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IAS第27号の改訂版である「個別財務諸表」、およびIAS第28号の改訂版である「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（これらの改訂版は、IFRS第10号およびIFRS第11号の公表に基づく変更と整合するよう修正されている。）を適用した。また、当グループは、IFRS第10号およびIFRS第11号に関する経過指針の修正を適用した。

IFRS第10号は、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」およびSIC第12号「連結 - 特別目的事業体」を置き換えるものであり、すべての企業（以前はSIC第12号に基づく特別目的事業体と見なされていた企業を含む。）に適用される単一の支配モデルを確立している。投資者が、関連性のある活動におけるパワーおよび投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーを有し、かつ、投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配していることになる。支配の評価はすべての事実および状況に基づいて行われ、事実および状況に変更が生じた兆候が存在する場合にはその結論は再評価される。これは、事業体と新たに実行されたものを含め、当グループが有する契約上の取決めの変更を含んでおり、所有持分の変動のみに限定されない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、IFRSの共同支配企業に該当するものには持分法が適用される。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目

的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

3) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の設立、共通支配下の企業または事業の結合等を除く。）に取得法が適用されている。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日時点の公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

a) 取得関連コスト（企業結合に直接起因する費用）の処理

IFRSでは、IAS第32号およびIAS第39号にそれぞれ準拠して認識される負債性証券または持分証券の発行コストを除き、当該費用が発生してサービスの提供を受けた期間の費用として処理する。

日本では、取得に直接要した支出額のうち取得の対価性が認められるものについては、取得原価に含め、それ以外の支出額は発生時の事業年度の費用として処理する。

ただし、2013年9月に企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」が改正され、2015年4月1日以後開始事業年度からは日本でも、取得関連費用は発生した事業年度の費用として処理することになる。

b) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日時点の公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付または引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんの修正を行う。

c) のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、少数株主持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

d) のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、毎期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

4) 非支配持分（少数株主持分）

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得企業は、企業結合ごとに被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかにより測定しなければならない。

a) 取得日における非支配持分の公正価値

b) 取得日における被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、少数株主持分自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、少数株主持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

また、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、のれんまたは損益取引として会計処理される。

ただし、2013年9月に企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」が改正され、2015年4月1日以後開始事業年度からは日本でも、「少数株主持分」の呼称は「非支配株主持分」に変更され、また支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、資本剰余金とされることになる。

5) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、子会社、共同支配の取決め、関連会社および非連結の組成された企業への関与の内容、関連するリスク、および財務上の影響を毎年開示しなければならない。

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

6) 金融商品の分類および評価

当グループは、金融資産および負債を以下の区分に分類している。すなわち、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債、貸出金、売却可能金融資産、その他の金融負債である。当グループは、いずれの金融商品も満期保有の区分には分類していない。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債： 当グループは、一定の金融資産および金融負債を、トレーディング目的保有または、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたもの、のいずれかに分類する。これらは公正価値で計上され、それぞれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として表示される。トレーディング資産および負債の定義を満たさない一定の金融資産および負債は、公正価値オプションを利用し、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定するには、金融資産および負債が、以下の基準のうちの一つを満たしていなくてはならない。(1) その指定により、測定上または認識上の矛盾が解消または著しく減少する、(2) 金融資産または負債、またはその両方からなるグループの運用管理および実績評価が、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値に基づいて行われている、あるいは、(3) その商品が一または複数の組込デリバティブを含んでいる（ただし、以下の場合を除く(a) 当該組込デリバティブが、そうでなければ契約で要求されていたであろうキャッシュ・フローを大きく修正しない場合、あるいは、(b) ほとんど、または全く分析しなくても、分離が禁じられていることが明らかな場合）。

貸出金： 貸出金には、組成または購入した、支払額が固定的または決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場での相場価格がなく、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にもAFS金融資産にも分類されていないものが含まれる。相場価格が、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、プライシング・サービスまたは規制機関から容易かつ定期的に入手可能であり、かつこれらの価格が、独立第三者間取引条件による実際の定期的に生じる市場取引を表している場合に、活発な市場が存在するといえる。

企業結合または資産の購入以外により取得した貸出金は当初、その取引価格で認識される。取引価格とは、借手に支払った現金の額である。貸出金の当初の帳簿価額にはさらに、直接的増分取引費用およびフィーの純額が含まれる。これらの貸出金は、当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価（減損控除後）で測定される。

企業結合の一部または資産の購入として取得した貸出金は当初、取得日の公正価値で認識される。これには、当グループによる当初認識前に被取得企業が減損損失を計上した貸出金が含まれている。取得日の公正価値には、当該貸出金の信用の質（発生損失を含む。）を考慮した予想キャッシュ・フローが組み込まれ、新たな償却原価の基礎額となる。利息収益は、実効金利法を用いて認識される。純損益を通じて公正価値で測定するものにも、貸出金にも分類されない金融資産は、売却可能として、負債証券または持分証券のいずれかとして分類される。

売却可能金融資産： 売却可能として分類された金融資産は、当初、公正価値に当該金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算した額で認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。売却可能として分類された金融資産は公正価値で計上され、公正価値の変動は、当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合を除き、資本の中の、損益計算書に認識されていない純利得（損失）に計上される。当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合には、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動は、その他の収益に計上される。

金融負債： 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から、負担し

た取引費用を控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。

金融資産の分類変更：当グループは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」（トレーディング資産）または「AFS金融資産」に分類された一定の金融資産を、「貸出金」へと分類変更することができる。資産の分類変更には、当初認識以降、経営陣による対象資産に関する意思の明確な変更がなければならず、かつ、当該金融資産は分類変更日において貸出金の定義を充足していなければならない。加えて、分類変更日現在、当該資産を予見可能な将来まで保有する意思および能力を有していなければならない。「予見可能な将来」を定義する単一の特定期間はなく、これは経営陣の判断を要する問題である。この判断を行うに当たり、当グループは、何が「予見可能な将来」とされるかについて、以下の最低限の要件を設定した。分類変更時に、

- 対象資産を売却または証券化を通じて1年以内に処分する意思がないこと、ならびに対象資産を保有する当グループの能力を制限するかまたは売却を要求する内部および外部的要求がないこと。
- 今後のビジネス・プランが、短期的な価格変動による利益を享受することであってはならない。

これらの基準を満たす分類変更が提案される金融資産は、検討対象の各金融資産の事実および状況に基づいて検討される。当該資産保有の戦略を実行する能力および妥当性を考慮に入れた上で、経営陣による肯定的な主張が必要となる。

上記の基準に加えて、当グループはまた、資産の返済見込額が見積公正価値を超過していること、および予見可能な将来まで保有することにより資産に係るリターンが最適化することを示す説得力のある証拠が存在することを要求している。

金融資産は、分類変更日現在の公正価値で分類変更される。連結損益計算書に既に認識済の損益の振戻しは行われぬ。当該商品の分類変更日現在の公正価値が、当該商品の新たな償却原価となる。当該金融商品の予想キャッシュ・フローが分類変更日現在で見積られ、これらの見積りが当該商品の新たな実効金利の計算に使用される。回収可能性の増加により、分類変更後の資産の予想将来キャッシュ・フローがその後増加した場合、この増加による影響は、見積変更日現在の当該資産の帳簿価額の修正としてではなく、見積変更日以降の実効金利の修正として認識される。予想将来キャッシュ・フローがその後減少した場合、「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」の項に記載のとおり、当該資産の減損の評価が行われる。減損とみなされていない分類変更後の資産のキャッシュ・フローの時期の変動は、資産の帳簿価額の修正として計上される。

AFSから貸出金に分類変更された商品の場合、その他の包括利益に認識されている未実現損益は、その後当該商品の実効金利を用いて償却され、利息収益に計上される。その後当該商品に減損が生じた場合、当該商品に関連して同日現在その他の包括利益累計額に計上されていた未実現損失は、貸倒引当金繰入額として即時に連結損益計算書に認識される。

貸出金として分類されている資産が返済、条件変更または最終的に売却され、受取金額がその時点での帳簿価額を下回る範囲で、連結損益計算書に損失が、貸出金が減損している場合には信用リスク引当金繰入額の構成要素として、貸出金が減損していない場合にはその他の収益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
 - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
 - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
 - a) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる（すなわち、取得原価または償却原価で測定される）。
 - b) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

日本では、IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正

当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

7) 資産の減損

非金融資産の減損：

IFRSでは、非流動資産の減損の兆候が認められ、その回収可能価額（正味売却価格と使用価値（使用価値は資産から生じると予想される将来キャッシュ・フローの現在価値である。）のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回ると見積られる場合には、その差額を減損損失として認識する。減損損失が最後に認識されてから、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合には、のれんの減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産または資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

金融資産の減損：

IFRSでは、金融資産または金融資産のグループが減損しているという客観的証拠の有無について各報告日に評価される。

貸付金および債権：減損の証拠（例えば、取引相手先の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行または遅滞）が存在する場合、損失の額は、資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定される。減損損失の戻入は、損益計算書に認識される。

売却可能として分類された金融資産：売却可能として分類された資本性金融商品の場合、客観的証拠には、投資の公正価値の原価を下回る重要または長期的な下落が含まれる。売却可能として分類された負債証券の場合、減損は貸出金と同一の基準に基づき評価される。減損の証拠が存在する場合、以前資本において認識された金額は、資本から除去され、当期の損益計算書に認識される。この金額は、資産の取得原価（元本の返済および償却を控除後）と現在の公正価値（当該投資について以前損益計算書に認識された減損損失があればそれを控除後）との差額として決定される。売却可能として分類された資本性金融商品に係る減損損失の戻入は純損益を通じては行われず、その他の包括利益で認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権および破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券およびその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

8) ヘッジ会計

IFRSでは、公正価値変動のヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産または負債の公正価値の変動またはその一部は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに損益計算書に認識される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジされたリスクに関連した市場レートまたは価格の変動によりデリバティブおよびヘッジ対象項目に対して行われた公正価値修正の純影響額として測定される。キャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、損益計算書に認識されていない純利得（損失）に計上される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引が損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に損益計算書に組み替えられる。ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、通常、実際のヘッジ手段であるデリバティブと仮定の最適ヘッジの公正価値変動の差額として測定される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず、当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

9) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一定の基準を条件として一または複数の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合に、金融資産の認識の中止が検討される。譲渡した金融資産については、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、認識の中止を行う。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

10) 株式を基礎とした報酬

IFRSでは、資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。対応する金額は資本剰余金に計上される。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部の新株予約権）に計上される。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理される。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

11) 退職後給付（確定給付制度）

a) 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法（給付算定式基準）が原則とされている。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に基づき、期間定額基準と給付算定式基準のいずれかを選択適用できる。

b) 数理計算上の仮定

・ 割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような債券について厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回り（報告期間の末日時点）を使用しなければならない。また割引率は、各報告日に見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

・ 制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）

IFRSでは、年次報告期間の開始日時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する（期待運用収益の概念廃止）。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。

c) 数理計算上の差異（再測定）および過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、遅延認識が認められており、原則として各期の発生額について平均残存勤務期間内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）及び過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、その他の包括利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。

d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれかが低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過
- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）

日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

12) 金融保証契約

IFRSでは、金融保証契約について、当初、公正価値で負債に計上することが要求され、以後は、当初測定額から償却累計額を控除した額と、貸借対照表日における現在の債務の決済に要する支出の最善の見積額のいずれが高い方の額で測定される。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

13) 投資不動産

IFRSでは、投資不動産の当初認識後の評価方法として、事業体は以下のいずれかを選択できる。

- a) 公正価値モデル。投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書において認識される。
- b) 原価モデル。原価モデルでは、投資不動産を減価償却後の簿価（減損損失累計額控除後）で測定することが要求される。原価モデルを選択した事業体は、投資不動産の公正価値情報を開示する。

日本では、投資不動産についても、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行う（原価モデルを適用）。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に従い、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- a) 賃貸等不動産の概要
- b) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額および期中における主な変動
- c) 賃貸等不動産の当期末における時価およびその算定方法
- d) 賃貸等不動産に関する損益

14) リース取引

IFRSでは、資産の所有権に係るすべてのリスクおよび経済価値が借手に実質的に移転されるリースは、借手の財務諸表にファイナンス・リースとして資産計上され、対応するリース債務が負債として計上される。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。なお、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

15) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、事業体の財政状態および業績に対する金融商品の重要性、金融商品から生じる信用リスク、流動性リスクおよびマーケット・リスクに関する定性的および定量的情報ならびに事業体のリスク管理方法について開示することが要求されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価等の開示がすべての金融商品に求められ、かつ金融商品から生じるリスクについての開示も求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうちマーケット・リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。また、マーケット・リスク以外のリスク（流動性リスク・信用リスク）に関する定量的開示については明確な規定がない。

16) 公正価値測定

IFRSでは、IFRS第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRSが公正価値測定または公正価値測定に関する開示（および、売却コスト控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定または当該測定に関する開示）を要求または許容している場合に適用される。IFRS第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、IFRS第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの性質に基づき3つのヒエラルキーに分類し、公正価値測定を当該ヒエラルキー別に開示することを求めている。

日本では、すべての金融資産・負債並びに非金融資産・負債を対象とする公正価値測定を包括的に規定する会計基準はなく、各会計基準において時価の算定方法が個別に定められている。金融商品の時価については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」において、時価とは公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額、市場価格がない場合には合理的に算定された価額と定義されている。また、公正価値のヒエラルキーに関する会計基準は、現時点では基準化されていない。

第7【外国為替相場の推移】

本項目の記載は、最近6か月間の日本円とユーロの為替レートが日本において2以上の日刊新聞紙に掲載されているので、記載を省略する。

1【当該半期中における月別為替相場の推移】

該当事項なし

2【最近日の為替相場】

該当事項なし

第8【提出会社の参考情報】

提出書類	提出年月日
発行登録追補書類	2015年 1月 5日
発行登録追補書類	2015年 1月13日
発行登録追補書類	2015年 1月14日
発行登録追補書類	2015年 1月14日
発行登録追補書類	2015年 1月16日
発行登録追補書類	2015年 1月16日
発行登録追補書類	2015年 1月16日
発行登録追補書類	2015年 1月16日
発行登録追補書類	2015年 1月22日
訂正発行登録書	2015年 1月27日
訂正発行登録書	2015年 1月30日
訂正発行登録書	2015年 1月30日
発行登録追補書類	2015年 2月 6日
発行登録追補書類	2015年 2月 6日
発行登録追補書類	2015年 2月 6日
発行登録追補書類	2015年 2月 6日
発行登録追補書類	2015年 2月 6日
発行登録追補書類	2015年 2月 6日
発行登録追補書類	2015年 2月 9日
発行登録追補書類	2015年 2月12日
発行登録追補書類	2015年 2月13日
発行登録追補書類	2015年 2月13日
発行登録追補書類	2015年 2月16日
発行登録追補書類	2015年 2月16日
発行登録追補書類	2015年 2月16日
臨時報告書（企業内容等の開示に 関する内閣府令第19条第1項及び 第2項第1号の規定に基づく）	2015年 2月17日
訂正発行登録書	2015年 2月17日
訂正発行登録書	2015年 2月17日
訂正発行登録書	2015年 2月17日
発行登録追補書類	2015年 2月18日
発行登録追補書類	2015年 2月19日
発行登録追補書類	2015年 2月20日
発行登録追補書類	2015年 2月23日
発行登録追補書類	2015年 2月23日
発行登録追補書類	2015年 2月24日
発行登録追補書類	2015年 2月24日
発行登録追補書類	2015年 2月27日
発行登録追補書類	2015年 3月 2日
発行登録追補書類	2015年 3月 2日
訂正発行登録書	2015年 3月 2日
発行登録追補書類	2015年 3月 4日
発行登録追補書類	2015年 3月 4日
発行登録追補書類	2015年 3月 9日
訂正発行登録書	2015年 3月 9日
訂正発行登録書	2015年 3月 9日
発行登録追補書類	2015年 3月13日
発行登録追補書類	2015年 3月13日

発行登録追補書類	2015年 3月13日
有価証券報告書の訂正報告書	2015年 3月16日
半期報告書の訂正報告書	2015年 3月16日
訂正発行登録書	2015年 3月16日
訂正発行登録書	2015年 3月16日
発行登録追補書類	2015年 3月17日
発行登録追補書類	2015年 3月17日
発行登録追補書類	2015年 3月23日
発行登録追補書類	2015年 3月23日
発行登録追補書類	2015年 3月23日
発行登録追補書類	2015年 3月25日
発行登録追補書類	2015年 3月25日
発行登録追補書類	2015年 3月26日
訂正発行登録書	2015年 3月30日
発行登録追補書類	2015年 3月31日
発行登録追補書類	2015年 4月 1日
発行登録追補書類	2015年 4月 3日
発行登録追補書類	2015年 4月 3日
発行登録追補書類	2015年 4月 9日
発行登録追補書類	2015年 4月10日
発行登録追補書類	2015年 4月15日
発行登録追補書類	2015年 4月15日
発行登録追補書類	2015年 4月17日
発行登録追補書類	2015年 4月17日
発行登録追補書類	2015年 4月20日
発行登録追補書類	2015年 5月 8日
発行登録追補書類	2015年 5月 8日
発行登録追補書類	2015年 5月 8日
発行登録追補書類	2015年 5月 8日
発行登録追補書類	2015年 5月14日
発行登録追補書類	2015年 5月18日
発行登録追補書類	2015年 5月20日
発行登録追補書類	2015年 5月20日
発行登録追補書類	2015年 5月25日
発行登録追補書類	2015年 5月26日
発行登録追補書類	2015年 5月27日
訂正発行登録書	2015年 5月29日
発行登録追補書類	2015年 6月 1日
発行登録追補書類	2015年 6月 1日
発行登録追補書類	2015年 6月 1日
発行登録追補書類	2015年 6月 5日
発行登録追補書類	2015年 6月 9日
発行登録追補書類	2015年 6月10日
発行登録追補書類	2015年 6月16日
発行登録追補書類	2015年 6月18日
発行登録追補書類	2015年 6月19日
有価証券報告書	2015年 6月29日
有価証券報告書の訂正報告書	2015年 6月29日
訂正発行登録書	2015年 6月29日
訂正発行登録書	2015年 6月29日
発行登録追補書類	2015年 7月 1日
臨時報告書（企業内容等の開示に 関する内閣府令第19条第2項第9 号の規定に基づく）	2015年 7月 2日

訂正発行登録書	2015年 7月 2日
訂正発行登録書	2015年 7月 2日
発行登録追補書類	2015年 7月 3日
発行登録追補書類	2015年 7月 6日
発行登録追補書類	2015年 7月 8日
発行登録追補書類	2015年 7月 8日
発行登録追補書類	2015年 7月10日
訂正発行登録書	2015年 7月14日
発行登録追補書類	2015年 7月15日
発行登録追補書類	2015年 7月22日
発行登録追補書類	2015年 7月22日
発行登録追補書類	2015年 7月23日
訂正発行登録書	2015年 7月23日
発行登録追補書類	2015年 8月 5日
発行登録追補書類	2015年 8月 5日
発行登録追補書類	2015年 8月 5日
発行登録追補書類	2015年 8月 5日
発行登録追補書類	2015年 8月 6日
発行登録追補書類	2015年 8月 7日
発行登録追補書類	2015年 8月 7日
発行登録追補書類	2015年 8月11日
発行登録追補書類	2015年 8月14日
臨時報告書（企業内容等の開示に 関する内閣府令第19条第1項及び 第2項第1号の規定に基づく）	2015年 8月17日
発行登録追補書類	2015年 8月17日
訂正発行登録書	2015年 8月17日
訂正発行登録書	2015年 8月17日
訂正発行登録書	2015年 8月18日
訂正発行登録書	2015年 8月18日
発行登録追補書類	2015年 8月19日
発行登録追補書類	2015年 8月19日
訂正発行登録書	2015年 8月20日
訂正発行登録書	2015年 8月20日
有価証券報告書の訂正報告書	2015年 8月21日
訂正発行登録書	2015年 8月21日
訂正発行登録書	2015年 8月21日
訂正発行登録書	2015年 8月24日
訂正発行登録書	2015年 8月24日
発行登録追補書類	2015年 8月27日
発行登録追補書類	2015年 8月31日
発行登録追補書類	2015年 9月 1日
発行登録追補書類	2015年 9月 3日
訂正発行登録書	2015年 9月 3日
発行登録追補書類	2015年 9月 4日
発行登録追補書類	2015年 9月 9日
発行登録追補書類	2015年 9月10日
発行登録追補書類	2015年 9月15日
発行登録追補書類	2015年 9月15日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1. ドイツ銀行ロンドン支店2016年1月25日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 円建社債（対象株式：株式会社電通 普通株式）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社電通

東京都港区東新橋一丁目8番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社電通は、対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、最終評価日において、最終評価価格が転換価格未満となる場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 288,410,000 (2015年8月11日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部

内容 : 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式。
単元株式数100株。

2. ドイツ銀行ロンドン支店2016年3月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社東京ドーム）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社東京ドーム

東京都文京区後楽一丁目3番61号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社東京ドームは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 191,714,840 (平成27年9月11日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)

内容 : 単元株式数は1,000株である。

3. ドイツ銀行ロンドン支店2016年3月4日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 円建社債（対象株式：ソニー株式会社 普通株式）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ソニー株式会社
東京都港区港南1丁目7番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ソニー株式会社は、対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、最終評価日において、最終評価価格が転換価格未満となる場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 1,257,362,260 (2015年8月5日現在)
上場金融商品取引所 : 東京・ニューヨーク各証券取引所
内容 : 単元株式数100株

- (注) 1 東京証券取引所については市場第一部に上場されている。
2 発行済株式総数には、2015年8月に新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

4. ドイツ銀行ロンドン支店2016年3月29日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債（対象株式：DMG森精機株式会社 普通株式）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

DMG森精機株式会社
愛知県名古屋市中村区名駅2丁目35番16号
(登記上の本店所在地：奈良県大和郡山市北郡山町106番地)

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

DMG森精機株式会社は、対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、最終評価日において、最終評価価格が転換価格未満となる場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 132,943,683 (2015年8月13日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
内容 : 単元株式数100株

5. ドイツ銀行ロンドン支店2016年6月6日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（東京建物株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

東京建物株式会社

東京都中央区八重洲一丁目9番9号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

東京建物株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 216,963,374 (平成27年8月13日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)
内容 : 単元株式数は平成27年6月30日現在では1,000株、平成27年8月13日現在では100株である。

(注) 平成27年3月26日開催の第197期定時株主総会決議に基づき、平成27年7月1日付で普通株式2株を1株にする株式併合及び1,000株から100株にする単元株式数の変更を実施している。また、平成27年2月12日開催の取締役会決議に基づき、平成27年7月1日付で東京建物不動産販売株式会社を完全子会社とする株式交換を実施したことに伴い、433,790株の新株発行を実施した。これにより、平成27年8月13日現在では発行済株式総数は216,095,794株減少し、216,963,374株となっている。

6. ドイツ銀行ロンドン支店2016年8月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(セイコーエプソン株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

セイコーエプソン株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

セイコーエプソン株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 399,634,778 (2015年8月3日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
内容 : 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

7. ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目8番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 1,057,892,400 (平成27年8月7日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所、JASDAQ (スタンダード)
内容 : (注) 1、2、3

- (注) 1 完全議決権株式であり、権利の内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式である。
2 平成27年8月7日現在、発行済株式のうち243,080,000株は、現物出資 (関係会社株式1,999百万円) によるものである。
3 単元株式数は100株である。

8. ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社コロプラ)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社コロプラ
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社コロプラは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 124,845,500(平成27年8月5日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)

内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 平成27年8月5日現在発行数には、平成27年8月1日から平成27年8月5日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていない。

9. ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月26日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債(参照株式: ソニー・ソフトバンク)

A ソニー株式会社の情報

上記3. に同じ

B ソフトバンクグループ株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ソフトバンクグループ株式会社

東京都港区東新橋一丁目9番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ソフトバンクグループ株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がロックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 1,200,660,365(2015年8月12日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)

内容 : 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のないソフトバンク(株)における標準となる株式である。
単元株式数は、100株である。

(注) 1 ソフトバンク(株)は2015年7月1日付でソフトバンクグループ(株)に商号を変更している。

2 発行済株式総数には、2015年8月1日から2015年8月12日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

10. ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月26日満期 早期償還条項付/他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(株式会社コロブラ)

上記8. に同じ

11. ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月26日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（アイフル株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

アイフル株式会社

京都市下京区烏丸通五条上高砂町381 - 1

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

アイフル株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 483,607,536 (平成27年8月14日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部

内容 : 単元株式数100株

(注) 発行済株式総数には、平成27年8月1日から平成27年8月14日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

12. ドイツ銀行ロンドン支店2016年10月28日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：富士重工業・ソフトバンク）

A 富士重工業株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

富士重工業株式会社

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

富士重工業株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がロックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 782,865,873 (平成27年8月7日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)

内容 : 単元株式数は100株である。

B ソフトバンクグループ株式会社の情報

上記9. Bに同じ

13. ドイツ銀行ロンドン支店2016年11月7日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（グリーン株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

グリーン株式会社

東京都港区六本木六丁目10番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

グリーン株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がロックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式総数	: 240,700,000 (平成27年4月28日現在)
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所 (市場第一部)
内容	: 単元株式数100株

14. ドイツ銀行ロンドン支店2016年12月19日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：オリックス・ソフトバンク）

A オリックス株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

オリックス株式会社

東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル内

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

オリックス株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がロックイン価格以下となった場合で最終評価日におけるワーストパフォーマンス株式の参照株式評価価格が関連する転換価格未満の場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 1,324,047,228 (注) (平成27年8月13日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
 ニューヨーク証券取引所
内容 : 単元株式数は100株である。
(注) 発行済株式総数には、平成27年8月1日から平成27年8月13日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

B ソフトバンクグループ株式会社の情報

上記9 . Bに同じ

15 . ドイツ銀行ロンドン支店2016年12月22日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社コロブラ)

上記8 . に同じ

16 . ドイツ銀行ロンドン支店2017年1月30日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (富士通株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

富士通株式会社
神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

富士通株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 2,070,018,213 (2015年8月4日現在)
上場金融商品取引所 : 東京・名古屋各市場第一部
内容 : 単元株式数1,000株

17 . ドイツ銀行ロンドン支店2017年3月6日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社サイバーエージェント)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社サイバーエージェント
東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社サイバーエージェントは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の

本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 63,213,300 (平成27年7月31日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数は100株である。

18. ドイツ銀行ロンドン支店2017年4月24日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社)
上記7. に同じ

19. ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月2日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社マーベラス)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社マーベラス
東京都品川区東品川四丁目12番8号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社マーベラスは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 53,593,100 (平成27年8月5日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数100株

20. ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月2日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社ディー・エヌ・エー)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社ディー・エヌ・エー
東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社ディー・エヌ・エーは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 150,810,033 (平成27年8月10日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数100株

21. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月12日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社ミクシィ)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社ミクシィ
東京都渋谷区東一丁目2番20号
住友不動産渋谷ファーストタワー

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社ミクシィは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 84,295,000 (平成27年8月14日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (マザーズ)
内容 : 単元株式数は100株である。

- (注) 1 発行済株式総数には、平成27年8月1日から平成27年8月14日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。
2 平成27年7月7日開催の取締役会において、海外募集による新株式発行を決議し、平成27年7月30日に払込を受けている。これにより株式数は1,092,500株増加し、発行済株式総数は84,295,500株となっている。

22. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月12日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (日新製鋼株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

日新製鋼株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

日新製鋼株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 109,843,923 (平成27年8月7日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数100株

23. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月16日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (セイコーエプソン株式会社)

上記6. に同じ

24. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社KADOKAWA・DWANGO)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社KADOKAWA・DWANGO
東京都千代田区富士見二丁目13番3号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社KADOKAWA・DWANGOは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 70,892,060 (平成27年8月11日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

25. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (セイコーエプソン株式会社)
上記6. に同じ

26. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社ネクソン)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社ネクソン
東京都中央区新川二丁目3番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社ネクソンは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 430,003,117 (2015年8月14日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式である。1単元の株式の数は100株である。

(注) 発行済株式総数には、2015年8月1日から2015年8月14日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

27. ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ソフトバンク株式会社)
上記9. B に同じ

28. ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月14日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (マツダ株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

マツダ株式会社
広島県安芸郡府中町新地3番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

マツダ株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がロックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 599,875,479 (平成27年8月6日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数は100株である。

29. ドイツ銀行ロンドン支店2017年9月19日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (セイコーエプソン株式会社)
上記6. に同じ

30. ドイツ銀行A Gロンドン2017年9月19日満期 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (第一生命保険株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

第一生命保険株式会社
東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

第一生命保険株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 1,198,023,000 (2015年8月10日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当該会社にとって標準となる株式
(1単元の株式数 100株)

31. ドイツ銀行ロンドン支店2017年9月26日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（日野自動車株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

日野自動車株式会社
東京都日野市日野台3丁目1番地1

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

日野自動車株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 574,580,850 (平成27年7月31日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
名古屋証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数100株

32. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月10日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤマハ発動機株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ヤマハ発動機株式会社
静岡県磐田市新貝2500番地

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ヤマハ発動機株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 349,896,784 (平成27年8月5日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
内容 : 単元株式数100株

(注) 平成27年8月5日現在発行数には、平成27年8月1日から平成27年8月5日までに新株予約権が行使される場合に発行される株式数は含まれていない。

33. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月10日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社ヤマダ電機）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社ヤマダ電機は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 966,489,740 (平成27年8月14日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)

内容 : 単元株式数100株

(注) 発行済株式総数には、平成27年8月1日から平成27年8月14日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

34. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(株式会社サイバーエージェント)
 上記17. に同じ
35. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(日新製鋼株式会社)
 上記22. に同じ
36. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(ソニー株式会社)
 上記3. に同じ
37. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(ヤマハ発動機株式会社)
 上記32. に同じ
38. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月27日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(ソニー株式会社)
 上記3. に同じ
39. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月28日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(株式会社ディー・エヌ・エー)
 上記20. に同じ
40. ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月22日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(株式会社サイバーエージェント)
 上記17. に同じ
41. ドイツ銀行ロンドン支店2018年2月5日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(株式会社ディー・エヌ・エー)
 上記20. に同じ

42. ドイツ銀行ロンドン支店2018年4月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤ
フー株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目7番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ヤフー株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 5,695,047,300 (2015年8月10日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)

内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 2015年8月10日現在の発行数には、2015年8月1日から2015年8月10日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

1．ドイツ銀行ロンドン支店2016年1月25日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 円建社債（対象株式：株式会社電通 普通株式）

株式会社電通の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第166期）（自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日）平成27年6月26日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第167期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）四半期報告書を平成
27年8月11日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年7月1日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社電通 関西支社

大阪市北区堂島二丁目4番5号

株式会社電通 中部支社

名古屋市中区栄四丁目16番36号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

2．ドイツ銀行ロンドン支店2016年3月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社東京ドーム）

株式会社東京ドームの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第105期）（自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日）平成27年4月28日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第106期第2四半期）（自 平成27年5月1日 至 平成27年7月31日）四半期報告書を平成
27年9月11日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年5月1日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内
閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

3．ドイツ銀行ロンドン支店2016年3月4日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 円建社債（対象株式：ソニー株式会社 普通株式）

ソニー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第98期）（自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日）平成27年6月23日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第99期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）四半期報告書を平成
27年8月5日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成27年6月26日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関
する内閣府令第19条第1項および第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 平成27年6月30日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第1号の規定に基づく）

訂正報告書

イの臨時報告書の訂正報告書を平成27年7月13日および平成27年7月22日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

4. ドイツ銀行ロンドン支店2016年3月29日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債（対象株式：DMG森精機株式会社 普通株式）

DMG森精機株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第67期）（自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日）平成27年6月19日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第68期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）四半期報告書を平成27年8月13日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年6月23日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

の四半期報告書の訂正報告書を平成27年8月26日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

5. ドイツ銀行ロンドン支店2016年6月6日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（東京建物株式会社）

東京建物株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第197期）（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）平成27年3月26日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第198期第2四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）四半期報告書を平成27年8月13日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年3月30日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

東京建物株式会社 関西支店
株式会社東京証券取引所

大阪市中央区本町三丁目4番8号
東京都中央区日本橋兜町2番1号

6. ドイツ銀行ロンドン支店2016年8月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）

セイコーエプソン株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第73期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月26日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第74期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）四半期報告書を平成
27年8月3日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年6月30日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

の有価証券報告書の訂正報告書を平成27年7月24日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

7. ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社）

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第18期）（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）平成27年3月23日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第19期第2四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）四半期報告書を平成
27年8月7日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成27年3月26日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 平成27年4月28日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第2号の2の規定に基づく）

ウ 平成27年6月2日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく）

訂正報告書

イの臨時報告書の訂正報告書を平成27年6月25日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

8．ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社コロブラ）

株式会社コロブラの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第6期）（自 平成25年10月1日至 平成26年9月30日）平成26年12月22日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第7期第3四半期）（自 平成27年4月1日至 平成27年6月30日）四半期報告書を平成27年8月5日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成26年12月24日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

9．ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月26日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：ソニー・ソフトバンク）

A ソニー株式会社の情報

上記3．に同じ

B ソフトバンクグループ株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第35期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月19日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第36期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）四半期報告書を平成27年8月12日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年6月23日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

の有価証券報告書の訂正報告書を平成27年7月27日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

10．ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月26日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社コロブラ）

株式会社コロブラの情報

上記8．に同じ

11. ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月26日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（アイフル株式会社）

アイフル株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第38期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月23日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第39期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）四半期報告書を平成
27年8月14日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年6月24日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

アイフル株式会社 東京支社	東京都港区芝二丁目31番19号
アイフル株式会社 千葉支店	千葉市中央区富士見二丁目4番13号
アイフル株式会社 大宮西口支店	さいたま市大宮区桜木町一丁目1番地26
アイフル株式会社 横浜西口支店	横浜市西区北幸一丁目8-2
アイフル株式会社 金山支店	名古屋市中区金山四丁目6番2号
アイフル株式会社 梅田支店	大阪市北区梅田一丁目2番2-100号
アイフル株式会社 三宮支店	神戸市中央区三宮町一丁目8-1
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

12. ドイツ銀行ロンドン支店2016年10月28日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：富士重工業・ソフトバンク）

A 富士重工業株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第84期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月24日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第85期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）四半期報告書を平成
27年8月7日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年6月24日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
-------------	-----------------

B ソフトバンクグループ株式会社の情報

上記9. Bに同じ

13. ドイツ銀行ロンドン支店2016年11月7日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（グリー株式会社）

グリー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第10期）（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）平成26年9月29日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第11期第3四半期）（自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日）四半期報告書を平成
27年4月28日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成26年9月30日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 平成27年4月28日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく）

ウ 平成27年5月12日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく）

エ 平成27年5月12日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく）

オ 平成27年5月12日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく）

カ 平成27年8月5日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく）

キ 平成27年8月5日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

14. ドイツ銀行ロンドン支店2016年12月19日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：オリックス・ソフトバンク）

A オリックス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第52期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月25日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第53期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）四半期報告書を平成
27年8月13日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年6月25日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

オリックス株式会社 大阪本社

大阪市西区西本町1丁目4番1号 オリックス本町ビル

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

B ソフトバンクグループ株式会社の情報

上記9. Bに同じ

15. ドイツ銀行ロンドン支店2016年12月22日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(株式会社コロブラ)

株式会社コロブラの情報

上記8. に同じ

16. ドイツ銀行ロンドン支店2017年1月30日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(富士通株式会社)

富士通株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第115期)(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)平成27年6月22日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第116期第1四半期)(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)四半期報告書を平成
27年8月4日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年6月23日関東財務局長に提出(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく)

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社名古屋証券取引所

名古屋市中区栄三丁目8番20号

17. ドイツ銀行ロンドン支店2017年3月6日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(株式会社サイバーエージェント)

株式会社サイバーエージェントの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度(第17期)(自平成25年10月1日至平成26年9月30日)平成26年12月16日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間(第18期第3四半期)(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)四半期報告書を平成27
年7月31日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成26年12月16日に関東財務局長に提出(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく)

イ 平成27年7月24日に関東財務局長に提出(金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく)

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

18. ドイツ銀行ロンドン支店2017年4月24日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ガン
ホー・オンライン・エンターテイメント株式会社)

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社の情報

上記7.に同じ

19. ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月2日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式
会社マーベラス)

株式会社マーベラスの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度(第18期)(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)平成27年6月23日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間(第19期第1四半期)(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)四半期報告書を平成

27年8月5日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年6月24日に関東財務局長に提出(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく)

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

20. ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月2日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式
会社ディー・エヌ・エー)

株式会社ディー・エヌ・エーの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度(第17期)(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)平成27年6月22日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間(第18期第1四半期)(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)四半期報告書を平成

27年8月10日関東財務局長に提出

臨時報告書

該当事項なし

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

21. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月12日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社ミクシィ）

株式会社ミクシィの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第16期）（自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日）平成27年6月26日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第17期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）四半期報告書を平成
27年8月14日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成27年6月26日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 平成27年7月7日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条1項および第2項第1号の規定に基づく）

訂正報告書

イの臨時報告書の訂正報告書を平成27年7月24日および平成27年7月28日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

22. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月12日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（日新製鋼株式会社）

日新製鋼株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第3期）（自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日）平成27年6月24日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第4期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）四半期報告書を平成
27年8月7日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年6月26日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

23. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月16日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）

セイコーエプソン株式会社の情報

上記6. に同じ

24. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社KADOKAWA・DWANGO)

株式会社KADOKAWA・DWANGOの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度(第1期)(自平成26年10月1日至平成27年3月31日)平成27年6月25日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間(第2期第1四半期)(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)四半期報告書を平成
27年8月11日関東財務局長に提出

臨時報告書

該当事項なし

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

25. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (セイコーエプソン株式会社)

セイコーエプソン株式会社の情報

上記6.に同じ

26. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社ネクソン)

株式会社ネクソンの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度(第13期)(自平成26年1月1日至平成26年12月31日)平成27年3月30日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間(第14期第2四半期)(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)四半期報告書を平成27
年8月14日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年3月31日に関東財務局長に提出(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく)

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

27. ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ソフトバンク株式会社)

ソフトバンクグループ株式会社の情報

上記9. Bに同じ

28. ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月14日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (マツダ株式会社)

マツダ株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 (第149期) (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月24日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間 (第150期第1四半期) (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 四半期報告書を平成
27年8月6日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年6月25日に関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく)

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

29. ドイツ銀行ロンドン支店2017年9月19日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (セイコーエプソン株式会社)

セイコーエプソン株式会社の情報

上記6. に同じ

30. ドイツ銀行A G ロンドン2017年9月19日満期 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債 (第一生命保険株式会社)

第一生命保険株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 (第113期) (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月23日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間 (第114期第1四半期) (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 四半期報告書を平成
27年8月10日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成27年6月24日関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく)

イ 平成27年7月31日関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく)

訂正報告書

の有価証券報告書の訂正報告書を平成27年7月30日に関東財務局長に提出

イの臨時報告書の訂正報告書を平成27年8月17日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

31. ドイツ銀行ロンドン支店2017年9月26日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (日野自動車株式会社)

日野自動車株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 (第103期) (自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日) 平成27年6月22日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間 (第104期第1四半期) (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 四半期報告書を平成
27年7月31日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年6月23日に関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく)

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社名古屋証券取引所

名古屋市中区栄3丁目8番20号

32. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月10日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ヤマハ発動機株式会社)

ヤマハ発動機株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 (第80期) (自 平成26年1月1日至 平成26年12月31日) 平成27年3月27日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間 (第81期第2四半期) (自 平成27年4月1日至 平成27年6月30日) 四半期報告書は平成27
年8月5日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年3月30日に関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく)

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

33. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月10日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社ヤマダ電機)

株式会社ヤマダ電機の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 (第38期) (自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日) 平成27年6月26日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間 (第39期第1四半期) (自 平成27年4月1日至 平成27年6月30日) 四半期報告書は平成27
年8月14日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成27年6月26日に関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関
する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく)

イ 平成27年6月29日に関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関
する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく)

訂正報告書

アの臨時報告書の訂正報告書を平成27年7月13日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

34. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社サイバーエージェント)
株式会社サイバーエージェントの情報
上記17. に同じ
35. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (日新製鋼株式会社)
日新製鋼株式会社の情報
上記22. に同じ
36. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ソニー株式会社)
ソニー株式会社の情報
上記3. に同じ
37. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ヤマハ発動機株式会社)
ヤマハ発動機株式会社の情報
上記32. に同じ
38. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月27日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ソニー株式会社)
ソニー株式会社の情報
上記3. に同じ
39. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月28日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社ディー・エヌ・エー)
株式会社ディー・エヌ・エーの情報
上記20. に同じ
40. ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月22日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社サイバーエージェント)
株式会社サイバーエージェントの情報
上記17. に同じ

41. ドイツ銀行ロンドン支店2018年2月5日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社ディー・エヌ・エー)
株式会社ディー・エヌ・エーの情報
上記20. に同じ

42. ドイツ銀行ロンドン支店2018年4月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ヤフー株式会社)
ヤフー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 (第20期) (自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日) 平成27年6月17日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間 (第21期第1四半期) (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 四半期報告書を平成
27年8月10日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成27年6月23日に関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく)

イ 平成27年8月31日に関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第19号の規定に基づく)

ウ 平成27年9月15日に関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく)

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1)理由

1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

ドイツ銀行ロンドン支店2017年2月27日満期 期限前償還条項付 複数指数連動円建社債（日経平均株価／ユーロ・
ストックス50指数）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年3月24日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年4月13日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年4月13日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年4月24日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月2日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月25日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月26日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月5日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月9日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月12日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月23日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月26日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月28日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月29日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月21日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月24日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年8月1日満期 円建早期償還条項付日経平均株価連動社債

ドイツ銀行ロンドン支店2017年8月3日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年8月4日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年8月25日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年9月4日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年9月11日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債（ノックイン60）

ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月15日満期	期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)
ドイツ銀行ロンドン支店2018年2月23日満期	早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
ドイツ銀行ロンドン支店2018年3月7日満期	早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
ドイツ銀行ロンドン支店2018年3月16日満期	期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)
ドイツ銀行ロンドン支店2018年3月19日満期	早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
ドイツ銀行ロンドン支店2018年7月13日満期	早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円 建社債
ドイツ銀行ロンドン支店2018年7月20日満期	期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債(ノックイン65)
ドイツ銀行ロンドン支店2018年7月20日満期	期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)
ドイツ銀行ロンドン支店2018年8月16日満期	期限前償還条項付 デジタルクーポン型日経平均株価参照円建社債 (ノックイン60)
ドイツ銀行ロンドン支店2018年8月16日満期	期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)
ドイツ銀行ロンドン支店2019年9月10日満期	円建 日経平均株価指数連動 固定利付社債(ノックイン型 期限前償還 条項付)
ドイツ銀行ロンドン支店2019年10月16日満期	期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円 建社債(ノックイン60)
ドイツ銀行ロンドン支店2019年12月16日満期	期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円 建社債(ノックイン55)
ドイツ銀行ロンドン支店2020年2月14日満期	期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円 建社債(ノックイン55)
ドイツ銀行ロンドン支店2020年3月16日満期	期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円 建社債(ノックイン55)
ドイツ銀行AGロンドン2020年8月14日満期	期限前償還条項付 日経平均株価連動3段デジタルクーポン円建社債
ドイツ銀行ロンドン支店2020年8月27日満期	円建 複数指数参照型 3段デジタルクーポン社債(ノックイン型 期 限前償還条項付)(日経平均株価指数/ドイツDAX指数)
ドイツ銀行ロンドン支店2020年9月15日満期	円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500複数指数連動社債
ドイツ銀行ロンドン支店2020年9月29日満期	円建 日経平均株価連動債(ノックイン型 早期償還条項付)

2. 上記各社債の満期償還金額、利息金額および/または早期(期限前)償還事由の有無(ならびにこれらのいずれかに相当するもの)の全部または一部(該当する場合)は、日経平均株価に連動し、および/または日経平均株価の水準によって決定される。従って、日経平均株価指数の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

(2) 内容

日経平均株価指数(日経225指数)

日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。株価指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、すべて東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。株価指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の株価指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

2【当該指数等の推移】

日経平均株価指数

次表は最近5年間および当該中間会計期間中最近6か月の日経平均株価指数（終値）の最高・最低値を示したものである。

最近5年間の年度別最高・最低値	年度	2010年 (円)	2011年 (円)	2012年 (円)	2013年 (円)	2014年 (円)
	最高	11,339.30	10,857.53	10,395.18	16,291.31	17,935.64
	最低	8,824.06	8,160.01	8,295.63	10,486.99	13,910.16

最近6か月の月別最高・最低値	月別	2015年1月 (円)	2015年2月 (円)	2015年3月 (円)	2015年4月 (円)	2015年5月 (円)	2015年6月 (円)
	最高	17,795.73	18,797.94	19,754.36	20,187.65	20,563.15	20,868.03
	最低	16,795.96	17,335.85	18,665.11	19,034.84	19,291.99	19,990.82

2015年9月24日現在、日経平均株価指数の終値は、17,571.83円であった。